

# 第 1 回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和 3 年第 1 回幕別町議会定例会  
(令和 3 年 3 月 2 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）  
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
12 谷口和弥 13 芳滝仁 14 千葉幹雄
- 日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)  
行政執行方針（町長、教育長）
- 日程第 3 議案第 3 号 令和 3 年度幕別町一般会計予算
- 日程第 4 議案第 4 号 令和 3 年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 5 号 令和 3 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第 6 号 令和 3 年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 7 号 令和 3 年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第 8 号 令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 9 号 令和 3 年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第 10 議案第 10 号 令和 3 年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 11 議案第 11 号 令和 3 年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第 12 議案第 12 号 令和 2 年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 13 議案第 13 号 令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 14 号 令和 2 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 15 号 令和 2 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 16 議案第 16 号 令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 17 号 令和 2 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 18 議案第 18 号 令和 2 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 19 号 令和 2 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 20 号 令和 2 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 21 号 幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例
- 日程第 22 議案第 25 号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

# 会議録

令和3年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年3月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月2日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘  | 2 小田新紀  | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至  | 5 小島智恵  |
| 6 若山和幸  | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀  | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | 17 東口隆弘 |         |         |         |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

教 育 長 菅野勇次

代表監査委員 八重柏新治

企画総務部長 山岸伸雄 (選挙管理委員会事務局長)

経 済 部 長 岡田直之

会 計 管 理 者 合田利信

札内支所長 原田雅則

政策推進課長 白坂博司

地域振興課長 亀田貴仁

住民生活課長 谷口英将

農 林 課 長 香田裕一

土 木 課 長 小野晴正

経済建設課長 高橋宏邦

生涯学習課長 石田晋一

副 町 長 伊藤博明

農業委員会会長 谷内雅貴

選挙管理委員会委員長 難波勝美

住民福祉部長 細澤正典

建 設 部 長 笹原敏文

忠類総合支所長 川瀬吉治

教 育 部 長 山端広和

総 務 課 長 佐藤勝博 (選挙管理委員会書記長)

糠内出張所長 天羽 徹

保 健 課 長 金田一宏美

商工観光課長 西嶋 慎

水 道 課 長 松井公博

学 校 教 育 課 長 宮田 哲

学校給食センター所長 鯨岡 健

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 12 谷口和弥 13 芳滝仁 14 千葉幹雄

# 議事の経過

(令和3年3月2日 10:00 開会・開議)

## [開会・会議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただいまから、令和3年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、12番谷口議員、13番芳滝議員、14番千葉議員を指名いたします。

## [会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から3月19日までの18日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 次に、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配布してあります。  
次に、去る2月19日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、令和3年度事業計画が決定したので、お手元に配布いたしました。  
後ほどご覧いただきたいと思います。  
これで、諸般の報告を終わります。

## [行政執行方針]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政執行方針の申出がありますので、これを許します。  
飯田町長。  
○町長（飯田晴義） 令和3年第1回町議会定例会が開会されるに当たり、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。  
一昨年4月に町民の皆さんからの負託を受け、町長として2期目の町政のかじ取りを担わせていただいてから、早くも任期の折り返しを迎えようとしております。  
昨年は、新型コロナウイルス感染症という未知の感染症に直面したことで、私たちの日常生活は激変し、心理的にも経済的にも重く暗い影を落とした1年となりました。  
そのような中、町民の皆さんの命と暮らしを守ることを最優先に、感染症対策はもとより、経済対策、生活支援対策を切れ目なくスピード感を持って取り組んできたところであります。

しかしながら、いまだ終息の兆しは見えず、今後とも警戒が必要な状況にありますことから、本年も、感染症対策を徹底し、医療機関等と十分な連携を図りながらワクチン接種を円滑に実施するとともに、地域経済の回復、活性化についても可能な限りの対策を講じてまいります。

頂いた任期の折り返しを迎える今、引き続き本町の持続的な発展に向け、緊張感を持って、全力で町政運営に当たってまいり所存であります。

はじめに、まちづくりに臨む私の基本姿勢について申し上げます。

私は、常に住民との対話を心がけ、対話を重ねることで住民との協働による施策を構築し、それを共に実行することにより、達成感や充実感が共有され、心の通った協働のまちづくりが実現できるとの信念の下、平成 27 年の初当選以来、「住民との対話を重ね、その中から住民の思いを共有し、一緒に実現する」ことを政治姿勢に掲げ、町政の推進に取り組んでまいりました。

いかなる施策も、その立案に向けての出発点は、現状を正確に認識することにあります。そして、その際に最も重要なのが、日頃からの「住民との対話」であり、直接生の声を聞き、住民の思いを正しく認識してこそ、血の通った施策が実現できるものと考えております。

こうした政治姿勢の下、昨年のコロナ禍において、飲食業、宿泊業をはじめ様々な業種において売上げが激減するなど地域経済に大きな影響を受けた際にも、「事業者を守り、雇用を守ることで町民の皆さんの生活を守る」との思いで、現場で真に望まれている施策の実現に向け、町内事業者など多くの町民の皆さんの元に直接足を運び、お話を聞かせていただくことで、様々な支援策を、スピード感を持って取り組むことができたものと思っております。

今後におきましても、「住民との対話によるまちづくり」を基軸に、町民の皆さんとの確かな信頼関係を積み重ね、幕別町が「住んでみたい」「住んでよかった」「住み続けたい」と思ってもらえる町となるよう、引き続き町政の推進に全力を傾注してまいります。

次に、新年度予算の概要について申し上げます。

コロナ禍にあつて、感染防止対策及び経済対策を継続的、効果的に実施していくことが当面の最重要課題でありますことから、新年度の予算は、補正予算も含め 15 か月間の予算とする考えの下、編成したところであります。

一般会計予算の総額は、163 億 6,499 万 6,000 円で、前年度と比較して、3 億 704 万円、1.9%の増に、また、国民健康保険特別会計など 7 特別会計と水道事業会計を合わせた 8 会計では、総額 89 億 1,365 万 8,000 円で、前年度と比較して、1 億 3,977 万 6,000 円、1.6%の増となっております。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費は、総額約 26 億 9,000 万円で、前年度と比較いたしますと、札内青葉保育園建設費補助事業や公営住宅あかしや南団地建替事業などの実施に伴い、5.4%の増となっております。

また、非投資的経費は、人件費や扶助費の増嵩により、総額約 136 億 7,000 万円、1.3%の増となっております。

次に、歳入についてであります。町税は、新型コロナウイルス感染症の影響により町民税及び固定資産税等において減収を見込んでおりますことから、前年度比 2.0%の減を、また、普通交付税については、国の地方財政対策の内容を踏まえ、前年度交付決定額に対して 2.8%の増で計上したところであります。

基金繰入金につきましては、財政調整基金から 3 億円、減債基金から 5,000 万円、まちづくり基金から約 1 億 500 万円、森林環境譲与税基金から約 1,500 万円、総額約 4 億 7,000 万円を計上したところであります。

また、町債につきましては、普通建設事業債 13 億 2,260 万円、臨時財政対策債 5 億 2,800 万円、過疎債のソフト事業分 3,360 万円と、総額では前年度に比べ 1 億 5,810 万円、9.2%の増となりました。

以上、新年度予算の概要について申し上げましたが、厳しさを増す地方財政の中にあつて、「選択と集中」の考えの基、必要な事業に対して重点的に配分を行うよう編成したところであります。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、「第 6 期幕別町総合計画」に掲げる 5 つの基本目標

に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の1つ目、「協働と交流で住まいる」についてであります。

活力のあるまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの活性化の促進を図ることが重要でありますことから、町民の皆さんの参加による協働のまちづくりを推進していくとともに、行政区の在り方について、公区長の皆さんへの聞き取り調査の結果などを踏まえ、今後の方向性について、引き続き検討を進めてまいります。

定住施策の推進につきましては、マイホーム応援事業を継続して実施するとともに、あらゆる機会を捉えて、定住施策や子育て支援策など幕別町の「売り」を積極的にPR・情報発信してまいります。

また、本年は、「第4次行政改革大綱後期推進計画」のスタートの年であります。

激甚化、頻発化する災害やコロナ禍における「新たな日常」への対応、働き方改革及び行政のデジタル化など、昨今の社会情勢等を踏まえ、「町民との協働に基づく行政経営の推進」「効率的で効果的な事務事業の推進」「迅速で機動性の高い行政組織の確立」及び「健全な財政運営の保持」を4つの柱として、時代に即応した、効率的、効果的な行財政運営に取り組んでまいります。

次に、基本目標の2つ目、「特色ある産業で住まいる」についてであります。

本町の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、高齢化や担い手不足による農業労働力の減少、TPP11をはじめとした国際貿易協定による関税引下げ、頻発する自然災害や家畜伝染病の発生、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響による農畜産物の価格下落など、依然として先行きが不透明な状況にあります。

このため、農業基盤整備と土づくりを農業振興の柱に据え、「ふるさと土づくり推進事業」を継続して実施するとともに、長年の懸案でありました農村地域の光ファイバー網を令和3度末までに整備し、スマート農業に取り組む農業者等を支援するなど、生産基盤の強化や農業経営の近代化を推進してまいります。

また、まくべつ農村アカデミーやグリーンパートナー対策事業の充実により地域農業を担う人材の育成・確保を図るとともに、農業経営基盤強化促進事業等を活用し、担い手への農地の集約・集積化を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、「幕別町鳥獣被害防止計画」に基づき、行政、農業関係団体、猟友会など地域が一体となった捕獲体制の下、有害鳥獣の個体数減少と農業被害の軽減に努めてまいります。

土地改良事業では、国営事業として、新川二期地区上統内排水機場更新事業が新たに着手されるとともに、道営事業の水利施設等保全高度化事業等を計画的に推進するなど、農業基盤整備による生産の安定化と効率化を図ってまいります。

なお、北海道が実施しております「農業競争力基盤強化特別対策事業」、いわゆる「パワーアップ事業」につきましては、令和2年度をもって終了する予定でありましたが、新たに「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」として、第6次の5か年事業が実施されることとなりましたことから、本町といたしましても、引き続き、受益者負担の軽減と土地改良事業の推進に取り組んでまいります。

林業の振興では、私有林人工林に対する支援として「私有林森林整備環境保全事業」を新たに創設するなど、森林環境譲与税を活用した森林整備環境促進事業に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済に甚大な影響が見られる中、当面は、感染症拡大への対応と地域経済の維持の両立が求められております。

このため、常に感染状況や景気動向、町内事業者の現状を見極めつつ、適宜経済対策を講じるとともに、関係機関との連携を図りながら、経営改善普及事業や各種活性化事業に対する支援を行うほか、中小企業融資により町内企業の経営環境の安定に努めてまいります。

また、雇用対策では、リバーサイド幕別工業団地や札内東工業団地での企業誘致による雇用の創出に努めるほか、「幕別町お仕事紹介所」の取組を強化させ、若者や障がい者等、全ての町民が安心して働くことができる就業環境づくりを進めてまいります。

観光物産振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の観光情勢が一変したことから、近場の旅行、いわゆる「マイクロツーリズム」としての資源の掘り起こしをはじめ、ポストコロナを見据えた観光物産振興を図るべく、本町地域において「地域おこし協力隊」を採用し、新たな発想を取り入れた商品開発や情報発信に取り組んでまいります。

また、忠類地域においても、引き続き「地域おこし協力隊」を活用した地域の新たな魅力開発や情報発信に取り組むとともに、忠類地域住民会議や忠類地域魅力発信事業実行委員会、観光物産協会等と連携を図りながら一層の誘客促進に努めてまいります。

次に、基本目標の3つ目、「人がいきいき住まいる」についてであります。

子育て支援につきましては、「すべての町民が支えあい、子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」を基本理念とした「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て家庭の多様なニーズに応じて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めてまいります。

特に、保育における質と量の拡充に向け、本年度、私立の札内青葉保育園建て替えに支援を行うこととしており、令和4年4月からは、入所定員が90名から120名に拡大され、待機児童の緩和・解消と町内の子育て支援の拡充につながるものと期待しているところであります。

次に、明るい長寿社会の実現につきましては、本年3月に策定いたします「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2021」に基づき、高齢者の方々ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムのさらなる推進に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症により、外出の機会が減少し、体力の低下や認知症が進行する高齢者の増加が懸念されておりますので、家庭でできる体操や適切な外出方法の周知をはじめ、フレイル教室など筋力や認知機能など心身の活力低下を予防する介護予防教室を充実するなど十分な感染症対策を図りながら、高齢者の心身の機能維持向上に努めてまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、本年3月に策定いたします「まくべつ障がい者福祉プラン2021」に基づき、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、障がいへの理解促進、雇用・就業の推進、障害福祉サービスや障がい児支援体制の充実などを重点項目として各種施策の推進に努めてまいります。

また、発達支援センターにおいては、本年度から対象児童を小学校6年生まで拡大するほか、昨年度から実施しております「ペアレントトレーニング」に引き続き取り組み、保護者に対する支援を図ってまいります。

地域における福祉活動の推進につきましては、本年度からひきこもり等で悩んでいる当事者やその家族が気軽に相談できるよう、町広報紙やホームページ等で相談窓口の周知を図るとともに、SNSを活用した相談手法の拡充やひきこもりに関する調査研究、ひきこもり状態にある方が安心して参加できる居場所づくりなどを行う「ひきこもりサポート事業」に取り組んでまいります。

町民一人ひとりの健康づくりにつきましては、健康寿命の延伸を目的に、特定健診、がん検診等の受診率向上に向けて「幕別健康ポイントラリー」を継続して実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の蔓延による受診控えが懸念されますことから、安心して受診していただけるよう健診会場の感染症予防対策を徹底してまいります。

消防体制の充実強化につきましては、忠類地区に配備しております救急車を更新するほか、消防団員の確保及び質の向上を図り、災害対応力を強化してまいります。

防災対策につきましては、地震や津波、気候変動等に伴う大規模水害に備え整備しました防災行政無線を活用し、迅速かつ的確な情報伝達を図るとともに、コミュニケーションアプリLINE（ライン）に公式防災アカウントを開設し、情報伝達手段の多様化を図ってまいります。

また、一人ひとりの避難行動計画となるマイタイムラインの作成講習や出前講座などを通し、地域における防災活動の支援や自主防災組織の組織率の向上に努め、地域の実情に合った防災訓練の実施に向け支援を行うとともに、昨年度中止となった一日防災学校を町内小学校2校で実施し、子どもたちへの防災教育の充実に努めるなどソフト面での防災・減災対策の強化を進めてまいります。

次に、基本目標の4つ目、「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」についてであります。

町の持続的な発展のためには、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりと、国際社会で活躍できる人材育成のための教育が重要であります。

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもを育むとともに、誰もが学び、豊かな感性を育てることができる教育の充実を目指し、総合教育会議を中心に教育委員会との連携を図りながら重点的な施策等について、協議・調整を進めてまいります。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育長から申し上げます。

次に、基本目標の5つ目、「自然との調和で快適な住まいる」についてであります。

道路につきましては、主要道道である幕別大樹線、幕別帯広芽室線及び豊頃糠内芽室線等の道路整備について、計画的に事業の推進が図られるよう要請するとともに、町道の整備につきましては、緊急性や投資効果、地域バランスなどを考慮しつつ、幕別地域において緑町団地道路5号など9路線、忠類地域において忠類24号線など2路線の整備を行ってまいります。

また、音更町において、道東自動車道の音更・帯広インターチェンジから池田インターチェンジ間での（仮称）長流枝スマートインターチェンジの設置について、昨年10月、国の事業許可により事業化されたことから、これまでと同様に音更町と協力しながら関係機関に対して早期完成の要請を行うとともに、スマートインターチェンジから国道38号に至るまでのアクセス道路の整備について、音更町と協力しながら検討を進めてまいります。

公営住宅につきましては、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、昨年に引き続き桂町西団地2棟12戸を建設し、団地全体で4棟24戸の建設が完了するとともに、新たにあかしや南団地の建て替えに着手し、本年度は2棟32戸を解体し、2棟16戸の建設を行います。

公園整備につきましては、これまで、「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園遊具等の計画的な改築更新を進めてまいりましたが、本年度は、札内北公園のろ過機の更新を行うほか、明野ヶ丘公園につきましては昨年に引き続きワークショップを開催し、町民のご意見を伺いながら再整備基本計画の策定を進めてまいります。

重要なライフラインである水道につきましては、配水管の整備や更新のほか、道営営農用水事業による駒畠簡易水道の更新事業を実施するなど、水道施設の強靱化を図り、安全・安心な水の安定供給に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、快適な生活環境を維持するため、下水道ストックマネジメント支援制度に基づく修繕・改築計画により施設を整備することとしており、本年度から幕別、札内の両地区を十勝川流域下水道で一括して污水处理を行う処理区統合事業を進めてまいります。

個別排水処理事業につきましては、引き続き農村部などの生活排水処理対策として合併処理浄化槽の整備を進め、農村の生活環境の向上に努めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、忠類市街を中心とした生活排水処理対策として忠類浄化センターの機械・電気設備の更新を進め、忠類地域における水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

以上、第1回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきました。

本年は、1年延期されていた東京オリンピック・パラリンピックが、そして来年は北京オリンピック・パラリンピックが開催される年であります。

本町のオリンピックアンには、既に出場が内定している山本幸平さんに続いて、福島千里さん、桑井亜乃さん、高木菜那さん、高木美帆さんの4名にはぜひ連続出場を、そしてこれに続く若い選手にも代表の座を勝ち取っていただき、町民の皆さんに誇りと感動や勇気を、そして、子どもたちに大きな夢と希望を与えていただきたいと望んでおります。

私も、これら選手に負けないよう、持てる力の全てを注ぎ、情熱を持ってまちづくりに取り組むことで、幕別町が夢や希望に満ちあふれた、輝かしい未来ある町となるよう、そして、コロナ禍にあって、この難局を乗り越え、落ち込んだ地域経済を再生し、安心して暮らせる日常を取り戻すことがで

きるよう、全力を尽くしてまいりたい決意であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（寺林俊幸） 次に、教育長から教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 令和3年第1回町議会定例会の開会に当たり、本年度の教育行政執行方針について申し上げます。

近年の急速な高齢化、人口減少、少子化、情報化、国際化等の予想を超える社会変化やグローバル化が一層進化し、Society（ソサエティ）5.0の超スマート社会の到来を見据える中で、教育の果たす役割は極めて重要であります。

加えて、1年を超えてなお、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、社会経済情勢が大きく変化し、教育分野においてもGIGAスクール構想の実現や少人数学級の推進など、変革のときを迎えております。

こうした背景の中、子どもたちが急激に変化する社会を生き抜くために必要な資質・能力を身につけられるよう、学校・家庭・地域の連携と協力の下で、教育行政の推進に努めてまいります。

また、町民の皆さんが生涯にわたって、心豊かに健康に暮らしていけるよう、芸術・文化・スポーツの活動を通して、様々な学習機会の提供と学習活動を支援してまいります。

以下、「第6期幕別町総合計画」基本計画第4章「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」の各節と第1章「協働と交流で住まいる」第3節について、本年度の主な施策について申し上げます。

はじめに、「豊かな人生を育む生涯学習の推進」についてであります。

町民の健康で潤いのある生活と豊かで活力ある地域づくりの推進のためには、町民一人ひとりが生涯を通じて自ら学ぶとともに、その成果を生かすことのできる環境をつくることが重要であり、生涯学習は心にゆとりや潤いを与え、学んだことを生かすことで、人づくりや活力ある地域づくりに大きな成果をもたらします。

このため、引き続き、百年記念ホールや町民会館、忠類コミュニティセンター、図書館など生涯学習施設等の活用を図り、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習施策を展開するほか、学習情報の効果的な発信や生涯学習講座等の充実に取り組み、幅広い世代の町民に生涯にわたる学習活動の場を提供してまいります。

図書館では、平成29年度から実施しております、「図書館を核とした地域づくり」に引き続き取り組むとともに、図書館本館屋上の防水改修工事や図書館システムの更新により「知の拠点」としての機能強化と、より快適な読書環境づくりの推進に努めてまいります。

2つ目は、「生きる力」を育む学校教育の推進」についてであります。

変化の激しい社会の中で、子ども一人ひとりが創造性豊かに、たくましく生きていくためには、自律心や協調性、思いやる心などの豊かな人間性、問題を解決する資質や能力、そして健康、体力など「生きる力」を育むことが重要であります。

はじめに、「学校教育の主な施策」について申し上げます。

「小中一貫教育の推進」については、3年目を迎え本年度、小中一貫カリキュラム編成を具体化し、小中学校の接続を生かした学力分析と学園単位での授業改善、カリキュラムマネジメントによる小学校高学年の専科制導入や小学校への乗り入れ授業の充実を図るとともに、小学生の中学校登校や小中合同による各種取組についても引き続き実施し、小学生の中学校進学への不安解消や小中学校間の指導方法の連携につなげてまいります。

次に、「いじめや不登校の対応」についてであります。

いじめや不登校への対応につきましては、いじめの積極的な認知と組織的な対応や、不登校の初期段階からの組織的・計画的な支援を進め、未然防止・早期対応に努めてまいります。

あわせて、「子どもカウンセラー」や「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」



の活用をはじめ、「まっく・ぎ・まっく」の利用を勧めるなど、児童生徒に寄り添った対応を行ってまいります。

次に、「学校教育の充実」についてであります。

小学校においては、これまで国際交流員2名に加えて臨時英語指導助手1名を配置し、小学校3、4年生の外国語活動及び5、6年生の外国語授業の総時数に対し約3分の2に当たる時数をサポートしてまいりました。

本年度からは、小学校における外国語活動と外国語授業、全ての授業にサポートを拡充し、子どもたちのコミュニケーション能力の基礎となる資質・能力を育成しながら中学校への円滑な接続を図ってまいります。

また、GIGAスクール構想の実現に向け、1人1台のタブレット型端末や無線LAN、デジタル教材などを活用し、「主体的・対話的で深い学び」の一層の推進を図るとともに、教員への研修機会の提供などICTの効率的な活用を進めてまいります。

このほか、昨年度、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できませんでしたが、本年度、改めて小学校、中学校の各1校において、劇作家で演出家であります町友の平田オリザ氏を講師として招き、授業の中で演劇手法を用いたワークショップを実施し、児童生徒がテーマに沿い問題解決策を導き出す過程を学ぶことでコミュニケーション能力の向上につなげてまいります。

また、「観光教育」として、町内中学校1校の修学旅行で訪問予定の函館市内において、幕別町観光物産協会のご協力を頂きながら、買物等で訪れる方に地元の農産物と観光パンフレット等を配布するなど、町の魅力をPRする取組を計画しており、生徒たちが町の魅力を再認識し、公共の場におけるマナーや公衆道徳を身につけることができるよう、町部局と連携しながら進めてまいります。

次に、「学校給食」についてであります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしているところであります。

しかしながら、近年、給食材料費の高騰が続き、収支の均衡を保つことが極めて厳しい状況にあることから、幕別町学校給食センター運営委員会からの答申に基づき、本年度から学校給食費を改定することといたしました。

改定に当たっては、子育て世代の大幅な負担増とならないよう、町の支援を実施するとともに、今後も地場産食材を活用した「まくべつの恵み給食」の創意工夫に努めるなど、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供してまいります。

次に、「教育施設の整備」についてであります。

老朽化が進んだ学校施設の改修は、昨年度策定した「幕別町学校施設の長寿命化計画」に基づき進めてまいります。本年度は、札内南小学校の校舎及び屋内運動場の長寿命化改修工事に向けた設計を実施してまいります。

次に、「高等学校への支援」についてであります。

「幕別清陵高等学校」につきましても、本年度で3学年がそろうこととなりますが、本町の特色を生かした魅力ある教育活動をはじめ、社会に開かれた学校づくりが展開できるよう、文理探究、福祉、ビジネス、スポーツ&ヘルスの4つのコース、さらには文化・体育活動等に対する支援を引き続き行い、地域への誇りと愛着を持ち、地域の未来を担う人材を育む高校となるよう努めてまいります。

本年度につきましても、これまでの支援に加え、東京大学教授による出前授業や学生との交流を通して、学習に対する考え方や自主的・主体的な生徒会活動、地域貢献について学ぶことができるよう支援してまいります。

また、生徒の「特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブ」への加入に係る年会費の一部を助成し、同スポーツクラブとの連携強化を図り、授業をはじめ幅広いスポーツ・文化活動が展開できるよう支援してまいります。

次に、「信頼される学校づくりの推進」についてであります。

コミュニティ・スクールについては、目指す児童生徒の姿の共有に向け、学校運営協議会における活動内容に関する情報を積極的に発信するとともに、情報収集の促進と地域学校協働本部の設置を視野に入れた、地域の有為人材や教育資源の掘り起こしを通して、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。

学校における働き方改革につきましては、教員が児童生徒と向き合うための時間を確保するため、引き続き学校事務補助員を小学校7校、中学校4校に1名ずつ配置するとともに、特別な配慮を必要とする児童生徒の学習や学校生活を支援するため小学校7校に37名、中学校3校に7名の特別支援教育支援員を配置いたします。

また、昨年6月から全ての小中学校で勤務管理システムの運用を開始し、教職員の在校等時間を管理しており、今後も業務の平準化や時間外在校等時間の縮減に努めるとともに、1年間の勤務実態を把握した上で、1年単位の変形労働時間制の導入に向けて検討してまいります。

3つ目は、「青少年の健全育成の推進」についてであります。

次代を担う青少年が豊かな人間性を育み、自他ともにかけがえのない存在であることを認識するとともに、社会の一員として自覚し、自ら進んで社会参加ができる健全な社会人として成長するよう、家庭・学校・地域などが連携して青少年の健全育成を推進することが必要であります。

このため、郷土の歴史や自然体験など幅広い学習機会を通して、心身の健全な育成を図りふるさとを愛する心を持った豊かな人間性を育むため、引き続き「ふるさと館ジュニアスクール」や「学び隊」などを実施してまいります。

また、家庭、地域、関係機関の連携を図り、子どもたちを守り育てていく活動を推進し、幕別町PTA連合会や幕別町児童生徒健全育成推進委員会のほか、子ども会などの取組に対する支援を通して、未来に羽ばたく青少年が健やかに育つ環境づくりを推進してまいります。

4つ目は、「芸術・文化活動の振興」についてであります。

音楽や美術、演劇などの芸術文化は、見る者に感動や生きる喜びをもたらし心豊かな生活に欠かすことのできないものであり、その果たす役割は極めて重要であります。

このため、「百年記念ホール」の指定管理者であります「特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場」と協働・連携を図り、コロナ対策を講じた上で優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、施設の老朽化対策として本年度は、陶芸窯2基の改修工事を実施いたします。

5つ目は、「歴史的文化的の保存・伝承」についてであります。

本町の歴史的・文化的資源である郷土文化資料と、その情報を町民共有の財産として次世代に引き継ぐため、収集・保存事業とともに、特に次代を担う子どもたちが郷土文化資料を通して、身近に先人の苦労や豊かな知識に触れ、ふるさとへの新たな思いを養い、幕別町への愛着と誇りを育む事業の展開が重要であります。

このため、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集、保存、展示しているふるさと館や蝦夷文化考古館のほか、世界的にも貴重な資料を展示しているナウマン象記念館のそれぞれの特徴を生かし、郷土の歴史や文化等を学習する場としての活用を図ってまいります。

また、本年度から新たに学芸員を配置し、2年にわたり実施いたしました足跡化石の発掘調査を引き続き実施するとともに、蝦夷文化考古館等の早期整備に向け、町部局と連携を図りながら関係団体と協議を重ね、アイヌ政策推進地域計画を策定してまいります。

6つ目は、「健康づくりとスポーツ活動の振興」についてであります。

本町のスポーツ施設は、札内スポーツセンターや農業者トレーニングセンターなどの屋内施設と陸上競技場や野球場のほか、パークゴルフ場などの屋外施設を設置しており、多くの町民の方が体力づくりや健康維持のため利用されております。

本年2月に策定した「第1期幕別町スポーツ推進計画」を推進していくため、関係機関等と協力・連携を図り、オリンピックとのふれあいイベントやパラスポーツ実践事業のほか、大学のスポーツ合宿誘致事業などを実施し、スポーツ振興に取り組んでまいります。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会、来年2月には北京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、町のホームページやSNSを活用し、本町出身のオリンピックの動向や大会スケジュール等を広く発信するなど、多くの町民の皆さんとともにオリンピックを応援する機運を醸成してまいります。

最後に、「国内交流や国際交流の推進」についてであります。

国内交流につきましては、次世代を担う人材を育成するため、埼玉県上尾市、神奈川県開成町及び高知県中土佐町と小学生の派遣・受入れの相互交流を毎年実施しております。

昨年度は、コロナ禍の影響を受け中止いたしました但、交流する1市2町と協議の上、本年度は、開成町と中土佐町からの受入れを実施することに加え、本町からも中土佐町に小学6年生15名を派遣するよう準備を進めてまいります。

また、本年度も国際的視野を広め将来国際社会に貢献できる人材を育てることを目的として、中学2年生16名、幕別清陵高等学校1年生3名、合わせて19名を対象にオーストラリアのキャンベラ市との相互交流を予定しておりますが、コロナ禍により派遣できない場合は、受入れ校であるメルローズハイスクールとインターネットを活用した交流事業について検討してまいりたいと考えております。

以上、令和3年度教育行政執行に当たっての基本方針を述べさせていただきました。

変化の激しい時代を生きる子どもたちを、自らの可能性を発揮し豊かな人生を切り開くことのできる人材に育てていくことが重要であります。

教育委員会といたしましては、町民の皆さんが生き生きと学び続けることができるよう支援するとともに、子どもたちの意欲や能力を引き出し、個性豊かでたくましく育てるため、学校・家庭・地域をつなぐ教育行政の推進に全力で取り組んでまいる所存であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（寺林俊幸） これで、行政執行方針は終わりました。

会議の途中ですが、この際、11時まで休憩いたします。

10：47 休憩

11：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[一括議題]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第3号、令和3年度幕別町一般会計予算から日程第11、議案第11号、令和3年度幕別町水道事業会計予算までの9議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第3号から議案第11号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり委員会条例第5条及び第7条第2項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する令和3年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思ひます。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものとしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第11号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する令和3年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の

上、審査することとし、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 12、議案第 12 号から日程第 20、議案第 20 号までの 9 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 12、議案第 12 号から日程第 20、議案第 20 号までの 9 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 12、議案第 12 号、令和 2 年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 12 号、令和 2 年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,792 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 212 億 1,999 万 7,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページから 5 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

6 ページをご覧ください。

「第 2 表 繰越明許費」であります。

2 款総務費、1 項総務管理費「子育て支援施設感染防止対策事業」117 万 3,000 円であります。

国の第 3 次補正予算で、学童保育所における新型コロナウイルス感染症対策に係るアルコール消毒液等の消耗品や感染防止用備品の購入が新たに事業として追加されましたことから、国の補助事業を活用して実施するため、事業費の全額を令和 3 年度に繰り越すものであります。

「高度無線環境整備推進事業」8 億 4,957 万 8,000 円であります。

小中学校のオンライン授業やスマート農業に欠かせない高速情報通信の未整備地域の解消を目的として、農村地域を含めた町内全域で光ファイバー網を民設民営方式により整備し、事業主体であります NTT 東日本に負担金を支出するものでありますが、年度内に事業が完了できませんことから、事業費の全額を繰り越すものであります。

3 項戸籍住民登録費「戸籍・住民登録・印鑑登録管理事務事業」888 万 8,000 円であります。

本籍地以外の市区町村窓口において戸籍謄抄本の請求を可能とするなどの戸籍法等の改正に伴う戸籍電算システムの改修と、国外転出後も利用可能な「戸籍の付票」を個人の認証基盤に活用するなどの住民基本台帳法等の改正に伴う住基システムの改修について、年度内に事業が完了できませんことから、事業費の全額を繰り越すものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費「障害者自立支援給付事業」108 万 5,000 円であります。

令和 3 年 4 月に予定される障害福祉サービスの報酬改定等に伴う障がい者福祉システムの改修について、事業費の 2 分の 1 の国庫補助の要件であります令和 2 年度予算への計上を行った上で、繰越事業にて実施するため、事業費の全額を繰り越すものであります。

4 款衛生費、2 項清掃費「し尿処理事業」3 万 9,000 円であります。

北海道による十勝川浄化センター汚泥処理設備の更新工事が、入札不調後の設計内容の見直しに不測の日数を要したことなどの理由により、年度内に事業が完了できませんことから、これに係る町の汚水処理下水道建設・管理負担金の一部を繰り越すものであります。

6 款農林業費、1 項農業費「産地生産基盤パワーアップ事業」1 億 5,726 万 1,000 円であります。

基幹作物であります小麦や豆類の労働時間縮減を図るとともに、作付面積の拡大により、販売額を増加させることを目的として、1 農業者団体がリース方式により導入するトラクターの自動操舵システム 255 台分に対する国からの間接補助金 2 億 9,204 万 3,000 円のうち 132 台分について、年度内に事業が完了できませんことから、事業費の一部を繰り越すものであります。

「忠類地区道営草地整備事業」1,675 万円と、7 ページになりますが、「道営土地改良事業」の「中里」から「糠内第 3」までの 6 地区に係る道営水利施設等保全高度化事業負担金 2 億 894 万円であります。

国の補正予算に伴い、北海道が繰越事業にて事業を実施することとなりましたことから、当該事業に係る町の負担金を同様に繰り越すものであります。

8 款土木費、3 項都市計画費「公園整備事業」885 万 5,000 円であります。

明野ヶ丘公園再整備基本計画策定に係る事務についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、5 回の開催を予定しておりました町民ワークショップが、現在 2 回の開催にとどまっていることにより、年度内に事業が完了できませんことから、事業費の一部を繰り越すものであります。

「第 3 表 債務負担行為補正」「1 追加」であります。

「農業経営安定化支援資金利子補給」であります。

既存資金の借入れに係る償還圧を軽減するため「JA 農業後継者応援資金」と「JA 中核農業者応援資金」を活用して農業経営の安定化・高度化に取り組む農業者に対し、その金利の一部を補給するため、令和 3 年度から 26 年度までを期間として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

限度額は、17 万 4,000 円とするものであります。

「地域おこし協力隊活動用自動車借上料」であります。

令和 3 年 4 月から採用を予定している 2 名の地域おこし協力隊の活動用公用車 2 台のリース契約について、令和 3 年度から 8 年度までの 6 年を期間として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

限度額は、412 万 8,000 円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。

「忠類学校給食センター給食配送業務委託料」であります。

これまで単年契約で業務を委託しておりましたが、安定的な役務の提供を確保し、業務に支障を及ぼすことがないように、令和 3 年度から、幕別学校給食センターの委託期間の終期と同様に、4 年度までの 2 年を期間として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

限度額は、300 万円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。

8 ページをご覧ください。

「第 4 表 地方債補正」「1 追加」であります。

減収補填債は、普通交付税額算定上の標準的な収入額を示す「基準財政収入額」と実際の税収入額との差を精算するために発行する地方債として認められているものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収が見込まれます一部の税目について、本年度に限り、減収補填の追加税目として地方債を発行することが可能とされたもので、後年次にその元利償還金の 75%が、一部においては、その 100%が普通交付税で措置されるものであります。

本町においては、「市町村たばこ税」「地方揮発油譲与税」「地方消費税交付金」の 3 税目が対象となるものでありますが、「基準財政収入額」と比較した減収見込額の 2,917 万 6,000 円に地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

次に、「2変更」であります。

旧忠類物産センター改修事業ほか45事業について、事業費の確定などから借入額の変更を行うものであります。

10ページまでにわたっておりますが、変更する45事業の合計で、補正前と比較して2,339万5,000円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

22ページまでお進みください。

1款1項1目議会費403万2,000円の減額であります。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、予定していた道外視察研修等中止に伴う減額であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費65万7,000円の追加であります。

「例規管理事務事業」は加除式書籍の追録数の増に伴う費用を、「庁舎維持管理事業」は現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用をそれぞれ追加するものであります。

5目一般財産管理費1,072万円の減額であります。

道営事業で予定しておりました町道糠内古舞線の歩道拡張工事の進捗が遅れたことに伴い、支障となっております光ケーブルや鋼管製の電柱など共聴設備の移設工事の実施を見送ったことによる減額であります。

23ページになります。

9目企画費107万2,000円の減額であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、予定していた事業を中止したことに伴う減額であります。

15目職員厚生費204万8,000円の減額であります。

執行残であります。

17目諸費1,528万5,000円の追加であります。

「諸費事務事業」は、十勝町村会負担金の確定に伴う追加であります。

「ふるさと寄附返礼品贈呈事業」は、本年1月末現在において、町外からのふるさと寄附の件数は1万5,000件を超え、2億5,900万円余りの寄附金が寄せられており、今後も増加が見込まれますことから、記念品などの所要の費用を追加するものであります。

24ページになります。

18目基金管理費2,749万8,000円の追加であります。

24節の細節1と細節2並びに27節は、基金から生じる利子収入分を基金に積み立てるものであります。

24節の細節3は、「ふるさと寄付金」の一部を「まちづくり基金」に積み立てるものであります。

20目地方創生推進事業費469万9,000円の減額であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、予定していた事業の中止に伴う減額が主なものであります。

25ページになります。

21目特別定額給付金事業費775万4,000円の減額であります。

執行残であります。

26ページになります。

22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費1億1,410万8,000円の減額であります。

説明欄に記載の「飲食店・ホテル等緊急支援事業」「スーパープレミアム商品券発行事業」「テレワーク環境構築事業」、27ページになりますが、「指避難所感染防止対策事業」までと、次の「子育て

て支援施設感染防止対策事業」を除きまして、28 ページの「保護者費用負担特別軽減事業」から、さらに2枚めくっていただきまして、32 ページの上から2つ目の「夏季休業期間短縮事業」までの22事業につきましては、事業完了に伴う執行残と実績見込みによる事業費の減額を見込み、合わせて1億1,848万9,000円を減額するものであります。

この22事業に含めませんでした、27 ページの「子育て支援施設感染防止対策事業」と、32 ページの下段にあります「医療・福祉施設従事者用宿泊施設確保事業」は、恐縮ですが、別冊の議案説明資料で事業概要をご説明いたしますので、議案説明資料の1ページをお開きください。

議案説明資料1ページは、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業」についてであります。今回の補正予算で追加いたします2つの事業であります。

「1、子育て支援施設感染防止対策事業」117万3,000円であります。

国庫補助金の補助裏分39万1,000円は、臨時交付金が別枠で算定されるものであります。

「事業内容」の欄に記載しておりますように、全ての学童保育所の集会室や学習室等に加湿器を導入し、あわせて、アルコール消毒液等の感染防止対策用消耗品を購入するものであります。

「2、医療・福祉施設従事者用宿泊施設確保事業」320万8,000円であります。

今後、町内の医療施設または福祉施設において、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、直後の感染拡大防止の観点から、感染者等と接する業務に従事する施設職員のうち、同居家族がいる職員の一時的な滞在場所として、町内の宿泊施設を借り上げ、その宿泊に要する費用を負担しようとするものであります。

あらかじめご協力を承諾いただいているのは、札内西町の「ホテルアルムもみの木帯広東」であります。

1棟26室の31日分の宿泊費320万7,000円を計上するものでありますが、本事業につきましては、事業の実施が不確定でありますことから、一般財源で計上しているものであります。

以上で、予算説明資料の説明を終わります。

恐縮ですが、議案書の33ページにお戻りください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費540万6,000円の減額であります。

「民生委員児童委員活動支援事業」は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、予定していた道内視察研修等を中止したことに伴う減額であります。

「国民健康保険特別会計繰出」は、特別会計への繰出金であります。

2目国民年金事務費3,000円の追加であります。

前年度の年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金分に係る国への精算還付金であります。

3目障害者福祉費12万3,000円の減額であります。

「障害者自立支援給付事業」は、12節の細節5は、現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するもの、細節7は、繰越明許費でご説明いたしましたとおり、障害福祉サービス報酬改定等に伴う障がい者福祉システムの改修費用を追加するもの、19節は、昨年12月の第4回定例会に提案いたしました一般会計補正予算第8号で追加補正をさせていただいたところでありますが、12月時点での利用者の想定に対し、想定以上に、主に児童のサービス利用者数が増加する見込みであり、予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を改めて追加するものであります。

「自立支援医療費給付事業」は、事業実績に伴う減額であります。

34ページになります。

「心身障害者(児)通院(所)交通費助成事業」は、執行残であります。

6目老人福祉費214万5,000円の追加であります。

「敬老祝金等支給事業」と「老人クラブ活動支援事業」は執行残、「介護保険特別会計繰出」は特別会計繰出金であります。

「福祉振興・介護保険基盤整備事業」は、社会福祉法人幕別真幸協会が運営する札内寮デイサービス

スセンターの送迎用車両の購入に対する、道からの間接補助金であります。

35 ページになります。

7 目後期高齢者医療費 1,072 万 7,000 円の減額であります。

「後期高齢者医療療養給付事業」は給付実績に伴う減額、「後期高齢者医療特別会計繰出」は特別会計への繰出金であります。

8 目介護支援費 194 万 5,000 円の減額であります。

執行残であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 2,485 万 4,000 円の減額であります。

「児童福祉総務事務事業」は児童手当の支給対象児童数の減に伴う減額、「子育て世帯臨時特別給付金給付事業」は執行残であります。

36 ページになります。

2 目児童医療費 10 万円の追加であります。

前年度の養育医療費の精算に伴う国への還付金であります。

37 ページになります。

3 目施設型・地域型保育施設費 6,669 万 7,000 円の減額であります。

「町立保育所運営事業」は、当初予算において、フルタイムの会計年度任用職員身分の保育士を 31 人、調理員を 8 人見込んでおりましたが、職員採用に困難を生じ、結果的に、保育士 22 人、調理員 7 人の任用となりましたことから、所要の費用を減額するものであります。

当該不足相当分につきましては、パートタイムの会計年度任用職員の任用により対応したところであります。

「私立保育所運営事業」は、社会福祉法人温真会が運営する札内青葉保育園の新園舎の建設に係る実施設計委託料の確定に伴う補助金の減額であります。

「認定こども園等施設型給付事業」は、認定こども園等の入園児童数の減に伴う執行残であります。

38 ページになります。

5 目発達支援センター費 124 万 5,000 円の減額であります。

人件費等の減により南十勝こども発達支援センター負担金を減額するものであります。

6 目児童館費 713 万 7,000 円の減額であります。

「学童保育所運営事業」は、昨年 4 月 20 日から 5 月 31 日までの小学校の臨時休業に伴う対応として、全ての学童保育所を開所いたしました。当該期間の支援員等の報酬を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として支出したことによる減額であります。

「学童保育所維持管理事業」は、現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

7 目子育て支援センター費 4 万円の追加であります。

ファミリー・サポート・センターの利用に係る扶助対象者数の増加に伴い、予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

39 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 67 万円の減額であります。

当初予算で嘱託医師及び嘱託歯科医師を 18 人で見込んでおりましたが、嘱託医師 1 人が前年度末をもって退任されましたことから、減額するものであります。

2 目母子保健対策費 155 万円の追加であります。

不妊治療費助成事業の対象者数の増に伴い追加するものであります。

6 目環境衛生費 42 万 4,000 円の減額であります。

個別排水処理特別会計繰出金であります。

7 目水道費 461 万 5,000 円の減額であります。

簡易水道特別会計繰出金であります。



2項清掃費、1目清掃総務費 742 万円の減額であります。

40 ページにかけてであります、いずれも負担金の確定に伴い減額するものであります。

6 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 130 万 8,000 円の減額であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、予定していた道内視察研修等を中止したことに伴う減額であります。

2 目農業振興費 3 億 6,143 万 7,000 円の追加であります。

「ゆとりみらい 21 推進協議会運営事業」から 41 ページの一番下段にあります「新規就業者支援事業」までは、事業費等の確定に伴い補正するものであります。

42 ページになります。

「産地生産基盤パワーアップ事業」は、繰越明許費でご説明いたしましたとおり、1 農業者団体がリース方式により導入するトラクター自動操舵システム 255 台分に対する国からの間接補助金であります。

「地域づくり総合交付金事業」は、幕別町農業協同組合が実施する食用バレイショ選果設備において、選別用のセンサーカメラ 10 台と秤量（ひょうりょう）設備 8 台の導入に対する道補助金であります。

5 目畜産業費 1,656 万 1,000 円の追加であります。

「畜産団体活動支援事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、予定していた事業を中止したことに伴う減額であります。

「忠類地区道営草地整備事業」は、国の補正予算と北海道の事業調整に伴い所要額を補正するものであります。

6 目町営牧場費 686 万 6,000 円の減額であります。

執行残であります。

43 ページになります。

7 目農地費 418 万 1,000 円の減額であります。

「小規模暗渠排水整備事業」は執行残、「農業集落排水特別会計繰出」は特別会計への繰出金であります。

8 目土地改良事業費 3,039 万 8,000 円の減額であります。

44 ページにかけてであります、「道営土地改良事業」は、国の補正予算と北海道の事業調整に伴い所要額を補正するものであります。

46 ページまでお進みください。

2 項林業費、1 目林業総務費 411 万 5,000 円の減額であります。

「公費造林推進補助事業」は執行残、「有害鳥獣駆除対策事業」は有害鳥獣の捕獲頭数の増加による追加であります。

2 目町有林管理経営費 225 万 4,000 円の減額であります。

14 節の細節 1 は、今後の事業費に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するもの、細節 2 と細節 3 は執行残であります。

47 ページになります。

7 款 1 項商工費、1 目商工振興費 546 万 2,000 円の減額であります。

「住宅新築リフォーム奨励事業」は、現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

「中小企業融資保証料・利息補給事業」は、町内企業の多くが、借入済融資をこのたびの新型コロナウイルス感染症関連融資へ借り換えたことに伴い、所要の費用を減額するものであります。

3 目観光費 1,354 万 8,000 円の減額であります。

「観光物産振興事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、予定していた事業を中止したことなどに伴う減額であります。

48 ページになります。

「地域おこし協力隊活動推進事業」と「アルコ 236 整備事業」は、執行残であります。

4 目スキー場管理費 457 万 4,000 円の減額。

49 ページになります。

5 目企業誘致対策費 3,164 万 9,000 円の減額であります。

いずれも執行残であります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路新設改良費 497 万 6,000 円の減額であります。

12 節、14 節とも事業費等の確定に伴い補正するものであります。

51 ページになります。

2 目道路維持補修費 1 億 2,034 万 7,000 円の追加であります。

52 ページにかけてであります。12 節は今後の降雪に対応するため、幕別地域で一斉出動 4 回相当分、忠類地域で一斉出動 6 回相当分のほか、幹線道路を中心とする排雪作業などを見込み、所要の費用を追加するもの、17 節は執行残であります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 107 万 3,000 円の追加であります。

公共下水道特別会計繰出金であります。

2 目都市環境管理費 198 万 7,000 円の減額であります。

執行残であります。

53 ページになります。

4 項住宅費、3 目公営住宅建設事業費 4,299 万 1,000 円の減額であります。

執行残であります。

9 款 1 項消防費、2 目非常備消防費 806 万 6,000 円の減額であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、予定していた事業を中止したことなどに伴う減額であります。

54 ページになります。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 43 万円の減額であります。

修学支援資金の認定件数の減に伴う減額であります。

3 目教育財産費 156 万 2,000 円の減額であります。

執行残であります。

4 目スクールバス管理費 1,174 万 3,000 円の減額であります。

12 節は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、予定していた事業を中止したことなどに伴う減額であります。

17 節は、執行残であります。

55 ページになります。

3 項中学校費、2 目教育振興費 1,132 万 2,000 円の減額であります。

「中学校教育活動推進事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、予定していた事業や大会の中止に伴う減額であります。

「保護者費用負担軽減事業（中学校）」は、同様に、修学旅行の行き先を道外から道内へ変更したことに伴う減額であります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 1,051 万 4,000 円の減額であります。

56 ページにかけてであります。「社会教育総務事務事業」は、生涯学習推進員を会計年度任用職員ではなく、再任用職員を配置したことに伴う減額であります。

「小学生国内交流事業」と「中学生・高校生海外研修事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、予定していた事業を中止したことに伴う減額であります。

57 ページになります。

2 目公民館費 10 万 7,000 円の追加であります。

現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

8 目百年記念ホール管理費 177 万 2,000 円の減額であります。

執行残であります。

58 ページになります。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務 252 万 8,000 円の減額であります。

「保健体育総務事務事業」は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による各種大会の中止に伴う減額、「スポーツ推進事業」は執行残であります。

11 款 1 項公債費、1 目元金 160 万円の追加であります。

平成 21 年度債が借り入れ後 10 年を経過したことによる利率の引下げに伴い、元利均等償還払い方式の財政融資資金について、元金増額分を追加するものであります。

2 目利子 1,253 万 5,000 円の減額であります。

同様に、利率引下げに伴う利子軽減分と、令和元年度債の借入利率が見込みより低利率であったことから、減額するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

11 ページまでお戻りください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 4,085 万 8,000 円の追加、2 目法人 1,887 万円の追加、2 項 1 目固定資産税 2,783 万円の追加、3 項軽自動車税、1 目種別割 283 万 2,000 円の追加、2 目環境性能割 16 万 4,000 円の減額であります。

いずれも現年課税分の補正であります。

12 ページになります。

4 項 1 目町たばこ税 471 万 7,000 円の追加、5 項 1 目入湯税 558 万 5,000 円の減額であります。

いずれも現年課税分の補正であります。

12 款 1 項 1 目地方交付税 2,570 万 4,000 円の減額であります。

普通交付税の減額であります。

14 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 473 万 5,000 円の追加であります。

道営事業の事業費調整等に伴い、所要の額を補正するものであります。

13 ページになります。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料、4 目農林業使用料 231 万 2,000 円の減額であります。

預託頭数の減による入牧料の減額であります。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 3,394 万円の減額であります。

1 節は事業費の確定等に伴う国負担分の補正、2 節の細節 1 から 4 までは児童手当に係る国負担分の減額、細節 6 は施設型給付費等の国負担分の減額であります。

14 ページになります。

細節 7 は、施設等利用給付費の国負担分の減額であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 1,689 万 3,000 円の減額であります。

細節 2 から細節 5、細節 7 と細節 8 は、事業費の確定等に伴う国補助分の補正、細節 6 は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の財源として予定していた事業のうち、国庫補助事業の別枠分であります。

細節 12 は、個人番号カード交付事務のために増加する人件費等の経費に対する国補助分を追加するものであります。

2 目民生費補助金 129 万 4,000 円の追加、4 目土木費補助金 3,830 万 2,000 円の減額、5 目教育費補助金 1 万 3,000 円の減額であります。

いずれも交付決定額等の増減に伴う補正であります。

15 ページになります。

17 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 1,652 万 7,000 円の減額であります。

国庫負担金と同様に、それぞれ事業費の確定に伴う道負担分の補正であります。

2 項道補助金、1 目総務費補助金 2,383 万 8,000 円の追加であります。

細節 2 は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の「指定避難所感染防止対策事業」の財源として、細節 6 は「スーパープレミアム商品券発行事業」の財源として、細節 7 は「子育て支援施設感染防止対策事業」の財源として、新たに追加するものであります。

16 ページになります。

2 目民生費補助金 91 万 7,000 円の追加であります。

1 節は、福祉振興・介護保険基盤整備事業に係る道補助金であります。

2 節は、札内青葉保育園の実施設計に係る対象事業費の確定に伴う減額であります。

4 目農林業費補助金 3 億 4,505 万 8,000 円の追加であります。

1 節の細節 4 から細節 7 は対象事業費の確定に伴う補正、細節 10 は産地生産基盤パワーアップ事業に係る道補助金、細節 11 は幕別町農業協同組合の食用バレイショ選果設備に対する道補助金、2 節から 4 節は対象事業費の確定に伴う補正であります。

6 目土木費補助金 93 万 6,000 円の減額であります。

対象事業費の確定に伴う減額であります。

17 ページになります。

18 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金 161 万 1,000 円の追加であります。

各種基金の運用に係る利子収入を追加するものであります。

2 項財産売却収入、1 目不動産売却収入 178 万円の追加であります。皆伐材売却収入であります。

19 款 1 項寄付金、2 目総務費寄付金 4,000 万円の追加であります。

ふるさと寄付金を追加するものであります。

18 ページになります。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 3 億 5,000 万円の減額であります。

2 項特別会計繰入金、1 目国民健康保険特別会計繰入金 1,912 万円の追加であります。

平成 30 年度と令和元年度に国民健康保険特別会計が、一般会計から「職員給与費等繰入金」として収入した額の一部に、本来は北海道からの補助金を充当して、その残額相当額を一般会計から繰入れすべきでありましたが、充当せずに繰り入れしていたことから、結果的に一般会計からの繰入金額が過大となっております。

以上のことから、当該相当額を国民健康保険特別会計から一般会計に繰り入れるものであります。

21 款 1 項 1 目繰越金 1,233 万 1,000 円の追加であります。

22 款諸収入、5 項 4 目雑入 327 万円の減額であります。

5 節の細節 12 から細節 56 は事業費の確定などに伴う補正、19 ページになりますが、細節 63 は後期高齢者の脳ドックや人間ドック事業に係る北海道後期高齢者医療広域連合からの補助金、6 節は一般会計において負担している国保被保険者に係るインフルエンザ予防接種事業などに対する国民健康保険特別会計からの負担金であります。

23 款 1 項町債、1 目総務債 140 万円の減額、3 目民生債 790 万円の減額、4 目農林業債 930 万円の減額。

20 ページになります。

5 目商工債 480 万円の減額、6 目土木債 110 万円の追加。

21 ページになります。

7 目消防債 30 万円の減額、8 目教育債 250 万円の減額、9 目臨時財政対策債 170 万 5,000 円の追加であります。

いずれも地方債対象事業費の確定等に伴う補正であります。

10 目減収補てん債 2,917 万 6,000 円の追加であります。

「第4表 地方債」でご説明いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収が見込まれます3税目について、「基準財政収入額」と比較した減収見込額を計算し、地方債を発行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

谷口議員。

○12番（谷口和弥） 1点質問させていただきます。

32ページ、細目の13番、医療・福祉施設従事者用宿泊施設確保事業についてであります。別冊の資料の1ページで、詳細についてはさらに説明を頂いた1件であります。

質問したいことの本題の前に、今回、町内の医療施設または福祉施設において、新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の家族のことでもって、こういう手法を取ったと。このやり方については十分理解ができるもので、そのことについては必要があれば積極的な活用をしていかねばならないものだという認識に立っていますけれども、今回、26人、31日という、そういう枠がありました。どのような数になってくるのか、あるいはこの手法が使われるのかどうなのかということも含めて、どうなるか分からないわけですが、仮に26名を超えるケースがあった場合は、何か対処の方法を考えていらっしゃるのかということをお尋ねした上で、本題に入っていきたいと思っています。まずは、そのところでご答弁をお願いします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 今回、26室ということで、まず確保をさせていただいたところであります。クラスターの発生の状況によりまして、何人ぐらいの方が使うかということはまだ想定はできないのですが、超えた場合には、先にその人数が見込めそうなときは、新たにまた協力できる施設を探したいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 26人を超えた場合は、新たに協力してくださる施設をお願いしてということ、要はさらに人数が大きいようなクラスターが発生した場合には、同様の手法でもって対処したいということのご答弁であったというふうに理解したいと思います。

それで、お聞きしたかったことは、今回この対象施設が、医療施設、病院、福祉施設ということでは特別養護老人ホームと障がい者のほうのグループホーム、この3施設になっているわけでありまして。どちらも入所の施設でということになるわけですが、この医療や福祉に従事する方々の濃厚接触者ということでは、もっともっと幅が広いのではないかというふうに思うのですけれども、この3施設に限定された理由というのは、何か根拠があるものなのかどうなのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 大変失礼いたしました。ここに書かれておりますのは、医療施設、福祉施設等というふうに書かせていただいておりますが、想定といたしましては、入院設備を持っている施設ですとか、入所施設、あと居住系のサービス事業所を想定しておりますが、ここには介護老人福祉施設、障がい者のグループホーム、病院としか書いていないのですけれども、中身としましては、特別養護老人ホームのほかには老人保健施設ですとか、高齢者のグループホーム、サービス付高齢者向け住宅、有料老人ホームということも想定をしております。

入所で居住をするというところになりますと、なかなかそこで、音更町さんでもありましたクラスターの際に、入院ができないということもあつたりしましたので、入所してそこで生活をするという施設について、対象にしたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 説明になかったものですから、当然そういう疑問というのは湧くわけで、入所系のサービスについて考えているということは理解しました。

それでは、入所系のサービスだけで、このクラスターがどうなのか、介護職員や医療に携わる人たちの家族の感染を防ぐということになるのかどうなのかということでは、非常に疑問なわけなのです。

ですから、私は、ここでは入所施設というふうに限定しないで、医療法や介護保険法や障害者総合支援法に該当する、そこに法的根拠がある全ての事業所に本来であれば入所という処置を、手法を実施すべきというふうに考えているのですけれども、そのような考え方に変更するということを求めたいと思うのですけれども、そのことについて答弁を頂きたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 今回、これらの施設にさせていただきましたのは、通所に関わる事業所等につきましては、そのときに閉鎖ということが可能なかというふうに考えております。そうすることで、より早く感染を広げないという対処を取ることが可能なのではないかとというふうに考えております。入所の施設につきましては、そこからまた新たに別なところに移るということはなかなか難しいものですから、そこではどうしても事業は継続しなければならないということが起きますので、入所系の施設というふうにさせていただいております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 17 人、反対 1 人。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）から日程第 20、議案第 20 号、令和 2 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 8 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 13 号、令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）から議案第 20 号 令和 2 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）までについて、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第 13 号、令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,470 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 30 億 5,819 万 5,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2 万 8,000 円の追加であります。

北海道国民健康保険団体連合会の電算システムの改修が必要となったことから、負担金を追加するものであります。

5 款 2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 496 万 6,000 円の追加であります。

一般会計において支出した国保被保険者のインフルエンザ予防接種事業等に対する国保特会の負担金を追加するものであります。

6 款 1 項 1 目基金積立金 37 万 3,000 円の追加であります。

基金から生じた利子を積み立てるものであります。

7 ページになります。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 21 万 4,000 円の追加であります。

特定健康診査負担金の確定に伴う、国と北海道に対する精算還付金であります。

10 款繰出金、1 項他会計繰出金、1 目一般会計繰出金 1,912 万円の追加であります。

一般会計の歳入でご説明いたしましたとおり、平成 30 年度と令和元年度の一般会計繰入金の過大繰入相当額 1,912 万円を国民健康保険基金から取り崩し、一般会計に繰り出すものであります。

次に歳入をご説明申し上げます。

4 ページにお戻りください。

2 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金 530 万 8,000 円の追加であります。

細節 2 は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免額の 4 割相当分が補助される特別調整交付金、細節 3 と細節 4 は、インフルエンザ予防接種事業等に係る一般会計への負担金などに対する道補助金の追加であります。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 37 万 3,000 円の追加であります。

基金利子の追加であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 331 万円の減額であります。

1 節以下、繰入金額の確定に伴い、負担区分に応じた補正であります。

5 ページになります。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金 1,912 万円の追加であります。

6 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金 21 万 1,000 円の追加であります。

7 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目災害等臨時特例国庫補助金 299 万 9,000 円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免額の 6 割相当分が国庫補助金として交付されるものであります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 14 号、令和 2 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

8 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 631 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4 億 3,668 万 5,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、9 ページ、10 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

12 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 631 万 4,000 円の追加であります。

納付金の確定に伴う補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

11 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 1,154 万 5,000 円の追加であります。

現年度分及び滞納繰越分であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 523 万 1,000 円の減額であります。

1 節は、広域連合の共通経費の精算による減額、2 節は、保険料軽減分の額の確定に伴う減額であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 15 号、令和 2 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

13 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 476 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 27 億 5,291 万 8,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、14 ページ、15 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

20 ページをお開きください。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、2 目認定調査等費 136 万 4,000 円の追加であります。

要介護認定の更新時の有効期間は、平成 30 年 4 月から「最長 24 か月」が「最長 36 か月」に延びておりますが、有効期間中に状態が変わり、区分変更申請を行う被保険者が見込みより多かったことから、追加するものであります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費 200 万円の追加であります。

主に、有料老人ホームなどの特定施設入所者生活介護の利用者数の増に伴う追加であります。

21 ページになります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費 2,000 万円の減額であります。

主に、地域密着型のデイサービスの利用者数が、見込みに比して少なかったことに伴う減額であります。

22 ページになります。

3 目施設介護サービス給付費 4,500 万円の追加であります。

介護老人保健施設入所者の増に伴う追加であります。

23 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費 1,000 万円の減額であります。

介護予防サービスの利用件数が、見込みに比して少なかったことに伴う減額であります。

24 ページになります。

7 項 1 目特定入所者介護サービス等費 1,000 万円の減額であります。

所得の低い方への食費と居住費の給付費であります。利用件数が見込みに比して少なかったことに伴う減額であります。

25 ページになります。

3 款 1 項 1 目基金積立金 22 万 6,000 円の追加であります。

基金から生じた利子を積み立てるものであります。

26 ページになります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、2 項介護予防ケアマネジメント事業費 116 万 6,000 円の減額、27 ページになりますが、2 項 1 目一般介護予防事業費 265 万 8,000 円の減額であります。



いずれも執行残であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

16 ページまでお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 710 万 9,000 円の減額であります。  
現年度分であります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 229 万 7,000 円の減額であります。  
給付費の減に伴う国庫負担金の減額であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 94 万 3,000 円の追加であります。  
対象給付費の増に伴う調整交付金の追加であります。

2 目保険者機能強化推進交付金 35 万 6,000 円の追加であります。  
交付金の確定に伴う追加であります。

3 目地域支援事業交付金 76 万 6,000 円の減額であります。  
地域支援事業費の減に伴う交付金の減額であります。

17 ページになります。

5 目介護保険保険者努力支援交付金 495 万 4,000 円の追加であります。  
介護予防や健康づくりなどの取組に充当された国庫補助金を追加するものであります。

6 目災害等臨時特例国庫補助金 150 万円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に係る影響額が国庫補助金として交付されるものであります。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金 189 万 1,000 円の追加であります。  
給付費の増に伴う交付金の追加であります。

2 目地域支援事業支払基金交付金 103 万 1,000 円の減額であります。  
地域支援事業費の減に伴う交付金の減額であります。

18 ページになります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 457 万 2,000 円の追加であります。  
給付費の増に伴う道負担金の追加であります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 47 万 7,000 円の減額であります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 22 万 6,000 円の追加であります。  
基金利子の追加であります。

19 ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 200 万 4,000 円の追加であります。  
給付費や地域支援事業費、認定調査費などの増減に伴う繰入金の補正であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 16 号、令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

28 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,239 万 8,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 4 億 3,930 万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、29 ページ、30 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

31 ページをご覧ください。

「第 2 表 債務負担行為」であります。

「検針業務委託料」であります。

これまで単年契約で業務を委託しておりましたが、安定的な役務の提供を確保し、業務に支障を及ぼすことがないように、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年を期間として、債務負担行為を設定しようと

するものであります。

限度額は、2,780 万円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。

32 ページになります。

「第3表 地方債補正」「1追加」であります。

「公営企業法適用事業」は、令和5年度末を目途としている公営企業会計化に向けて必要となる固定資産台帳を整備するために、データ入力業務等の補助事務のための会計年度任用職員の報酬や研修旅費に係る費用について、150 万円を限度に地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

「2変更」であります。

幕別簡水整備事業ほか5事業について、事業費の確定等に伴い借入額の変更を行うものであります。

補正前と比較いたしますと6事業合計で1,500 万円の減額であります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

35 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 1,239 万 8,000 円の減額であります。

「簡易水道施設整備事業」は、事業費の確定等に伴う執行残であります。

「起債利子償還事務事業（簡水）」は、令和元年度債の借入利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

33 ページをご覧ください。

1 款分担金及び負担金、1 項1 目負担金 4 万 8,000 円の追加であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 509 万 1,000 円の追加であります。

現年賦課分と滞納繰越分であります。

2 項1 目手数料 16 万 1,000 円の追加であります。

給水申請の増に伴う設計手数料の追加であります。

34 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 461 万 5,000 円の減額であります。

5 款諸収入、1 項1 目雑入 41 万 7,000 円の追加であります。

2 件の配水管等の切断事故に係る補償金を追加するものであります。

6 款1 項町債、1 目水道事業債 1,500 万円の減額であります。

事業費確定等に伴う補正であります。

2 目公営企業法適用事業債 150 万円の追加であります。

「第3表 地方債」でご説明いたしましたとおり、公営企業会計化の事務に従事する会計年度任用職員の報酬等の費用について、地方債を発行するものであります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第17号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

36 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 914 万 5,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 9 億 7,319 万 3,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、37 ページ、38 ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

39 ページをご覧ください。

「第2表 繰越明許費」であります。

2 款事業費、1 項下水道施設費「下水道施設建設事業」793 万 6,000 円を令和3年度に繰り越すものであります。

北海道による十勝川浄化センター汚泥処理設備の更新工事が、入札不調後の設計内容の見直しに不測の日数を要したことなどの理由により、年度内に事業が完了できませんことから、これに係る町の負担金の一部について繰り越すものであります。

「第3表 債務負担行為」であります。

「処理場汚泥運搬業務委託料」であります。

これまで単年契約で業務を委託しておりましたが、安定的な役務の提供を確保し、業務に支障を及ぼすことがないように、令和3年度から7年度までの5年を期間として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

限度額につきましては、5,660万5,000円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。

40ページになります。

「第4表 地方債補正」「1変更」であります。

公共下水道建設事業ほか3事業について、事業費の確定等に伴い借入額の変更を行うものであります。

なお、補正前と比較いたしますと4事業合計で220万円の減額であります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

43ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費122万1,000円の減額であります。

「公共下水道一般管理事務事業」は、負担金の確定に伴う減額であります。

「公共下水道公営企業法適用事業」は、執行残であります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費580万7,000円の減額であります。

事業費及び負担金の確定に伴う補正であります。

44ページになります。

3款1項公債費、2目利子211万7,000円の減額であります。

令和元年度債の借入利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

41ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目都市計画負担金1万8,000円の追加であります。

受益者負担金の追加であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料504万6,000円の減額であります。

現年賦課分及び滞納繰越分であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金299万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

42ページになります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金107万3,000円の追加であります。

7款1項町債、1目都市計画事業債310万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

2目資本費平準化債110万円の追加であります。

発行可能額の確定等に伴う追加であります。

4目公営企業法適用事業債20万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第18号、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

45ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 27 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 2 億 1,042 万 4,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、46 ページ、47 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

48 ページをご覧ください。

「第 2 表 地方債補正」「1 変更」であります。

公営企業法適用事業の事業費確定に伴い、借入額を 10 万円減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

50 ページをお開きください。

3 款 1 項公債費、2 目利子 27 万円の減額であります。

令和元年度債の借入利率が見込みより低利でありましたことから、減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

49 ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 25 万 4,000 円の追加であります。

現年賦課分及び滞納繰越分であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 42 万 4,000 円の減額であります。

6 款 1 項町債、2 目公営企業法適用事業債 10 万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 19 号、令和 2 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

51 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 184 万 3,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 7,327 万 4,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、52 ページ、53 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

54 ページをご覧ください。

「第 2 表 地方債補正」「1 変更」であります。

農業集落排水整備事業の事業費確定に伴い借入額を 100 万円減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

57 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1 万 2,000 円の追加であります。

基金から生じた利子を積み立てるものであります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 31 万 1,000 円の減額であります。

執行残であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費 145 万 2,000 円の減額であります。

工事内容の変更に伴い、本年度の工事の実施を見送った部分に係る減額であります。

58 ページになります。

3 款 1 項公債費、2 目利子 9 万 2,000 円の減額であります。

令和元年度債の借入利率が見込みより低利でありましたことから、減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

55 ページまでお戻りください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 10 万 2,000 円の追加であります。

現年賦課分及び滞納繰越分であります。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1 万 2,000 円の追加であります。

基金利子の追加であります。

3 款繰入金、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 298 万 1,000 円の減額であります。

56 ページになります。

4 款 1 項 1 目繰越金 202 万 4,000 円の追加であります。

5 款 1 項町債、1 目農業集落排水整備事業債 100 万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 20 号、令和 2 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

59 ページをお開きください。

補正予算第 2 条は、収益的事業会計、いわゆる第 3 条予算の収益的收入及び支出の補正であります。

はじめに、収入であります。第 1 款水道事業収益既決予定額 5 億 8,550 万円から補正予定額 184 万 8,000 円を減額し、5 億 8,365 万 2,000 円と定めるものであります。

次に、支出であります。第 1 款水道事業費用既決予定額 5 億 3,560 万 3,000 円に補正予定額 19 万 2,000 円を追加し、5 億 3,579 万 5,000 円と定めるものであります。

補正予算第 3 条は、資本的事業会計、いわゆる第 4 条予算の資本的收入及び支出の補正であります。

60 ページになります。

はじめに、収入であります。第 1 款資本的收入既決予定額 1 億 6,996 万 7,000 円から補正予定額 4,489 万 4,000 円を減額し、1 億 2,507 万 3,000 円と定めるものであります。

次に、支出であります。第 1 款資本的支出既決予定額 4 億 300 万 2,000 円から補正予定額 4,409 万 7,000 円を減額し、3 億 5,890 万 5,000 円と定めるものであります。

恐縮ですが、前のページにお戻りいただき、59 ページ下段に記載のとおり、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額を、過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補填するものであります。本補正により、不足する額を 2 億 3,383 万 2,000 円に、補填財源の過年度分損益勘定留保資金を 4,597 万 8,000 円に、当年度分損益勘定留保資金を 1 億 8,785 万 4,000 円に、それぞれ改めるものであります。

60 ページになります。

補正予算第 4 条は、債務負担行為であります。

「検針業務委託料」であります。

これまで単年契約で業務を委託しておりましたが、安定的な役務の提供を確保し、業務に支障を及ぼすことがないよう、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年を期間として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

限度額につきましては、7,765 万円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。

補正予算第 5 条は、企業債の変更であります。

配水管布設整備事業の事業費の減に伴い、4,120 万円を減額し、限度額を 1 億 810 万円に改めるものであります。

補正予算第 6 条は、棚卸資産に係る購入限度額の変更であります。

184 万 6,000 円に改めるものであります。

61 ページになります。

はじめに、収益的支出からご説明申し上げます。

下段の表をご覧ください。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 246 万 4,000 円の追加であります。

受水量の増に伴い、従量料金を追加するものであります。

2 目配水及び給水費 122 万 4,000 円の減額であります。

執行残であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び配当金 104 万 8,000 円の減額であります。

令和元年度債の借入利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

次に、収益的収入についてご説明申し上げます。

上段の表をご覧ください。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、3 目その他営業収益 184 万 8,000 円の減額であります。

加入者負担金の減額であります。

62 ページになります。

はじめに、資本的支出からご説明申し上げます。

下段の表をご覧ください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 3,386 万 4,000 円の減額であります。

事業費の確定等に伴う執行残であります。

2 目営業設備費 1,023 万 3,000 円の減額であります。

執行残であります。

次に、資本的収入についてご説明申し上げます。

上段の表をご覧ください。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債 4,120 万円の減額であります。

6 項 1 目負担金 369 万 4,000 円の減額であります。

道営相川第 2 地区の農道整備に係る水道管移設工事負担金の減に伴う減額であります。

以上で、特別会計及び水道事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 会議の途中でありますが、この際、13 時 15 分まで休憩いたします。

12 : 21 休憩

(12 : 21 東口議員退場)

13 : 15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）から令和 2 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）までの説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 20 ページです。介護保険の歳出、総務費の認定調査等について、お尋ねをいたします。

ご説明では、今回の補正予算につきましては、介護認定の認定替えの人数が予想より多かったので補正を組まれるということでありました。説明でもありましたように、最初は認定というのは 1 年だったのですが、それが 2 年になり、今回 3 年に延びたということで、こういう状況が生まれてきたのだらうなというふうに思います。3 年については、高齢者であるだけに、途中で体調が変わっていくということもありまして、不安を持っておりました。予定より多いということでもありますから、実際、全体で何人が認定替えをされたのか、今回の予算では何人を見込んでいるのか、まず伺います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 今回、区分変更申請は、当初 60 人ほど見込んでおりましたが、100 件ほど多くなっております。

あと、主なものは、区分変更申請が増えたということですので、主治医意見書につきましては、更新の認定でありまして、書いていただく主治医の先生が替わった場合に、新規という取扱いをすることになっておりまして、そちらの件数も増えておりますので、今回、予算が不足したところでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） まず、60 人を見込んでいたのだけれども、100 件多くなったのですか、60 人を含めて 100 件ということなののでしょうか。

また、先生が替わることによって認定替えになるというのは、何件ぐらいあるのでしょうか。

それで、もう一つ、変更されている方が、最初に区分されてから変更を申し出るまでの期間、これ、どれぐらいなのでしょう。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 区分変更申請が 150 件、新規の申請が 50 件で、全てで 200 件ほど今回の予算としては増えております。

区分変更に至るまでの期間なのでございますが、そこにはかなりばらつきがありまして、すみません、今、手元に詳細の、半年でどのくらいというところが手元に持っておりませんが、1 年という方もいらっしゃるし、36 か月という中なので、2 年という方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） この区分というのは、サービスを受ける上で、区分によって受けられるサービスと受けられないサービスがあるわけですから、非常に大事なものだと思うのです。とりわけ施設入所などは、最低介護度 3、そして長期になる、いわゆるショートではなくて通常の入所ということになると 4、5 でなかったら難しいというような状況もありまして、そういうのを求める人たちにとりまして、適切な時期に、その状況になったときに区分の変更をきちっとしていただいて、サービスにつなげるということが非常に大事だと思うのです。こういう長いスパンになってしまいますと、本人からの申出がない限り、ケアマネジャーさんたちもついているとは思いますが、変更につながらない、つまり必要なサービスが受けられないという状況が生まれてくる可能性は大きいですね。

したがって、この 3 年ということの在り方について、今、求めたような、何年で変更になっているかということも含めて、常時適切に掌握なされまして、いわゆる認定外の期間については、適切に行われるように、国の制度ということもありますので、調査した結果 3 年でいいということが出てくるのかもしれませんが、この状況を見ますと、もっと短くしなければならないというふうに判断いたしますので、しっかりとその辺を押さえていただいて、変更が必要と認められるときには国に対して求めるというようなことも行って、サービスにつなげるということが大事だと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 今回の区分変更申請の中には、必ずしも悪化したという人ばかりではなくて、当初は、骨折等の入院の状態で重度の介護度が出ていたのだけれども、リハビリ等で元気になったために、今はそんな重い状態ではありませんということで、変更申請を上げられる方もいらっしゃいます。

期間につきましては、調査で決めるわけではございませんで、認定審査会の中で、そのときの状態として、安定しているという長期の安定が見込めるという状況であれば、長い有効期間で決められますので、その中で、あとお年寄りということもありますので、その後の状態の変更というのを見込むのは、なかなかそのときには難しいかなというふうには考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 13 号、令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 14 号、令和 2 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 15 号、令和 2 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 16 号、令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 17 号、令和 2 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 18 号、令和 2 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 19 号、令和 2 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 20 号、令和 2 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。



[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 21、議案第 21 号、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 21 号、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページ、議案説明資料の 2 ページをお開きください。

はじめに、本条例の制定趣旨についてご説明申し上げます。

議案説明資料の 2 ページをご覧ください。

町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大と町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁、町村議会議員選挙における供託金制度の導入を内容とした公職選挙法の一部を改正する法律が、令和 2 年 12 月 12 日に施行されました。

「1 制定趣旨」に記載のとおり、改正公職選挙法の施行に伴い、公費による選挙運動費用の負担、いわゆる選挙公営制度のうち、これまで町村議会議員選挙及び町村長選挙では対象とされておりました、①選挙運動用自動車の使用、②選挙運動用ビラの作成、③選挙運動用ポスターの作成について、条例に定めることにより選挙公営の対象とすることができるとされたところであります。

幕別町選挙管理委員会難波勝美委員長から本年 1 月 21 日付で「幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定の申出」を受けましたことから、本町においても、立候補に係る環境の改善を図るため、当該費用を公費負担とするべく、改正法の規定に基づき、本条例を制定しようとするものであります。

改正公職選挙法が施行されることにより、町村議会議員選挙において選挙運動用ビラの頒布が可能となり、また、本条例の制定により選挙公営の対象が拡大されることとなりますが、これとは別に、改正公職選挙法により町村議会議員選挙においても供託金制度が導入され、立候補時に 15 万円の供託が必要とされたところであります。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

制定内容につきましては、議案説明資料 2 ページの「2 公費負担の概要」以下にまとめておりますので、併せてご覧ください。

第 1 条は、趣旨を定めております。

公職選挙法の規定に基づき、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を条例で定める旨を規定しております。

第 2 条から第 5 条までは、選挙運動用自動車の使用についてであります。

第 2 条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担についてであります。

候補者は、候補者の届出のあった日、つまり選挙の告示の日から当該選挙の期日の前日、つまり投票日前日まで、現行の公職選挙法においては、少なくとも 5 日間であります。あるいは括弧内に記載のとおり、無投票になった場合には、告示日の 1 日間に関して、公職選挙法施行令で規定する衆議院議員等の選挙における上限額に準じて、6 万 4,500 円に日数を乗じた額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用できると定めるものであります。

ただし書では、公費負担は、供託物が町に帰属することにならない場合に限ると定めるものであります。

開票の結果、供託物が町に帰属することになった場合、具体的には、候補者の得票数が法定の得票数に満たない場合は公費負担の対象としないという趣旨であります。

第 3 条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出についてであります。

条例第2条の適用を受けようとする者は、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者、その他の者との間において、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、その旨を幕別町選挙管理委員会に届け出なければならないと定めるものであります。

議案書の2ページをご覧ください。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続についてであります。

第4条は、第3条の届出をした候補者が、第2条のただし書に規定している供託物が町に帰属されない場合に限り、選挙運動用自動車の使用に関し、有償契約を締結した相手先である一般乗用旅客自動車運送事業を営業者等からの請求に基づき、町がその事業者等に第1号と第2号の区分に応じて各号に定める額を支払うと定めております。

議案説明資料の「2 公費負担の概要」には簡便に記載しておりますので、併せてご覧ください。

第1号は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約である場合、議案説明資料においては「①一般運送契約」と記載しておりますが、いわゆるハイヤー契約の場合であります。

自動車、運転手及び燃料代込みで一括して選挙運動用自動車の使用に係る契約をした場合の1日当たりの上限額を6万4,500円と規定しております。

第2号は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の契約である場合で、議案説明資料では「②個別契約」と記載しております。

議案説明資料に記載のとおり、第2号のアは「自動車の借入契約」を、イは「燃料供給契約」を、ウは「運転手の雇用契約」の上限額を、それぞれに定めております。

アは、選挙運動用自動車の借入契約の場合で、借入契約の1日当たりの上限額を1万5,800円と、イは、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約の場合で、1日当たり7,560円と、議案書では3ページになりますが、ウは、選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約の場合で、1日当たりの上限額を1万2,500円と規定しております。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定についてであります。

選挙運動用自動車の使用に関して、ハイヤー契約と個別契約の双方の契約を締結している場合には、候補者の指定によりいずれかの契約を選択できる旨を定めております。

第6条から第8条までは、選挙運動用ビラの作成についてであります。

議案説明資料は、3ページになります。

第6条は、第2条のただし書に規定している、供託物が町に帰属されない場合に限り、第8条に定める金額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができると定めております。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出であります。

第6条の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において、選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を町選挙管理委員会に届け出なければならないと定めております。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続であります。

公職選挙法施行令で規定する衆議院議員等の選挙における上限額に準じて、1枚当たり7円51銭に公職選挙法で規定している限度枚数の範囲内で作成した枚数を乗じて得た額の範囲内で、ビラ作成業者からの請求に基づき、支払うものと定めております。

公職選挙法で規定している限度枚数は、町村議会議員の選挙においては1,600枚、町村長の選挙においては5,000枚であります。

議案書の4ページをご覧ください。

第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの作成についてであります。

第9条は、第2条のただし書に規定している、供託物が町に帰属されない場合に限り、第11条に定める金額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができると定めております。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出であります。

第9条の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において、選挙運動用ポ

スターの作成に関し有償契約を締結し、その旨を町選挙管理委員会に届け出なければならないと定めております。

第 11 条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続であります。

町は、選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価の限度額に当該選挙のポスター掲示場の数に 1.2 を乗じて得た範囲内の作成枚数を乗じて得た金額を、ポスター作成業者からの請求に基づき、支払うものと定めております。

1 枚当たりの作成単価は、第 11 条の 4 行目の括弧書きで記載のとおり、公職選挙法施行令で規定する衆議院議員等の選挙における上限額に準じて、1 枚当たり 525 円 6 銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 31 万 500 円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額で、この額が当該作成単価の限度額であります。

前回選挙時の例で参考までに申し上げますと、本町のポスター掲示場の数は 84 か所でありましたので、この算式により計算いたしますと、1 枚当たりの作成単価の限度額は 4,222 円となります。

この作成単価の限度額 4,222 円にポスター掲示場数 84 の 1.2 倍を乗じて得た 100.8 の範囲内である 100 枚を乗じた 42 万 2,200 円が、公費負担の限度額であります。

第 12 条は、委任規定であります。

本条例の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定めるとするものであります。

附則についてであります。

本条例は、公布の日から施行し、以後その期日を告示される選挙から適用するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 21 号、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 22、議案第 25 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 25 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 12 ページ、議案説明資料は 22 ページをお開きください。

平成 12 年、西暦 2000 年の 4 月から施行されました介護保険制度においては、市町村は、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、3 年を 1 期とする、市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画、いわゆる市町村介護保険事業計画を定めるものと介護保険法に規定されております。

介護保険事業計画は、介護保険給付の対象サービスの種類ごとの量の見込みをはじめ、見込み量確保のための方策や保険給付に要する費用などを盛り込み、もって介護保険料率を算定しているものであります。

現行の第 7 期介護保険事業計画が令和 2 年度で終了いたしますことから、令和 3 年度から 5 年度までを期間とする第 8 期介護保険事業計画の策定に向けて、昨年 2 月 17 日に介護保険運営等協議会に諮問し、本年 2 月 26 日に答申を頂いたところであります。

本議案は、同答申内容に基づき、介護保険料率の改定をはじめ、低所得者に対する公費による保険

料の軽減措置の継続など、所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の 22 ページをご覧ください。

介護保険料所得段階別比較表であります。

表の左側に平成 30 年度から令和 2 年度までの第 7 期事業計画を、右側に令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期事業計画の 65 歳以上の第 1 号被保険者の所得段階別の年間の保険料額などを記載しております。

所得段階につきましては、負担能力に応じた区分とするため、第 7 期事業計画の考え方を踏襲し、12 の所得段階の区分を継続し、それぞれに保険料率を設定するものであります。

第 8 期事業計画の基準保険料月額算定に際しましては、3 年間の保険給付費等の総額を、記載はしていませんけれども、第 7 期計画に比して 5.9% 増の 83 億 471 万円と見込み、介護給付費準備基金から 1 億 3,300 万円を取り崩し、充当する計画としたことによりまして、表内の 2 行目に記載しておりますように、現行、第 7 期事業計画の基準保険料月額 5,400 円に対して 300 円の増額となる 5,700 円に定めようとするものであります。

基金の充当による縮減額は、432 円であります。

第 8 期事業計画におきましては、国の税制改正により、基準所得金額が見直されましたことから、このたびの改正においては、表の中ほどになりますが、第 7 段階と第 8 段階を区分する合計所得金額を 160 万円から 165 万円に、第 8 段階と第 9 段階を区分する合計所得金額を 200 万円から 210 万円に、第 9 段階と第 10 段階を区分する合計所得金額を 300 万円から 320 万円に、それぞれ改めるものであります。

また、令和 3 年度から 5 年度までの各年度におきましては、令和 2 年度と同様、国から示されました標準を参酌し、消費税増税分を財源として、国・北海道・町が別枠で公費負担を行いますことから、第 7 期の表では上段の右側に「公費負担による軽減の実施（R2）」欄の下に、第 8 期では同様に「公費負担による軽減の実施（R3～R5）」欄の下に、それぞれ記載しておりますように、算定基準を第 1 段階は「基準額×0.5」を 0.2 引き下げ「×0.3」に、第 2 段階は「×0.65」を 0.25 引き下げ「×0.4」に、第 3 段階は「×0.75」を 0.05 引き下げ「×0.7」に軽減するものであります。

年間の保険料額は、それぞれの表の右端に記載のとおりであります。第 7 期の最終年度であります令和 2 年度分の保険料と第 8 期の公費負担による軽減実施後の比較においては、第 1 段階は現行の年額 1 万 9,400 円から 1,100 円増の 2 万 500 円に、第 2 段階は現行の年額 2 万 5,900 円から 1,400 円増の 2 万 7,300 円に、第 3 段階は現行の年額 4 万 5,300 円から 2,500 円増の 4 万 7,800 円に、第 4 段階は 5 万 5,000 円から 3,100 円増の 5 万 8,100 円に、第 5 段階は 6 万 4,800 円から 3,600 円増の 6 万 8,400 円に、第 6 段階は 7 万 7,700 円から 4,300 円増の 8 万 2,000 円に、第 7 段階は 8 万 1,000 円から 4,500 円増の 8 万 5,500 円に、第 8 段階は 8 万 4,200 円から 4,700 円増の 8 万 8,900 円に、第 9 段階は 9 万 7,200 円から 5,400 円増の 10 万 2,600 円に、第 10 段階は 10 万 3,600 円から 5,800 円増の 10 万 9,400 円に、第 11 段階は 11 万 100 円から 6,100 円増の 11 万 6,200 円に、第 12 段階は 11 万 6,600 円から 6,500 円増の 12 万 3,100 円に改めようとするものであります。

23 ページをご覧ください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 7 条は、保険料率を定めております。

23 ページから 24 ページにかけての第 1 項は、ただいまご説明いたしました 12 の所得段階別の保険料率を改めるものであります。

第 1 項第 1 号から同第 3 号までで定めております第 1 段階から第 3 段階の保険料率は、公費負担による軽減の実施前の保険料率であります。

第 6 号アの規定は、介護保険法施行令の一部改正により、保険料の段階の判定に関する基準である「合計所得金額」から、長期間にわたり利用されていない「未利用土地」、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用土地」を譲渡した場合の特別控除額を控除した額を用いるとされまし

たことから、当該特例に係る租税特別措置法の引用規定を加え、その他の引用条項について整理を行うものであります。

24 ページをご覧ください。

第2項から第4項までは、令和3年度から令和5年度までにおける第1段階から第3段階までに係る「公費負担による軽減」措置規定を定めるものであります。

25 ページをご覧ください。

附則第18条は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症の定義を引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法の当該規定が削られることになりましたことから、当該感染症について具体的に定義する改正を行うものであります。

附則第19条は、税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除の額が10万円引き下げられ、基礎控除の額が10万円引き上げられたことから、令和2年以降の所得について、合計所得金額がこれまでより最大10万円分高く算定されることになるため、収入額が変わらないにも関わらず所得段階が上がってしまう不利益を生じさせないため、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る所得が含まれる場合には、当該所得の合計額から10万円を控除することとする経過措置を設けるものであります。

議案書の13ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、「この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第18条の改正規定は、公布の日から施行する」と定めるものであります。

第2項は、経過措置を定めるものであります。

今回の改正規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の介護保険料については、従前の例によるものとしてあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第25号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

〔休会〕

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明3月3日及び3月4日の2日間は、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、3月3日及び3月4日の2日間は、休会することに決定いたしました。

〔散会〕

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3月5日午前10時からであります。

13 : 52 散会

# 第 1 回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和 3 年第 1 回幕別町議会定例会  
(令和 3 年 3 月 5 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）  
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
15 小川純文      16 藤原孟      18 中橋友子  
（諸般の報告）
- 日程第 2 東口隆弘議員の議員辞職の件
- 日程第 3 議案第 31 号 令和 2 年度幕別町一般会計補正予算（第 12 号）

# 会議録

令和3年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年3月5日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月5日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘  | 2 小田新紀  | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至  | 5 小島智恵  |
| 6 若山和幸  | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀  | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 |         |         |         |         |

- 6 欠席議員

17 東口隆弘

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

企 画 総 務 部 長 山岸伸雄

住 民 福 祉 部 長 細澤正典

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 笹原敏文

会 計 管 理 者 合田利信

忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治

札 内 支 所 長 原田雅則

教 育 部 長 山端広和

政 策 推 進 課 長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地 域 振 興 課 長 亀田貴仁

糠 内 出 張 所 長 天羽 徹

保 健 課 長 金田一宏美

保 健 福 祉 課 長 林 隆則

保 健 課 主 幹 宇野和哉

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

15 小川純文 16 藤原孟 18 中橋友子



# 議事の経過

(令和3年3月5日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、15番小川議員、16番藤原議員、18番中橋議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（萬谷 司） 17番東口議員から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

## [議員辞職]

○議長（寺林俊幸） 次に、東口隆弘議員から議員の辞職願が提出されています。

日程第2、東口隆弘議員の議員辞職の件を議題といたします。

辞職願を事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（萬谷 司） 朗読いたします。

辞職願

私儀、このたび、一身上の都合により令和3年3月2日をもちまして辞職をいたしたく、ここにお願ひ申し上げます。

令和3年3月2日

幕別町議会議員東口隆弘

幕別町議会議長寺林俊幸殿

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

東口隆弘議員の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、東口隆弘議員の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

## [付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第31号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第31号、令和2年度幕別町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第31号、令和2年度幕別町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,051万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ212億9,051万2,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをご覧ください。

「第2表 繰越明許費補正」「1追加」であります。

4款衛生費、1項保健衛生費「新型コロナウイルスワクチン接種事業」6,109万7,000円であります。

本年2月5日の第1回臨時会に提案いたしました一般会計補正予算（第9号）の新型コロナウイルスワクチン接種事業費453万1,000円に加え、今回の補正予算に計上いたしております5,656万6,000円を合わせた事業費6,109万7,000円であります。

12款職員費、1項職員給与費「職員給与支払事務事業」1,394万9,000円であります。

同様に、今回の補正予算に計上いたしております、新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する正職員の時間外勤務手当1,394万9,000円であります。

いずれも、これらの金額のうち、令和2年度内に経費の支出が終わらない額について、令和3年度に繰り越すものであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、本年9月末までの期間に要する、①ワクチンの接種体制を整備するための経費と、②64歳以下の対象者に発送するワクチン接種クーポン券の作成経費などの予算を追加するものであります。

はじめに、本町における新型コロナウイルスワクチン接種事業の概要についてご説明いたしますので、別冊の議案説明資料の1ページをお開きください。

「1 新型コロナウイルスワクチン接種について」であります。

現時点で国が示しております「新型コロナウイルスワクチン接種事業の概要」を記載しております。

「（1）接種の目的」であります。

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止することを目的としております。

今回の接種は、病気の蔓延を防ぐために緊急の必要がある「臨時接種」に位置付けられるものであります。

「（2）接種の実施体制」であります。

今回のワクチン接種は、国の指示の下、都道府県の協力により市町村において実施することとなるものであります。

ワクチン接種の実施に当たっては、地方自治体の負担が生じないよう、予防接種法に基づき、国が必要な財源措置を講じることとされております。

下から2行目をご覧ください。

（市町村の主な役割）は、医療機関との接種に係る委任契約や接種費用の支払いのほか、2ページ

になりますが、住民への接種勧奨や予診票、接種券の送付、接種手続等に関する相談対応、健康被害救済のための申請受付や給付、集団接種に関する会場の確保が示されております。

「（３）接種の対象者」であります。

厚生労働大臣が接種の指示を行う際に対象者を指定するとしております。

この対象者は原則、居住地において接種を受けるもので、接種を受ける日に住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものであります。

平成 26 年に薬事法が改正され、名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められましたが、いわゆる薬機法に基づく「薬事承認」において、接種対象者が規定されますが、現在、薬事承認を受けているファイザー社製のワクチンにおいては、16 歳未満の方は対象外とされております。

「（４）接種の順位」であります。

医療提供体制の確保のため、はじめに医療従事者等に接種し、次に重症化リスクの大きさ等を踏まえ高齢者に接種を行うとしております。

その次に、高齢者以外で基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者に接種し、その後、ワクチンの供給量等を踏まえ、それ以外の方への接種を順次実施するとしております。

「（５）接種の実施期間」は、医療従事者等への接種が開始された本年 2 月 17 日から、来年の 2 月 28 日までとされております。

「（６）接種を受ける際の費用」は、全額公費負担であります。

「（７）接種後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度」であります。

ワクチンの接種において健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく救済を受けることができるとされております。

3 ページをご覧ください。

「2 幕別町の新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制について」であります。

「（１）接種対象者」であります。

本年 2 月末現在で住民基本台帳に記録された 65 歳以上の人口 8,724 人と、16 歳から 64 歳までの人口 1 万 4,298 人を合わせ、現時点におきましては 2 万 3,022 人が本町における接種対象者と見込んでおります。

「（２）接種方法」であります。

接種対象者の 2 万 3,022 人のうち、接種を希望する全ての町民が接種できるよう準備を進めてまいりますが、接種会場や接種方法を検討する上で、集団免疫獲得の一つの目安とされております 70%の方が接種すると想定し、次に、町内の病院・医院の受入れ可能状況を確認し、その結果約 5 割の高齢者の個別接種が可能と見込み、残りの 5 割を集団接種で対応することとして、接種計画を立てたところであります。

「（ア）個別接種」は、4 つの病院・医院において、基本的に平日の診療時間内を予定しております。

「（イ）集団接種」は、町内の 6 か所の会場において、水曜日と土曜日は 9 時から 12 時まで、日曜日は 9 時から 17 時までを予定しております。

接種会場は、幕別 2 か所、札内 3 か所、忠類 1 か所であります。

このほか、「（ウ）高齢者施設等での接種」と「（エ）かかりつけ医の下での接種」に対応してまいります。

4 ページをご覧ください。

「3 新型コロナウイルスワクチン接種の優先順位・対象者・スケジュール等について」であります。

これまでの説明と重複する部分もありますが、接種対象者の区分ごとに時系列で接種までの枠組みを記載しております。

医療従事者等は、都道府県の調整の下、既に2月17日から接種が開始されております。

65歳以上の高齢者の方へは、ワクチンの供給時期により、今後、変更もあり得ますが、現時点においては、ワクチン接種クーポン券や案内書などを、4月上旬から個々に郵送する予定で準備を進めております。

3月1日付の国からの通知によりますと、4月26日の週以降、全国の市町村にワクチンを1箱、195バイアル、195本の瓶がありますが、接種回数に換算しますと975回相当分を配分できるとされておりますことから、早ければ5月上旬から接種が可能になるものと考えているところであります。

65歳以上の高齢者の方への接種が始まった後は、ワクチンの供給量等の状況に応じて、基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者への接種を開始する予定であります。

上段の表の一番下の左側に、濃い網かけ・白抜きで「4月1日から予約・相談受付コールセンター」と記載しております。

4月1日からは、委託方式によりコールセンターを設置し、ワクチン接種に係る予約受付をはじめ、ワクチン接種に関する相談を受ける体制を整える計画であります。

5ページをご覧ください。

「4 新型コロナウイルスワクチン接種までの流れについて」であります。

対象者にワクチン接種クーポン券等が届いてからワクチン接種までの流れについて説明した資料であります。

左側の「前日まで」に記載のとおり、3月下旬から郵送準備を進め、4月上旬に接種券等を郵送する予定ですが、その後、それぞれがコールセンターに電話をかけて集団接種または個別接種の日時を予約していただくこととなります。

この方法のほかには、ウェブ上の予約システムに自らアクセスして予約する方法のほか、役場庁舎等に設置いたします相談コーナーで職員と面談の上で予約する方法などにより対応する準備を進めております。

予約の時間帯は、3密防止の観点から、接種時間帯を30分から60分を1つの接種集団と設定し、予約を受け付けようと現時点におきましては考えております。

右側には、当日の流れを記載しております。

予約した時間帯での接種を受けていただくこととなりますが、中段に記載のとおり、失念防止のため、コールセンターから接種前日に本人への確認の電話や、ウェブ予約の方にはメールなどでお知らせをする予定であります。

6ページをご覧ください。

「5 新型コロナウイルスワクチン接種に係る財源等について」であります。

接種体制を確保するための「(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金」の幕別町の交付上限額は7,213万9,000円で、そのうちワクチン接種分が7,155万9,000円、健康被害調査委員分が58万円であります。

二重丸の1つ目、「令和3年2月5日 補正予算(第9号)」では、3月末までの接種体制確保に関する経費453万1,000円を計上いたしましたでしたが、一部に執行を終えることのできない経費が生じたことから、先ほど繰越明許費の際に申し上げましたとおり、一部を繰り越すものであります。

二重丸の2つ目、「令和3年3月5日 補正予算(第12号)」では、本年9月末までの接種体制確保に関する経費7,051万5,000円を計上しておりますが、同様に繰り越すものであります。

「(2) 新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金」は、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する経費、個別接種と集団接種に係る医師等への接種業務の委託経費であります。これに対する国の負担分であります。

この接種経費については、令和3年度一般会計補正予算として、本定例会最終日に提案させていただきたいと考えております。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、国からの情報が日々更新されており、加えて

ワクチンの供給見込みがいまだ判然としない状況下にあります。ワクチンが確保され、接種可能となった場合には、速やかに、かつ円滑に、そして何よりも町民の皆さんの不安を少しでも和らげられるよう、分かりやすい情報提供や相談体制の整備に努めなければならないと考えております。

以上で、予算説明資料の説明を終わります。

議案書の6ページにお戻りください。

はじめに、歳出であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、8目新型コロナウイルスワクチン接種事業費 5,656万6,000円の追加であります。

1節の細節1は、主として相談業務に携わる会計年度任用職員身分の保健師2名に係る報酬、細節2と細節3は、集団接種会場で従事する会計年度任用職員身分の看護師と事務補助員3名ずつに係る報酬、細節4は、忠類地域における集団接種会場への移送サービスに従事する運転手1名に係る報酬、細節5は、ワクチン接種において健康被害が生じた場合に設置することとされております健康被害調査委員会の委員報酬であります。

3節と4節は、会計年度任用職員の期末手当と共済費であります。

8節は、集団接種に従事する医師及び看護師に係る費用弁償などであります。

10節の細節4は、接種会場でのグローブやフェースシールド、手指消毒剤などの消耗品を、細節13は、忠類地域の移送サービスのガソリン代を、細節21は、マイナス75度に対応した冷凍庫の電気料を、細節30は、ワクチン接種に係るリーフレットの作成費用を、細節70は、消毒用アルコールなどの医薬材料費を追加するものであります。

7ページになります。

11節の細節1と、12節の細節5、細節6は、64歳以下の方々のクーポン券や予診票、案内書等の作成とその発送に係る費用を、11節の細節2は、相談業務に係る固定電話と携帯電話料金を、細節16は、町外の医療機関で接種したワクチンの接種費用について、北海道国民健康保険団体連合会を經由して支払うための手数料を、細節18は、町内6か所の集団接種会場を臨時診療所として開設するための手数料を、12節の細節7は、健康管理システム改修委託料を、細節8は、4月1日に開設を予定しているウェブシステムによる予約受付と相談業務を委託するコールセンター業務委託料を、細節9は、幕別地域と札内地域での集団接種会場までの巡回バス運行委託料を、細節10は、幕別地域と札内地域での介護タクシー運行委託料を追加するものであります。

13節は、集団接種会場等で使用する携帯電話3台に係る借上料を、17節は、健康管理システムの端末機器や集団接種会場で使用するパーティションなどの備品を整備するための費用を追加するものであります。

8ページになります。

12款職員費、1項1目職員給与費 1,394万9,000円の追加であります。

本年9月末までの間、土曜日と日曜日の集団接種業務に従事する正職員の事務職12名と保健師9名の時間外勤務手当であります。

同一日に複数会場で、あるいは同一会場においても2つ以上の接種ルート、2レーンと考えておりますが、2レーン以上を設置することもありますことから、土曜日は39レーン分、日曜日は74レーン分を総実施回数として見込み、時間外勤務手当を計上しております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りください。

1款町税、1項町民税、1目個人 277万8,000円の追加であります。

現年課税分であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費補助金 6,773万7,000円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る国庫補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

野原議員。

○10 番（野原恵子） 接種対象者を 7 割とした根拠はどういうことで 7 割としたのでしょうか。

また、コールセンターに連絡をして受け付けするということでしたけれども、コールセンターになかなか連絡できない、そういう住民の方もいらっしゃると思うのですが、そういう方にはどのような対処をするのか。

もう一点は、かかりつけ医は町外のお医者さんもいると思うのですが、このかかりつけ医というのは町内の医療機関のみのかかりつけなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

この 3 点です。

○議長（寺林俊幸） 保健課主幹。

○保健課主幹（宇野和哉） まず、接種の目安として 7 割とした根拠でございますが、集団免疫獲得の一つの目安とされています 70%というのを基に、接種率 70%と見込んだものであります。

それから、コールセンターに電話をできない方への対応でございますけれども、4 月から役場庁舎 1 階の多機能会議室の部分に相談コーナーを設けまして、直接面談をしながら相談を受けて、担当職員がそのまま予約の代行をするというようなことで対応を考えています。

あと、かかりつけ医でございますけれども、かかりつけ医は町内に限らず町外のかかりつけ医についても対象としております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） このコールセンターに直接連絡できないということでは、1 階の庁舎で面接をして対応をしていくということなのではございますけれども、高齢者の独り暮らしの方ですとか、そういう方では、今回、受診期のことで、はがきは来たけれども捨ててしまったとか、そういう、見ても判断がなかなかできないような高齢者の方も中にはいらっしゃるしまして、はがきだけの連絡ですとか、そういうことではなかなか周知できないと思うのです。

それで、この連絡するということでは、そういう方にも配慮した様々な対策を講じていく必要があるのではないかと思うのですが、その点の配慮というのはお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課主幹。

○保健課主幹（宇野和哉） この後、民生委員さんとか、関わる方への説明を通して、民生委員さんへ相談していただいて、直接こちらにつないでいただくですとか、訪問したときにそれらの情報を得て、保健課の担当が予約を代行するなどの対応をしていきたいと考えています。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 関連がありますので、今の希望される方たちが漏なく受けられる体制という点で、コールセンターのほうに連絡をしていただいて予約をしてということでもありますけれども、心配されることは、ありましたように自分の意思を持ってそういう行為ができないという人たちというのは、予約が入らないと思うのです。それで、そういうふうに想定される方たちに対する民生委員さんのご協力ということもありましたけれども、本人の要するに予約することが理解できないで予約しないでいるだろうと思われる方に対する対応というのをもう少し明確に、こういうルートだから全員必ず声がかかれますよという体制をつくっておかなければいけないと思うのですが、その点もう一度ご答弁いただきたいと思います。

質問なのですが、まだまだ国が、情報が錯綜するといいますが、きちっとしていない中で組み立てていくのは、本当に大変なことだというふうに思うのです。その中で、ここまでお示しいただいたのですが、まず 1 つには、接種方法として、町内 4 病院を想定とあります。お医者さん、医療機関との契約はどこまで進んでいるのでしょうか。

2 つ目です。相談業務につきまして、基本ここで雇用される会計年度任用職員の方をお願いするこ

とになると思うのですけれども、7ページの(8)でワクチン接種コールセンター業務委託というのが、これ別にございますね。この点のご説明も頂きたいというふうに思います。

それから、3つ目なのですけれども、この中で町民全体が、今、多くの方たちが、ワクチンがきちっと受けられるかどうかというようなことで、関心が非常に高いのですけれども、随時変わっていく可能性がありますよね。例えば、予定どおりワクチンが届かない、今日の新聞でも「ワクチン不足に道内困惑」というのが大きく載っていましたけれども、そういう情報を随時やっぱり町民の方たちに町としてお知らせする必要があるのだからと思うのです。そういう体制は、どんなふうに誤解なく伝えていくということは、どんな体制を取ってやっていかれるのかということでもあります。

それと、これ16歳から64歳までということになりますと、会社にお勤めの方、社会保険に関わる方たち、共済の方たちもいらっしゃると思うのですが、7ページでご説明いただいた16番では国保連合会が手数料を支払うということになっておりますけれども、これは国保加入者以外も全てここで一括してやっていただける仕組みになったのでしょうか。その点お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課主幹。

○保健課主幹（宇野和哉） まず、1点目の接種を希望するけれども、予約の方法が分からないというような方へのアナウンスでございますけれども、基本的には広報や相談に行った保健師等の説明等が主になって、先ほど申し上げましたとおり、民生委員の方にご協力を頂いて説明していくことになると思いますが、それ以外にも重要な情報に関しましては、個別に情報を郵送してご案内するなどの詳細をご案内するような仕組みをつくっていかうと考えています。

それから、町内の4病院の契約に関してでありますけれども、これは4月以降に接種事業に見込まれる経費の予算措置というようなことになりまして、契約に関しましてはそれ以降になります。現在、町内の4病院のお医者様と、接種体制ですとか、どのような日程で受けられるかというような確認を進めている状況であります。

それから、会計年度任用職員身分の保健師等の相談とコールセンターの相談の違いでございますけれども、基本的な予約に関する情報と相談につきましてはコールセンターのほうで一括して受けていただこうと思っておりますが、役場本庁舎、それから札内支所に何かの用事でお越しになった際に、例えばコロナワクチンのことに関して聞きたいのだけれどもというような相談があったら、受けるような対応を、会計年度任用職員身分の保健師が受けるというような体制で考えています。

それから、町民全体が日々変わる情報をどうやって伝えていくのかということなのですけれども、リーフレットとかの印刷のほかに広報紙、ホームページ等を考えていますが、重要な情報が出た際には、基本的に対象者となる世帯へそういった案内文書を郵送することで、確実にお手元に届くような体制を取っていききたいと思います。

それから、16歳から64歳の国保連の手数料でございますけれども、国保連にお支払いする手数料に関しましては、医療従事者の分で国保連を通じて町に請求のあるもの、それから町外で接種された方で国保連を通して手数料の請求があるものというふうに考えておりまして、国保加入者かどうかというような確認が今ちょっと取れていませんので、確認しておきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） まず、1点目なのですけれども、詳細な仕組みをつくって漏れなく希望する方たちが受けられる体制づくりというのは少しずつ見えてくるかなというふうに思うので、さらに充実するようにしていただきたいと思います。

そこで、町内の医療機関あるいは町内の集団接種ということで、受けられる状況にある方とありましたけれども、入院中の方あるいは医療機関が町外であるかということがありましたよね。それで、そういう方たちの予約の在り方も、これは集団と町内の医療機関とは変わってくるのだからというふうに思うのです。基本的には、町内の自治体、町内に住む者は町内の自治体となっていますから、他自治体に関わってやる場合の手続、明確な内容の紹介というようなことについても若干見えづらいと思いますので、その点はどんなふうにお示しされるのでしょうか。

それから、町内の4病院との協議ということですが、町内は8医療機関あるというふうに思うのですが、できれば幕別本町あるいは札内、忠類は診療所ですけれども、そういった地域的にも均衡が保てる医療機関との契約というのが望まれるのですけれども、その点ではどうでしょうか。

それと、コールセンターの関係です。委託先というのは、どういうところを想定されているのでしょうか。基本、会計年度任用職員でこれだけ、保健師さん2人、看護師さん3人ということで体制を取られるわけですが、町民の実情も分かる方たちとその対応と、その人の実態ですね、分かる方に対応していただけるというのが一番いいと思うのです。だから、役場が直接相談に乗ってくださるのが一番安心なのですけれども、こういった全国的に一斉にやられる新型コロナウイルスというのは、それなりの新情報といいますか、副作用についてなどの対応も大変難しくなってくるのだと思うのです。そういった関係で、全国的なコールセンターを活用しながら情報を得るといことなのかなというふうに思うのですけれども、一体どこに委託を、予定をされていて、どんなその対応を求めるのか伺いたいと思います。

以上、再質問です。

○議長（寺林俊幸） 保健課主幹。

○保健課主幹（宇野和哉） まず、集団と個別接種の町内と町外の関係ですけれども、基本的に集団接種であっても個別接種であっても、町内で受けられる方は、予約は一括して受けることができます。町外の医療機関でかかりつけ医の下で接種を受けられる方は、かかりつけ医に相談していただいてそこで受けるか、あるいは町内の個別接種、集団接種の会場で受けるかというのを選択していただくような形になります。

それから、町内の医療機関が8機関あるということで、私たち全ての医療機関に対して個別接種の対応をお願いするのには回ってはおりますけれども、やはり診療時間内に受けていただくということもありまして、ふだんの医療体制の関係ですとか、人員配置の関係とかもありまして、どうしてもこの数を受けられないというようなところもあって、現在4つの医療機関で受けていただくというような形になっています。地域の関係で言いますと、例えばその分、忠類は集団接種で受けられる日にちとかということで、回数的には確保できるような体制を組もうと思っています。

それから、コールセンター業務の委託についてでありますけれども、コールセンターに関しましては、全国のコールセンターということではなくて、基本的にはこれからになりますけれども、幕別町のコールセンターということで委託を考えています。というのは、幕別町のフリーダイヤル、専用のダイヤルを設けていただいて、そこで幕別町の予約や相談を受けていただくというような形になります。

ただ、コールセンターのオペレーターは、私たちの町の職員とかではありませんので、基本的に個々具体的な健康状態とかは存じ上げていないと思いますので、そのあたりは受けていって相談内容とか積み上げていただくことが1つと、具体的な内容が出てきた際には、町の担当の方に相談していただいて、振っていただいて、私たちのほうから答えるというような体制になろうかなと思っています。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 1点目の町外のかかりつけ医に相談をし、その指示に基づいて町外での接種が可能だということですね。そういう場合に、幕別町民にとっては幕別町民としてワクチンを受けることができますよというクーポンが届くわけですね。そのクーポンは、要するに例えば帯広で受けます、池田で受けますというときにも、それが有効となるということですね。例えば、インフルエンザのワクチンですとかいろんなものを町外で受けるときには、委託契約ができている医療機関でなかったら不可能ですよ。ですけれども、今回の場合はそれがどうなるのか、スムーズにつながるのかどうか再度伺います。

それと、4つの医療機関、地域的にどこですかというお答えはなかったのですけれども、医療機関の本当に体制がこれだけ日常業務、日常診療されているところにプラスされるわけですから、医療機



関側の体制というか、ゆとりがなかったらお願いできないことなのだろうというふうに思うのです。その中で4機関にお願いできる可能性があるから書いているのだろうと思うのですけれども、ここは、町民にとってはかかりつけの医療機関というのが一番安心できる、そうなってくると、どういのでしょうか、幕別町で誰がどの医療機関にかかっているということは分からないと思いますので、その辺は本町も含めて札内は人口が一番多いわけですから、複数件数になるとか、そういった努力、協力を求める取組というのをしていただいて、忠類のことは今伺いましたけれども、本町でも札内でも医療機関が必ず確保される努力を求めたいというふうに思います。

コールセンターの委託先はどこを考えているのかということではお答えなかったのですが、基本は町内、同じことになりますけれども、町民の状況を分かってやっていただくと。幕別町専門のフリーダイヤルということでもありますから、ちょっと仕組みがどんなことになるのか分からないのですけれども、全国的なそういった専門にやるようなコールセンターのところに委託をして、幕別町の専門機関をつくっていただいて、そして対応をし、幕別町の相談窓口、そこと連携するというような形になっていくのでしょうか。要するに、町民の方が不安だなと思って電話したときには、どこにまずかかっていったら、どういう対応をされるのか。最終的には個別の対応がしっかりと、本人の分からないということが全部解決される手順、流れ、それをお示しいただけますか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） それでは、1点目の町外の医療機関で接種を受ける場合という部分、その場合の接種券が有効になるのかという部分だったと思いますが、今回のワクチン接種に関して、V-SYS というコロナのワクチンをどういふふうにも供給できるのかというシステムの中に、医療機関で受ける際に接種券を発行するシステムがあります。うちの町で発送したものとは別な接種券を用いてその医療機関で、接種ができる病院であれば、そこの病院で発行していただいて接種することが可能になります。町で発送した接種券は用いないで、病院のほうで新たにクーポン券付きの接種券を発行して、そこで受けていただく形になります。

それと、4つの医療機関の部分なのですが、基本的に今お願いしている部分に関しては、札内の医療機関が多いのかなというふうに思っています。ですので、集団接種に関して幕別町、忠類の部分を集団のほうで何とか皆さん受けていただきたいという体制を組んでいるというところでもあります。

あと、コールセンターの部分ですが、コールセンターに関しましては、コールセンター業務に秀でた、コールセンター業務を主にやっている、そういう業者のほうにお願いしたいと思っています。先ほど主幹の方の説明でもありましたけれども、そこでは、幕別町のワクチン接種のコールセンターですという形で専用のフリーダイヤルにかけていただくと、うちの町の担当のオペレーターが出ていただく形になります。それで、その回線がふくそうしてといいますか、より電話がかかったときには、そのコールセンター内で、別な町村の担当のコールセンターが代わりに受けていただくという形で、電話がつかないということのないような形で受けていただくという形にしていきたいというふうに思います。いずれにしても、コールセンターがどういふふうなものなのかという部分が、なかなか伝わり切らない部分もあるかと思いますが、住民に周知する際には、こういう形で予約できますよ、こういう相談もお受けできますよということを十分に分かるようにパンフレットを作って周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

谷口議員。

○12番（谷口和弥） 1点、細かいことを申し上げるようではありますが、文言の整理をされたほうがいいなというところがあったものですから、そのことをお話しさせていただきたいと思います。

議案説明資料の3ページ、今し方ずっと質問が続いているところのページであります。このページの中の接種方法の（2）接種方法の後のところで「医院」「病院」という言葉が混在してまいります。病院と医院というのは、医療法で明確に区別があって、ベッドが20以上あれば病院だし、19以下あ

るいは無床だったならば病院ではないしと。だから、ここで幕別町内の4病院とすると、幕別町内は4つ病院があったかなと、そういうことになるわけで、医院というと、今、質問があっても、どこの医療機関が引き受けてくださったということは多分経過があることなものであるから、またお答えがないわけで、こうやって読むとすると、あそこはやるのかなということの想像も勝手に進んでしまうわけだし、ここは「医院」「病院」が混在するけれども、「医療機関」というふうに説明を受けたということにしたほうがいいのではないかなと。

だから、最後の（エ）のところの下から2行目、「かかりつけている医療機関での接種」ということの文言にもなってくるし、そういう意味で説明があったということでお聞きして説明を受けたということでもよろしかったですね、このことを確認しておきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 確かに議員おっしゃられているように、「医院」「病院」の使い方という部分で混在しております。確かにご指摘のとおり、「医療機関」という形でご理解いただければというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明3月6日から3月9日までの4日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、3月6日から3月9日までの4日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3月10日午前10時からであります。

10：48 散会

# 第 1 回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和 3 年第 1 回幕別町議会定例会  
(令和 3 年 3 月 10 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）  
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
1 石川康弘      2 小田新紀      3 内山美穂子  
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問（6 人）

# 会議録

令和3年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年3月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘  | 2 小田新紀  | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至  | 5 小島智恵  |
| 6 若山和幸  | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀  | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 |         |         |         |         |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

企 画 総 務 部 長 山岸伸雄

住 民 福 祉 部 長 細澤正典

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 笹原敏文

会 計 管 理 者 合田利信

忠類総合支所長 川瀬吉治

札 内 支 所 長 原田雅則

教 育 部 長 山端広和

政 策 推 進 課 長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地 域 振 興 課 長 亀田貴仁

糠内出張所長 天羽 徹

住 民 生 活 課 長 谷口英将

防 災 環 境 課 長 寺田 治

福 祉 課 長 檜木良美

こ ども 課 長 西田建司

農 林 課 長 香田裕一

商 工 観 光 課 長 西嶋 慎

保 健 福 祉 課 長 林 隆則

学 校 教 育 課 長 宮田 哲

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- |        |        |         |
|--------|--------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 |
|--------|--------|---------|

# 議事の経過

(令和3年3月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番石川議員、2番小田議員、3番内山議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

コロナ長期化による経済、財政状況、財源の確保についてであります。

中国・武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、昨年1月に国内での発症が確認されてから1年余りが経過し、現在、新規感染者数は減少傾向にあるものの、いまだ収束の見通しは立たないままであります。今年1月には、諸外国から国内への変異株が確認され、今後ウイルスの変異により、再び爆発的に感染者が増加する可能性も指摘されております。長期化は、飲食業や宿泊観光業をはじめとする町内経済への影響、打撃はより深刻化する懸念があります。これまで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、事業者への支援においても実施してきましたが、国の交付金もいつまで続くのか分かりません。新規国債発行は100兆円を超え、国の2020年度一般会計予算は175.6兆円に膨れ上がりました。無限に国債を発行し続けることはできませんので、増税となり返ってくることは避けられず、今後、地方交付税への影響においても懸念されるところであります。

今後、備えとして町独自の対策が取れるよう財源の確保がより重要になってきます。根室市では、感染症拡大の防止と経済活動回復を両立させたウイズコロナ対策として、ふるさと納税「新型コロナウイルス感染症対策基金」を創設しております。また、令和2年度税制改正により企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）が拡充・延長され、税額控除割合の引上げにより、税の軽減効果が最大約9割となるなど、企業にとってもメリットが増えました。今後に向けて、以下お伺いいたします。

①町内の経済、財政状況。コロナの影響における経済や財政についての今後の見通し。

②コロナ長期化に対応するための財源の確保について、見解、取組。

コロナ感染症対策基金の創設や企業版ふるさと納税などを実施する考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「新型コロナの長期化による経済、財政状況、財源の確保について」であります。

昨年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国を対象に発令されて以降、北海道においても外出自粛や施設の休業または営業時間の短縮などに伴い人や物の動きが制限される中、経済活動の落ち込みにより、特に飲食業や宿泊業等のサービス業において売上げが激減し、地域経済に甚大な影響が及んでいるところであります。

こうした中、国では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかな事業が実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設し、昨年5月以降3回にわたり、市町村に対して、人口規模、感染状況、事業所数等に応じて交付金の配分をしたところであり、本町においても、合計8億7,205万9,000円が配分され、これを財源に、各種感染症対策や経済対策を継続的に実施しているところであります。

ご質問の1点目、「新型コロナの影響における経済や財政についての今後の見通しは」についてであります。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、日本銀行帯広事務所が2月10日に発表した、昨年12月と本年1月の指標を基にした最新の十勝の経済金融概況によりますと、十勝の景気は「新型コロナウイルス感染症の影響から、厳しい状態にあり、足元では持ち直しの動きが鈍化している」と評価しております。

景況判断の指標とする公共投資、設備投資、住宅投資及び個人消費についてであります。公共投資は、本年1月の公共工事請負金額が前年度の2.7倍となっているほか、設備投資についても必要な投資を再開する動きが見られ、いずれも「高水準で推移」としております。

住宅投資については、昨年12月の新設住宅着工数が前年度の5.3%減少、個人消費は、昨年12月の主要小売店売上げが内需の拡大から0.5%増加であります。主要温泉地の宿泊人数は前年度の44.4%減少、本年1月の乗用車の新車登録台数は前年度の1.6%減少となっており、個人消費は持ち直しの動きが「一服」していると評価しております。

また、経済活動の指標となる、生産、雇用及び企業倒産の動向については、生産は持ち直しの動きが強まっているほか、企業倒産も本年1月は1件と前年を下回っております。最新の雇用情勢は、本年1月の有効求人倍率が1.27倍と前年同期比で0.35ポイント悪化しております。

一方、本町における新型コロナウイルス感染症の経済的影響を調査するため、本年2月5日から19日にかけ、町商工会または観光物産協会に所属する347事業者に対して、アンケート方式により影響調査を実施したところであります。

この結果、回答のあった156事業者のうち、本年2月初旬において、昨年の2月から5月の発生当初と比較して、「影響はさらに悪化した」と回答した事業者が36事業者、率にして23.1%、「悪化はしないがまだ大きな影響はある」と回答した事業者が23事業者、14.7%、「少し影響がある」と回答した事業者は47事業者、30.1%であり、「影響は若干改善した」と回答した4事業者、2.6%も含めると、全体の約7割の110事業者において、新型コロナウイルス感染症の影響が続いていると回答しています。

また、業種別では、「飲食業」と「観光業」「卸売業」においては全ての事業者で影響が続いているほか、「小売業」と「製造業」「運輸業」においても影響が続いている割合が高かったところであり、「影響はかなり改善した」「影響は終結した」と回答した事業者が11事業者、率にして7.1%、「もともと影響は受けていない」「これまで影響はないが今後影響が出る可能性がある」と回答した事業者が35事業者、22.4%となっております。

次に、町内の経済状況の今後の見通しについてであります。十勝におきましては、クラスターの発生は見られますものの、これを除くと新規感染者数は減少傾向にあります。国内外における今後の感染状況と、先月下旬から開始されましたワクチン接種の進捗状況いかにによって経済状況が左右

されるものと考えられます。

このため、現時点においては、町内の経済状況を見通すことは極めて困難であり、私といたしましては、今後ワクチン接種が順調に進み、一刻も早くコロナ禍が収束することを期待するところであります。

次に、財政状況及び財政についての今後の見通しであります。本年度は、臨時交付金を有効に活用し感染症対策や経済対策を実施してきましたが、中でも長年の懸案事項でありました光ファイバー整備のほか、小・中学校における ICT 環境整備及び普通教室等へのエアコン設置など、本来多額の一般財源を要する事業を実施するなど、このコロナ禍においても、最大限効果的な財政運営が図られたものと考えております。

また、今後の見通しについてであります。国では、地方における税収の減少による一般財源の確保を図るべく、地方財政計画において地方の一般財源総額について、前年度の水準を下回らないよう同水準を確保するとして、地方交付税を増額するなど、地方財政の運営に支障が生じないよう措置を講じているところであります。

このことから、本町においても令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により町税等歳入の減収が見込まれる状況ではありますが、国の地方財政計画に基づき地方交付税の伸びを見込むなどにより、財政調整基金等からの繰入れを前年度から大幅に抑制するなど、堅調な予算編成ができたものと考えるところであります。

しかしながら、令和4年度以降における国の地方財政措置については現時点では未定であり、また令和3年度における感染症対策及び経済対策については、臨時交付金を充当し財源を確保した中で実施する予定であります。今後の感染状況等によっては、令和3年度中に新たな財政支出が生じることも想定されることから、財源の確保に向けては、引き続き国の動向を注視するとともに、状況に応じて必要な支援について、町村会等を通じて要請を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「新型コロナ長期化に対応するための財源の確保についての見解、取組は」についてであります。

感染症対応に限らず、行政サービスを行うに当たっては、財源の確保が極めて重要であることから、その確保を常に念頭に置いた財政運営を行うことが必要であり、国及び道補助金の活用はもちろんのこと、民間団体等において目的をもって交付している宝くじ助成金やスポーツ振興くじ助成など、様々な財源についても広く活用しているところであります。

また、基幹財源であります自主財源の確保といたしましては、「町税及び使用料等収納率向上推進本部」を設け、徴収業務を担当する関係部署が連携し、未納額の縮減と収納率の向上に取り組んでおりますが、本年度からは「幕別町債権管理条例」に基づき、公債権と私債権の分類に応じた債権管理及び徴収業務を実施するなど、自主財源の確保対策を強化しているところであります。

さらには、本年度、受益者負担の原則の下、使用料等の見直しに着手したほか、令和3年度からは、各種事業の実施に当たり、限られた財源の中、最小の経費で最大の効果を発揮することができるよう、事務事業評価制度を本格導入するとともに、「第4次行政改革大綱後期推進計画」に基づき、効率的、効果的な行財政運営に取り組むとしているところであります。

感染症対策に係る財源の確保については、国においても未曾有の国難との認識の下、地域経済や住民生活を支援する目的で、地方公共団体に対して臨時交付金を措置するとともに、ワクチン接種に当たっては体制整備費用を含め全額国が負担しているところであり、今後においても必要な財源については原則国で措置するべきものと考えております。

また、財源の確保に急を要する場合等については、既存の財政調整基金がまさしくその目的を持っておりますことから、新たに新型コロナウイルス感染症対応基金を創設する考えはありません。

なお、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税については、財源調達の有効な手段の一つと考えることから、感染症対策に限らず、ふさわしい事業があれば活用について今後検討してまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問させていただきます。

まずコロナによる経済的影響というところなのですが、本年2月に事業者に対し、アンケート調査を実施したという答弁でありました。影響はさらに悪化したと回答した事業者も含めまして、全体の約7割で影響が続いているという回答でありました。業種別では飲食、観光、卸売そして小売、製造、運輸においても影響が続いているというお答えでありました。コロナの影響、いまだ長期化しておりまして、とりわけ飲食店、宿泊観光業をはじめとする多業種の事業者さんが非常に厳しい状況を強いられております。

そういった中、国からのコロナ臨時交付金活用して、直接給付される頑張る事業者の支援事業、先般の臨時会で第3弾まで行うことになりまして、また無利子融資、宿泊助成等々も行ってきて、手を打ってきて、苦しい状況ながらも何とか持ちこたえている状況だろうというふうに思っております。

これまで行ってきました町の事業者支援につきましては、評価をさせていただきたいと思っておりますけれども、しかしまだまだ収束していない状況でありまして、ご答弁にありましたのは、ワクチン接種の進捗状況いかにによって経済状況が左右される。現時点で町内の経済状況を見通すことは極めて困難、今後、ワクチン接種が順調に進み、コロナが収束することを期待するといった、その程度でとどめた認識であるということなのですが、直近の状況ですと、全国的には1都3県の緊急事態宣言、2週間の再延長ということで3月21日までとなっておりますし、十勝管内では2月に入りまして、感染者がゼロといった日が15日ほど続いてはいたのですが、それもいつときでありまして、その後、芽室の医療機関や帯広の老人ホームでクラスター発生ということで、数十人規模になっているのですが、収束には至っていない状況下にあると思っております。

さらに、最近はウイルスの変異株、これが非常に問題になってきております。報道によりますと、スクリーニング検査というものが行われていて、国内では昨日までに298人確認、道内では先週札幌、小樽で変異株疑い9人確認ということであったのですが、昨日には13人変異株だという確定がなされております。道内で変異株がもう確認されていると。そういった状況にありますので、もうしばらくといたしますか、もしかするとこれは、数年は収束しないのではないかとこのように私は考えているのですが、その間、飲食店などの事業者さん、非常に厳しい状況、これがもうどんどんどんどん長期化していくと思うのですが、もう少しそういった変異株のこともありますので、長期化する見通しを持って、町内経済の見通しを持っていかれたらよろしいかと思うのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはやはり今、これからワクチン接種が本格化していくと、これはかなり時期はずれ込んでおりますけれども、このワクチン接種が進んで7割程度ワクチンが打ち終われば、集団免疫効果も出てくるであろうということもありますので、そこまではやはり油断をすることなくしっかりと感染防止をやっていく必要があるだろうと。今の予定で行きますと、おおむね年内ぐらいにはその程度の接種が終わるのではないかとこのように見込みを持っております。ただ、これは私がやるわけではないので、本当に期待感も含めて思っているわけでありまして、それが年内にある程度の7割程度の接種が終われば、これまた感染というのはかなり収まってくるだろうということは、これは間違いのないところであると思っておりますので、そこら辺りが一つの山場というか、そこを見通した中でどういう経済対策をしていくかということが大切になってくるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今、ワクチンの話がありましたけれども、ワクチンの調達も今海外で争奪戦になっていて、調達もどうなるのかということでもありますし、変異株なのですが、イギリス株、南アフリカ株、ブラジル株、そしてカルフォルニア株といったものが発見されていて、海外ではそう



いった変異株が今、非常に猛威を振るっている状況だというふうに聞いております。感染力が強いと言われておりますし、イギリス株なんかは現在のワクチンが効くといった話もあるのですけれども、ほかの株は効かないのではないかと、一方ではそういった指摘もあるということで、また再び感染者数増加の波が起きてくる懸念もあるのですけれども、そういったやはり変異株ということで、やはりもう少し長期化の視点を持っていただきたいなというふうに思っております。道の集中対策期間、3月7日で終了しておりますけれども、3月8日からは歓送迎会など控えるようにだとか、食事は4人以内など少人数、短時間でということで、黙食を実践してくださいということで、道民に要請されておりますけれども、大人数で食事をしてもいいという日は、まだまだ先になりそうな予感もしております。

飲食店さんなど、今も非常に苦戦していると聞いておりまして、団体のお客さんが入らないというのは非常に大きいですが、個人客のほうも減りつつあるといった話も聞いていますし、テイクアウトのほうも昨年秋ぐらいで注文が止まっているといった話も聞いていて、こういった状況が続くと、どうなっていくのだろうといった不安も抱えていらっしゃいます。

町のほうでアンケート調査したということではあるのですけれども、長期化を見据えまして、コロナで苦戦されている事業者さんの実態把握については、今後も努めていただきたい。そのことは求めていると思いますし、また支援が必要であるといった判断も早めに行うようにしていただきたいと思いますけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 事業者はどういう状況にあるかについては、これは日々刻々と変わる可能性がありますので、我々としては常にアンテナを高く、事業者の声を聞きながら、必要な対策については適宜スピード感を持って講じてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 次に、財政のところなのですが、国の国家財政としましても、コロナの影響で大きな財政出動をしまして、単年度で新規国債発行で100兆円超えるのは初めてでありますし、国の税収減というふうなことも見込まれるということで、かなり厳しい状況であります。もしかしたら消費税だとか、そういったもので増税でこれから我々に返ってくるのではないかとというふうに思っておりますし、地方交付税につきましても、しわ寄せが来るのではないかと、減らされるのではないかとという懸念を持っていたところなのですが、答弁によりますと町税等の歳入の税収が見込まれますけれども、地方交付税の伸びを見込んでいるという答弁でありました。実際、そういうふうになっていくのか。少し疑問もありますので、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長

○町長（飯田晴義） その部分は、令和3年度の予算編成について申し上げている部分でありまして、これは令和3年度については、地財計画もはっきりしていますし、交付税が幾らぐらい、税収どれぐらい町全体で見込んでいるかというものは、もう既に出ております。

そういう中で、地方交付税については、地財計画の範囲内であまり大きくは見込めませんが、前年交付決定額のプラス2.8%で予算編成をしたところでありまして、まだ我々としては少し余裕があるのかなと、そういう感触であります。その結果、編成した令和3年度予算、これからご審議をいただきますけれども、財調等の基金の繰入れが、前年比でいうと約2億7,000万円ぐらい少ない繰入れで済んでいるということがありますので、そういう意味では昨年までの予算編成に比べて、結構財源的には余裕があったかなと、予算編成作業は、少しは余裕があったかなということで考えているわけがあります。

ただ、令和4年度以降については、全くこれは国のほうでも何も示しておりませんし、この感染状況がどうなるかによっては、全くこれ税収も変わってくるでありますから、それについては、しっかりと国の動向を見極めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 次年度以降どうなるか分からないということで、国の財政も厳しい、我が町も厳しいですけども、本当にこれは長期化によつての影響が甚大でありますから、十分注視しなければならないと思います。

コロナがなかったときからも、本町は既に厳しい財政運営をなされてきてまして、国の交付税にも頼ってきておりますけれども、コロナ長期化でより厳しくなることも予想されます。一般の家計と同じように考えますと、歳出の抑制といったことも考える必要があるのではないかと思いますので、特に社会保障費、扶助費につきましては、高齢化ということではなかなか減らすのは難しい。むしろ増えていくのではないかと思いますけれども、そういった手をつけられないようなものもあるかと思うのですけれども、歳出の抑制を図ること、そのことについても考えていく必要があるのではないかと思いますので、その点についてはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 最初のご答弁でも申し上げましたとおり、事務事業の見直し、事務事業評価に基づく客観的な事務事業の評価を行っていくというふうに考えておりますので、そこは歳出のほうでは適正な歳出の見方を進めていくと。一方では歳入についても、これもお答えしましたけれども、あらゆる財源を探して、財源調達をしていきたいと。歳入歳出両面での見直しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 分かりました。

次に、財源の確保というところでありますけれども、言葉で言うのは簡単なのですが、なかなか難しい面もあるかと思いますが、ご答弁では国、道補助金での活用、民間団体が交付している助成金の活用、また使用料等の見直し等にも着手するというところで、考えておられるわけなのですが、その財源の確保ということで、一例なのですが、根室市のふるさと納税、コロナ感染症対策基金の創設というものを挙げてみたのですが、新たに基金を創設する考えはないと。財政調整基金がありますといったお答えだったと思います。根室市の人口規模、我が町と同等程度で2万6,000人弱の自治体でありますけれども、ふるさと納税昨年未までに約115億9,000万円に達しております。ちょっと桁違いの額にはなってくるのですが、返礼品の海産物が人気でコロナの巣籠もり需要によって寄附額が大幅に伸びたということでもあります。

この基金は、感染症拡大の防止と経済活動回復を両立させたウイズコロナに向けて長期化への備えも必要ということです。きちんと目的性を持っている基金であります。受入れ期間、昨年の2020年4月から2022年3月というふうに設定して行っているのですが、3月1日時点で4億750万円あまりの寄附が寄せられております。そしてその寄附が既に医療機関や福祉施設へのPCR検査のキットが配布されたり、消費喚起のための商品券を発行されるなどの財源に充てられております。

それでコロナの長期化で国の財政も厳しい中で、これまで3回にわたってコロナの臨時交付金が入ってきたわけなのですが、これもいつまで続くのだろうといったちょっとそういう懸念もあるのですが、そこが減らされるとか途絶える可能性も、これもないとも何とも言えないわけでありまして、そういった場合に財政調整基金、そういったものでコロナの必要な対策が出てきたら対応されるのか、そういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 財源の確保というお話でありますけれども、コロナ対応のための基金を設けるとしても、まずはどこかで財源をつくらないと基金は積みえないわけでありまして、それはコロナ基金に積もうが財政調整基金に積もうが、私は同じことであるというふうに思いますし、ましてや財政調整基金というのは、財政的に非常に厳しくなったときに取り崩すものでありますから、私はコロナ対応において必要なお金が出てきたと、多額のお金が必要になるといったときには、まさしく財政調整基金を崩して充てるのが本来でありますし、逆によその町のことをとやかく言うのは適当ではありませんけれども、私の考えを申し上げれば、特定目的基金を設けるということは、特定目的のためでしか

使えないわけでありますから、そうすると 100 億円積んだけれども、実は 3 億円しか要らなかったということもあるわけで、非常に金が無駄になるということも考えられるわけでありますから、必要なときに必要なだけ使えとするならば、私はやはり財政調整基金が最もふさわしいだろうというふうに考えているところであります。

ただ、根室市のように 1 円でも多くの寄附金が集まるのが、これ非常に大切なことでありますので、寄附金を広く募るという努力はやってまいりたいなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 厳しくなったら切り崩すという考えでありますけれども、コロナ以外にも急を要するようなこともありましようから、あまりそこばかりに手をつけても、どうなのかという思いもあるのですけれども、基金がある、財源があるということであれば、そこからそういった飲食店など打撃が続いている事業者さん支援、きちっとした町独自で経済対策、これはきちっと打つことが目的を持ってできるというそういう利点もあるので、ほかにも PCR 検査の費用とかにも、そういったことにも可能なのですけれども、多少使い勝手が悪いようなお考えもあるようでありますけれども、ウイズコロナ長期化への備えということで、財源としてあるにこしたことはないと思いますので、この基金という考え方、私は大事かと思います。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基金は、いざというときに持っておくという非常に大事なものだということで、これは認識は同じであります。ただ、必要なときに即座に使える状況にあるべきでありまして、それともう一つはコロナばかりではなくて、いろいろな財政支出があるときに、実はコロナ基金にお金があるのだけれども、今回の必要な事業には使えないよということも、これまた困るわけでありますから、やはりお金に色がついていないといえ、それまでなののですけれども、広く使えるようなお金を基金として積んでおくというのが、私は円滑な財政運営につながるものというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） コロナ関連にしか使えないというふうな基金にはなってしまうのですけれども、ただやっぱり長期化していけば、どんどんそういう事業者さんに対しての必要な対策が、長期化によって出てくると思うので、あるにこしたことはないのかなというふうに思っているのですけれども、根室市でほかにもふるさと納税のほうでコロナ被害事業者支援プロジェクトということで、観光事業者向けの支援も行っておりまして、宿泊券や周遊するツアー券が記念品で、事業者に対して市が前払い方式で寄附金を届ける。そういったところまでやられておられるということで、財源があれば、次々とそういった経済対策も可能になってくる。そういう考えも大事ではないかというふうに思っております。

ふるさと納税は、2019 年 6 月の法改正で寄附額 3 割以下の地場産品となって、ルールが厳しくなったわけなののですけれども、少し冷静に見ていたときもあったのですが、コロナ禍でありまして、こういった巣籠もり需要ということで、根室市のように大幅に寄附が伸びていくと、そういったことも実際ありますので、我が町も誇れる地場産品があり、生産者さん、事業者さん、とても頑張っておられますけれども、もうしばらくこのふるさと納税も期待感を持ってよいのではないかというふうに思っております。貴重な財源として考えて取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ふるさと納税は本当に貴重な財源だというふうに思っております。そこは認識が一緒だというふうに思っております。しかも、いただけるお金、税を 1,000 万円増やすというのは、ものすごくとても大変なことなのでも、いただけるお金というのは、知恵を出すことによって賛同を得て寄附をいただくという形になりますから、そこのある意味知恵比べ、もう一つは返礼品がどれだけそろえられるかということもありますけれども、そこはそれぞれの市町村の知恵の出し方によってお金も集まるものであるというふうに思っておりますので、これからも本当に町民の皆さま

んを含め、幕別町の知恵を結集して、ふるさと納税に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 次に、一例に挙げました企業版ふるさと納税についてなのですが、ふさわしい事業があれば今後検討してまいりたいといった前向きなお答えではあったのですが、2016年4月に制度がつくられまして、今まで予算、決算の折に取り組んではいかがですかといったことを申し上げてきた経緯があるのですが、本町ではまだ行われていない状況でありまして、令和2年度税制改正があり大幅な見直しがなされて、税額控除割合が現行3割から6割に、2倍に引き上げられたと。税の軽減効果が約6割だったのが、最大約9割にまで引き上げられたということで、企業側から見てもより利用しやすい制度になっております。手続のほうも簡素化されております。寄附額の下限というのが10万円からできることにはなっておりますが、例えば1,000万円寄附しますと、最大約900万円の法人関係税が軽減されると、そういうことになるわけなのですが、夕張市なんかは制度ができた当初から、早くから取り組んでいまして、ニトリやツムラなどから寄附を頂いている状況にあるのですが、今、コロナ禍なので多くの企業さんが厳しい中で経営されているというふうには思っていたところなのですが、先月の2月に芽室町で企業版ふるさと納税第1号ということで100万円の寄附があったと。これは教育に活用されるようでありますけれども、そういう地元紙で新聞報道がありました。こういったコロナ禍で厳しい中でもこういう寄附される事例が実際にありました。

今回、コロナの影響ということで関連づけたことは少し難があったかもしれませんが、財源の確保という広い意味、広義の意味を含めて捉えていただければなというふうに思うのですが、コロナ対策という目的、事業に、企業さんがもしご賛同いただければできるのかどうか分かりませんが、可能かもしれませんが、企業さんのご意向、思いもありますので、必ずしもコロナ対策というふうにはならないのかもしれませんが、必要な事業、目的がきちっと明確化された事業に対して、寄附を頂くことができると。これも貴重な財源になっていくというふうに思われますけれども、ふさわしい事業があればというふうに考えられているようでありますけれども、例えばどういった事業を考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 企業版ふるさと納税については、これは地方創生の総合戦略に基づく地域再生計画というものをつくって、その中でこういう事業をやりますので、ここに言ってみれば支援をお願いしたいという、そういう内容の計画をつくって、それを国に認定をしてもらうという手続が一番はじめにやりますので、そこにはやはりその内容が、企業にとって魅力あるもの、あるいは夢を抱かせるものであったり、社会貢献としてふさわしいものと、そういう共感を得られないとなかなか寄附も集まらないわけありますから、そういったものは今何かというと、具体的にありませんのでうちがやっていないということになるのですが、そういった事業が、今後、あるいはまちづくりの中でそういった事業が出てくれば、そこが財源調達手法の一つとして、積極的に企業版のふるさと納税についても活用してまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 計画をつくって国に認定ということなので、一般のふるさと納税とはまた違った形になってくるわけなのですが、どちらかというと、こちら側といいますか、町のほうから企業にお願いするような形にもなってくるのではないかなというふうに思っておりますので、積極性も必要になってくるのかなというところで、積極的な取組については求めていきたいと思っております。

財源の確保ということで、コロナ対策の基金だとか企業版ふるさと納税といったことを一例として取り上げたわけなのですが、仮にこういったものに取り組んでいって、財源が増えたとしても、地方交付税が減らされることはない。ペナルティーなどもないというふうには聞いているのですが、コロナの長期化で財源の確保、これがより今後重要になってくるのではないかなというふ

うに思っております。十分知恵を絞って、できることはどんどん取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に何かありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員がおっしゃるように、地方財政運営、まちづくりをしていく中では、財源をいかに集められるかというのは本当に大切なことでありますので、これは先ほど来繰り返していますように、国からの補助金はもちろんのこと、民間のサッカーくじだとかスポーツくじだとか、そういったものも含めて、物語をいかにつくるかによって補助金をもらえるという、そういう点もありますので、そこは本当に職員一丸となって、知恵を絞って財源の獲得に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○5番（小島智恵） 今後とも理事者皆さまのご努力にご期待申し上げ、終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10:44 休憩

11:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き、続き会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○3番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

困難な時代こそ職員の力を。多様な人材の確保とさらなる育成について。

社会経済状況が大きく変化し、地域の課題も複雑多様化する中、本町職員の皆さんは、限られた人員で増大する業務に日々奮闘されていることと思います。また、今後においても、ポストコロナを見据えた社会情勢の変化に対応するため、法令遵守や公平・公正な業務執行はもとより、自ら地域の課題を見いだして政策に反映する能力も求められていると認識しています。

町は平成20年に「幕別町人材育成基本方針」を策定しました。この方針は町政の組織運営の根幹をなすものと考えますが、策定から12年以上が経過し、労働に関する環境の変化や新たな課題が生じています。この間どのような活用をされてきたのでしょうか。

人材育成は即効性のあるものではありませんが、町の将来を左右するのは人の力であり、困難なときこそ一人ひとりの真価が問われます。職員がその能力を最大限発揮し、自信と誇りを持って一丸となって業務を遂行できるよう、職場の風土づくり、そして人事マネジメントを行っていただきたいと考えることから、以下について伺います。

①基本方針をどう活用してきたか。

②基本方針策定以降の人材育成に関わる制度の大きな変更・変化に、どのように対応してきたか。また多様な人材を確保するための取組は。

③人材育成の方向と具体策は。今後改定する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「困難な時代こそ職員の力を、多様な人材の確保とさらなる育成について」であります。

少子高齢化や情報化の進展、地方分権の推進等による社会経済情勢の変化とともに行政に対する住民ニーズが多様化、高度化する中で、効率的かつ効果的な行政運営を行うためには、時代の要請と町民の負託に応えられる人材の育成を推進していくことが重要であります。

このことから、本町では、平成20年12月に「幕別町人材育成基本方針」を策定し、求められる職員像を明確にして、その育成方針を包括的に示すことにより職員自身の意識改革と意欲の向上を図る

とともに、計画的な人材育成と主体的な能力開発に取り組んでまいりました。

ご質問の1点目、「基本方針をどのように活用してきたのか」についてであります。

幕別町人材育成基本方針においては、「求められる職員像」として、「公務員としての倫理観や責任感を自覚し、公正・公平・誠実に対応し、町民に信頼される職員」「町民と協働してまちづくりを推進する職員」「コスト意識を持って、効率的な行政運営を行う職員」など5項目を掲げるとともに、「職員に求められる能力」として、「職務遂行能力」「コミュニケーション能力」「リーダーシップ」「問題解決能力」など10項目を掲げております。

そして、採用による「多様な人材の確保」「職員研修や人事評価等による多様な人材の育成」「適切な人材の配置」「働きやすい職場環境の整備」の4つの区分ごとに取り組むべき方策を定め、職員の働く意欲や能力を最大限に発揮させるよう人事管理を行い、人材育成を進めてきたところであります。

また、職員の資質・能力を高めるために最も重要となるのが職員研修であります。これまで実施してきた主な研修といたしましては、職場研修において、法務、接遇、服務、コンプライアンス、人事評価、ハラスメント防止などの職員として身につけるべき基礎・基本となる研修に加え、国や北海道への派遣研修、その他の研修機関が行う行政管理能力、政策形成能力、リスクマネジメント力、問題解決能力、折衝力・交渉力などの専門的な知識や高度な技能等を習得するための研修、さらには、職員の自主的な発案等に基づくプログラムにより実施する自主研修などを通じて、継続的かつ効果的な人材の育成に努めているところであります。

ご質問の2点目、「基本方針策定以降の人材育成に関わる制度の大きな変更・変化にどのように対応してきたのか、また、多様な人材を確保するための取組は」についてであります。

平成20年の基本方針策定以降における人事環境の変化といたしましては、平成28年4月に施行された「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」により、人事評価制度の導入が義務付けられましたことから、本町では、人材育成を主眼とした人事評価を平成28年度から全職員を対象に実施し、30年度には、評価項目の整理と、より客観的評価がなされるよう大幅な見直しを行ったところであります。

見直し後の人事評価では、職位により求められる行動について評価する「能力評価」と、職員自らが設定する業務目標について、達成度等を評価する「業務評価」を実施しており、「評価」に当たっては、所属長が必ず期首、期末面談を実施するとともに、必要に応じて期中面談を実施するなど、評価内容の設定から進行、評価にわたりチェックできる体制としております。

評価結果については、各職員にフィードバックすることとしており、評価の透明性と、評価者と被評価者との共通認識を持ち、人材の育成を図っているところであり、今後とも、これらを活用し、職員の「人財」としての資質向上と能力開発を行い、組織全体の公務能率の向上に努めてまいります。

また、平成31年4月に施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の取組を推進していくことが求められ、さらに、令和元年6月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」等により、職場における各種ハラスメントを防止するための措置を講じることとされたところであります。

これら法律の施行に伴い、職員が安心して働き続けられる快適な職場環境をつくることが重要であると考えており、本町では、平成29年度から毎週水曜日を「ノー残業デー」とする取組や22時以降の残業については総務課への協議制とするなど、時間外勤務の縮減に向けて取組を行っております。

さらに、令和2年11月に「幕別町ハラスメント防止等の防止等に関する規程」等を制定し、職場におけるハラスメントの防止と相談体制等の整備を行うとともに、全ての職員がハラスメントについて共通認識を持つようにするため、ハラスメントに関する職員研修を実施しております。

このような人事環境の変化の中における人材育成については、様々な視点を持ち、これまで取り組んでまいりましたが、今後、ますます多様化する行政需要に対応するため、現在、職員研修体系全体

について見直しを行っているところであり、その中で、職員の能力開発について、その職制ごとに求められる能力をより明確にし、集中的に研修を行うとともに、専門的なスキルを身につけるための研修を実施するなど、職員として採用されたときから退職に至るまで一貫した研修体系を構築しているところであります。

また、多様な人材を確保するための取組といたしましては、民間企業などの経験を有する優れた人材を確保するため、十勝町村会による採用試験とは別に町単独で採用試験を実施しており、令和元年度からの２年間で一般職及び保育士等の職員として 13 人を採用したところであります。

ご質問の３点目、「人材育成の方向と具体策は、また、今後、基本方針を改定する考えは」についてであります。

働き方改革の取組や女性の活躍推進に向けた取組など社会経済情勢の変化に伴い、公務員制度を取り巻く背景は変化してきており、今後とも職員には柔軟かつ的確に職務を遂行する能力が求められることから、人材育成の必要性がますます重要となってまいります。

そういった中、人材の育成に当たっては、日常業務を通じた研修が重要であるとされ、接遇やコミュニケーション力、問題解決や政策形成の考え方などの基本的な能力は、職員自身が主体的に業務に取り組む中で、課題や目的を明確にし、上司が適宜適切なアドバイスを行う職員教育、いわゆる OJT を積極的に実施することが、人材育成上、効果的であると考えております。

さらに、専門的な知識や技能等の習得については、外部講師の活用や他の機関による研修機会を通じて効果的に実施するとともに、人事交流や派遣等による職員の能力開発についても、今後とも積極的に行っていかなければならないものと考えております。

先に述べたように、現行の基本方針の策定後、人事評価、働き方改革、ハラスメント防止、再任用制度の運用など、町職員に関わる制度等の変化が生じており、これらに伴う記載内容の改正の必要はあるものの、人材育成に関する考え方、進め方が変わるものではありませんので、大幅な改定は考えておりません。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○３番（内山美穂子） ご答弁は人材育成基本方針に沿って進めているというものを頂きました。ここで改めて人材育成基本方針の意義を確認させていただきたいと思います。

地方分権一括法が施行されて、国と自治体が対等なものとして、役割分担が明確になったことで、自治体ごとに創造性を発揮した住民サービスを向上させることが求められるようになりました。平成 9 年に策定された地方自治、新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針では、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、取組の要となる職員の人材育成を積極的に進めていくことが求められ、人材育成基本方針の策定が要請されたものであります。

指針には政策形成能力、創造的能力の向上や多様な研修期間の提供、研修レベルを向上させることなどが示され、さらに平成 16 年には、地方公務員法第 39 条に地方自治体に研修基本方針の策定を義務付ける条項が追加されました。これは自治体における研修の位置付けをさらに重視したものとして捉えたいと思います。

これに関連した通知では、人材育成の体制整備等を計画的に定めることを求められていますが、研修については、研さんや研究学習といった内容を意味するだけでなく、どのような職員を育成していくかが問われており、これは行政の基本姿勢に関わることであって、まさに自治体の土壌を形成していくものと理解しなければなりません。

このように考えますと、幕別町のまちづくりを進めるに当たって、この人材育成基本方針が大きな関わりというか、ある意味根底をなすような役割を担っていくといっても過言ではないと思っております。

平成 30 年度から新たにスタートして、第 6 期幕別町総合計画では、町の将来像として「みんながつながる 住まいる まくべつ」が掲げられており、そのためにつながるがキー概念になっております。

このつながるを進めていく町の職員はどうあるべきなのか。幕別町の将来像を実現する幕別町の職員像が基本方針に明確に定められ、活用されていかなければならないと考えるところですが、長い間改定されていなかったことから、質問とさせていただきます。

人材育成基本方針に対して、どのようなご認識をお持ちなのか。また法の改正はありましたが、これまでの検証と見直しは必要だと思います。このことに関して伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 人材育成基本方針については、先ほどの答弁でもお答えを申し上げましたように、個々具体的な実施計画を定めているものではなくて、求められる職員像について、5項目なり10項目、職員像であったり、求められる能力であったりと考え方として示しているものであります。

具体的には、この人材育成基本方針に基づいて、個々の研修計画をつくって実施をしていくという流れになりますので、私はこの基本方針については、一番最後のところで申し上げたように、制度改正に伴って字句の修正などがありますし、削除しなくてはならない、例えば再任用などはもう既にスタートしていますから、これは計画上はまだスタート前の記述でありまして、こういうところは改正をしていかなきゃならないわけでありまして、基本的な職員研修あるいは職員の人材確保についての考え方は何も変わるところはありませんので、むしろこの人材育成基本方針に基づく実施計画を、個々の職員の実施計画をきちっと定めていく。それは職員が採用されたときから退職するまで、どこの段階でどういう研修を受けて、そしてどういう職員にしていくのか。プラス日常の職場内研修というのが、私は一番大切であると。それは委託研修はそのときしか研修を受けられませんが、職場内研修というのは、日々上司であったり仲間であったり、お互いに研さんし合いながら自分を高めていくと、そういう研修になりますので、そこをしっかりと充実させていく必要があるということで、いずれにしても、具体的な実施計画に基づいて職員研修を実施していくということが大切であろうということで、今、まさにそれを見直しているところであります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 私も、改定して計画をつくればいいというものではなく、やはり中身が生きてこなければならぬと思っています。実際この計画なのですけれども、ベースになっている部分は大きく変わっていないと思います。ただ、この人材育成基本方針が、果たして職員の中でふだんから認識されているようなものになっているかどうかというところで、ちょっとお答えが難しいと思うのですけれども、中身もすごく人物像とか、とてもいいことを書いているのですけれども、その十二、三年前のことですから、アンケートに基づいた内容についても、今とはちょっと違ったものになってきているのではないかなというところもありますし、柱となる部分は変わらなくても、やはり求められていくものが時代の変化とともに変わっているのではないかなと思うのです。

人口減少を続ける中で、職員の定員管理指標を考えたら、今後さらに少ない人数で行政運営が必要になることも考えられます。芽室町ではRPAの導入に向けて進められているという報道があったのですけれども、デジタル化やAI時代、10年後20年後を見据えて、どんな人材が必要なのか、改めて考えていかなきゃならないのではないかなと思いますので、そういった職員をどういうふう to 育成していくかということも、私はこの中で示していただきたいなというふうに思っています。

そして、今見直しされているということですが、その見直しの作業を通じて、町長だけではなくて、管理職、職員の認識等も高まって、具体的な取組のきっかけになっていくのではないかと思います。職員像が明確になると、人材確保の面でも必要な対策を講じることができると考えています。

改定というか見直しの際には、ぜひ全職員を対象に仕事や働き方に満足しているかといった視点も入れて、組織の現状や課題がきちんとあぶり出されるようなヒアリングをおこなって、全体を把握した上で反映させていただきたいと思います。これについてお考えがあれば。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 人材育成確保の基本的な考え方は、先ほど述べましたように、求められる職員像であったり求められる能力、これはいつの時代も私は普遍だと思っています。住民ニーズが変わった



としてもそれを対応する能力を身につけようということでもありますので、ですから私は、時代がいつの時代になっても、あるいはデジタル化が進んだとしても、職員がやらなければならない仕事が変わるわけではなくて、それは道具ですから道具によって省力化して、本来職員がやるべき住民との対話であったり、あるいは対話を受けての企画、政策立案というのが本来職員がやるべきで、これは機械ができることではありませんので、ここをしっかりとやっていくことが必要であって、その能力を高めていくことが人材育成基本方針で、これは私は5項目なり10項目書いてあることは、これはすばらしいというか本当に理想像でありますし、内山議員もその辺は異論はないというふうに思います。

ただ言いたいのは、その人材育成基本方針に基づいて、個々の職員の研修をどういうふうにやっていくのか、採用から退職までどう職員の能力を高めていくのかということが、いま一つはつきりできていないので、それを今、検討しているということでもありますので、そこは当然職員の希望というものもありましようけれども、そういうものも含めながら、個々の職員の一生涯の研修の実施計画、これを定めていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 具体的なことは、また次のときにお話したいと思います。次のときというのは今回、基本方針の求められる人物像というのは変わらないということなのですが、やはり地方分権が進められていると、昔は本当に地域の実情に合わせて、地域で課題を見つけて政策提案するというそういう能力の比重が、だんだん高くなってきていると思うのです。だからそういったところにまた職員の力を生かしてほしいなというふうに思っております。

令和元年の7月に地方制度調査会の報告があったのですが、今言ったように、人口減少が深刻化して、高齢化がピークを迎える2040年にかけてインフラが老朽化したりですとか、技術のさらなる進展、災害リスクの高まりなど、だんだん地域で顕在化する様々な変化、課題に対応できる地方公務員の人材育成に論じており、この中で人に着目した方策をまとめています。地域社会を支える人材育成として、時代に応じた専門知識や課題解決能力を有する公務の担い手を育成することが必要であり、職員が地域や組織の枠を越えた連携をしながら、行政の在り方を見直す構想力を身につけることの重要性について指摘しています。また、多様な人材が多様な場で力を発揮できるようにすること、専門性を有する民間経験者の採用や、柔軟な人材確保の取組の必要性などについても指摘しています。

人材確保ということで先ほどご答弁で、町村会の採用とは別に民間の経験者を採用しているということでありました。それはそれでとてもいいと思いますけれども、しかしながら、社会情勢の大きな変化があって、事務事業を見極めていく中で、重点的に取り組まなければならない部門や、強化すべき部門も出ていていると認識しています。

町として足りていないスキルやポストを発信して、より柔軟な働き方を許容していくことも重要だと思うのですが、基本的な具体的な例を挙げますと、過去のご答弁に地域おこし企業人交流プログラム制度について、前向きなご発言があったのですが、取組状況、この間動きがあったかどうかということをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のところは動きはありません。

これは何か地域課題、重大な地域課題も出てくるとか、何かプロジェクトをやるというときには、専門的な力をお借りする場面がありましようから、それは委託であったり派遣を求めたりということは、考えられるのかなというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 新年度から地域おこし協力隊が増員されるということでもあります。先ほど小島議員のご答弁にも、その中の課題というか、どういうことを発信していくのかということを見つけることが大事だというようなニュアンスのそういう話をしていたと思うのですが、今言いました地域おこし企業人交流プログラムは、現在多くの自治体が活用しています。共感を得られるような事業ということでしたけれども、厚真町では現在3社から人材を受け入れておりまして、地域おこし協

力隊と合わせて 18 人がいろいろな分野で活動しています。

お話を聞きましたが、交流プログラムの人材のスキルは、とにかくすごく高く、特別交付税措置もあって、マイナス面は見当たらない、いや、あるのかもしれないけれども、そういった雰囲気は受けました。ウイズコロナにおいては、ますます可能性が広がっていくのではないかと思います。

これからさらに技術革新が進んでいくと、本町においても IT デジタル分野や、カーボンニュートラルなど、外部人材を当てにしなければ、課題の解決や政策立案が難しい事業も出てくると思いますが、国は地方創生に積極的に取り組む市町村に対して、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、そして民間人材を市町村長の補佐役として派遣する、地方創生人材支援制度を設けていますが、本年度は道内で大空町が法務省から人材を受け入れています。また、新たに人材ニーズの高いデジタル分野において、民間の専門人材の派遣制度も加わりましたが、協力企業がリストアップされていて、大変大きな会社が載せられておりますが、早速、上士幌町がこれを活用しております。

時代がめまぐるしく変化して、人材育成の強化を必要とする一方で、厳しい財政や行政改革によって、定員を削減せざるを得ない状況にあることは重々承知しています。こうした中であって、外部の知見を活用しながら、職員の意識改革にもつなげて内部強化のためにも大変重要ではないかと考えます。こうした制度について、積極的に活用を検討していくべきかと考えるのですけれども、お考えをお聞かせ願います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 外部から新しい風を吹き込むということは、非常に大切なことである。職員はそのことによって刺激も受けて、さらに自己研さんに励むということ、そういう効果があるというふうに思いますので、そういう外部からの人材招聘については、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3 番（内山美穂子） ぜひお願いしたいと思います。外部から人を入れることによって、一緒に考えていくことによって、そこで新たなニーズというか、必要なものも生まれてくると思うし、本当に職員の潜在能力を引き出すこともできると思います。

今、考えていきたいということで、しつこくもう一つ言うのはどうなのかなと思ったのですけれども、昨年、職員の副業について質問させていただいたのですけれども、反対に民間企業からリモートなどを活用して、高度専門の副業人材を受け入れている自治体も増えています。余市町では公募で町のブランド戦略のために、副業人材を 2 人受け入れていると聞いています。今後、必要があれば、こうしたことも研究していただきたいと思います。

それでは 3 番目に行きたいと思います。

人材育成の方向と具体策についてなののですけれども、ご答弁も頂きましたが、もう少し詳しく質問したいと思います。

職員像を定めて、それを実現させるために求められるものとして 3 つあります。意欲を高める人事管理制度、時代変化に合った職員研修制度、十分に能力が発揮できる職場風土の醸成などが挙げられますが、この 3 つに沿って提案を含めてお聞きしたいと思います。

まず人事管理制度の中核をなす人事評価についてです。ご答弁にもありましたが、過去の答弁でも実施方法や活用面で課題について触れております。今回は評価結果を職員にフィードバックして透明性を図っているとのことでしたけれども、具体的なその後の活用については触れていなかったもので、平成 31 年度の地方公共団体における人事評価結果の活用状況調査によりますと、多くの自治体が昇級などへの活用をしていないといった結果が出ました。総務省はこれを受けて、令和元年 12 月に人事評価結果を昇級、勤勉手当、昇任昇格及び分限処分へ活用しないで昇級勤勉手当の一律支給をしたり、分限処分を行うことは違法と判断される可能性が相当数あると考えられ、勤務評定未実施に係る訴訟事件にも十分注意し、全ての地方公共団体で人事評価結果が適切に活用されるよう、早急に活用に向けて取り組んでもらう必要があるとの通知を出しています。

きちんと活用していくことが求められていますが、今後においてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 現在の人事評価については、職員の個々の能力を上げるため、例えば気づきによって自分に足りないところを伸ばしていくとか、さらにいいところについては伸ばしていくと、そういう人材育成の観点から実施しているわけであります。これを活用、いわゆる昇級などの活用ということでありますけれども、やはりこれを客観的に評価することが非常に難しいんですね。よそではやっているところもありますけれども、やっているといってもそれはあまり言ってしまうと、まずいかもしれませんが、形骸化しているというか、言ってみれば差し障りのない範囲での評価、よほど悪いことをした、非違行為をした、それで懲戒処分をすれば、それは評価はCですDですと、そういうことになりましようけれども、やはりそこは特別昇給と絡めて、法律上、6年7年に1回ぐらいの特別昇給ができますから、そういうことも運用も含めてやられているというのが実態なのかなと。

詳細には分かりませんので、あまりでたらめなことは言えませんが、本当に適正な評価をしてやっているのかとなると、なかなか疑問というのは、我が町のことを考えたときに、本当に厳格に評価ができるのかなというふうに思っています。これが営業職などであれば、もう勤務成績が出ます。契約幾ら取ってきたかということで、一目瞭然、グラフにでもすれば出るわけですが、そういうわけにいかないのがこの公務でありまして、ましてや政策を立案、実行しているところはまだしも、管理しているところというのは、本当に評価ができないのです。

そういうことから考えると、的確な評価ができて初めて、それを昇級であったり昇任であったり手当の割増しであったり減額であったり、そういうふうに反映させていくことになるだろうなというふうに思いますので、現時点においては、そういった活用については非常に難しいという認識を持っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 理解しました。それぞれが納得できるような、そういった幕別町の制度にしていきたいと思います。

一つだけ加えて言いますと、職員の社会貢献活動についてですが、これは職員の自立性や積極性の表れと評価できる場所であり、その観点を人事評価に加味していくことも検討していくべきと考えますが、これについてはどう思われますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 社会貢献することについては、非常に素晴らしいことであります。ただ社会貢献をするといっても、やりたくてもやれない人もたくさんいるわけで、子育てで忙しいだとか、その職場がかなり時間外をしなければ、職務はこなせないとかありますので、そこを社会貢献しているから評価をするということではなくて、それは評価はもう皆さんしていますから、それを何かに反映させるというのも、職員の一つの土台の中で、同じ土俵の中で比べられるのであればいいのかもしれませんが、なかなかそういうことにはなっていないのだろうなというふうに思います。

ただ、それは一生懸命やっているなという全体的な人物像の評価ということにはなっていくのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 土俵が違うということは理解します。

ただ、職員が率先してというか、こうした活動に参加することによって、協働のまちづくりがより活発になることも期待されますし、町民との信頼関係も構築されていくのだと考えております。

2つ目が研修制度についてです。

2番目にご答弁いただいたのですが、研修全体の見直しを積極的に行っていきたいとのご答弁がありました。決算資料によりますと、自主研修についてこの2年間実績がありません。特に自主研修については、これからの時代に求められていると思いますが、限られた人数、人員で多様化する業務に対応するためには、専門性と総合力、どちらも必要になってきます。

コロナ禍では、オンラインでの幅広い研修機会も生まれております。派遣研修につきましては、人脈がその後も生かされると思っています。本町では希望制も取り入れているとお聞きしていますが、加えて資格取得についてですが、職員に対してそれを促すことのできる仕組み、例えばそのための休暇や取得に要する費用の一部を助成を行うといったことを、検討してもよいのではないかというふうに考えています。さらに帰庁後に研修制度に生かす仕組みも必要となってきます。

これまでの研修の実績とか成果を検証していただいて、多くの職員の意欲を育めるように、研修制度をいいものにしていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど来お答えしておりますように、研修については、採用から退職までの間で、適齢期というのがあるのですね、やっぱり研修をする適齢期というのがあります。例えば入ってすぐのときの研修、5年ぐらいになったときの研修であったり、中堅の10年ぐらいになったときの研修という基礎的な研修を生涯を通じてやっていくということと、併せて専門的な研修もその中の職務によっては、間に入れていくということがあります。

それを、講師を呼んで職場内でやる研修もありますし、専門的な研修になると、委託研修というのですね。委託先を探して、そこに職員を研修に行かせるということがあったり、あるいは国や道に対する派遣研修もありますので、こういう基礎的な研修プラス、今言ったような専門的な、あるいは派遣研修を織り交ぜながら、その職員を生涯にわたって人材育成をしていくということが必要でありますので、そのための研修計画を今定めているという意味では、先ほど来お話をしているわけで、いずれにしても、この研修というのは、職員がやはり住民ニーズをしっかりと捉えて、そこに問題意識を持って仕事を変えていく、あるいは町民のために様々な組み立てをしていくというためのものでありますので、職員は何よりも問題意識を持ち、自分が責任を持って仕事をしていく、そういう人材を育てたいというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） ベースになる部分があって、その時々にもまた織り交ぜながら、一生涯にわたった研修をしていくということでありました。

その両方に当てはまるのですけれども、研修に行き帰ってきたときに、またアウトプットできるような環境整備もすごく大事だと思います。例えば職場内研修のOJTに生かすこともできると思うのですけれども、そういった面では活用していたりするかどうかをお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） その時々に応じてということになりますけれども、例えば災害派遣、実際幕別町から行っていますけれども、その職員が帰ってきて、こういった業務をやってきたとか、こういった悲惨な状況であったとか、そういう自分たちも行っている仕事をしたというような共通認識を持てるような研修をやったり、特別に報告したほうがいいというものは、適宜帰ってきてから、共通認識を持つような形での発表会、報告会をやっているところであります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） このような研修、こうした人材育成のサイクルを日常業務の中で効果的に行うためには、職員の前向きな取組を後押しする職場の風土づくりが、何よりも大切になってくるのではないかと思います。人の行動やモチベーションは、職場環境に大きく規定されると思われます。人の能力はスキルだけではなく、スキルとマインドの輪だと思います。前向きな気持ちで取り組めるようにするためには、職場の風土をどのようにつくっていくか、これにかかっていると思います。

職員提案制度についてです。

今般の行政大綱でも、活性化させるために多様な手段によって募集するとしています。これまでの実績と、今後の手法について大まかでよろしいのでお答え願います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 職員提案制度の実績でございます。

この職員提案制度につきましては、平成 24 年の 2 月から施行しておりまして、これまで 8 年間で計 10 件の提案がございます。主なものを申し上げますと、例えば町長との職員面談ということで、町長と職員が相互理解を深める機会をつくるということで、そういった面談の時間をあくまで勤務時間外の中で、そういった機会を設けている、設けたらどうだろうという提案で、こちらが 25 年度に提案がありまして、実際にこれまで取り組んでいるところでございます。平成 30 年に SNS を活用した町に係る情報の積極的な提供ということで、これについても既にもう取り組んでいますけれども、こういった住民への情報提供、積極的な活用ということで取り組んでおります。

もう一つ例を申し上げますと、幕別町の自己啓発等の休業に関する条例ということで、職員研修で特に大切なところは自己啓発、そういった自分で取り組む、これについても既に条例が施行されておりまして、これについても職員提案の中で出てきた制度の一つでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3 番（内山美穂子） 少しずつそういう提案が出てきているということは、大変いいことだと思います。なぜ職員提案を求めるのかと言いましたら、組織や人事を風通しのいいものにする。このような組織風土と組織改善の気風を醸成していくことが根底にあると思います。

また、組織風土に関して言えば、日頃のコミュニケーションが非常に大切になってきます。町長はスマイルミーティングの取組をこれまで行い、職員とコミュニケーションを図っていると聞いていますが、どのように評価されているのかと今後について伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） スマイルミーティングですけれども、今年はコロナの関係もあって未実施でありますけれども、私が町長になってから一番はじめには係長以下の職員全員とやりました。その後は、新採用だとか、あるいは 5 年までの若い職員だとかという形でやってまいりました。というのは、日常的に私が、特に若い職員とコミュニケーションを図る時間というのは限られているわけですので、それで若い人たちがどういうことを考えているのか、どういうまちづくりについての思いを持っているのかとか、あるいは日常の職場環境がどうである等、ざっくばらんに昼食を取りながらやってきたということでありまして、これはそれなりに私としては、こういうことを考えているのだな、なかなか若い人と接する機会がないので、若い人はこういう思いを持っているのだなということが、自分の中で受け止めることができたなというふうに思っております。

これは、今年はたまたまやっていませんけれども、引き続きやっていく予定であります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3 番（内山美穂子） ぜひ継続していただきたいと思います。そういう形で職員の思いを聞いていただいているということは、大変いいことであります。ただ、町長は町政の最高責任者でありますので、確保する時間にも限度があると思います。

そこで提案ですが、このスマイルミーティングの考え方を少し広げて、同じ職場内や複数課の有志が集まったり、職場の問題点や改善点などについて、気軽に真面目な話をする機会を設ける取組をしてみたいかと思いますが、イメージがつかないのかは分からないのですが、近年耳にすることが多いと思いますが、オフサイトミーティングとよくいろいろなところでやっているのですが、肩書きを外して、言ってはいけないことのハードルを下げてコミュニケーションを大切にしていこうというふうなもので、こうした雰囲気の中で、萎縮することなく言えなかったことが話し合われ、組織の活力を高めていくと言われております。こうした環境づくりが自己啓発につながっていくのではないかと思います。

また、これに関連しますが、従来の OJT は、上司や先輩が業務を通して行うものですが、IT 分野などにおいては、上司がそのスキルを持っておらず指導できない状況も発生しております。こうした場合、チーム育成型 OJT と言って、一方的に指導する管理マネジメントではなく、メンバーの力を相互に引き出して、チーム全体の力を底上げするといったチームマネジメントを行うことが有効だと言わ

れています。一つのチームになることで、組織が本当の能力を発揮できると考えています。

ご答弁にもありましたが、本町でもストレスやハラスメントに起因する病気休暇や休職や、早期退職など、新たな人事管理の課題も顕在化しております。こうしたことを踏まえて、職員のメンタルヘルスについても、働きやすい環境の整備として、さらに組み入れていくことが求められると思います。

以上、組織風土、マインドの大切さ、そして具体的な事例を挙げさせていただきました。これらに関する大まかな認識と、具体的な仕組みの導入も含めた様々な工夫を行っていくべきと考えますが、これについてのお考えをお聞きます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員からスキルとマインドというお話がありました。私はそのとおりだと思いますけれども、むしろスキルよりもマインドだというふうに思っています。それは職場の職員が、一人ひとり気持ちを通わせながら、相手をいろいろ思いやりながら、カバーしながら仕事をしていく、そういう職場風土、職場環境が必要であろうと思っております。

私は今年度に入ってから、よく職員に対して言うのは、今まで「ほう・れん・そう」だったけれども、報告、連絡、相談ですが、今は「お・ひ・た・し」だと。特に上司から部下に対しての思いやりというのは、「お・ひ・た・し」だと。おは怒らない、ひは否定しない、たは助ける、しは指示するということです。ということで、これをしっかりと上司が部下に対して「お・ひ・た・し」の精神を持って接することによって、私はしっかりと良好な職場環境ができてくるのかなということを思って、最近このことを何回か言っているわけで、それをもう少し管理職には徹底して、いい職場の雰囲気づくりをしてほしいなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 「お・ひ・た・し」、ぜひ皆さんに浸透するように思っています。

今回、大体提案を含めて一般質問をさせていただいたのですが、今般のコロナ対策で明らかになった重要なことの一つは、全てが分かった上で、正しいことが示されるということではなくなったということです。

国からの情報が少なく、スケジュールがコロコロと変わる中、都道府県知事による前例にこだわらない柔軟で迅速な対応も目につきました。これからの時代、国が何でも正解を持って導いてくれるわけではないのです。答えを見つけることもさながら、何が問題なのかを問うこと、また問題提起ができること、制度がこうだから、上司がこう言ったからではなく、自発的に問題を見いだしていく、こういうことも大切になってくると思います。

著名な経営学者ドラッカーは、「重要なことは正しい答えを見つけることではない。正しい問いを探すことである」と言っています。このように考えますと、改めて本町における人づくりの重要性と、その方針である人材育成基本方針は、これまで以上に注目されることとなりますので、このコロナによるニューノーマル時代、意識し認識し、こうしたことを含めて人材の育成に進んでいきたいと思いますが、これに関する町長の見解を伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは人材育成について語るといろいろなことがあって、時間が幾らあっても足りないような感じになります。

ただ言えることは、もう既にある人材育成基本方針の中で、しっかりと求められる職員像、そして求められる能力というものをうたっていますので、これは私が先ほどから申し上げておりますように不変のものでありますから、こういった資質が、能力がしっかりと身につくように、職員個々の一生涯を通じた研修に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 人材育成基本方針も、職員一人ひとりが認識して、先ほどあまり答弁を求めなかったのですが、常に意識していただけるような方針でなければならないと思うのです。やはり十何年前の文言等がいっぱい書かれているので、その辺を整理して、誰でも意識して業務に当たれる

ようなものが私は必要だと思います。

そして、基本方針だけにこだわるわけではないですが、人づくりとか人材育成は全ての業務に優先する重要課題だと思います。そして、人づくりは自己啓発と任命権者の支援によって実を結ぶものだと思います。町長の明確なリーダーシップの下、職員一人ひとりが町民の福祉向上のため、使命感と誇りを持って仕事をする、この原点に立ち返り、長期的な視点で地域課題に取り組んでいただけるよう、人材育成基本方針を改定して、本町の実効的な人材育成を進める体制を強化する、このことを要望して、私の質問を終わります。何かありましたら。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今日の答弁の中では、一番大事な日常研修について、あまり私が触れることがなかったのですが、委託研修がある、職場内研修、講師を呼んで来て大勢が聞く職場内研修がある、そして派遣研修がありますけれども、何より一番大切なのは、私は日常研修であるというふうに思っています。そういった中で、物事の考え方であったり、住民とのコミュニケーション、アプローチの仕方であったり、組み立て方であったり、これを日常的に遠慮しないで上司が指導する、部下が尋ねると、それに対してしっかり答えてあげると、これが日々研さんされて能力であったり求められる職員像につながっていくというふうに思っていますので、これこそ私のリーダーシップが必要になってくると思います。しっかりと管理職に対して日常研修ができるように、そのことによって求められる人材が育っていくようにやってまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、13 時 00 分まで休憩いたします。

12 : 00 休憩

13 : 00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○7 番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

#### 1、「「ゼロカーボンシティ」宣言を」

世界中で猛威を振るう異常気象や気候変動は、今や単なる環境問題にとどまるものではなく、人類の命運をも握る根本課題と言われています。地球温暖化対策として、IPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、2015 年パリ協定の目標に達成するためには「2050 年までに二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)実質排出量を実質ゼロにすることが必要」とされています。環境省では目標の達成に向け、「2050 年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする」ことを目指す旨を首長自ら公表した地方自治体を「ゼロカーボンシティ」として国内外に広く発信するとともに、全国の自治体へ検討を呼びかけています。ゼロカーボンシティの宣言は現在 277 の自治体(32 都道府県、163 市、3 特別区、61 町、18 村)が表明をしております。

本町でも「ゼロカーボンシティ」を宣言し、低炭素社会から脱炭素社会に向け積極的に施策を展開すべきと考えますが、見解を伺います。

#### 2、「災害廃棄物処理支援員登録の推進を」

近年日本列島を揺るがす大きな地震が頻発しており、本年 2 月 13 日夜にも福島沖で発生した最大震度 6 強の地震は、東日本大震災を引き起こした巨大地震の余震であると専門家も発表しております。この地震では福島県や宮城県などを中心に各地で負傷者が出ました。

また、あの甚大な被害を及ぼした東日本大震災は、明日 3 月 11 日で 10 年になります。あのときの記憶をたどると、誰しも生涯忘れることができないことのひとつだと思います。

いつ発生するか分からない自然災害のため、日頃の備えが必要であり、行政としても住民の命や財

産を守るという観点からも、日々尽力されていることは認識をしておりますが、今後災害が発生した際には、現場の目線で災害廃棄物処理支援に携わる人材を平時から育成していくことが重要であると考えます。環境省では災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録する制度がスタートしております。29 都道府県、87 市町村・一部事務組合の 116 団体 223 人の職員が登録されております。

本町としても制度登録を推進し、平時においては、自らがスキルアップを図り、災害時にはスムーズな復旧・復興に貢献できるよう人材育成に力を入れていくべきと考えますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「「ゼロカーボンシティ」宣言を」についてであります。

温室効果ガスの増加に伴う影響は、大気や海洋の平均温度の上昇、南極や北極の氷や山岳氷河などの広範囲にわたる減少、さらには世界平均海面の上昇等、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、「脱炭素社会」に向け世界規模で取り組まなければならない大きな問題と認識しております。

温室効果ガス実質排出ゼロとは、日常生活や経済活動において避けることができない CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスについて、可能な限り排出量が減るよう削減努力を行い、削減できない温室効果ガスについては、排出量に見合った排出権の購入や植樹、あるいは温室効果ガスの削減活動に投資などを行うことで、排出される温室効果ガスを相殺するという考え方であり、3月9日現在で、東京都、京都市、横浜市をはじめとする 311 自治体が「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明し、長期的な目標を定めて脱炭素に向けて取り組んでおります。

これまで政府は 2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスを 26%削減し、2050 年までに 80%削減という目標を掲げておりましたが、菅新総理の所信表明演説において、国内の温室効果ガスを 2050 年までに実質ゼロにする方針を表明したところであり、このことは、今後再生エネルギーの普及や脱炭素に向けた取組が強化されるとともに、国における脱炭素に向けた具体的な施策も近いうちに公表されと考えております。

現在、本町の年間の CO<sub>2</sub>総排出量は、おおむね 24 万トンであり、森林での CO<sub>2</sub>総吸収量は約 5 万トンでありますことから、実質ゼロを目指すためには、残りの 19 万トンの CO<sub>2</sub>をどのように削減するかが課題となり、従来の取組の延長では実現することが極めて難しい状況であります。今後「ゼロカーボンシティ」の表明の検討を含め、国における施策や画期的な技術開発の推移を見極めつつ、国や北海道、管内市町村と連携を図りながら、実質ゼロに向けた具体的な取組の手法を模索し、CO<sub>2</sub>の排出削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、「災害廃棄物処理支援員登録の推進を」についてであります。

豪雨や地震などの大規模災害で被災した地域の復旧を進めるには、瓦礫や木くず、浸水した家具などの災害廃棄物を速やかに撤去することが重要となり、環境省では経験豊富な全国の都道府県職員や市町村職員を被災地に派遣する人材バンクとして、令和 2 年 3 月に「災害廃棄物処理支援員制度」を創設しました。

人材の登録は、環境省からの推薦依頼を受けた全国の地方公共団体から、災害廃棄物の処理経験を有する職員の推薦を基に、毎年、環境省の名簿に登録されるもので、現在、道内の災害廃棄物処理支援員登録者数は、北海道が 6 名、函館市が 2 名、苫小牧市が 1 名、安平町が 1 名の計 10 名で、十勝管内での支援員登録はありません。

災害廃棄物処理支援員は、東日本大震災をはじめ関東東北地方や九州北部、西日本地方などで発生した豪雨災害及び熊本地震や胆振東部地震などの大規模地震災害で大量に発生した災害廃棄物の処理業務を経験した職員、廃棄物の処理に精通した職員で、主に派遣される自治体で、災害廃棄物の処理方針に係る助言・調整及び仮置き場の管理・運営や災害廃棄物処理の実行計画の策定、損壊家屋の公費撤去など、個別課題の対応に係る助言・調整について、被災地のニーズを踏まえ、現場の目線で被



災地の復旧・復興に協力する役割を担える職員など、令和2年12月末現在、全国で223人が登録されております。

本町には現在のところ、大規模災害での廃棄物処理を経験した職員はおりませんが、今後の大規模災害に備え、災害廃棄物処理計画の策定に着手するとともに、被災自治体への派遣など様々な機会を通して、災害廃棄物対応能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の「「ゼロカーボンシティ」の宣言を」ということで質問をしたのですが、現在、国内外で気候変動への対策、いわゆる「脱炭素」に向けた取組が加速をしております。2016年には、2020年度以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとして、パリ協定が発効いたしました。EUでは、欧州グリーンディール、米国においてもグリーンエネルギー投資計画が発表されており、我が国でも、先ほど答弁にもありましたが、2020年10月の臨時国会で、菅総理が「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ということを宣言いたしました。これを受けて各種計画の策定、改定が進むほか、システム等に係る制度改革も急ピッチで進められているということでもあります。

そこで、本町ではということでお聞きしたわけではありますが、ご答弁いただいたように、本町のCO<sub>2</sub>総排出量は24万トン、そのうちの森林でCO<sub>2</sub>の総吸収量は約5万トンということで、実質ゼロにするには、残り19万トンを削減しなくてはならないという答弁を頂きましたが、これは今までの取組をしていると、大変厳しい状況であるというご答弁でありましたが、これ一気に実質ゼロにするということは大変厳しいものであります。したがって、これ目標を立てて、まず2030年度までにはどのくらいにする、そして2050年には、実質ゼロに行くよう目標を掲げて進めていくということではできないのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ご質問が、ゼロカーボンシティを目指すということでありましたので、そこを目指すには、今の状況ではほとんど不可能に近いと、そういう答弁をさせていただいたわけでありまして、ただこれ温室効果ガス、二酸化炭素の排出量を減らすことは、これはもう本当に我々としては取り組まなければならない本当に大事な課題であるというふうに思っておりますので、これは町を挙げて、町民の協力を頂きながら、できるところから少しずつ、具体的な数値目標を掲げることも含めて、やっていかなければならない課題であるというふうに思っております。

ただ、具体的には、それどこをどの分野でどうするかというのは、これなかなか難しいのですね。19万トンを減らさなければならなかったら、これ本当は、全町全部木を植えたとしても足りないのですよね。大体今477.64平方キロ、4万7,764ヘクタールありますけれども、今の森林面積が1万4,500ですが、1万4,500で5万トンと言っていますので、そうすると7万ヘクタール以上の森林が必要なので、そう考えたら、もうこれは無理だなというふうに思うわけでありまして、ただ例えば、町民の方で身近なところでは、車の利用を半分にしたら、このくらい削減ができますよとか、ごみの出す量を少なくすることにより、今、燃焼させていますので、これだけ削減できますよという、そういう身近な目標となるような数値を掲げて協力をお願いしていくということが必要であろうというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今、町長のご答弁では、本当に森林を植えるということだけでは大変なことだとは、私も感じるところであります。では本町としては、温暖化防止に対する取組ということで、どのように取り組んでいるのか、具体的にお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のところは、具体的な目標を掲げて何をやっているということは、やっておりますので、これはやはり国が、今2050年で実質ゼロということになりましたし、また環境大臣を気

候変動担当大臣に任命をしたということもあって、国にほうでも急激にとは言いませんけれども、まずは体制を整えて、そして多分減らすための手法なども提示していただけるのかなと、あるいはそのためのお金がかかるのであれば、補助制度を立ち上げるとか、そういった取組が恐らくなされていくのだろうかというふうに思っていますので、そういった手法を取り入れながら、先ほど申し上げたように、具体的な目標を掲げて町民の皆さんに協力をしていただくと、そして全町的な取組に発展させていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 本当に具体的な目標がなければ、それに向かって進むということが、ちょっと厳しいかなというふうに思います。やはり町民の方たちに分かっていただくためには、その目標をまず決めていただくというスピード感が必要ではないかなというふうに思いますが、その目標は、いつぐらいまでには、町長、立ってくるのかをお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、いろんな分野があります。産業であれば、農業であったり商業であったりありますし、また多くその燃料を使う運輸部門もあったり、あるいは一般家庭でもあります。そういった部門ごとに、どれだけ可能なのかという数字を設定するのは、非常にこれ難しいと思っております。ですから、すぐに一月、二月でできるものではないというふうに思います。そうかといって何年もかけるものでもありませんので、令和3年度いっぱいというものを一つの基準にしながら、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） そうですね。今、言われたようにいろんな部門でエネルギーの転換とか産業部門、そして業務その他の部門、そして家庭部門、輸送部門というふうにいろんな方面で違ってくるかと思っておりますので、今、令和3年中には、何とかその目標を掲げたいということで町長おっしゃっていただきましたので、できるだけ早くその目標を明確にいただき、また住民の方たちにも分かっていただけるような施策を取り組んでいただきたいと思います。

本町において、今後、水素やEVステーションなども整備するなど、地域の新電力設立などの積極的に取組を入れていくべきと私は考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） お話は、理想的なお話であると、当然、将来的には取り組んでいかなければならない課題であるというふうに思いますけれども、ただ今、具体的にこうやるということは、なかなか申し上げられないし、これは民間サイドでの協力が不可欠になりますことから、そこは計画を策定する中で、あるいは国の補助がどういう補助ができてくるのかということも含めて、総合的に検討しなければならないというふうに思っていますので、そこを念頭に置きながら検討したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 水素エネルギーにいたしましても、利用時に二酸化炭素を排出しないということもありますので、再生エネルギーを貯蔵、そして輸送など利用できることから地球温暖化の切り札になるのではないかと私は考えます。ですから、そのようにうちの町といたしましても目標を明確にして、そして取り入れられるものは、ぜひとも取り入れていただき、住民に協力を頂きながら、温暖化対策ということで進めていただきたいと思います。

それでは、脱炭素社会の実現に向けて、住民にはどのように啓発をしているのか、また再生可能エネルギーの地産地消の推進、そして森林等の吸収源対策、循環型社会の構築、省エネ化の推進など、これらは本町として、どれだけ取り組んできているのかお伺いしたいと思います。今後の方向性、そして施策の内容等ございましたら、ぜひともお聞かせいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、言われたことは多分野にわたるものでありまして、それをまとめて取り組ん

でいるということはありません。ただ、例えばごみの排出についても、これは減量化審議会という町民の審議会はあります。そういったところから意見を頂いて、どういう目標を持って排出処理量を定めていくとか、あるいは個々には、例えば庁舎でヒートポンプであるとか、太陽光パネルを造ったとか、学校にもそういうものがありますから、個々にはやってはいますけれども、それを一つの全体計画としてこうやっていくというものは、先ほど言ったようにありませんので、そういったのでは、令和3年度中に立てますその削減計画というものの中で、あらゆる分野、そして町民の皆さんの協力ということを念頭に入れて、計画を立てていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） やはり、住民が環境政策に寄与できるような仕組みづくりをつくるのが行政ではないかなと思いますので、そういうところも念頭に置いていただきながら、策定ができるように進めていただきたいと思います。

では、ゼロカーボンシティ対策を推進する上で、本町として障害になっていること、また問題点、要因などは、何と考えているのかをお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど申し上げましたように、19万トン減らすということがどれだけ大変なことかについては、岡本議員もご理解を頂けたというふうに思うのですが、本当に、これをすることからやっていくとしても、1万トン減らすことすら難しい、例えば家庭から出ているごみの焼却ですね、これに伴って2,000トンしかないのですね、2,000トンしか排出削減ができない、ゼロにしたとしても。それだけ大変なことであって、あらゆる分野で少しずつ積み重ねても、19万トンを目指す、ましてや20万トン全てを削減するなんていうことは本当に難しい、今の技術では難しいというふうに思っておりますので、一番は、やっぱりその技術が出来上がること、技術が確立できることと、その技術を採用する場合に、恐らく物すごいお金がかかるというふうに思いますので、その設備なりをするときの財源措置というものが、やっぱり一番問題になってくるのかなというふうに思っております。

それと、やはり町民全体で、あるいは日本全体で取り組むべきことでありますので、一人ひとりの気持ちがしっかりとCO<sub>2</sub>削減に向かっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 確かに、本当にこの19万トン減らすということは、大変なことかなというふうに私も感じるところなのですが、できないと思えばできないし、やろうと思えば町長の力で私はできるのではないかなというふうに思うのですが、一番この原因として考えられるのが財政力の不足、また人材の不足、そして今、社会問題となっております人口減少や高齢化、公共交通の不足、インフラの老朽化などが挙げられるのではないかと思います。しかしながら、厳しい状況は、ほとんどの町で直面をしているわけでありまして、それをどう進めていくかというところが大変問われるのではないかなというふうに思います。

そこで、我が町地域内である豊富な再生エネルギーを最大限に生かすこと、まず太陽光、風力、地熱、バイオマス等再生エネルギーを生かした熱電供給のために施設整備をすることが重要ではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ再生可能エネルギーについては、その町の立地条件が大きく左右するというふうに思います。例えば、日本海側であれば、もう風力発電なんていうのは、かなり可能性のある事業であるというふうに思いますし、そこに目をつけている事業者もいるわけでありまして、ただ、それは十勝管内になりますと、まず太陽光しか考えられないわけでありまして、太陽光パネルを敷設するということは、大量の土地も使えなくなってしまうという裏腹の面がありまして、あるいは、では斜面、山林のようなところも使うとしたら、では木を切らなければならないという逆の弊害も出てくるわけでありまして、我が町において再生可能エネルギーを取り入れるというのは、なかなか難しい。

ここ3年ぐらいで太陽光パネルが設置されています。これはもう事業用としても家庭用としても設置されておりますけれども、これを合計しても2,000世帯ぐらいの発電量にしかならないわけで、これも並大抵のことではないわけでありますから、そこはやることはやる分野ではしっかりと活用をする、そして節減できるところは、そこは見い出して節減をしていくということができることをやっていくということが必要であって、初めから諦める気持ちは全くありません。ただ、やはり並大抵のことではないことは、これ間違いないというふうな認識を持っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） こういうことをすることによって、本当にお金がかかることであるのは私も承知しておりますが、まずこのゼロカーボンシティの宣言をすることによって、国では地域に役立つ再生エネルギー発電事業を、地域脱炭素促進事業というふうに定めまして優遇策も設けており、また要件は、市町村が規定をした地域貢献できる企業を募るということもございます。また、補助金なども下りるということでございますので、ぜひともうちの町といたしましても、まずゼロカーボンシティに宣言をしていただくということが、まず第一ではないかなというふうに思います。

今、昨日の新聞にもちょっと一般紙にも出ておりましたけれども、帯広市の環境政策ということで、中央大学の大学生が農地で太陽光発電を行い、ポイント制度を導入して、消費者が環境政策に関わる仕組みを提案したということで、そのような記事も出ておりましたが、ぜひとも、うちもいろいろな企業に声をかけながら、このように進めていただくということも可能ではないかなと思います。

また、鹿追町でも管内初の宣言をするということで、こちらも一般紙に出ておりましたが、2基のバイオマスプラントで町内8割の世帯の電力を賄うことができる発電力があるそうですが、さらに今は3基目の計画もしているということで、本当に自給自足が実現している町ではないかなというふうに感じます。したがって、今、町長もおっしゃいましたけれども、すごくこれはゼロにするということは大変だということでおっしゃっていましたが、今は現実的ではなくても、今後を見据えて、世の中が変わっていくことを予測して、幕別町の素材を生かした取組を進めていただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 幕別町の特色を、立地特性を生かしてやりたいのはやまやまであります。鹿追の例をご説明いただきましたけれども、あれはもう鹿追だからやるのであって、既にもう2基が稼働しているという、もう既にある条件が全く違うのです。かなりうちの町から見ると、先に進んだ条件が整っているということでもありますから、それプラス1基を増設して8割を目指すということでもありますけれども、問題は、バイオガス発電については、やはり買取制度に乗らなければ、なかなか採算が合わないという問題がありまして、そこは私ももう何年も前から農業振興の観点からバイオガス発電、今、十勝管内で三十数基の予定されていますけれども、今にっちもさっちもいかない、一歩も進んでいない状況でありますので、ここをエネルギー対策でやると、これはもう全員が一つのスタートラインに立ちますのでそうではなくて、農業振興という観点の中で優遇してほしいのだということを申し上げているわけなのですけれども、これもなかなか実現しない。そして、新たな制度が何とありましたか、ノンファーム型といって、申込みをして、そこで申込者の中から発電できる事業者を決めるという、そんな制度もスタートを今し始めていますけれども、これとて農業に対するアドバンテージを与えてくれなかったら横並びですから、太陽光も風力も全部横並びということでもありますので、やはり我が町の特性を生かしたら、畜産から出るところのバイオガス発電を特例的に認めてもらおうと、決してこれは不可能なことではないと思っています。恐らく道東を含めても5万キロワットぐらいあれば足りるわけですから、そこをしっかりと引き続き要望をしまいたいというふうに思いますし、それがなければ、なかなか我が町の特性を生かした二酸化炭素の削減もできないのかなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） まず、我が町からできることからというふうに私も思うのですが、まずできる

こと、私ちょっと思うには、この行政を見ましても、公用車も大分古くなってきておりますよね、あの古い公用車を見ましたら、二酸化炭素の排出量はすごく大きいのではないかなと思います。ですから、そういうところも含めまして、やはり計画的に更新がしていけるような、確かにそこに財政難の中で公用車を電気自動車やそういうものを購入するということは大変かと思うのですが、これも町民にきちっとゼロカーボンシティの宣言をすることによって、そういうふうにうちの町はやっているのだ、ですから、このように一つずつ変えていかなくてはいけないのだということも、分かってもらえるのではないかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、鶏が先か卵が先かみたいな論議になってきたわけなのですけれども、行政を預かる者としては、実現不可能なものを打ち上げ花火だけ上げておいて、ゼロカーボンシティの宣言をしますということには私はならない、それではあまりにも無責任なのかなというふうに思っていますので、ある程度のゼロカーボンとなれば、本当に先ほどから何回も言っているように、まず今の技術であれば不可能だと思います。しかも、うちの町のこの立地性、立地条件からすると、不可能だと思っていますので、そこは大胆な技術改革というのですか、技術革命みたいなものがあって初めて可能になってくるかなというふうなそんな感じもしております。

ただ、だから削減をしないということではなくて、宣言をするしないは別にしても、この二酸化炭素の排出量を少なくしていくということは、行政としてはやっていかなければならない責務だというふうに思っておりますので、そこは先ほど来申し上げているように、来年度において具体的な目標を定めて取り組んでいくということをやっていききたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 私も町長のおっしゃることも分かるのですが、やはり諦めができないというふうに無理と考えるとできないのではないかな。俺はやるのだという気持ちで、やっぱり町長に進んでぜひ行っていただきたい、公約にも入れていただきたいというような思いなのですが、本当に口では簡単なことを言いますが、なかなか本当に難しいものだとことを実感しておりますので、まず令和3年までには目標を掲げたいというふうにおっしゃっていただきましたので、それを待ちながら、また一つずつ削減に努めていただきたいと思います。

では、次に入りまして「災害廃棄物処理支援員登録の推進を」ということで質問をさせていただいたのですが、今回この質問をいたしましたのも、東日本大震災が明日で10年になり、あの被害の大きさがだんだん薄れてきているのではないかな、また自然災害は、本当に忘れた頃に起きるということもあり、本町としても平成28年の8月に台風で大きな被害があったわけでありまして。これも時間とともにだんだんと薄れてきているのではないかなということもありまして、今回、災害廃棄物処理支援員登録の制度がつくられたということで、ぜひ推進をしていただきたいという思いで質問をいたしました。

環境省では、地域公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、自然災害による被害を軽減するための平時の備え、さらには災害時に発生する廃棄物を適切かつ円滑、迅速に処理するため、応急対応、復旧・復興対策について、災害廃棄物対策指針を策定しております。本町の防災計画を見てみますと、廃棄物処理計画があまりにもすっきりしておりまして、これでいいのかなというふうに思うところであります。我が町も少なからずも災害、平成28年の台風で災害廃棄物を処理したのでありますので、ぜひともこの制度に登録を頂きたいというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 登録できる人材がいれば、それはもう登録するわけですし、ただその人材を育成することも大切であろうというふうに思います。ですから、それは人材育成に向けて研修制度であったり、あるいは災害被災地への派遣を通して人材を育成したいというふうに思っております。

確かに28年の8月の台風被害のことをおっしゃられましたけれども、本当に私も一軒一軒の被災住

宅を回らせていただきましたけれども、もう一軒の住宅で4トントラックでは足りないぐらいの災害ごみが出ておりました。あのときには、車両センターを一時堆積場にして、そこから今度また処理をしたと、そんなことをやっておりましたけれども、あの80戸ぐらいですか、住宅と事業所を入れて80軒ぐらい、80戸ぐらいがあのときの被災者でありました。それは、近年出ている何千戸とかいう被災が出た場合は、本当に大変だろうなというふうに思いますので、備えあれば憂いなしでありますので、しっかりと今からこういった職員の育成、それと廃棄物の処理計画、この策定にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今おっしゃったように、廃棄物支援制度につきまして調べてみましたら、あえてそんなに厳しい規定はありません。確かに「東日本大震災とか熊本地震、そして胆振東部地震などを経験した者」というふうには書いておりますが、そういう方が望ましいということだと私は理解したのですが、うちの町も少なからぬような被害、平成28年の8月の台風のような被害があって、本当に苦労したことがよく分かります。この29年3月9日に今度頂きました報告書を見ても、本当に大変だったなということがよく分かるのですが、このときはそういう支援員なんかがなくて、また大変経験がないことで、なかなか廃棄物処理に大変だったということは分かるのですが、今こういうことを経験したことによって、そういう支援員の登録をして、ないことが一番いいことなのですが、もしあったときに備えるということが重要ではないかなというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それは先ほどの答弁で申し上げたつもりでありましたけれども、しっかりと災害に対して備えておく。忘れた頃に災害が来るということもありますので、28年からもう5年ということになって記憶が薄れかけている、そういう時期に入ってきていますので、もう一度あのときの本当に悲惨な状況を思い返して、しっかりと備えをしてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） しっかりと取り組んでいただけるということでもありますので、それ以上私も言いませんが、せっかく登録制度がありますので、このようなチャンスがありますので、利用できるものはぜひ利用していただき、管内では、今、支援員の登録が一人もいないということでもありますので、ぜひ我が町が先駆を切って登録をしていただけるよう、ぜひ推進をしていただきたいと思います。1番だからいい、2番だから駄目とかというわけではないのですが、ぜひうちの町が1番となって登録をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） いや、どうも岡本議員のお話を聞いていると、何か一番乗りをなさいと、せかされているようなそんな感じをしているわけでもありますけれども、やはり必要なものはしっかりと備えていく、人材を育成していくということは必要であります。ですから、それも一人だけではなくて、一人がやるわけではなくて、多くの職員が同じ認識に立ってやっていくことが必要でありますから、一番手になればそれにこしたことはないでしょうけれども、この制度に基づく登録ができるのであれば、それは進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ぜひともお願いしたいと思います。もちろん1人、2人ではなくて、もう全員が登録ができるような、また部署が変わっても本当にその方の仕事が生きるようなそういうような支援員になれるように、またこの支援員になると、本当にメリットも多いということで、ほかの町の大きな災害を経験した人との交流もあり、いろんなことも学ぶこともできるということでありますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

最後になりますが、1問目のゼロカーボンシティの宣言についても、また、そして今の災害廃棄物処理支援員登録についても、これはスピード感を必要とするものだと思いますので、ぜひとも決断をし

ていただくことを願って私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、13 時 55 分まで休憩いたします。

13 : 43 休憩

13 : 55 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○9 番（酒井はやみ） 通告に従いまして、質問をします。

「待機児童を早期に解消し、全ての子どもの居場所確保を」

町内の認可保育園の入所を希望しながら入所許可が下りなかった待機児童がここ 2 年連続で 9 人、12 人（いずれも年度初めの時点）と発生し、保護者から大きな失望と不安、「なぜ解消できないのか」との疑問の声が上がっています。子どもを産み育てていく上で、社会生活のスタートとなる保育所の入所でつまづくことは絶対にあってはならないことです。何より子どもたちが安心して成長、発達できる居場所が保障されないということであり、保護者にとってはそれぞれの仕事を続けられるかどうかにも関わる人生設計が大きく狂いかねないものです。また入所できないことで働くことが制限され、家計の収入にも影響を与えます。

そして、今や待機児童の問題は、多くのケースで女性が家庭で育児することを強いられ、そのキャリアや収入が制限されるという、ジェンダーの問題とも結びついて議論され始めています。

幕別町が、子どもの医療費助成の拡充や住宅支援、修学旅行費の助成など、子育て支援に力を入れてきたことで、多くの子育て世代がこの町を選んで子育てしています。全ての子どもたちに居場所を保障し、保護者が安心して子育てできる環境にするために、待機児童の早期解消が求められます。そのために何が必要か、知恵と総力を挙げて対策を具体化する必要があると考え、次の点を伺います。

1、待機児童の実態。

①今年度現時点で、入所を希望しながら入所できていない児童の年齢別の人数と、それぞれの現状は。

②来年度の入所申請数、入所見込み数及び待機児童の発生の可能性は。

2、待機児童を生まないために。

①年齢ごとの待機児童を解消するために必要な保育士の人数は。

②待機児童に対応できる施設面積はあるか。

③町の事業計画の、「教育・保育事業の量の見込みと保育の内容」を地域を細分化したものに見直すべきでは。

3、町立認可保育所の保育士を確保するために。

①確保できない原因をどう分析しているか。

②保育士が働きやすい環境に改善するために、正職員の定数増に踏み切る考えは。

4、保護者への丁寧な対応として、保育園の空き情報の公開や待機児童の後追いなど改善は進められているか。

5、格差を生まない保育行政を。

①保育士の研修の機会はどれだけ保障されているか。

②保育園が保護者に毎月の保育料以外の費用負担を求めることはあるのか。

6、より豊かな保育・幼児教育のために、国に十分な財源確保などを求める考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 町長。

○町長（飯田晴義） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

「待機児童を早期に解消し、全ての子どもの居場所確保を」についてであります。

平成 29 年 6 月に国が公表した「子育て安心プラン」では、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年計画で待機児童の解消を図り、女性の就業率 8 割に対応できるよう 32 万人分の保育の受皿整備や、保育人材の確保を行うこととしておりましたが、令和 2 年度末までの保育の受皿拡大量は、約 31 万 2,000 人分となる見込みであることが公表され、さらに令和 2 年 12 月に国が公表した「新子育て安心プラン」では、令和 3 年度から 6 年度までの 4 か年計画で、14 万人分の保育の受皿整備などを行うこととしております。

一方、本町では、昨年 3 月に「第 2 期幕別町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育事業の量の見込みに応じた確保量を定め、少子化や核家族化の進展、働き方の多様化などにより、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化している状況に対応するため、教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携を含め、幼児期の教育・保育の一体的提供を図るなど、環境の整備に努めているところであります。

ご質問の 1 点目、「待機児童の実態」についてであります。

1 つ目の「今年度現時点で、入所を希望しながら入所できていない児童の年齢別の人数と、それぞれの現状は」については、本年 2 月末現在では、ゼロ歳児 2 人、1 歳児 4 人、2 歳児 1 人、3 歳児 3 人の合計 10 人で、このうちゼロ歳児 2 人、1 歳児 3 人、3 歳児 3 人の合計 8 人が子育て支援センターの一時保育を利用していることから、結果、1 歳児 1 人、2 歳児 1 人がいずれの保育等施設も利用していない状況にあります。

2 つ目の「来年度の入所申請数、入所見込み数及び待機児童の発生の可能性は」については、まず、町内 5 か所の認可保育所の入所申請数 566 人に対し入所児童数 546 人となっており、入所が決まっていない 20 人の内訳は、ゼロ歳児 4 人、1 歳児 8 人、2 歳児 8 人であります。

また、この 20 人の児童のうち、ゼロ歳児 1 人、1 歳児 1 人、2 歳児 1 人の合計 3 人が育児休業を延長、1 歳児 2 人、2 歳児 1 人の合計 3 人が事業所内保育所に入所することを確認しておりますので、残りのゼロ歳児 3 人、1 歳児 5 人、2 歳児 6 人の合計 14 人が待機児童になる見込みであり、今後は、認可外保育所とも調整を図るなどして、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「待機児童を生まないために」についてであります。

1 つ目の「年齢ごとの待機児童を解消するために必要な保育士の人数は」と、2 つ目の「待機児童に対応できる施設面積はあるか」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

はじめに、本年度の町立の認可保育所の保育士の配置状況については、各保育所ともに国が定める基準を上回る保育士を配置しているところであり、いずれも児童 1 人当たりの認可基準の面積要件であるゼロ歳児乳児室 1.65 平方メートル、1 歳児ほふく室 3.3 平方メートル、2 歳児から 5 歳児保育室 1.98 平方メートルの範囲内で最大限の受入れを行っております。

次に、「待機児童を解消するために必要な保育士の人数は」とのご質問であります。現在、待機児童が発生している対象クラスでは、児童を安全に保育するため国の基準の範囲内で、各保育室の面積に対し収容できる児童数を最大限確保することとしているため、待機児童の解消は保育士の人数によるものではなく、施設面積による物理的な問題に起因しているものであります。

しかしながら、来年度の札内青葉保育園の建て替えにより、入所定員を 90 人から 120 人と 30 人増加するとしており、特に待機児童が発生しているゼロ歳児から 2 歳児において、ゼロ歳児で 7 人、1 歳児で 3 人、2 歳児で 5 人の計 15 人増となり、待機児童発生の緩和が期待されるところであります。

今後も入所申請数が施設の定員を超過した場合は、これまでと同様に保育士の安定的な確保と、児童 1 人当たりの認可基準の面積要件の限度内で受入れを行うとともに、民間の各保育施設との連携強化及び認可外保育所とも調整を図るなどして、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

3 つ目の「町の事業計画の「教育・保育事業の量の見込みと保育の内容」を地域を細分化したものに直視すべきでは」については、子ども・子育て支援法において、地理的条件や社会的条件、現在



の教育・保育の利用状況などを総合的に勘案して、子ども・子育て支援事業計画の区域を定めることとされておりますことから、本町においては、幕別、札内、忠類の3つの市街地とそれらに隣接する農村部を含めたそれぞれの地域を事業計画の区域と定め、それぞれ計画期間内における量の見込みと確保方策を示しているところであります。

区域を細分化すればするほど区域内の定員が少なくなり、入所調整が難しくなることから、待機児童の発生につながるものと考えられます。

ご質問の3点目、「町立認可保育所の保育士を確保するために」についてであります。

1つ目の「確保できない原因をどのように分析しているか」と、2つ目の「保育士が働きやすい環境に改善するために、正職員の定員増に踏み切る考えは」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

これまで、正職員の保育士の確保については、道央圏の保育士養成学校等や十勝管内の短期大学に出向き要請を行うとともに、有資格のフルタイム会計年度任用職員については、各年度の入所児童数に合わせ、年齢ごとに法律で定められている配置基準に従い正職員を補助する形で配置しております。

さらに時間単位のパートタイム保育士を活用し、保育に支障が出ないよう体制を組んでおりますが、年々どの市町村においても正職員のみならず、有資格の保育士の確保が難しくなってきております。

原因については、平成29年に厚生労働省が公表した「保育人材確保のための『魅力ある職場づくり』に向けて」において、保育士資格を取得して保育士養成学校等を卒業した者や保育士資格を有する求職者の約半数は保育所に就職していないという実態があります。

保育士資格を有する求職者が保育士として就業を希望しない理由としては、「責任の重さ、事故への不安」が40.0%と最も多く、続いて「保護者との関係が難しい」が19.6%となっており、社会的なリスクを伴うことが原因であると考えられており、また、働く環境の改善要望では、「賃金が希望と合わない」が47.5%と最も多く、続いて「自身の健康、体力への不安」が39.1%、「休暇が少ない、休暇が取りにくい」が37.0%となっております。

また、道央圏の保育士養成学校等の就職担当者からは、学生の都会志向が強い傾向にあることや、首都圏における就職時の待遇が特によいことなどから、地方を希望する者が少ないとの話もお聞きしたところであります。

町としましては、幅広い保育人材の養成・確保に向けた支援策など、実効性のある対策を講じるよう北海道町村会を通じ国へ要請を行うなど、今後とも正職員を含め保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「保育所の空き情報の公開や待機児童の後追いなど、改善は進められているか」についてであります。

保育所の情報については、町ホームページにおいて、保育所の所在地、施設の定員、保育時間、利用申込みや一日の保育の流れなどの情報を提供していましたが、昨年9月から毎月、各認可保育所の年齢区分ごとの最新の入所者数と入所状況を掲載し情報を提供しているところであります。

また、待機児童の追跡については、未入所児童の保護者に対して、町内の事業所内保育所の利用案内、幼稚園の利用から引き続き行う預かり保育、子育て支援センターによる一時保育、認可外保育所の利用における補助金の紹介などを行うほか、保育所の途中退所により空きが出た場合には、年度当初と同様に保育所入所実施基準表により算出した点数の高い順に入所の案内をしているところであります。

今後におきましても、入所希望者に対しては、各保育所の入所状況の情報提供をはじめ、個々の保育ニーズに合ったきめ細やかな相談業務に努めるとともに、未入所児童の保護者に対して保育所に空きが出た場合の連絡を徹底してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「格差を生まない保育行政を」についてであります。

1つ目の「保育士の研修の機会はどれだけ保障されているのか」については、国が定める保育所保育指針において、保育所職員の資質向上として、職員に求められる専門性、保育の質の向上に向けた

組織的な取組を掲げ、職場内での研修の充実や外部研修への参加により、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めなければならないとされております。

本年度、本町の認可保育所においても、それぞれの職員の保育の内容等に関する自己評価に基づく課題を把握し、発達の見取りや関わり、保育技術に対する専門的な内容や、感染症対策などについて、各保育所ともに年間3回から6回の職場内研修を開催したところであります。

また、外部研修としてそれぞれの職位や職務内容に応じて、新任保育士研修、乳児保育士研修、障がい児保育士研修など、専門性を高める研修に計画的に参加し、その研修内容については職場内研修や町内保育士研修会において研修内容の共有を図るなど、保育の質の向上に努めているところであります。

2つ目の「保育園が保護者に毎月の保育料以外の費用負担を求めることはあるのか」については、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により、保護者負担については、ゼロ歳児から2歳児についてはこれまでと同様に保育料、3歳児から5歳児は副食費のみの負担となり、町内の認可保育所では、それ以外の保護者負担は求めているものではありません。

ご質問の6点目、「より豊かな保育・幼児教育のために、国に十分な財源確保などを求める考えは」についてであります。

平成16年度から国のいわゆる三位一体の行財政改革により、公立保育所運営費負担金が一部一般財源化され、公立保育所の運営費については、税源移譲と地方交付税により措置されることになり、さらに平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度が本格的に施行され、幼稚園、認定こども園、保育所などの教育・保育施設で行われる施設型給付と、市町村による認可事業としての地域型保育給付によることとされ、公立保育所以外については、国・地方の負担割合は、国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1となったものであります。

また、令和元年10月からは、子育てのための施設等利用給付が創設され、幼児教育・保育が無償化となり、令和元年度は無償化の実施に当たり初年度に要する経費は全額国費による負担とし、令和2年度以降の負担割合は、現行制度と同じ国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1の負担割合となり、この町負担分につきましては、これまで同様に地方財政措置がなされております。

幼児教育・保育の無償化に当たっては、国の確実な財源の保障及び子どもたちの安全を確保するための保育の質の担保が必要であり、町ではこれまでも保育料の無償化に関して、必要な地方財源を確保するよう全国町村会を通じ要請を行ってきたところであります。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） それでは、再質問させていただきます。

1の待機児童の実態について、意見をお伺いします。

今年度の途中で、認可保育所に入れなかった10人のお子さんのうち、新年度の入所許可も下りなかったお子さんはいないでしょうか、長期の待機になっているケースがないかどうか伺います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 今年度現在の待機児童10名のうち、令和3年度の入所状況についてはということなのですが、今、確認している段階では入所できないというような状況にはなっておりません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。

次の、2の「待機児童を生まないために」のところに移ります。

この間、待機児童が生まれている理由として、保育士不足だからだということをしきりに議会でも説明を受けてきた印象がありまして、今回、質問の内容としては、「どうやって保育士不足を解消するか」というのをテーマに準備をしていたのですが、今回の答弁では保育士は足りている、受入れ面積が足りないのだという答弁でした。ちょっとこれまでの認識と違ってびっくりをしたのです。

けれども、その変わった理由について、幾つかの疑問点もお伝えした上で回答をお願いしたいと思います。

まず、これまで定員以下の人数しか受け入れられていなかった札内北保育所は、保育士が補充されて定員まで受け入れられるようになったのかという点が1つ。

2つ目に面積いっぱいの子どもを受け入れているということですが、先日、民生常任委員会に提出していただいた資料を見ましたら、ゼロ・1歳の面積は、ちょっと厳しいのかなという感じはあるのですが、2歳児のクラスでは、基準の面積より余裕があるのかなという印象があります。この点は、どのように解釈されているのかなということを伺います。

それと最後なのですが、これまでは保育士不足でなかなか保育士が確保できないということが町としての大きな課題で、今、検討されている本町地域での保育・教育施設をどうするかという説明の中で、保育士不足に対応できる施設をという説明だったのですが、これとの整合性についてもお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず、私からは、保育士不足という理由を言っていたのではないかというお尋ねでありますけれども、そう言った記憶はないのであって、保育士の確保は大変であったけれども、ただ入所については施設を限度いっぱい活用をして、その範囲内で受けていたのだという説明をしてきたというふうに思います。ですから、ちょっとその行き違いがあったのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 質問の2点目、2歳児の面積に余裕があるのではなかろうかというようなお話だったかと思います。こちらのほうについては、先ほど答弁にもありましたように、児童を安全に保育するということから、国の基準の範囲内で各保育所の面積に対して収容できる児童数を最大限確保するというので、これお分かりのとおり、児童が増えれば、当然基準によって配置される保育士の数も増えるということになってきますので、その結果、限られた部屋の面積の中で混み合ってくるということはあるものですから、そういったいろいろな備品であったりロッカーだったりそういったものを考慮して、現段階では児童を安全に保育することができる最大限の入所児童数というふうに考えております。

質問の1点目、北保育所の定員の状況でございます。

定員以下ということが続いてきたということなのですが、確かに総体の定員数で見ると定員以下というような状態が続いてきたかと思うのですが、これは4歳、5歳、そういった年齢のところでの空きが出ての最終的な数ということになっておりますので、今お話ししております3歳未満児であったり3歳児、こういったところは非常に厳しい状態が続いていたのかなというところで、ご質問の基準を超えているのかという部分については、保育士の確保はできて、先ほどの答弁のとおり限られた面積の中で最大限に受入れを行っているというものでございます。

3点目の本町地区の幕別中央保育所の状況ということでございますが、こちらのほうについても、過去のお話の中で職員数の話というのがあったかと思うのですが、先ほども町長のお話のとおり、総体の数としてフルタイムの有資格の保育士、こういった方たちも踏まえて、保育士数を確保した中でやっているということですので、決して人数が少ないから受入れができないというようなことではございません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） すみません、ちょっと本町地域の説明、もう一度お願いしていいですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 失礼しました。本町地区の保育所のお話ですが、繰り返しになりますが、先ほど町長からの答弁にもございましたように、これまでの中で職員数の減といたしましうか、足りないというようなお話をさせていただいた部分もありますけれども、それはちょっと認識違いだったところを先ほど町長の答弁にもありましたように、正式に中身のほうをちょっと分析した

中では、先ほどの面積ということでのお話で、再度認識させていただいたというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 明確にもう一度。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 3点目の部分、少し答弁が行き違いされているのかなというふうに思いますけれども、本町地区の保育士不足ということとの整合性でありますけれども、これはむしろ本町地区、中央保育所の申込み人数によって、それに対応できる職員の在り方ということを考えていったときに、結果として正職員が一人減で対応させていただいているという状況であります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 本町地域の保育施設を今、検討していまして、保育士不足が大きな課題となっているため保育所型の施設を造るという説明をこの間、受けてきたわけですが、町全体での職員の異動などが可能であると思うので、保育士不足ということになるのかなということが疑問だったのですけれども、これはちょっと何かその点でありましたらお答えいただいて、なければ次に移ります。

○議長（寺林俊幸） 町長。

○町長（飯田晴義） これまでそういうやり取りについて、私、その場にいなかったので分かりませんが、保育士がいらないから保育園ができない、認定こども園ができないということはあり得ないわけでありまして、認定こども園の必要性があれば、それを建設整備をして、そして保育士をきちっと配置するという考え方に立っていますので、ちょっと逆かなと。保育士がいらないからできないというのではなくて、保育の必要があれば、それはひとつ施設を整備して、保育も保育士についても配置をするという考え方に立ってきております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 認定こども園を造るということには変わりなくて、その種類について、幼保連携型と言ってきたのを、この間、保育所型に変更するという提案が町からあったものですから、その理由として伺ったときに、保育士の確保が厳しいので、保育士資格の職員で運営できる保育所型の施設を選んでいるという説明だったのです。それとの関係で、今回の保育士確保できている状況などが整合性がどうなのかなと思ひまして、ただ、もうここであまりこればかり言っても時間がもったいないので、何かあればお聞きしますが。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 今の質問、大変失礼しました。

先般行われました民生常任委員会所管事務調査のほうで、本町地区の保育施設の在り方ということでのお話かと思ひます。確かにこの中で、認定こども園等の形ですけれども、幼保連携型を保育所型でというような検討の内容をお話しさせていただきました。

ただ、保育士不足というのが全ての要因とはこちらのほうも説明はしていないのかなと、あくまでも要因の一つと考えられるという部分でお話ししたところかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） もうこの議論は、引き続き今後につなげたいと思います。

次の町の事業計画についてです。

そもそも今回、これだけの待機児童20人ですけれども、出ると想定していたのか、計画はそもそもどうだったのかという点です。質問に当たって、改めて子ども・子育て支援計画を見ました。事業計画でも、令和3年度札幌地域の待機児童はゼロ歳3人、1、2歳児15人の合計18人発生する見込みとなっています。

ただし、この数は、それぞれの保育園が定員の数以下の受入れをした場合です。しかし、実際には、資料によると、札幌市の4つの認可保育園で、定員合計420人以上の485人を令和元年度で受入れ可能としていて、実際464人が入所しています。420の定員より464人受け入れているわけで、44人オーバーして受け入れています。令和3年度の待機児は、合計13人と先ほど想定していたと述べましたが、

これだけ定員オーバーで受け入れられているのなら、そんなに待機児は出ないではないかなというふうに疑問に思ったわけです。実際、札内の4園、420の定員に対してどれだけの入所希望数があって、実際、何人に許可が出たのですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 令和3年度、町内の認可保育所の入所申請数、先ほど566人に対して入所児童数546人ということですが、その内訳ということです。幕別中央保育所は、入所申請数73人に対して入所児童数73人、そして札内北保育所は、入所申請数89人に対して88人、札内さかえ保育所は、入所申請数136人に対し132人、札内青葉保育園は、入所申請数121人に対して114人、札内南保育園は、入所申請数147人に対し139人となっております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） ちょっとすみません、計算が私すぐできないもので。5つの認可保育所の入所の申請合計が566で、中央が73なので、札内4園全体で何人の申請があって、何人入ったのかなと。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 大変失礼いたしました。

札内地区4園の合計ということで、基本が入所申請数になりますので493人、そして実際に入所になった数が473人となっております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 定員420に対して493人の希望があったということですね。73人、定員からは大きくオーバーしていると、札内4園ではですね。これ、ほぼ保育園一つ建ててもいいぐらいの数かなというふうな印象ですけれども、これは想定した数でしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 先ほど酒井議員もおっしゃっていただいたように、こちらとしては、子ども・子育て支援事業計画のほうで量の見込み、確保方策ということでお示ししているものでございます。

またお話のとおり、こちらの計画のほうは、あくまでも保育所の定員ベースということで、この中では、もちろん定員をオーバーしながら受け入れるということも確かに想定はしていましたが、今回の人数については、ちょっとこれの予想よりも多い数になったのかなというふうに感じております。

なお、この計画のほうを見直しということについては、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数、そういったものを確認しながら教育・保育の量の見込みと大きく乖離する場合については、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） これだけの子どもの数がオーバーするというのは、事業計画には出てこない数字で、想定しづらい数字ではないかと思います。事業計画の中には、札内地域でどういう見込みがあるかというのを書いているのですけれども、その中には、のびのび保育所とかひまわり保育園などのように事業所の保育園で何人受け入れられるかというのと、へき地の保育所、途別、古舞の保育所の30人の受入れも含めた受皿の中で、どれだけ受け入れるかという計算で出されているのです。

ただ、実際には、札内の市街地のお子さんは、途別や古舞まで行けることは勤務の実態から言ってもあり得ないことで、その30人の定員があるからそちらに行くということはないのかなというふうに思います。

ですので、私が今回提案した地域を細分化というのは、少なくとも札内市街地と途別地域と古舞地域を分けて、それぞれの見込みを年齢ごとに立てるべきではなかったかという提案です。全体をプールして五百何人枠がありますよと言われても、実際にはこっちの地域は、60枠があっても十数人しか入っていない、へき地保育園ですけれども。こっちの札内の4園は、もうあふれるぐらい入っているという状況で、もう実態が見えづらい計画になっているのではないかなというふうに気がついて、そういう提案をさせてもらったわけです。やっぱり事業計画自体、札内地域4園の希望者全員を受け入

れられるのかどうかというのをきちんと手のひらに乗せて考えようという計画にしていくなければならないかなと、希望者を募って、ふたを開けたらこれだけ入れなかったという印象を受けたわけです。この計画の実態については、どのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 3地区、市街地の隣接する農村部を切り離して表示してはというようなお話かと思うのですが、まずへき地保育所の部分については、ご存じのとおり認定で言うと2号認定、要するに3歳以上ということになっております。ですので、今回お話に出ております3号認定、ゼロ歳から2歳までというところが、直接へき地保育所とは関連してくる部分ではないのかなというところで、たまたまゼロ歳から2歳のお話ですが、そういったことで、改めて細分化して、お示しするということをしなくても、逆に先ほどの町長の答弁のとおり、細分化すればいろいろな入所調整だとか見方も難しくなってくるのではないかなというところから、こちらのほうとしては細分化するという考えは、今のところございません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 先ほど私が提案した札内市街地と途別地域と古舞地域ぐらい程度の細分化でしたら、待機児が増えるとかいうことにはならないのではないかなと思うのですが、むしろ実態がよりリアルに、ここの地域では、この年齢のお子さんがこれぐらいいてとかということまで手のひらに乗せられるのではないかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） この子ども・子育て支援事業計画でございますけれども、確かに幕別、札内、忠類というようなことでの区分け、これは町の区分けとしてこの3区分ということでの大きな地域的な特性という中での区分けをさせていただいているところです。確かに酒井議員が言われますように、個別にすれば、それぞれの保育所の実態というのが明らかになるのかなというふうにも思いますが、それについては、去年の9月からホームページでも、それぞれの保育所の受入れ状況等示してございますので、そちらのほうで見て分かっていただくような形で情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） その個別の保育所の入所状況が保護者に分かるということでホームページにそういう情報を公開していただいたことは大変よかったなというふうに思っています。私が今、問題にしているのは、町の行政の側がきちんと子どもの人数を把握して、それに必要な対策を打つ上で、そうしたリアルな状況把握が必要ではないかという点です。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 計画的には、それぞれの保育所の見込み、それを十分推移を図りまして、それを積み上げたものをこの地域別に表示しているものですので、町としては、それぞれの保育所の在り方、どういうふうに受け入れしていくかという部分に関しては、都度検討しているということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 毎年このように札内4園に入れなかったお子さんが生まれていて、やはりこの問題をどうやって解決させていくのかということに、やっぱりリアルな状況をつかまなければならないのではないかなというふうに思いまして今回提案したわけです。ぜひ計画のこの内容について、改めて事業計画作成に関わった次世代育成支援対策協議会の皆さんや現場の保育園の保育士の職員の皆さんなんかもにも相談を投げかけていただいて、より実態に見合った計画にできないか検討いただきたいと思います。こうした計画を、もうちょっとリアルにしないといけないのではないかなというふうに思ったのは、やはり待機児童の早期解決のために知恵を集めないといけないと思うからです。保育所の入所申請に応じた保護者の皆さんからは、この間も何回も紹介していますが、強い困惑や怒りの思いが寄せられています。兄弟のお孫さんがいて、上の子は入所できるけれども、下の子はつくし組でい

っぱいで入れないと言われたという方は、「待機児は都会の問題だと思っていた。こんな小さな町で待機児が出るなんて想像もしていなかった。特に幕別は子育てで頑張っていると聞いていたのにと、怒りが湧いた」という話をされました。以前、ニュースで「保育所落ちた、日本死ね」という報道があったのをその方は思い出したと言われていましたが、その気持ちが分かるというふうに言われています。

また、別の方で「保育士でフルに働きたいと思ったけれども、自分の子が保育園に入所できなかったために一時保育で預けられる範囲でしか働けない。周りにもそんな状況の人がいて、保育児不足と言っているのに矛盾していると感じた」と話されています。

また、1歳になったばかりのお子さんを預けて仕事を探そうと思っていた方は、「許可が下りなくて慌てた。働きたいから何とか保育園に入れたくて、その日のうちに別の無認可保育園に電話して入所できることになったけれども、保育時間が認可保育園より短いから、その範囲でできる仕事を探すしかない」というふうに言われていました。こうした声からも感じることは、この問題がそれぞれの家庭に大きな影響を及ぼすこと。中でも、結局待機児になったら、子どもをケアするのは圧倒的に女性で、母親のほうで、女性が働きたい思いを諦めさせられたり、女性の経済的な自立がかなわず、家庭内の対等な関係も持ちづらくなる。こうしてジェンダー不平等を放置することにもつながりかねないとも感じています。

東京大学の大学院経済研究所の山口慎太郎教授は、ベネッセの取材で、「ジェンダー平等に基づく少子化対策として、母親の負担を減らすことが必要で、そのために保育政策を充実させて、保育園の待機児童をゼロにする、これを最優先に進めるべきだというのが私の考えだ」というふうに述べています。

また、一昨日、国際女性デーでしたけれども、それに今ちなんだニュースがいろいろと報じられました。NHKのニュースでは、イギリスの経済紙「エコノミスト」が、女性の働きやすさについて、29か国をランクづけしたところ、日本は、29か国中28位、韓国が最下位という結果になりました。その「エコノミスト」の中では、日本や韓国の社会は、女性に対し、いまだに家庭を持つかキャリアを追求するのかどっちかの選択を迫っていると指摘しています。行政が、女性にこうした選択を迫らせているという指摘を踏まえて、女性の生き方、ジェンダーを左右する問題として待機児童の課題、保育の充実の課題に取り組む必要があると考えますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、町民の方の本当に悲痛な声を耳にすると申し訳ないなという気持ちでいっぱいあります。ただ、この事業計画を立てるときには、一気に保育所を建てるということがなかなかできない。まして、財源的に言うと、これはちょっと怒られるかもしれませんが、町が建てる補助金が当たらない、民間でないと当たらない。そこに本当に2億円とか3億円のお金の違いが出てくるわけでありますので、そこで何とか青葉保育園に対しましては定員増、しかもゼロ歳から2歳児までの、非常に今、混み合っているのをいかに解消していくかということで協力もお願いしたわけであります。ですから、本当に我慢すれということとは言えることではないのですけれども、これがずっと10年先を見たときにこの状態が続くかということ、そういう見込みも立てていなかったということ、そういう見込みに基づいて、恐らく3年、4年程度で収まってくるだろうと。どんどんどんどん少子化が今、進んでいますので、そういう中で青葉保育園の協力を得ながら、何とか、あるいは認可外との協力も得ながら乗り切ることとはできないのかと、そういう本当ぎりぎりの選択をさせていただいて、今の事業計画をつくったわけでありますので、そのところは、建てますよと言えれば、もう本当に気が楽なのですが、そういった事情があったということを経験をしていただく必要があるのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） それについては、本当に国のやり方が問題だなというふうには、重々私も感じているところです。

ただ、そのときの子どもたちの発達や、そのときの女性の人生の選択というのは、だからといって譲ることができるわけではないわけで、何とかして対策が取れないのか、例えば、あまり使われていない近隣センターを保育所として使えないのかとかいろいろな知恵も出し合いながら検討していくことができないのかなというふうには感じています。ぜひできる知恵は私たちも出していきたいと思っていますので、ご検討いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

「認可保育園の保育士を確保するために」ということですが、このコロナ禍の下で、保育の仕事の重要性というのが、本当に浮き彫りになったと思います。保育や介護などのケア労働は、命を守る仕事として必要不可欠な業種であり、保育は、社会経済活動と、その働き手を支える不可欠な仕事だと認知されました。どんな感染症が広がろうが何しようが、このどんな状況にあってもこれからを生きる子どもたちが安心して過ごし、子どもたちの発達を保障するために、現場では感染の危険を抱えながら懸命な努力がされたことは広く認識されたと思います。保育所の役割に対して新たな認識に立って、待機児童の解消は言うまでもなく、これからの保育の在り方や保育士の働く環境をより豊かなものに充実させていかなければならないなという思いを私自身も強くしています。

これからの町の保育の在り方についてだとか保育士さん自身の働き方を改善するために、このコロナ禍で町の保育士さんたちが、現状の働き方をどのように思っているかだとか、幕別町で保育士を続けていく上で何が必要だと思っておられるのかなど、アンケートなどで意見や考え方を伺ったことがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 働いている環境の問題等についての職員へのアンケート調査ということですけれども、直近、私の記憶のある中では、具体的なそういった形でのアンケート調査というのは行っておりませんが、個々に面談等でいろんなお話をさせていただいているというところでございます。

あとは、職員であれば、当然人事評価等での面談もございます。会計年度任用職員であれば、個別に面接等、面談の中でお話を聞かせていただいているというものでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） ぜひ今までにない、こうしたコロナ禍という大きな事態を経て、現場の皆さんがどのように感じておられるか、今後の方向性をどのように希望しておられるかという声や知恵を集めていく作業も大事にしていきたいと思いますというふうに思います。

最近、民生常任委員会に出された資料の中に、令和元年度の町立の認可保育所と民間保育園、それぞれの正規、非正規の保育士の構成が記載されていました。この資料を見て、改めて町立保育所の正規職員を増やすことの切実さを感じました。それで、「正規職員の定数増に踏み切る考えは」という質問を立てていたのですけれども、これについてあまり明確な答弁がなかったかなというふうに思いますが、定数増についてのお考えを改めてお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 町長。

○町長（飯田晴義） 定数ということになると、これは定数条例で数が決まっていますので、その議論は満たされているので置いておいて、実際にその保育所を運営していく中で、各クラスの担任は、必ず正職員が持ちますよという形の中で、それプラスの保育所長がいますので、責任を持って保育をやるための人員配置、正職員の配置をしているわけでありまして、これ全部が全部正職員にすればいいのではないかという議論もあるかもしれませんが、ただ少子化というのは、もうはっきり見えておりますので、そうするとやはり人件費が非常に重くのしかかってくるということがありますので、やむを得ず会計年度任用職員の方々の方々の協力を頂きながら保育所を運営していくことも必要であるというふうに思っておりますので、運営に支障がない形で正職員を配置しているという実態であります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 頂いた資料に紹介されていた数を少し紹介したいのですけれども、町立3つある認可保育園3園の正規職員は、合わせて16人、臨時職員、加配職員は24人、正規職員の割合は40%



です。民間保育園 2 つの園の正規職員は、合わせて 33 人、臨時・加配職員は 12 人で、正規の割合は 73.4%です。幾つかほかにも数を紹介したかったのですが、幾つかの数字を見てみましても、町立の保育所は、少人数で保育をしている実態があって、正規職員は、クラスに 1 人という重責ですし、臨時職員も少ない人数で正規職員をフォローする負担、それぞれにかかる負担が民間保育園と比べてとても重いのではないかなというふうな印象を持ちました。なかなかこの間、公立の保育士を確保するのが難しく、ハードルがあるのではないかなという議論もあったのですが、ここにハードルがあることがちょっと見て取れるなというふうに思いました。町として町立保育所の正規職員を増やすことが必要ではないかなというふうに思います。ぜひ現場の実態も踏まえていただいて検討していただけたらなというふうに思います。

3 分しかないので、公立の正規職員の増やす必要があるということについては、この間コロナを通して公立保育所の役割が新たに浮き彫りになったなという点もちょっと幾つか紹介したかったのです。保育所でのコロナ感染は避け難いという中で、実際、感染者が発生した民間保育園などが休園措置を取ったところもありました。そうしたところをフォローするために、自治体によっては、公立保育園で代替措置を取ったり、公的施設を整備し、保育士を派遣して保育を継続する措置を取ったところもあります。公立保育所は、緊急事態の対応で力を発揮しましたし、今後も発揮することが求められる、こうした役割を考えても、その役割を支える職員を十分配置する必要があるというふうに考えますがいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 実際に今の正職員の配置は、あと四、五人増やさなければ駄目だという認識を持っております。ただ、募集をしても応募してくれないという実態があるわけで、それは先ほど一番はじめにも述べたように、やはり重い責任を負いたくないというのが一番あるのかなと、それと地域で言うと、どうしても都会志向が強く、大都会のほうに、首都圏ですね、のほうに流れていってしまっている。ですから、町村会で試験をやっても、必要数だけ応募がないというか取れないのですよね。そういう実態がありながら、いかに職員を今の現職員の中でやっていくかという工夫をせざるを得ないわけでありまして、実は会計年度任用職員多いと、たくさんいるというお話をされましたけれども、そういう中から正職員にふさわしい方も、我々が見る目ではいるのです。いるのですけれども応募してもらえないという実態もあるわけでありまして、そこを何とか本当に人情に訴えかけるしかないのかもしれないけれども、保育の大切さをしっかり理解していただいて、保育士を希望してもらえれば有り難いというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 四、五人増やさないとというふうに思われているということで大変心強く思ったわけですが、ぜひいろいろと知恵も出していただいて、現場の状況を改善できるようにお願いしたいと思います。

最後に、質問の中で、「保育園が保護者に毎月の保育料以外の費用徴収を求めることはあるか」ということなのですが、求めてはいないという答弁でした。1 月 12 日に青葉保育園が出した保護者向けのお便りでは、令和 4 年 4 月からゼロ歳、3 歳児クラスには、1 か月 200 円から 700 円程度の費用負担をお願いするという通知が出されています。それについてはご存じだったでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 札内青葉保育園のほうからは、そういった具体的な協議はなかったものです。ただ、今回のご質問で確認はさせていただきました。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 今後はこうした負担を求めることはあり得るのか、それとも求めるようにはしないのか、格差を生まないためには、ある保育園だけということにはしないでいただきたいと思うのですがいかがですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 今後、さらに詳細のほうを確認させていただきまして、国が想定している実費徴収というものもございます。さらには、ほかの保育所のバランス、こちらのほうも考慮しながら、今後、協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、15時5分まで休憩いたします。

14:56 休憩

15:05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子） 通告に従いまして、1点質問を行わせていただきます。

誰もが尊厳を持って自分らしく生きられ、ジェンダー平等のまちづくりを。

国際的な人権保障の基準を土台に、女性、子ども、障がい者、少数者、移住労働者、先住民などへの差別をなくし、その尊厳を保障する国際規範が発展してきています。ジェンダー平等を求める潮流は日本でも広がり始め、経済的・社会的差別をなくすとともに、女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃することが社会全体の課題となっています。

日本国憲法は「全て国民は、個人として尊重され、法の下に平等である」とうたい、国は1979年女性差別撤廃条約を批准し、1985年男女雇用機会均等法を制定しています。2015年国連で採択されたSDGsでもジェンダー平等を2030年まで達成すると位置付けています。しかし、世界経済フォーラムの男女格差を測るジェンダーギャップ指数で、日本の順位は153国中、過去最低の121位と先進国で最下位であり、歴史的につくられた「男尊女卑」や「女性蔑視」の差別思想は深く存在しており、社会全体で意識改革に取り組まなければなりません。

幕別町においてもジェンダー平等の政策を強化する必要があります。特にコロナ禍で、社会の格差が弱者に集中し、女性と若者の自殺者が増えています。女性は非正規雇用が多く、雇い止めや失業、介護や育児での孤立化、DV被害の悪化等を抱えており、実態の掌握と対策が急がれます。また、心と身体の性の認識が多様なLGBTなどのセクシャルマイノリティーは該当者が約8%と言われ、多様性を認め、差別を生まない取組が全国の自治体で開始されています。

男性も女性も多様な性を持つ全ての人々が、自分らしく、尊厳をもって生きられる町になるよう、以下伺います。

1、ジェンダー平等に対する町の認識について。

2、コロナ禍で浮き彫りになった女性の貧困、幕別町の現状と支援について。

1) 失業や貧困の実態

2) シングルマザーの現状

3) DVや虐待、性暴力などの現状

4) 上記の相談体制と支援策

3、公共の意思決定の場に女性の登用を政府は2020年までに30%としていたが、幕別町の職員管理職、諮問委員会等の女性登用の現状と将来目標は。

4、多様性を受け入れ、差別・分断のない町へ。

1) パートナー制度の導入

2) 行政文書から性別欄の削除

3) 啓発活動の実施

4) 相談体制の確立

5、小・中学校でジェンダー平等の教育と実践。

- 1) 低学年からの性教育
- 2) トランスジェンダーの対応（髪型や制服、男女の区分の在り方などです）
- 3) 教職員の研修について

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目から4点目につきまして、答弁をさせていただきます。

「誰もが尊厳を持って自分らしく生きられ、ジェンダー平等のまちづくりを」についてであります。

人間は生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」や「女性像」があり、このような社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と呼んでいます。

「男性だから」「女性だから」と生き方を押しつけられることなく、誰もが正しい理解と認識を持って、ジェンダー平等を社会全体で共有していくことができるよう推進していくことが大切であると考えております。

ご質問の1点目、「ジェンダー平等に対する町の認識について」であります。

ジェンダー平等の実現は、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs」の中でも、2030年までに達成すべき17の目標の一つとして掲げられており、それぞれの国が主体的に取り組むべき世界的な共通課題であります。日本においては、世界経済フォーラムが公表した、経済、政治、教育、健康の分野における男女格差の平等、不平等を指数化した「ジェンダー・ギャップ指数2020」では、日本の総合スコアは0.652、順位は153か国中121位であり、いまだに格差がある状況にあると認識しております。

ご質問の2点目、「コロナ禍での女性の貧困、本町の現状と支援について」であります。

1つ目の失業や貧困の実態につきましては、現状を正確に把握することは困難なため、福祉課における「よろず相談窓口」での、町民の方からのご相談件数でお答えします。

北海道において独自の新型コロナウイルス緊急事態宣言が発令された令和2年2月28日以降、本年2月末までの間のよろず相談件数は延べ326件、164人で、そのうち女性からの相談件数は延べ149件、87人であり、相談全体の中で、失業、離職に係るものは延べ56件、30人で、そのうち女性からの相談は延べ22件、12人となっておりますが、コロナに伴う女性からの相談は1件で、緊急小口資金制度の利用につながったところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金が不足する方に対し、社会福祉協議会から、緊急小口資金・総合支援資金のコロナ特例貸付けを行っており、令和3年1月末現在で、緊急小口資金が79件、1,470万円、総合支援資金が38件、1,617万9,000円となっており、そのうち女性への貸付けはそれぞれ19件、320万円、4件、147万6,000円であります。

緊急小口資金等の申請に至った具体的な理由としては、派遣職員やパート職員で勤務日数が減った方や夜の飲食店の休業等などから収入が減少した方などが申請をしたとお聞きしております。

2つ目のシングルマザーの現状につきましては、令和3年2月時点における児童扶養手当認定世帯が291世帯あり、そのうち266世帯が母子世帯となっており、よろず相談の女性からの生活相談149件、87人のうち49件、23人がシングルマザーからの相談であり、その内訳は、体調不良による離職や休職、妊娠に伴うもの、離婚に伴うものなどとなっており、コロナに伴う相談件数はありません。

3つ目のDVや虐待、性暴力などの現状につきましては、326件のよろず相談のうち1件がDV関連の相談であり、内容としましては、夫が生活費を渡さないという経済的暴力の相談で、生活保護につながった事例であります。

4つ目の相談体制と支援策につきましては、福祉課でお受けした相談を、その内容に応じて各担当課につなげるとともに、社会福祉協議会、とかち生活あんしんセンターといった外部の関係機関とも

連携して、さらなる相談や支援につなげております。

また、相談内容をお聞きする中で、児童扶養手当やひとり親医療費助成といった既存の制度や新型コロナウイルス関連の緊急小口資金など、活用できる支援策について説明するなど、相談者に寄り添った対応を心掛けております。

ご質問の3点目、「本町の職員管理職、諮問委員会等の女性登用の現況と将来目標は」についてであります。

女性の参画につきましては、女性が自らの意思によって職業生活を営み、その個性と能力を十分に発揮し活躍することを推進するため、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、本町においても、法律の規定を受け、平成28年3月に「女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画」を策定し、男女を問わず、本人の意欲と能力に基づく任用に努めているところであります。

はじめに、町職員の女性の管理職は、本年3月1日現在、部長職、課長職、課長補佐職41人中、課長職が3人で、管理職全体に占める割合は7.3%、課長職としては10.3%となっております。

次に、女性の附属機関委員は、本年3月1日現在、幕別町行政改革推進委員会ほか42機関で委員全体の人数が525人、そのうち女性委員は35機関で142人、女性委員の占める割合は、27.0%となっております。

附属機関委員の選任につきましては、定数のおおむね3割を公募としておりますが、その応募状況により、委員構成の年齢や地域、男女比を考慮しながら選任しており、今後とも、できる限り多くの女性に参加していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、職員における管理職及び附属機関における女性登用の将来目標は定めておりませんが、特に、職員の管理職任用については、男性、女性の区別なく、職員の適正や能力等を総合的に勘案して行っているところであります。

ご質問の4点目、「多様性を受け入れ、差別・分断のない町へ」についてであります。

1つ目の「パートナー制度の導入」についてであります。

パートナー制度は、戸籍上、同性であるカップルに対して、互いを人生のパートナーとして公的に認証する制度であります。

本制度は、戸籍上の同性者が一定の権利を行使できるようになるといった点で意義のあるものと理解しておりますが、本町におきましては、そういった方々の思いや抱えている課題などをお聞きしたことはなく、またその実態を把握することもできないことから、本制度の導入につきましては、現時点で研究課題として捉えております。

2つ目の「行政文書から性別欄の削除」につきましては、平成17年第1回町議会定例会において、「公的書類に於いて「性別欄」取り扱いと当事者を交えた協議機関の設置に関する陳情」が採択され、以後、印鑑登録及び証明に関する条例施行規則ほか3つの要綱について一部改正を行い、印鑑登録証明書ほか関係様式における性別欄の削除を行っております。

また、平成28年12月に総務省から発出された通知に基づき、申請時に申出があれば、本町では住民票記載事項証明書における性別表記の省略を可能とする取扱いを行っているところであります。

また、その他の行政文書における性別記載欄の取扱いにつきましては、今後予定しております行政手続における押印の見直しと併せて、庁内で基本的な考え方を整理した上で、対応してまいりたいと考えております。

3つ目の「啓発活動の実施」についてであります。

国や北海道では、シンポジウムや講演会、人権教室の開催、啓発用冊子の配布やDVDの貸出し、テレビやラジオによる放送などの啓発を行っておりますが、町におきましても、公共施設内におけるPRポスターの掲示やパンフレットの配置、広報紙やホームページ等への掲載、パネル展の開催などを行っているところであります。

今後におきましても、誰もが自分らしく生きられる社会を目指し、人権を尊重することの重要性と、

違いを認め合うことの大切さを一人ひとりの心に届けていくための啓発に努めてまいります。

4つ目の「相談体制の確立」についてであります。

本町では、人権に関する相談として、住民生活課がその窓口となり、相談内容に応じて、関係する部署との連携を図ることとしており、関係職員においては、研修会や講習会への参加を通じて、ジェンダー平等やLGBTに関する知識や当事者が抱える課題について、正しい知識を習得し、適切に対応できるよう努めているところであります。

また、専門的な相談については、毎月1回、役場、札内コミュニティプラザ、忠類ふれあいセンター福寿において、人権擁護委員による特設人権相談を行っており、これまでLGBTに関する相談はありませんが、必要に応じて、札幌市が設置している「LGBTホットライン」などの専門相談窓口へつなぐなど、相談支援の充実に努めてまいります。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の5点目、「小中学校でジェンダー平等の教育と実践」についてであります。

学校におけるジェンダー教育につきましては、平成元年の学習指導要領の改訂に伴い、小学校の道徳では「男女仲よく協力して助け合う」、中学校の道徳では、「男女は、互いに相手の人格を尊重し、健全な異性観をもつようにする」など、男女がお互いに協力し合うことに関わるもののみとされ、「性別の特性」や「男女の違い」についての記述がなくなったところであります。

また、中学校の「技術・家庭」では、男女で明確に目標が異なっていたものが男女共通とされたり、「保健体育」で男子必修とされていた「格技」が「武道」に改められ、男女とも履修が可能となるなど、教育課程において、男女の区別なく全ての教科で同一のものとなりました。

学校では既に日常的にジェンダー平等が浸透しており、例えば、クラス名簿は、男女混合名簿としており、運動会・体育祭など多くの学校行事が男女分け隔てなく行われているところであります。

このように学校現場においては、ジェンダー平等が当たり前の空間として、日常生活はもちろんのこと、道徳や保健体育などの授業の中で、個々を尊重し認め合うという指導を行うことにより、ジェンダー平等教育が推進されております。

1つ目の「低学年からの性教育」についてであります。

小中学校における性を含めた健康に関する内容につきましては、学習指導要領において、児童生徒の実態や課題に応じて、教育活動全体を通じた各教科等の中で関連付けて指導することとなっており、教育課程の中では、体育科や家庭科はもとより、道徳科、総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に取り組んでいるところであります。

小学校における指導内容の一例を申し上げますと、低学年では、男女の体には違いがあるものの人間として共に大切な存在であることを知り、男女の別なく仲よくしようとする態度を育てることを指導の目標として生活科で学習しているほか、中学年及び高学年では、大人に近づくとき起こる体つきや体の中の変化、心の発達や心と体のつながりなどについて、体育科の授業等を通じて学習しております。

同様に中学校で申し上げますと、主に保健体育科の単元の中で、1年生では思春期における性意識の変化と性に関する適切な行動の選択や、思春期の心の変化への対応などについて学習しているほか、3年生ではエイズなど性感染症とその予防、地域での保健・医療の取組などについて学んでおります。

また、助産師や保健師を外部講師として招き、全学年を対象に心の成長や妊娠、性感染症など「命の学習」について取り組んでいる学校もあるなど、それぞれの学校において、発達段階に応じた性教育を実施しているところであります。

2つ目の「トランスジェンダーの対応」についてであります。

トランスジェンダーとは、生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人を行い、生物学的な性が男性で性自認が女性、生物学的な性が女性で性自認が男性といった場合があります、

また、身体的な性に違和感を持つ人がいるとも言われております。

町内の学校におけるトランスジェンダーの対応につきましては、児童生徒自身や保護者からの相談等があった場合、学校では十分に話し合いながら、自認する性別での制服やトイレの使用等、対象となる児童生徒の学校生活への配慮と、他の児童生徒などへの配慮との均衡を図りながら対応することとしており、今後もトランスジェンダーについての理解を深め、個別事情に合わせた支援を進めることが重要であると考えております。

3つ目の「教職員の研修」についてであります。

平成15年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定されて以降、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援について社会の関心が高まり、その対応が求められるようになってきているところであります。

教職員の研修につきましては、文部科学省で作成した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」などの資料や国からの通知を基に、職員会議や校内研修を通じて学校における支援の在り方や対応方法などの共通認識を図り、ジェンダーに対する理解を深めております。

また、これまでも町内小中学校において、性教育に関する公開授業や研究協議を実施しているほか、北海道教育研究所や十勝教育研修センター等が主催する講座への参加を通して、教職員の指導力の向上に努めており、性教育は、児童生徒の望ましい成長にとって大変重要であると認識しておりますことから、今後におきましても、関係機関などと連携を図りながら教職員の研修の充実を図ってまいります。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目のジェンダー平等に関わる町の認識についてであります。

ご答弁の中ではこのジェンダーについての町の認識としては、現在でも格差が非常に大きいということ認識していらっしゃるということでありますから、格差が大きいという点での思いというのは同じであるかというふうに思います。しかし、なぜこの格差が大きいのか、なぜ格差が解消されないのか。なぜ我が国はこんなに低いのかという点では、国の問題だけではなくて、一つ一つ構成されている地方自治体にとっても、しっかりと向き合わなければならない課題ではないかと思えます。

このジェンダー問題につきまして、このところいろいろな役職に就いていられる方の発言問題などもありまして、連日マスコミ等でも報道されることが多いのですが、しかし、その根にあるものは、やはり歴史的につくられたものであるということを私たちは再認識しなければならないのではないかと思います。特に、この男性である、女性であるということで、性別によって区分される違いの、しかもその区分によってもたらされる差別というものは、近年では明治時代に国の支配階層という形で持ち込まれてきたということが明らかにされています。時々の支配階層がその支配を続ける、抑制するために、差をつけて権力を行使していくというようなことがあったと。日本のジェンダーはそういった政治的、歴史的根がありますから、特に明治以降、西洋的近代化を進める中で性別分業が広がって、男性だけが社会に進出していくという構造ができてしまったということがあります。そして、女性は家族、家庭という形です。

また戦後は、高度経済成長の中で、これもやはり男の人は仕事、女の人は結婚したら退職といったような企業戦略といいますか、財界主導でつくられたのも、差別構造の流れをそのまま引きずってきたということがあろうと思います。これらの差別の中で最も深刻なのは、その仕事の分業、男の人は外に、女の人は中というような、分業そのものに固定したということもありますけれども、この分業に対する対価というものが全く違いまして、男の人は外に行って労働することによって賃金が得られた。しかし、中に残っていた女性というのは、最も育児であるとか家事であるとか、ケアを主とする仕事をするわけですが、それに対する社会的な対価というのは伴ってこなかった。つまり、収入の

格差というのが大きく開いていく。そこにも男性優位の社会構造がずっと広がっていくというようなことあるというふうに示されています。よく言う家長制度、家父長制度というのがこの家庭の中で生まれて、絶対的な権力、権限を持つというような流れがあります。

したがって、こういったものが明治時代からですから、根強く残っている中での今日を迎えているということでありまして、簡単にそれが払拭されるということは、なかなか困難があるというふうに思います。できることからやっていく、ずっと朝からの一般質問の中でも、できることからやっていくという観点で、具体的な項目についてお尋ねしたいと思いますが、まず、こういった男女の格差の背景に、歴史的な背景があってというような私の思いでありますし、町長がどう考えているのか、最初に伺っておきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず、これからの議論にどう関係するのかちょっとよく分かりませんが、認識的には私は同じであろうと。日本古来のその家長制度というか、ずっとこの長い間の歴史の中で、いわゆる男尊女卑的な考え方であったり、男は外に出て働くけれども、女は家の中で育児、家事していなさいよということが根強く残ってきた。そういう伝統というか、そういう形で長い間、日本の国内、家庭の中で根づいてきたことが、大きな要因になっているのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そういう認識の上で、結局そのケア労働が対価として認められなかったということは、今度はその流れが、女性が社会に出ていっても、賃金が男性と同じように保障されないという実態が生まれてきました。今、この次どうつながるのかなということで、ちょっと言われましたけれども、今回のコロナの中で、こういったことが浮き彫りになってきたのだというふうに思うのですよね。結局これまでも女性の賃金というのは男性の6割というふうに、正職員で働いていて、6割が当たり前というようなことで流れてきました。2000年代に入ってから、非正規労働者、先ほどから保育のことも問題になっていましたけれども、これがどんどん拡張してきたという中で、非正規労働者の賃金というのは、男の方の正職員を100としたら、女性は60%ちょっとですね。しかし、非正規労働者に至っては30%まで到達していない。直近のデータでは27%ということでありますから、もともとコロナがなくても、女性の収入というのは少ない。そこに、今回のコロナが蔓延したということによって、ご答弁でもありますように、このコロナ禍の中の女性の失業というのが、飲食や宿泊の施設で働かされている従業員の方ほとんどが、6割以上を女性が占めているのですけれども、そういう方たちがより生活困難な状況に陥ったということになるかと思えます。

私は、なかなか町で個別の実態というのは難しいということは念頭に置きながらも、可能な限りの把握はしていくべきだと思って、設問を上げましたけれども、町の相談を通しての数字のご答弁を頂きました。それに対する対応というのは、小口融資であるとかというようなことだけなのですけれども、こういったことではやっぱり根本的な支援にはやっぱりなかなか難しいのだと思うのですよね。仕事のあっせんとか、もっともっと幅広く応援しなければならないと思いますが、その点ではどのように認識されていますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず、大前提として、そういった方々に対する支援というのは、どこがやるのかというふうに思うのですよ。私は、本来はこれ国の役割であって、国がもう少ししっかりやってほしいという思いがあります。そして、私としては、これはもうコロナになってからずっと申し上げているのは、まず事業者を守ることが雇用を守るのだと、雇用を守ることがそこで働く人たちの生活を守るのだと、いわゆるこういう三段論法的な考え方の中で、経済対策も最優先してやってきたわけがありますので、そういう中で離職者がゼロということにはなりませんけれども、なるべく雇用を守って生活を守っていくのだということ、そこが町としてのある意味でのこれ限界に近いことであって、本来であれば国が雇用調整助成金をもっと充実させるとか、フリーターに対する支援をもっとやっていくとか、そこがまず出発点であろうというふうに思っております。私は、町としてやれること

については、今はもうほとんど限界に近いところまで来ているのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） これまでの町の頑張る応援事業も含めまして、こういったシングルの方も、下にシングルもありますけれども、確かに町の応援がその人たちの助けになったというのは、私も認めているところであります。それがなかったら、もっとこんなに陥った人たちが増えたであろうということで、ダブルワーク、スリーワークも含めまして、さらに目いっぱいやられているということで、上限ではないとは思いますが、しかし、可能な限りの支援はこれからも目配りも含めて、状況を掌握して行っていただきたい、このように思います。

それと、結局、自宅待機だと子どもさんがお休みになったということなんかもあって、家庭に置かれたという時間が長くなりました。そこに生まれてきたのが DV や暴力というようなこともあります。幕別町では1件だけでしたよということで、いや、そんなに多くなくてよかったなと思う反面、ここに表れない実態も相当あるのではないかなというふうに推察します。

この間、帯広市がこの件でまとめたことが新聞報道に載りましたが、1月末時点でのDVの相談は225件あったということなのですね。過去5年間の中では最高だったと。幕別町の人口の6割ぐらいの町でありますから、これだけで換算していくと、もう幕別と帯広というのは、生活、環境の面からはそんなに大きな違いはないのだろうというふうに思うのですよね。そうすると、1件では済まない。225を6で割っていくと三十数件とか40件とかかなりありますけれども、そんなものではないと思いますけれどもね。そういった人たちが内在しているのだということも押さえておくことが大事ではないかと思います。

下の件でも、ジェンダーのところでも相談窓口のことを設けたのですけれども、共通しているのですが、やっぱり情報をキャッチするというのがすごく大事だと思うのですよね。なかなかこういうDVだとか、ジェンダーもそうですけれどもね、相談に来れないというのが背景にあります。DVはもう家族の中の暴力ですからね、公にできないということだとか、それから下のほうでは性認証なんかにしても、まず他人に伝える勇気というのが相当大きいということがありまして。

それで、どんな対応しているかいろいろ調べてみたら、やっぱり進んでいるところは女性専門の相談日などというのも設けてやっているのですね。帯広もそうです。幕別町はこういった相談については下にもありますが、人権相談とういうことで月1回やってこられていると思いますが、もうちょっと踏み込んで、女性がそういった方たちの相談窓口になれる、いわゆるハードルを下げるという意味で工夫をするべきではないかと思いますが、今の現状のままで行かれるおつもりですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、本当実態がなかなかはかれていない、知り得ていないというようなところでありまして、それをいかに吸い上げて、あるいは周りでいかに見てあげるか、察知するかということが必要なのだろうなと思います。そういう中で相談窓口を、女性相談の日があるようでありまして、それが設定ができないのかということでもありますけれども、これは何ぼでもやろうと思えば可能であって、なるべく相談しやすい体制、配慮してあげることは必要だろうというふうに思います。

ただ、それをどういう形でやったらいいのかは、ちょっと検討を要するのかというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） どこでもそうなのですから、広く基本的な体制をつくって構えたら、広くお知らせし、来ない日があってもずっと続けながら迎え入れるという、寄り添うという、そういうものが、本当に結びついているというものが全国の事例だと思います。ぜひ踏み込んで、相談体制行っていただきたい、このように思います。

次に、公共の意思決定の場に女性の登用についてでありますがお答えではこれまで管理職として3名の女性が就かれて、率では10%を超えましたということです。昨年と同じ人数でありました。ただ、昨年は管理職の方は2名多かったもので、パーセントとしては昨年のほうが低かったなと思います。



これは決して高い数字ではありません。国ですら 30%を目指すというところで、幕別がずっとこの状況、この状況は長いと思うのですよね。それは、目標も定めていらないし、改善する意思があるのかどうかということをちょっと思うのですけれども。

なぜ女性を登用しなければならないのかというのは、ずっと言われているように、日本が遅れている原因の一つに意思を決定する機関、公共の意思を決定する機関に国民の半分いる女性の、その参画の割合が極端に低いと、声が反映されないと。だから、例えば賃金の格差にしても、そこを決定する場に女性少ないわけですから、実態が伝えられない、そうするとそのまま行ってしまうと。こういうことを改善しようと思ったら、町も率先して引き上げて、女性を登用するのは大事だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は、登用するという言葉はそもそも差別でないのかなというふうに思っておりまして、やはり男性も女性もなく、個人としてそのものが能力があり、意欲があるのであれば、それは任用するというのが本来であって、あえて女性を引き上げるというのは、かえってマイナスそのものの、その人に対して要らぬプレッシャーがかかったり、そのことによって公務能率が落ちれば町民に迷惑がかかるわけですから、そういうことはあってはならんわけでありまして。そういう意味で、私は個人としてひとしく官職にふさわしい人になっていただくというのが、基本なのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 今、幕別町の女性職員の割合は何%になるのでしょうか、それも教えていただきたいのですけれども。この圧倒的男の人の多い職場の中で、ずっと続けてこられる中で、登用そのものが差別だというような見方をしていたら、改善なんか私できないのだと思うのですよね。つまり、女性がなぜ出てこなかったかという、出られない背景もあるわけですよ。例えば、いわゆるその家庭の環境も含めまして、管理職になれば時間制限なく職務に就かなければならない面もあるでしょう。いろいろな緊急事態もあるでしょう。そのときに女性のほうに多くケアの仕事、育児や家事も含めまして背負っていたら、簡単に両立が難しいということになれば、手を上げられないですよ。

さらに、いろんなそういった機会は正直少なくなります。研修の機会、研修そのものの町としてやる機会には参加できても、いわゆる日常的に積み上げる研修の、社会的な研修も含めて、阻まれてきているというのが実情だと思うのですよね。そうすると、そういう人たちを引き上げることもやりながら管理職として、町がしっかりと適任者を選んで登用していくということは、私は大事なことだと思うのです。それは、差別がなかったら今の町長のような答えでいいのですけれども、現実には長い間、何年も差別されてきている中で今なわけですから、登用してこないのが、まるで何ていうのですか、手を上げてこないから、それでいいのだというようなことではないとは思いますが、そういうこともなきにしもあらずではないですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 任用の考え方については、先ほど述べたとおりであります。これは個人として適格者を任用しているということでもあります。

ただ、なぜでは我が町の職員、女性職員の管理職の割合が少ないのかということは、これは私なりに考える原因はありまして、これは人事、係クラスからの人事配置において、どうも決めつけがあったのかなと。ここの職、この仕事の内容は女性では無理だなみたいな、そういうのがひょっとしたらこの 30 年、私が役場へ入った頃からあったのかな。女性はこの仕事はちょっと無理なので、もう少し簡単な仕事をやってもらおうとかという考え方、人事配置の面で長らくあったというふうに私は感じておりまして。今はそれは全く考えておりませんで、女性であっても男性であっても、能力があれば非常に残業が多いところにも配置をしています。それは先ほど家庭内で出れないと言いましたけれども、そこも私はおかしいと思う。女性が働いて、男性が働いて、夫婦で女性だけが家事だとか育児を持つことが、そもそもおかしいと思っていますので、そこは女性だって働いているのであれば、社会

的責任を持っているわけですから、そこはしっかり家庭内、夫婦の間で相談をして、何で女性だけがそういう犠牲になるようなことに結果的になったりするのなら、何でそういうことになるのかというのは、しっかりやっぱり話し合ってもらって、女性だから残業できないとか、研修に行けないとか、そういうことのないようにやっぱり求めていくというか、そういう考え方に立ってほしいなど。結婚するときにやっぱりそういう思いを持っていただいて、誓い合って、夫婦になってもらえればいいのかな、そんな思いも持っているわけで。

研修も決して女性を行かせていないわけではないのですよ。これは派遣研修ですね、例えば長期に及ぶ研修もあります。これは声かけをしているわけですよ。声かけして、結果的に無理ですという話であって、それは家事育児ではないのですね、やっぱり意欲の問題なのかなと私は思っていて、やっぱりそれは過去からの意欲を増してくるというか、意欲的な育て方というか、そういう配置をしていない、仕事をさせてきていないという、そういうことに起因しているのだろかなという反省を持っておりますので、今はもうそういう決めつけたような人事は全くしていませんで、能力的にふさわしいところで仕事をやってもらう、そういう考え方でやっているところであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 改められて、女性が活躍できる、女性も活躍できるような、そしてその人材、その人で選んでいくということは私は大事だと思います。そこにならなかったというのは、町長自身もおっしゃられましたけれども、先ほど言ったような、長年かかった男尊女卑のそういった思考というのは、知らず知らずのうちに、いろんなところに入り込んできている、その結果として登用されなかった。もし、そういうものがなくてそうであれば、女性のほうが能力が低いということになってしまって、それは違うということが今いろんなところで証明されてきています。企業も女性が管理職に登用したところが売上げが伸びている、これやりますと長くなりますので、そういうことも含めて、ぜひ職員の皆さんが希望を持って、男性も女性も頑張れる職場にしていきたい、このように思います。

次、ジェンダーのほうに入ります。これ、多様な性を持つ方たちというのがどんどん、自分たちがカミングアウトをするということもありまして、認証されてきています。それで、これ民間の資料で、私先ほど1問目の質問で全国で8%と言いましたが、2018年の電通のダイバーシティラボというこの件に係ってずっと統計出しているところあるのですけれども、2018年、8.9%、つまり11人に1人ということに示されています。そうなってきますとね、この2万6,500人の町ですから、相当そういう人たちが一緒になって、今私たち生きているということを受け止めて、そして対策を必要なのはやっていかなければならない、このように思います。

それで、1問目のパートナー制度の問題なのですけれども、これも町長おっしゃられるように、まだ今すぐということではないように受け止めました。ただ、これは本当は同性婚が法律上、きちっと認められていけば必要のない制度なのです。ところが、なかなか憲法で書かれている24条の両性というところを、男性と女性というふうに区切るものですから、突破できないのですけれども、世界はどんどん突破していて、今先進国で残っているのは日本とイタリアだけだと言われているのですよね。イタリアは国としてパートナー制度持っていますから、日本が一番遅れている。それで、各自自治体がこういった8.9%の人たちの思いに応えようということで、苦肉の策で出てきたのがこのパートナー制度なのです。札幌市、今函館とか北見も検討されているようであります。

この制定されることによって、先日、関係者にお話伺う機会あったのですけれども、何が一番変わったかということ、札幌市に住んでいて、この制度ができたということによって、自分たちに自信がいたと。隠れるように生きていたわけではないけれども、そういう思いがあったけれども、この制度によってすごく心が開かれた、それは共通の思いだということを言っておられるのですよね。そういった背中を押すという意味でも、検討する必要があるのではないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） さきのご答弁でも申し上げたように、なかなかそういう声が聞こえてこない、職

員がここで二百何十人もいる中、そういうところからも聞こえてこないし、例えば民生委員からこういう話があるよということも聞こえてこないの、それでまだ時期的にいつなのかというところの思いを持っているわけでありまして、必要ないとは思ってはおりませんので、そこは人数がある程度確認できれば、私はこの制度については導入すべきだというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 分かりました。そういう声が出ていないのを、出るようにする意味でも。有効な制度だと思います。2021 年 2 月 1 日現在で、全国 76 の自治体で踏み込みました。ぜひそういう姿勢持っておられるということでもありますから、期待したいと思います。

行政文書につきましては、随分ご努力されてきていますので、このご答弁を評価したいというふうに思います。

次、相談体制についても先ほどトランスジェンダーの方たちも含めて、シングルマザーの方も含めて、プライバシーを守りながら、そういった特別な神経を使いながら守り抜いて相談も乗るということ、ぜひこちらの面でも求めていきたい、このように思います。

それで、全体でどんどんこういった方たちが社会参加を進めていくという点では、生きやすい社会にしなければならないということでもありますから、行政は行政でそういうふうに進めていただきながら、やっぱり大切なのは教育であろうなということもありまして、教育の問題についても設問をさせていただきました。

教育長のお答えでは、学校教育、性教育も含めて、随分取組が進んでいられるようなお答えではありましたが、まだまだ町のほうにも LGBT に関わっては相談がないということだけに、学校の中でもまだまだオープンになった関係はないのかなというふうに思います。

性教育につきましては、細かくお答えいただきましたが、今、国際的には包括的性教育といいまして、年齢の区分で、5 歳から 18 歳まで 4 段階に分けて、系統的な教育が繰り返されているということもお聞きしています。こういったこともぜひご検討いただきたいというふうに思います。

そして、私、今日どうしてもきちっとお話ししておきたいなと思うことは、このトランスジェンダーに関わりまして、子どもたちが実際に学校の生活で不自由を感じていないのか、感じさせていないかと、ここが大事なところだと思ひまして設問に上げました。ここでは制服のことですとか、髪型のことですとか、トイレであるとかいろいろあるのですけれども、そういうお子さんたちからの相談とかというのは、教育委員会としては、学校を通してですけれども、受けていらっしゃるのか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） トランスジェンダーの関係でありますけれども、トランスジェンダーと自認する児童生徒、それからその保護者から、学校のほうに相談があったという事例はございます。その関係で、学校で十分当該児童生徒なり保護者と、十分な協議を行いながら、その児童生徒に寄り添った形で対応するのが大事だというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 寄り添うことが本当に大事だと思うのですけれども、例えば、今、卒業の時期で進学するとき、小学校から中学校へ、中学校に行けば当然制服を着なければならない。お聞きになっていらっしゃるのではないかと思いますのですけれども、戸籍上と違う、戸籍上の性別と違う制服を着たいということで、声を上げた当事者が、学校からは認められないというお答えを頂いているということで、まだ解決されていないとも聞いています。私はこういうこと一つ一つが本当に、何ていうのですか、その立場に立った、相手の立場に立った対応という点で、あつてはならない対応ではないかなというふうに思います。

それで、そういったことが認識されているのかどうかということと、その次の、その周りの大人が教員も含めて、そのトランスジェンダーというのをしっかりと受け止めるということがなかったら、こういう事例どんどん出てくるのだと思うのですよね。その辺の教育委員会としての、相談もあったということでもありますから、どう対応されたのか。そして、教職員の間で、どういう議論や研修がさ

れて、こういった問題について解決しようとしていつているのか。トランスジェンダーの子どもたちに、日常的に不自由なく過ごさせる対応というのは、どういうふうにやっていらっしゃるのか伺います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） まずはじめに、実際にあった相談ですけれども、これ個々具体にはこの場では詳しい内容はお話ではできませんので。ただ、解決されていないというお話ですけれども、何度も学校とその保護者、当事者の児童生徒で話し合いを行いまして、最終的には意向に沿った形で協議は調っておりますので、解決されたというふうに私どもは認識をしております。これはもう直近の話でございます。

それと、こういった性的マイノリティーに関する関係については、基本的にやはり教職員がまず性の在り方ですとか、そういった性的マイノリティーに関して理解をして、児童生徒のありのままの姿を受け入れながら、寄り添った形で対応しているというか、対応するのが大事だというふうに思っておりますし、今後におきましてもそういう対応をしまいたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 解決されていればいいのですけれども、やっぱりそういう声があるという、あったという点では、要求が出されたときに、それを認めるということにすぐにはならなかったのだろうというふうに思うのです。時間をかけてなったのかどうかは分かりませんが。私は、これは教育委員会にも町にも言えることなのですから、多様な性を理解するという点では、まず教員、職員から、本当にそのガイドラインを作って書いているところもたくさんありますけれどもね。そういう点でご努力を頂きたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、16 時 15 分まで休憩いたします。

16 : 06 休憩

16 : 15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、野原議員の質問が終了するまで時間を延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、野原議員の質問が終了するまで時間を延長することと決定いたしました。

会議を続けます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○10 番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

気候変動に対する町の対策を。

世界中で異常気象・異常事態が頻発しています。2019 年 9 月に発生したオーストラリアの森林火災は、東京都の面積の 50 倍以上の 1,000 万ヘクタールを焼き尽くしコアラやカンガルーなど野生動物は 10 億匹以上が死んだと報告されています。

日本も 2019 年 9 月に、最大瞬間風速 58.1 メートルの台風 15 号が房総半島を襲い、10 月の台風 19 号は各地で観測史上最高の降水量を記録し、71 河川 140 か所の堤防が決壊しました。2020 年 7 月 3 日から 31 日の豪雨の影響で、九州や中部地方などで洪水や土砂崩れが発生し、数十人が犠牲になり、100

万人以上に避難勧告が出されました。こうした異常気象災害に気候変動が関わっていることが明らかであるとの研究報告がされています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、パリ協定の目的である平均気温上昇を2度Cはもちろん、1.5度C未満に抑えるために、各国のCO<sub>2</sub>排出量の削減目標を引き上げることが重要であり、2030年までの対策が決定的に重要だとしています。気候変動の危機を乗り越え持続可能な社会をつくっていく上で、温室効果ガス排出量を減らし、実質ゼロにしていくことが喫緊の課題です。また、国の環境に対する姿勢や、今の生産様式の下で大量生産、大量消費、大量廃棄のシステムにのみ込まれている生活スタイルが、温暖化の原因をつくり出している一因と指摘されています。

以下、次の点について伺います。

1、温暖化の防止は世界的な課題となっている。温暖化をどのように捉えているのか。温室効果ガス排出削減計画を策定し、CO<sub>2</sub>排出量を明確にして削減に取り組むこと。

2、ごみの減量化、資源化の取組の推進を。

①可燃ごみの組成割合と収集量、ペットボトル、プラ製容器の収集量の過去5年間の推移は。

②減量の取組として、行政区、各団体、事業者へCO<sub>2</sub>排出量削減の取組、ごみ分別で資源化の徹底など啓発を。

3、中間処理施設くりりんセンターの建て替えが計画されている。十勝全体でごみの減量に取り組むことはできないのか。

①十勝定住自立圏でごみ減量促進の提案を。

②十勝圏複合事務組合の「ごみゼロ検討委員会」で減量促進の提案を。

4、第6期幕別町総合計画では、地産地消を目指して再生可能エネルギーの普及を促進するとしている。3年が経過しているが、進捗状況を伺う。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「気候変動に対する町の対策を」についてであります。

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、世界中で気候変動が進行しており、今後、さらに進行することが懸念されています。

この気候変動をもたらしているのは、地球温暖化であり、その原因の一つとして挙げられるCO<sub>2</sub>の多くは化石燃料の利用に伴い排出されるもので、現代の私たちの生活活動に伴って排出されています。

地球温暖化の問題は、私たち一人ひとりの生活や今日の経済・社会システムと深く関わっており、町民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を持って取り組まなければならない喫緊の課題であると認識しております。

ご質問の1点目「地球温暖化をどのように捉えているか、また、温室効果ガス排出削減計画を策定し、CO<sub>2</sub>排出量を明確にして削減に取り組む考えは」についてであります。

私たちの生活は豊かな地球の環境基盤の上に成り立っており、豊かな環境は、水、食やエネルギーなどの私たちの生活や経済活動に必要な資源を提供するとともに、人間活動で生じたCO<sub>2</sub>を生存に必要な酸素へ転換することや、汚染物質の浄化等により、私たちの生活に必要な不可欠な多様なサービスを提供しています。

人間活動に必要な環境基盤が気候変動等により失われると、その上に成り立つ経済・社会活動や私たちの生活が困難となり、最適な環境基盤を破壊し、経済・社会システムや生活にも悪影響を及ぼすものと捉えております。

菅政権では、成長戦略の柱に経済と環境の好環境を掲げ、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを表明したところであり、このことは、再生エネルギーの普及や脱炭素社会の実現に向けた取組が強化されるとともに、具体的な施策も近いうちに公表されるものと考えております。

現在、本町の年間のCO<sub>2</sub>総排出量はおおむね24万トンであり、森林でのCO<sub>2</sub>総吸収量は約5万トンでありますことから、実質ゼロを目指すためには、残りの19万トンのCO<sub>2</sub>をどのように削減するかが課題となり、従来の取組の延長では、実現することは極めて難しい状況にありますが、全町一丸となることができることを着実に実行することが大切でありますことから、町内のあらゆる分野で数値目標を掲げ、削減に取り組むとともに、国の新たな施策や画期的な技術開発の推移を見極めつつ、広域的な取組についても検討してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「ごみの減量化、資源化の取組の推進を」についてであります。

はじめに、「可燃ごみの組成割合と収集量、ペットボトル、プラ製容器の収集量の過去5年間の推移は」についてであります。

本町では家庭系可燃ごみにおける組成割合の調査を行っておりませんので、帯広市で平成28年度から30年度にかけて調査した平均値を参考に申し上げますと、生ごみが51.5%、草・木が10.3%、紙類が10.1%、衣類6.0%が主な割合となっており、本町におきましてもおおむね同様の割合になっているものと考えております。

可燃ごみの収集量の実績につきましては、平成27年度で3,001トン、28年度で3,021トン、29年度で2,961トン、30年度で2,924トン、令和元年度で2,939トンとなっており、災害により増加している年度を除きおおむね減少傾向となっております。

また、ペットボトル、プラスチック製容器包装の収集量の過去5年間の推移については、ペットボトルでは平成27年度で89.7トン、28年度で92.4トン、29年度で95.8トン、30年度で96.9トン、令和元年度で100.6トンとなっており、5年間で約12%増加しております。

増加の要因としましては、飲料用のペットボトルの生産量が年々増加しており、近年ではミネラルウォーターや炭酸水の需要が伸びていることが要因と考えております。

プラ製容器包装では、平成27年度が381.1トン、28年度が390.3トン、29年度が366.7トン、30年度が334.2トン、令和元年度が340.1トンで、5年間で約11%減少しております。

2つ目の「減量の取組として、行政区、各団体、事業者によるCO<sub>2</sub>排出量削減の取組、ごみ分別で資源化の徹底を」についてであります。

ごみの排出抑制や分別に当たってはこれまでも、公区長会議や広報紙などで町民の皆さんに協力をお願いをしてきたところであり、行政区で行う集団資源回収などは、地域のごみの減量の取組として大きな成果を上げております。

事業者から排出される事業系の廃棄物については、事業者の責任において適正に処理を行わなければなりません。有価物や資源化できるものについては積極的に分別を行うよう、幕別町商工会を通じ廃棄物の減量対策について啓発するとともに、行政区、各団体、事業者には、様々な場面でCO<sub>2</sub>排出量削減を呼びかけてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「中間処理施設くりりんセンターの建て替えが計画されているが、十勝全体でごみの減量に取り組むことはできないか」についてであります。

1つ目の「十勝定住自立圏でごみ減量促進の提案を」と2つ目の「十勝圏複合事務組合の「ごみゼロ検討委員会」で減量促進の提案を」については関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

十勝定住自立圏構想の環境分野においては、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を生かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策、低炭素社会の構築を目指しており、再生可能エネルギーの利用促進・省エネルギー機器の導入促進など、環境意識の啓発に取り組んでおります。

ごみの減量促進については、それぞれの市町村がその区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図るべきもので、十勝圏複合事務組合の13市町村の担当係長で組織する「ごみゼロ検討委員会」では、これまでごみ処理に係る課題や諸問題、資源ごみの分別や食品ロスの削減、水分を含む生ごみ処理における課題について意見交換が行われてきたところであります。

さらに、十勝圏複合事務組合と 19 市町村の廃棄物処理担当課長が集まる新中間処理施設整備検討会議では、施設規模に直接影響を与える可燃ごみの量をいかに減量できるかが事業費の縮減にもつながることから、構成市町村全体でごみの減量に向けた取組やアイデアなどを議論し、施設規模の縮小と温室効果ガスの削減につながる対策の検討をしているところであります。

今後においても、十勝圏複合事務組合や構成市町村で、十勝圏全体のごみの排出抑制や減量促進に向けた検討を行ってまいります。

ご質問の 4 点目、「再生可能エネルギーの普及促進に係る進捗状況は」についてであります。

再生可能エネルギーは、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなど、温室効果ガスを排出しない、自然環境保全の観点に立った国内で生産できる重要な低炭素エネルギー源となっております。

本町ではこれまで、環境への負荷軽減や安定した電力の確保のため、平成 18 年度から 27 年度まで住宅用太陽光発電システム設置に係る補助を実施してきたほか、保育所や学校施設等の公共施設においても太陽光発電を採用するとともに、近年では役場庁舎、札内コミュニティプラザにおいて、地中熱ヒートポンプを利用した冷暖房システムを採用し、自然環境に優しい公共施設の整備を心がけてきたところであります。

第 6 期幕別町総合計画がスタートしてから 3 年間の普及状況としましては、資源エネルギー庁で公表しております固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備の新規認定件数で申しますと、令和 2 年 9 月現在で太陽光発電設備の住宅用で 68 件、産業用では 54 件で、このうち 6 件がメガソーラー発電設備で、これら全ての発電量を合計すると、一般住宅の約 2,000 軒分を超える年間使用電力を賄う発電設備が新規認定されておりますが、その他の再生可能エネルギー発電設備については、現在まで普及に至っておりません。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 温暖化をどのように捉えているか、この問いに対しましては、町長と意見同じにするとありますけれども、その 2050 年までに排出をゼロにする、これは今、世界的な課題になっているのですけれども、2030 年までにこの 10 年間で重要な時期だということで、ここでの対策をどのように行うかということが今問われていると思います。それで、喫緊の課題である、そういうふうに認識している、そのように答えていただきましたので、それに基づいて、続けての質問を進めていきたいと思っております。

今、菅政権では 2050 年まで温室効果ガスをゼロにする、このように表明しておりますけれども、その一方で、国の取組としては石炭、火力発電所を推進しているのですよね。そうしますと、この排出ゼロにする、それに対する表明と実際に行う国の施策というのは逆行するのではないかと思うのです。そういう中で、今答弁の中で、国がどのような姿勢を取っていくか、それに基づいて町の政策も考えていくということであれば、喫緊の課題である、このように表明していることと乖離するのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 課題としては、2050 年まで実質ゼロにするということは、地球環境を考えた場合には全世界的に重要な問題であるので、そこは喫緊の課題というふうに捉えているわけであります。ただ具体的に、どういうふうな対策を講じていくかについては、なかなか手法がないわけで、これは岡本議員のご質問にお答えしたとおり、切り札がないのですね。こうやれば、すぐ実質ゼロになるよというものではないので、そこは設備をするにしても、何か技術ができて、それを採用するにしても、これお金がかかることは間違いないと思うのですね。そこは、国がどういう補助制度を設けてくるのかとか、国が何をやるかによって、大いに我々に関係してくる、影響を受けるわけでありますので、そこが出てこない、町でやれることはやります。やりますけれども、大胆な削減にはつながらない。そういう意味でお答えしたところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） それでは、幕別町ではどのような対策を取っていくかということで、温室効果ガス排出量の計画、それを明確にして削減に取り組むことということで問いを行っております。それで、お答えの中では、あらゆる分野で数値目標を掲げ、削減に取り組むとともに、国の政策を、とお答えになっていますけれども、この数値目標を掲げるということでは、その削減目標をしっかりと持って施策に生かしていく、削減計画を策定していく、こういう捉えでよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本的にはそういう考えでおります。ただ、私、非常にこういうふうなお答えをしている中で、不安に感じているのは、本当に数字として表れてくるかなというふうに心配しているわけで、結局これは岡本議員の質問にもお答えしたように、今 24 万トンを出されていて、森林で吸収されているのは 5 万トン、残り 19 万トンをどうしていくのか。これを森林で吸収するのか、削減するのか、あるいはお金を出して買うのか、いろんな方法あるかとは思いますが、この 19 万トンという数字が、ものすごい大きな数字なのですね。これ全部、町域全部 477.64 平方キロ、全部森林にしても追いつかない数字なのですよ。ですから、これは山林を増やしていく、植林を増やすことも一つの方法だし、削減をしていく、町民一人ひとりが削減をしていくということも必要だし、行政もそうだし、事業者もそうだとということになりますので、町民全部が一丸となってやっていって、果たしてどれだけ減るかということになりますので、具体的数値目標を何年に何ぼにするかといういい数字が、いい数字というか、本当に推測をして納得ができるような、2050 年にゼロになるような、そういう数字に結びついてくるかどうか非常に心配であります。

ただ、言えることは、できることをやっていくということですから、町民の皆さんには、その削減数値目標はもちろん出したほうがいいのですが、これをやったら、どれだけ減りますよという身近な問題として提示をして、そして取り組んでもらいたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） それでは、削減の計画は持つけれども、その具体的な数字は明らかにできないという、そういうことなのではないでしょうか。

それと、計画を持つということは、その計画に対して、どれだけ町として施策を行い、具体的にこういうふうな取組をしましたよということを、目標にするために計画はあると思うのです。計画ができたから全部 100%というふうにはなかなかならない可能性もあります。けれども、目標に向かって幕別町の経済だとか産業ですとか、そういう具体的なことを洗い出して目標をどう持つか、数値をどう持つか、そこが知恵の要るところで。やはりそういう目標を持ちながら、国の政策、ですから、もうなければこれは実現しないというのはもう当たり前のことだと私は思っています。町でできることは、削減率は少ないかもしれないけれども、具体的な施策を持たないと、それに向かって計画を立てて削減するという見通しは、立たないのではないかとというふうに私は思うのですよね。

今、町長も買取りも含めてとおっしゃったのですが、実質ゼロにするというそういうところでは、CO<sub>2</sub>を絶対出さないとかそういうことではなくて、やはり出した量と同じ量を吸収したり回収したり、大気中に新たに CO<sub>2</sub>をため込まない、そういうことも含めての実質ゼロですので、そういう点では、幕別町で何ができるか、そこをしっかりと議論して、喫緊の課題だよというところを改めて受け止めて、策定をしていくということが必要ではないかと、そういう意味での策定計画を持つべきではないかということなのではないかと、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） やろうとしていることは、野原議員がおっしゃっていることと同じであります。ただ、私が一番心配するのは、本当に量として 24 万トンを出していますけれども、量として何万トンとか何千トンとかいう数字が本当に出てくるかなという心配をしているわけですね。できることなら 24 万トン全部削減するような数字になれば一番いいのですが、町民の皆さんがそれぞれ努力して、その結果として 3,000 トンとかということも実は考えられるわけで、そのことが非常に計画としてそれが本当に町の計画として妥当性があるものかというところを、今、私は心配しているわけで、



そこは当然検討段階において、町民の皆さんにもお知恵を頂きながら、来年度中にそういった数値目標を持った計画を定めたいという思いは持っております。ただ、結果的に何だ、こんな数字かと言われるような計画にだけはしたくないなど、そういうことで申し上げたところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） それでは、そういう計画をしっかりと、今、日本でやろうとしていること、それから各自治体でもそういう取組をしております。そういうことも踏まえまして、町としてどういうことができるのか、これは町だけではできないことでありまして、これから質問もいたしますけれども、町民の協力、それから経済界の協力、そういうことも含めて、具体的な幕別町でできる数字の具体化をしっかりと行っていくよう求めて、次の質問に入りたいと思います。

次、ごみの減量化なのですが、今答弁でありましたように、幕別町では組成割合を出していないということで、帯広市の例から、数値が今答弁としてありました。この中で、生ごみなのですが、これが51.5%、こういうご答弁でしたけれども、この生ごみの中では、やはりこれは町民と協力しなければ、生ごみの削減はできないと思います。それとやはりどうやって水分をなくして減量していくか、こういうことも研究していく必要があるのではないかと思います。

それと、可燃ごみなのですが、これも全部、組成割合の中でこれ、忠類も中に入っているのかを含めて、組成割合は帯広市の状況ですね。それから可燃ごみの中のペットボトルとプラ容器、これは忠類の数字も入っているのかどうかも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 組成割合のご質問でございます。ペットボトル、プラ製容器の量でございますが、こちらは十勝圏の搬入している量でございますので、南十勝の量が入ってございません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） これは南十勝入っていないということで、幕別全体では、ではこれから増える可能性であるという押さえでよろしいのでしょうか。

それと、生ごみの削減に対しても、しっかりと町民にその生ごみを出さない手だて、どういうふうにしたら量を減らせるのか、こういうことも必要ではないかというふうに私は思っております。その手だてをどのように行ってきたのか。

それと、ペットボトルなのですが、だんだん増えてきておりますね。これは今 3R といっておりますけれども、これはごみを減らす、リユースですね、何回も繰り返して使う、そういう点ではペットボトルではなくて、瓶とかそういうので回収して使う、これは幕別町ではできないことなのですが、きちっと製造者責任を明らかにして、繰り返し使えるような、そういう手だてを取っていくということで、しっかりと国に意見も上げていって、プラごみを出さないような対策も必要ではないかと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国に対する要請の関係でありますけれども、基本的にはこれ事業者責任なので、その事業者がいかにどんなものを使っていくかということに尽きるのかなと思います。一回一回捨てるのではなくて、私が聞いたところではドイツでは、厚くて何回も使えるというようなそういうものを使っているなんていうことも聞いておりますので、そこはやっぱり国策の中でしっかり工業界というか、事業者に対して指導するということが必要であろうというふうに、私、いずれにしても少なくともという点では、これは国だって町だってどこもみんな同じ考えでおりますから、そこはやっぱり国にも、望むまでもなく、私はやらなければ駄目なのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） それでは、なぜこういうふうが増えてきているかということでは、やはり国がきちっと製造者に対して指導していかない、こういう点があるのだと思うのですね。ですから、50 年まで排出をゼロにしていくというのには、一つ一つの細かいそういうことに対しても、しっかりと手だ

てを取っていく、その積み上げが CO<sub>2</sub>削減につながっていくと思うのですよね。だから、地方からもしっかり声を上げていく、そういう手だてが……。町長笑っていますけれども、地方からそういう声を上げていかないと、国はやっぱりそれでいいもののだとして、このままで行くのではないかというふうに思うのです。私は、もう一つ一つ細かいことであっても、やっぱり声を上げていくということが結果に結びついていくと思うのです。

2万7,000人のこの幕別町の中で、できることは少ないだろうと、町長は考えていらっしゃるのかなと思うのですけれども、そういう地方から声を上げていくというのは、必要だと思うのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それを否定するつもりは毛頭ありませんけれども、それは何でもかんでも地方から声を上げればいいということではなくて、物によって、これはもう本当に町民生活に、本当に町民生活が逼迫するようなものについては、これは上げていくというのが当然ですけれども、これは幕別だけの話ではなくて、むしろ大都会の消費者ですね、消費者がたくさんいるところの問題ですね、そこをまず解決しないことには2万7,000人を解決しても、本当のごみみたいなものということにもなりますので、ええ。そこは私は、いや、声を上げることは、それは無駄だとかいうことではありませんよ。ありませんけれども、そこは上げる人たちは、もっと違う人たちではないのかなというふうに思っているわけでした。例えば首都圏だとか関西圏だとか中部圏だとか、そういうところ政治家の動きがないと、どうにもこう動いていかないのではないのかなというふうに思いますので、これについてはちょっと私が真っ先に手を上げて要望していくという、そういう性質のものではないのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） そこは町長と意見が違うところですが、どんな小さな町からも声を上げていくということは私は必要だというふうに思います。

それでは、減量の取組ですけれども、行政区、各団体、事業者、こういうところでしっかりとごみ分別の資源化の徹底、啓発、ここですけれども、今そういう啓発を行っているという状況、答弁があったのですけれども、これは喫緊の課題だということで、分別ですとか、収集の仕方ですとか、そういうことも含めて、今の環境問題も含めての啓発、これが必要ではないかと思うのですけれども、そういう啓発などされてきているのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 啓発の件でございます。

まず、ごみの分別の啓発につきましては、平成30年ぐらいから非常にプラごみの分別が、非常に幕別のごみの分別が悪いということで、公区長会議ですとか、広報紙を使って啓発を行ってまいったところがございます。直近では2年7月の抜き打ちの検査があるのですけれども、そこでは73%まで資源化が図られたというところがございます。

それと、環境の方の啓発については、ホームページで環境宣言を幕別町で宣言しておりまして、その中では環境の取組として啓発はしておりますけれども、それ以外については、これといって積極的にというところでは、今現在行っていないというところがございます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私の思いつくところでお答えすると、啓発というのは、行動することによっても啓発になるわけでありまして、例えば全町一斉のクリーン作戦もそうでありまして、農地・水の管理組織、これは全部で14、町内にあります。面積的に言うともものすごい面積をカバーしています。そういうところが春夏など適宜清掃活動もやっていただいておりますので、そういうのを見るとき、背中を見せるではないですけれども、行動を見せることで分かってもらうというのも、私は大きな啓発であるというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） もちろんそうだと思います。私たちも積極的に清掃活動や何かに協力をしていかなければならないかなというふうには思います。それも行政区の中で、そういう意味での協力はしているかなというふうに思うのですが、この喫緊の課題だということの押さえが、町民に CO<sub>2</sub>削減が喫緊の課題だということが、町民にどれだけ浸透しているか、そこが問われると思うのです。町が削減計画を持っていても、やはり町民の協力がなくてできない部分が大いにあると思うのですよね。そういう意味で、環境問題を今どういう状況にあるのだ、洪水の問題ですとか、台風の問題と、地球の CO<sub>2</sub>の増大とどう関係しているのか、そういうところをしっかりと町民に知ってもらう手だてが必要ではないかと、そのところをどのように行っているのか、そのことをお聞きしたいと思っております。

それと、今、行政区の廃品回収や何か、資源回収、これがどんどん下がってきているのですよね。そういう手だても同時にどのように行ってきたのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 集団資源回収の件でございます。

集団資源回収の量が減ってきているのですけれども、これ量が減ってきているのがいいのか悪いのか、積極的にリサイクルされているのかどうかというところが、ちょっと分からないのですが、排出抑制のために買い控えている可能性もございますので、ですので全体的にごみを削減の取組の中で、ごみを出さないという取組も一生懸命していかなければいけないです。ですので、もちろん廃品回収というか、集団資源回収に出せるアルミ缶、スチール缶ですとか、瓶ですとか、購入されたときには積極的にそっちに出していただいたほうが、公区のほうにお金も入りますし、積極的にそういうお知らせはしているところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 先ほどの CO<sub>2</sub>の削減、喫緊の課題だと。それをどういうふうに住民に理解していただくのかという部分もありましたけれども、これまでの取組については、先ほど課長のほうからお伝えしたとおりなのですけれども、やはりこの CO<sub>2</sub>の削減の計画をつくる際に、こういうことをやると、どれだけ CO<sub>2</sub>削減につながっていきますよという部分を、もっと分かりやすく住民に理解していただいて、協力いただけるような計画を立てて、それを周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） それは、私は必要で、町民に理解していただくには大事なことだというふうに思います。また、資源回収ですとか、それからごみの収集ですとか、そういうところで、収集日などに実際に実態がどうなのか、担当者が地域を見て回る、そういう手だてで行っているのか、今のお答えを聞いて疑問に思います。といいますのは、何曜日にはこういうごみを出しますという、そういう指定をされていますよね。そういうところを見ましても、資源回収に出せるようなそういうものが混ざって、何ていうのでしょうか、燃やせるごみのときに段ボールとかも一緒に出されているとか、そういう資源回収に回せるようなものが燃やせるごみや何かに出ているのですよね。ですから、そういう細かいことかもしれませんが、そういうことがごみを少なくしていく、そういう一つ一つの手だてを講じていくということは、私必要ではないかなと思うのです。

ですから、担当者がもっとごみは資源だという、そういう姿勢で町民にしっかりと訴えていく、そういう手だてが必要だと思うのですけれども。例えば出前講座ですとか、そういうところに出向いて、職員がそういう意識の啓発をどれだけされているのか、ここがまたひとつ町民の協力が必要だ、手だてとして必要だと思うのですけれども、その点はどのように行ってきたのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 計画収集ごみのお話だと思います。

各曜日に燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみと地域ごとに設定されておりまして、今のお話

ですと、燃やせるごみの日に資源が出されているというお話でございましたけれども、基本的にその違反ごみはステッカーを貼って回収しないのですけれども、そういう可燃ごみの中に、例えば紙製容器包装が入っているとか、そういうのは非常に多く見受けられます。要は紙マークがついているのに資源に回さないで燃やせるごみに入っている。これはやっぱりお知らせの中で、プラマークと紙マーク、保有ごみは雑誌類で持っていきますよですとか、そういう周知をしているところでございますので、パトロールの話ですけれども、パトロールについては定期的にパトロールは確かにしておりますが、公区長から連絡いただいて、違反ごみがあって、回収しなかったごみについては、中身を確認していただいたとか、そういうことはさせていただいております。

それと出前講座は、例えば防災の出前講座はよくあるのですけれども、防災の出前講座の後半にごみの分別の出前講座を少し入れて、分別状況、幕別町の分別状況の写真入りでご紹介して、そういった出前講座をこれまでやってきたところであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） CO<sub>2</sub>削減をしていくということでは、町民の協力が必要だと先ほどから言っていますけれども、喫緊の課題だと言いながら、そのごみが資源だ、CO<sub>2</sub>削減のときに結びつくのだという、そういう危機感が感じられません。そのところをしっかりと町民に学習していただき、啓発をしていき、職員もそういう姿勢でごみ問題に取り組んでいく必要があるのではないかと、そこが今 CO<sub>2</sub>削減の計画をどのぐらい削減していくかという、そういう目標の中にも入ってくるのではないかと私は思うものですから、そのところをもっと町民と協力しながら削減のための手だてを取っていくことを求めて、次の質問に移りたいと思います。

くりりんセンターの問題で、これはごみの減量化、町長の答弁では、定住自立圏でどのようにごみの減量化を進めていけばいいのか、そういうことも議論しているということでしたけれども、どのように取り組んできたか、その具体的な例がありましたらお答えを願いたいというふうに思います。

それと、十勝圏複合事務組合ごみゼロ検討委員会で減量の促進の提案をしてきたということですが、実際に取り組んできて、減量がどのように行われてきたのか、その点をお答えいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） まず十勝圏複合事務組合、新中間処理の担当課長会議ではなくて、検討委員会の中では、ごみの減量化が新しい中間処理施設の焼却炉の大きさに影響するものですから、これについては、27 回検討会議を開いた中で、構想計画まで出来上がったところでございます。

ごみの減量につきましては、1 人当たりのごみの排出量、人日当たりの排出ですね、これをいかに削減していくか。令和 9 年度の推計値をどうやって求めるかというところでいろいろ議論をさせていただきました。今の出ている量は分かりますが、令和 9 年度にそれぞれの自治体でどれぐらいのごみが出るかという推計ですね、推計方法。この推計方法もいろいろございまして、その話をさせていただいたりですとか、あとは先ほどのごみゼロ会議、これは担当係長が集まっているいろいろごみの分別ですとか、そういった話合いが行われております。

減量については、やはり一番問題なのは生ごみをどうやって削減するかという話合いが行われ、上がってくる内容としては、やはりコンポストですとか、そういったもので堆肥化、それぞれの住民の方が堆肥化するというような話、あとはディスポーザーというシンクについて粉々にして流す、そういう装置もあるのですけれども、そういうような話題が会議の中で取り上げられているとお聞きしております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 失礼しました。定住自立圏のほうでは、環境部会というものがございまして、この中では 19 市町村の職員でノーカードの取組を年に 6 月から 9 月までの間の月一回の金曜

日、取り組んでおりまして、職員の通勤で公共交通機関を使ったり、あるいは自転車で通勤したりというような取組をして、CO<sub>2</sub>の削減、定住自立圏に取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 複合事務組合のごみのゼロ検討委員会、27 回検討会議が行われてきたという報告ですけれども、こういう中でどうやって生ごみの削減を行うか、具体的な議論はされていなかったように今答弁の中からそのように感じております。

それで、今、私たちは新聞報道で、今回の新くりりんの建設、市町村の負担は 124 億円ということですが、建設費は 290 億円、これに税金、消費税ですね、それと解体費が 29 億円、こういう報道がされております。そうしますと、幕別町の負担もかなりの金額になります。この建設を今計画が進められているということですが、ごみの減量を具体的にどうするかというふうなことを議論し、減量の計画がきちっと具体的にになれば、この建設を縮小するとか、そういうことができるのではないかというふうに思うのです。私たちは、この計画が新聞報道などで報道されて、今ホームページでも掲載されているとはいうのですが、大多数は新聞報道で知ったわけですね。こういうふうな計画が出てきてから、では、この金額をどのように算出するのだとか、幕別町の負担はどうするのだとか、こういうことがこれから問われてくるというか、負担が大きくなるのではないかという心配があります。

それで、このような多額な費用がかかる建設の提案が、この議会では、もちろん一部事務組合ですけれども、知る機会がないのですよね。ですから、やはり町民の関心事でもこの建設費はどうやって算出するのですとか、町の負担はどうなるのだとか、町民から聞かれるわけなのです。ですから、こういうこともしっかりと町民に議会に、分かるような手だてを改革していくというか、改善していく、そういうことも必要ではないかというふうに思います。

また、この大きいものをこの広い十勝に 1 つというふうになりますと、災害が起きた場合には、災害のごみ処理ですとか、そういうことも災害の熊本やそういうところで、ごみの処理が非常にスムーズにいかないということで問題にもなっております。そうしますと、大きいものを 1 つというのではなくて、分散して処理施設を建てていくということも検討しなければならない、こういうときに来ているのではないかというふうに思うのですが、その点はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原委員、ただいまの質問については、町の中身についてから外れておりますので、整理しての再質問をお願いいたします。

野原議員。

○10 番（野原恵子） それでは整理してということですが、そういう一部事務組合で議論されているそういう内容を、この関わる自治体に知らせていく手だて、そういう改革が必要ではないか、その点については答弁いただけるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議論をすることは、これは権限が及ばないのでできませんけれども、一部事務組合の中で議論して出た内容については、お知らせすることはできますので、そこは必要とあらば、例えばどういう場がいいかというのは難しいです。例えば全員協議会とか、そういう場で説明をすることかという事は可能でありますので、それは議会側と協議をさせていただいて、そういう場が必要とあらば説明をさせていただきたいと思います。

それで、先ほどから 290 億円が数字が本当に独り歩きしているわけでありまして、新聞報道されたのではないとは思っていますけれども、今まさに令和 9 年度に供用開始をするわけで、そのスタート時における処理能力を、いかに縮小するかということが課題だというふうに私は思っています。それによって事業費も圧縮されるし、そうすれば幕別町の負担金も少なくなるということになってきますので、それで、今、課長の会議がありますので、そこでの議論として、やはりそのごみの排

出量を決めるのは人口推計ですから。人口推計をきちっとやるということ、そして削減の努力も含めて幕別町は何トンですよ、帯広市は何トンですよと、そういう積み上げたものが処理能力を決定する基となりますので、そこはしっかりとやるようにということは、私のほうからも伝えているところがあります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） それでは、一部事務組合の内容の報告、何らかの形で議員に報告を行う手だてを講じていただきたい、検討をしていただきたいと思います。今、町長、そういう形で内容を、私たちが意見言うことは言えないにしても、報告はできると言いましたよね。ですから、報告をすることを、何らかの形で報告をする、そういう場を設けていただきたいと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議会から要請があれば、それに応えていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） それでは、最後ですね。

再生可能エネルギーの促進、進捗状況ということで、そこでは太陽光発電、エコカー、それから地産地消を目指した再生可能エネルギー、バイオマスガス発電のプラント、こういうことが総合計画の中でうたわれております。実際に行われてきているということでは、太陽光発電が行われてきているということでした。この太陽光発電も私は必要だと、有効だと思っております。今、住宅用が 68 件、産業用で 54 件で、6 件がメガソーラー発電ということですよ。

それで、こういう中では、やはりメガソーラーというのはちょっと課題があると思うのです。木を倒したりとか、そういうせっかく生えた木を切ったりとかという、そういう課題は一つあるかなというふうには思ったりもする。農地、空いた土地や何かに大きなソーラーや何かできているというのもあるのですけれども、例えば家庭でソーラー発電を新築ですとかそういうところに、家庭で行う小さなソーラーというのは有効だと思うのですよね。ですから、そういうところに助成をして進めていく、こういうことが必要だと思います。

それとまた、木材や何かを燃やすためのストーブなのですけれども、今 CO<sub>2</sub>を排出しないストーブも開発されております。だから、様々なそういうものが今非常に市民レベルで、いかにして削減するかというそういうことも工夫されてきているのです。ですから、そういうこともしっかりと研究して、CO<sub>2</sub>削減をさせないための再生可能エネルギーの普及も必要だと思います。

それといま一つ、バイオマスなのですよ。バイオマスも計画の中に入っているのですけれども、その進捗状況も見えてこないのですけれども、これバイオマスになると、やはり大きな CO<sub>2</sub>を吸収していく大きな対策の一つだと思うのですけれども、その点のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 総合計画上、太陽光発電などに取り組むという記載があるわけでありまして、町が取り組むのではなくて、民間が取り組むのに対して、それを支援するという形になろうかというふうに思いますけれども、太陽光発電であったりストーブであったり、そういうものは技術的にもう確立しているので、町としてもこれまでに太陽光パネルなどは奨励事業として補助制度を設けておりました。それが奨励事業でありましたので、もう一区切りついたということでやっておりませんし、今後もやる必要はないのかなというふうに思っています。これは買取制度の中で運用していただければ、それで結構なのかなと思います。

バイオマスですね、バイオマスについては、これ岡本議員のご質問にお答えしたように、今はノンファーム型という形で提案をする、それはどういうことかということ、空き容量を北電のほうである程度見つけ出して、その空き電力の範囲内で売電ができるという制度であります。それを超えたら買い取りしてくれないと、そういう制度でありまして、まだ今本当に提案の募集が始まったぐらいかというふうに思っていますので、これについては決着を見ていない。ただ、これ岡本議員のご質問にもお答えしたように、やはりこれは農業サイドからの支援がないと、エネルギー対策でやってしまうと全

部一緒になってしまうので、そうではなくて、やはり買取り制度の中で農業振興的な意味合いで特例枠を設けて、例えば5万キロワットぐらいあれば、これは十分なわけですから、そういったことを我々としては継続的に国に対して要請をしているところであります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

〔散会〕

○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

17：17　散会

# 第 1 回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和 3 年第 1 回幕別町議会定例会  
(令和 3 年 3 月 11 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）  
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
4 藤谷謹至          5 小島智恵          6 若山和幸  
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問（4 人）  
（黙とう）
- 日程第 3 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 4 南十勝複合事務組合議会議員の選挙
- 日程第 5 議案第 22 号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 6 議案第 23 号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 24 号 幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 26 号 幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 27 号 幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 28 号 幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 29 号 幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 30 号 幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例



# 会議録

令和3年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年3月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘  | 2 小田新紀  | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至  | 5 小島智恵  |
| 6 若山和幸  | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀  | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 |         |         |         |         |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

企 画 総 務 部 長 山岸伸雄

住 民 福 祉 部 長 細澤正典

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 笹原敏文

会 計 管 理 者 合田利信

忠類総合支所長 川瀬吉治

札 内 支 所 長 原田雅則

教 育 部 長 山端広和

政 策 推 進 課 長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地 域 振 興 課 長 亀田貴仁

糠 内 出 張 所 長 天羽 徹

防 災 環 境 課 長 寺田 治

福 祉 課 長 檜木良美

保 健 課 長 金田一宏美

都 市 計 画 課 長 河村伸二

保 健 福 祉 課 長 林 隆則

学 校 教 育 課 長 宮田 哲

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 | 6 若山和幸 |
|--------|--------|--------|

# 議事の経過

(令和3年3月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番藤谷議員、5番小島議員、6番若山議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問については、各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○2番（小田新紀） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1、コロナ禍における学校管理下での3密対策支援について。

新型コロナウイルス感染症拡大による、北海道独自の小中学校臨時休校から既に1年がたちました。この間、各種学校現場にとっては、未知のウイルスの感染対策に気を遣いながらの学校運営となり、これまで以上に大きな負担を強いられてきました。

そうした中、小中学校での1学級の定員を減らす「少人数学級」の機運が高まってきました。少人数指導は、子どもの理解の度合いやつまずきを把握しやすく、いじめや虐待、不登校への対応もきめ細かく行えるとして、学校関係者が長年切望してきたものです。コロナ禍において、学習環境での密集対策という問題が表面化したこともあり、文部科学省は、次年度より段階的に1学級35人以下に引き下げていくことを表明しました。

北海道では、一部学年においては、既に35人以下学級を導入しておりますが、現段階においては、次年度も小学校5年生以上並びに中学2年生以上の学年においては、その対象にはならない見込みです。児童生徒がこれらの学年になった際、学級減によって1学級の人数が大幅に増える場合があります。体が大きく成長する時期でもあり、学習環境下の3密のリスクは増大する可能性が高まります。こうした課題に対して、町の見解を以下のとおり伺います。

（1）本町の小中学校の今後3年間に於いて、35人以下学級の対象外となることによる学級減で、1学級人数が35人を超えることになる事例の件数並びにそのことに対する見解は。

（2）小中学校の学習場面における、現在の3密対策の支援並びに今後の方策は。

2、小中一貫教育推進における今後の発展について。

町は、小中一貫教育及びコミュニティ・スクールを推進するため、2019年に「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議」を立ち上げました。

この間、コロナ禍による連絡会議が予定どおり開催できない時期などもありましたが、これまで以上に小中学校の教職員同士が連携し、中学校教員による小学生指導など新たな取組も行われるなどの動きもありました。

しかしながら、多忙化のために小中学校教職員の情報交換の時間が確保できないといったものから、もとより「取組の将来像がはっきりと示されない」といったものまで、多くの課題が教職員や関わる地域住民の方から聞かれます。

「取組格差を少なくし、各学園の円滑な運営を図る」という目的のために、町教委がどのようなリーダーシップを持ち、小中学校教職員並びに地域住民の皆さまとともに推進しようとしているのか。これまでの成果と課題並びに今後の推進方策について町の見解を伺います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「コロナ禍における学校管理下での3密対策支援について」であります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小中学校の臨時休業につきましては、昨年4月20日から5月31日までの間、長期にわたるものとなりましたが、その後6月1日からの学校再開後におきましては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、3密対策などを徹底し学校運営を行っているところであります。

こうした背景の中、昨年7月には、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の3団体の連名により、「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」として、感染症の再拡大時にあっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級により児童生徒間の十分な距離を保つことができるよう、教員の確保を国に対し要望しております。

さらに、国においても、今後、コロナ禍の中、少人数にシフトしていくことが重要であると考え、教室内の3密を回避する観点からも、令和3年度に小学校第2学年を35人とし、その後、段階的に引き下げ、7年度には小学校の全ての学年で35人学級とするべく、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」を、現在開会中の国会に提案しているところであります。

ご質問の1点目、「本町の小中学校の今後3年間に於いて、35人以下学級の対象外となることによる学級減で、1学級人数が35人を超えることになる事例の件数とそのことに対する見解は」についてであります。

公立の小中学校の学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、いわゆる「義務標準法」により定められ、平成23年度からは、小学校第1学年の学級編制の標準が40人から35人となっております。

また、北海道では、国の加配を活用して「少人数学級実践研究事業」を実施しており、令和2年度におきましては、小学校第2学年と1学級編制の第3学年を35人学級に、中学校については、2学級以上の第1学年を35人学級としているところであります。

今後におきましては、「義務標準法」と「少人数学級実践研究事業」を踏まえると、令和3年度については、小学校第1学年から第3学年に加えて、1学級編制の第4学年が35人学級となり、4年度は、第1学年から第4学年に加えて、1学級編制の第5学年が35人学級に、5年度は、第1学年から第5学年に加えて、1学級編制の第6学年が35人学級となる見込みであります。

ご質問の「今後3年間に於いて、35人以下学級の対象外となることによる学級減で、1学級人数が35人を超えることとなる事例の件数」についてであります。令和3年度は、小学校1校で3学級、中学校2校で4学級、4年度は小学校1校で3学級、中学校2校で5学級、5年度は小学校1校で3学級、中学校2校で5学級が35人を超える見込みであります。

教育委員会といたしましては、義務標準法の改正や北海道における「少人数学級実践研究事業」の実践により、児童生徒の基礎学力の向上や、きめ細かな指導につながるものと認識しておりますので、今後、中学校における少人数学級の導入についても、十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会、

北海道十勝圏活性化推進期成会などの関係機関を通じて、道に要望するとともに国への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「小中学校の学習場面における現在の3密対策の支援と今後の方策は」についてであります。

学校における新型コロナウイルス感染症予防対策については、政府の新型コロナウイルス感染症専門家会議が国民に求めた新しい生活様式を基に、文部科学省が令和2年5月に策定した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき対応しているところであります。

このマニュアルは、最新の知見に基づき、その都度改訂が行われ、各小中学校においては、手洗いなど児童生徒への指導や校内の清掃、消毒の方法、各教科や部活動における具体的な対応等、感染症対策の取組を行う際に活用しているところであります。

学校の学習場面における全ての教育活動の中で、3密を完全に避けることは困難な場合もありますが、机と机の間隔を空け、大きな声を出さず、教室の換気を徹底し、マスクを着用することで3密対策を行うとともに、手洗い、消毒を継続し感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減することで、感染防止に努めているところであります。

また、学校施設整備の面で申し上げますと、本年度、屋内運動場に網戸を新たに整備したほか、換気機能付エアコンを普通教室等に設置し、感染防止対策を一層強化してまいりましたが、今後におきましても、学校と協議を行い必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、「小中一貫教育推進における今後の発展について」であります。

本町の小中一貫教育につきましては、平成30年度から「まくべつ学園」「札内東学園」をモデル校として、実践的な研究をスタートさせ、令和元年度から、5つの学園全てで本格実施しており、また、地域ぐるみで義務教育9年間の学びを支える仕組みとして、同じく元年度からコミュニティ・スクールを導入いたしました。

小中一貫教育では、各学園で様々な取組を実施しており、例えば、児童会・生徒会合同あいさつ運動、小中乗り入れ授業、小学6年生の中学校登校、小中合同の教職員研修会の開催など、多岐にわたって活動を展開し、一定の成果を上げているところであります。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響により、長期にわたる臨時休業を余儀なくされるなど、予定していた取組を大幅に縮小せざるを得ない状況となりましたが、令和3年度においては、小中一貫カリキュラム編成の具体化、小学校高学年の専科制の導入などの取組を進め、さらなる充実を図るべく、各学園で事業計画を策定しているところであります。

また、令和元年度には、各学園の学園長や学校運営協議会の会長、各小中学校の小中一貫コーディネーター、PTA連合会代表者などを構成委員として、各学園の運営協議会間の情報共有や取組格差を少なくし、各学園の運営協議会の推進と円滑な運営を目的に「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議」を設置いたしました。

本年度は、コロナ禍のため、各学園の小中一貫教育も思うように進めることができませんでしたが、歩みを止めることなく各学園が工夫を凝らして、コロナ禍でもできる取組を進め、その様子は、昨年12月17日にオンラインのリモート会議で開催された令和2年度幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議で情報交換されたところであります。

会議の中では、本年度の取組を振り返り、困難な中でも乗り入れ授業や中学校登校が取り組まれたことや、地域学校協働本部設立に向け学園ボランティアの募集が開始されたことなどが成果として挙げられ、課題としては、乗り入れ授業の効果的な実施やコミュニティ・スクールの地域への認知度が低いことなどが挙げられました。

小中一貫教育における取組の将来像については、「幕別町小中一貫教育推進の手引き」や各学園の学園経営方針等に明確に示されており、幕別町小中一貫教育構想には、「ふるさとに誇りをもつ子どもを育む幕別の一貫教育～郷土を愛し自ら学び心豊かに生きる人～」を目指して、「小中一貫のもと『新たな学校文化』を創る」ことを目的に、「子どもの活動がつながる」「学びがつながる」「生活

と心がつながる」「教職員がつながる」「地域家庭とつながる」の5つの手法を掲げております。

5つの学園は、学校数や学校規模、地域の特色がそれぞれ大きく異なっていることから、一律に取組を統一して進めることが難しく、それぞれ実態に応じて工夫を凝らしながら幕別町小中一貫教育構想実現のために取組を進めているところであり、この取組が進捗していくことにより、より具体的な姿が見えてくると考えております。

また、学園経営方針については、各学校の学校経営計画の冊子の中にも掲載されており、各学校の職員会議や研修会議等で繰り返し学ぶことにより、将来像についての教職員の理解が深まってくるものと認識しております。

幕別町における小中一貫教育の様子や各学園の取組については、町のホームページに掲載している小中一貫・CS通信や各学園の学園だより、各学校の学校だより等でお知らせしているところですが、まだ十分とは言えず、地域住民に対して理解を深めていただくための広報等の周知活動が必要だと考えているところでもあります。

教育委員会といたしましては、各学園の優れた工夫や実践を学び合う機会をつくるため、今後も幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議の充実を図るとともに、職員が積極的に関わりながら各学園の実態把握と助言に努め、さらには各学校運営協議会にも出席するなど小中一貫の円滑な運営のため、共に知恵を出し合い進めてまいりたいと考えております。

小中一貫教育の下、子どもたちをふるさとに誇りを持って活躍する人材に育むため、引き続き、各学園、各学校及び各運営協議会と密接に連絡を取り合い、コミュニティ・スクールを通じて町民の皆さんから広く協力を頂き、小中一貫教育を推進してまいります。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目につきまして、学級減によるというところの数字をお示しいただきました。それぞれ3年間については分かりましたが、これら、おおむねですけれども、1学級もともと何名ぐらいだったものが、その学年に上がることによって実際どのくらいの人数に1学級が増えるのかという部分について把握されているのでしょうか。おおむねで構いませんが。

○議長（寺林俊幸） 宮田学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） ただいまご質問ありましたとおり、現在35人学級で組んでいますと、1学級当たりおおむね30名弱ぐらいのクラスにずっとなります。それが、35人学級ではない40人学級で組みますと、39名前後というふうに試算をしております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 分かりました。約10名ぐらい増えるということになるわけですが、この件につきまして、当該学校の部分においては、今後、対策とか、課題点とか、そういった部分について各学校への聞き取り調査等もされているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 宮田学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 町内における小中学校の学級編成につきましては、あくまでも標準法ですとか、北海道の少人数学級の授業を活用した方法で行っておりますので、法律にのっとった学級編成を行っているという状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） それはもちろんそのとおりなのでしょうけれども、そのことに対して児童生徒が増えるということで、いろんな教室の課題とか、今の現状でいくと3密の課題とか、そういったことも含めて各学校の実態調査、課題とか不安、心配等、そういったところの調査をされているのかという質問でした。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 特別、35人学級の対象外になることによって1学級当たりの人数が増えるとい

うことに関しては、各学校とは具体的な話し合いはしてはおりませんが、学校の内部としてどういった考えがあるのか、どうしたらいいのかというようなことは、学校としては当然認識をしているわけでありまして、その際には、やっぱり人数が増えることによる密が濃くなるというようなことで、対策的なことは限られてはいるのですけれども、学校としての対応というのは、それぞれ学校の中で、教職員間で話し合われているというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 私が聞く、特に中学校になりますけれども、やはりそれぞれの学校によって、人数増えることによってそんなに大きな問題はないよというような学校もありますし、教室の面積によって非常に、普通にこの今のコロナの状況関係なく、もう結構、密状態になっているとか、生徒が動きづらい状況になっていると、そういったような話もありましたので、各学校にそれぞれ事情もあると思います。何か教室を増やしてもらいたいという要望も私の耳には入ってはいるのですけれども、そういった調査等をしていただきたいなということを、これは要望しておきます。

そして、教育委員会としては、少人数学級ということについて、またさらに中学校の少人数学級について必要だという認識ということで答弁ありました。そういったことを各関係機関であったりとか、国に求めていくというような答弁ありましたが、早いうちに実現する見込みはあるような話でしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 少人数学級の関係でございますが、今回、国のほうで、まずは小学校の全学年を35人学級にということで、ようやく動いてくれたなというような気がしております。前回は、1年生は平成23年に35人学級になっているのですけれども、複数学年の少人数にしたというのが、前回が昭和55年に45人から40人にしたという経過があります。そこから40年ぐらい経過してようやくということですから、本当になかなか進まなかったなという気がしています。当然、小田議員言われますように、体格等考えれば、中学生が当然体が大きくて密になるということがありますので、できるだけ早く中学校においても、少人数学級を実現してほしいというふうには私も考えておりまして、国のほうにも強く働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 教育長ご答弁されたとおり、恐らくすぐにはならないだろうと。国にとったら今後9年間ほどかけて、段階的に少人数学級にしていくということですので、これ以上早めるということとはあまり考えられないのかなというふうに思うわけですが、ですからそこに期待していくというのは一方ではあるけれども、現実的ではないのかなと。要は、今、喫緊の課題ということで、その対象になる児童生徒がいるわけであって、これ9年間待っていれば、そのうち解消されるわけですが、それをただ待っているだけなのか、やっぱり町として必要だというふうな認識であれば、これは喫緊の課題ということで講じる策というのが、町としてという部分では、何かお考えはありますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 少人数学級の実践ということで、町独自でという考えもあろうかと思っておりますけれども、以前からご答弁を申し上げますように、町独自での35人学級なりの少人数学級の実施というのは、難しいかなというふうには考えております。理由としては、例えば今後3年間見た場合については、先ほどご説明しましたように、小学校、中学校それぞれで3学級増える、小学校で1学級、中学校で2学級、少人数にすることによって増えるのですけれども、現行の基準よりも町独自でやるとすれば、小学校1学級、中学校2学級増える形になりますけれども、中学校については空き教室がありますので、分けることは物理的には可能ではありますが、小学校が空き教室がないものから、器、教室がないということで分けることができないという状況にあります。それに加えて、教員の措置という観点から、3学級増えるということになれば、当然教員を3名増やさなければならぬ。その3名の教員の人件費を町が負担するということになりますから、これもかなり多額な

人件費になりますので、そういった面からも現状としては難しいかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 逆に言えば、この数年間だけの対応でいいというわけです、町独自でいけば。そのうち国の今の流れの中で35人以下学級が全学年になっていくわけですので、この数年間どうするかということについて、予算措置も含めて改めて検討し直す必要あるのかなというふうに思うわけですが、今、教育長のお話からもありました空き教室という部分においても、今、増やしても足りない、そして今後35人以下学級に全学年になっていったときということについては、そういった教室の問題もやはり出てくるかというふうに思うわけですが、その辺の対策というのは今すぐにでも始めるべきではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 現在、国が予定している小学校の35人学級、順次学年を拡大していった実施するという義務標準法に基づく少人数学級ですけれども、これについては段階的に措置されていきますので、その部分については、現在の校舎で対応できるということになっております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） ただ、今後、町としても、昨日の一般質問でもありましたけれども、期待以上に幼児が幼稚園を希望されているというようなこともあって、待機児童もあるというようなことで、これから町としても人口を増やしていこうと、定住対策していこうというような中で、やはり子どもがこれから減るとも言い切れないし、増やしていけるような環境を町としてもつくっていかなければいけないというような状況の中で、そういったことを見越して、今、十分な教室確保というふうに言えるのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 定住対策等々含めて、町としては人口を何とか増やしたいというところは当然ありますし、我々も子どもの数がどんどん増えていけばいいなというふうには思っておりますけれども、実際の将来推計、現状を踏まえた中での将来推計については、やはり爆発的に増えるということは、これなかなか難しいかなというふうに思っておりますので、やはり子どもの数については、徐々に減ってくるというのが今のところはやむを得ないのかなというふうに思っております。現状の施設の中で対応できる範囲内であろうというふうには考えております。もし、急激に増えるようなことがあれば、当然これは即対応しなければならないということでもありますから、増築もありますでしょうし、そういったことは当然考えていかなければならないというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 町としては、急激に増えるような対策をぜひ期待したいなというふうに思うわけですが、いずれにしても今いる子どもたちが、実際かなり教室はきつい状態になっていて、また、今のこのコロナ禍という部分で非常に息苦しい生活をしているわけですので、そういった今いる、目の前にいる子どもたちの対策というのをしっかりと見据えていただきながら、またそれは未来の子どもたちにもつながっていくことだというふうに思いますので、改めてということになります。やはりこの件に関して、各学校も思いがある学校もありますので、そういった調査というのを丁寧にしていただきたいということを求めて、この質問については終了したいと思います。

2点目の学習場面における現在の3密対策という部分におきましてですが、ご答弁にありましたものにつきましては、基本的にハード面の部分については町のほうでよく考えていらして、いろんな、この期間、エアコン設置とかということについては学校現場も大変喜んでいて、高く評価しているというような状況であります。ソフト面の部分ですね。ご答弁にありました部分については、学校現場の先生方が直接取り組んでいることであって、町としての支援というふうにはちょっと捉えられなかったのですけれども、そういった部分で、町としてソフト面の支援ということについて改めてお伺いさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） ソフト面ということでありますけれども、人的支援ですとか、そういった関係になろうかと思います。

各学校には、全ての学校ではないのですけれども、道の事業を活用しましてスクールサポートスタッフあるいは学習指導補助員の配置を行っております。なかなか人材がいなくて、全ての学校ではないというのが非常に残念なのですけれども、消毒ですとかそういった面については、スクールサポートスタッフがそういった業務を担うですとか、そういったことも行っておりますし、既存の配置の中で学校事務補助員を配置したりもしていますので、そういった補助員の活用も行っているのではないかなというふうに思っておりますので、できる限りの支援を今後もしていきたいなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 学習環境において、教室だけで椅子に座って座学というのが半分ぐらいで、それ以外の学習の状況、学校の生活というのは多々あるわけで、理科室での状況、家庭科室、あるいは給食の時間、清掃の時間、体育の時間等々、単純に間隔を空けて机座ってというようなこと、ご答弁あったような教室換気してとか、あるいはマスク着用、運動時なんてそうですよね、特に運動時や飲食時なんかはマスク着用は、今はしなくていいというようなことになっているわけですから、そういった部分において、いろんな対策の方法が一律ではないというような中で、今ありましたけれども、学校事務補助員なんかもそうでしょうし、教育支援員、そういった部分であったりとか、小学校体育支援、英語指導助手、そういった部分なんかも必要になってくるのかなと思うのですが、そこについては、やはり特にこのコロナ禍においては、学習を分散したりとか、先生と支援員とを分けて指導したりとか、子どもを別々の場所でやったり、あるいは習熟度別でということもあって、こういった町の取り組まれている支援策については、かなり国内の中でも評価は高いということで、私も、学校現場においても求められているというような授業だというふうに思います。こういったあたりのさらなる拡充という部分については、お考えはございませんでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今、小田議員言われました特別教育支援員につきましては、拡充ではないのですけれども、現状の人数を配置するということで、新年度においても予算のほうも今議会で提案させていただいているところであります。

それと、今回そういった人的支援の面につきましては、英語指導助手が、今までは小学校の3、4年生の外国語活動、それから5、6年生の外国語については、全体押しなべて英語指導助手が、今までは3分の1程度しか入れなかったのですけれども、それを全部の授業に入れるように今回は考えておまして、新年度からは生きた英語に触れる機会というのは、やっぱり子どもたちにとって大切だというふうに思っておまして、そういったことで英語指導助手の配置について、3分の1ぐらいしか入れなかった部分を、全部の授業に入れるような形で考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 予算の部分もあるでしょうから、全てにおいて拡充、拡充、拡充というわけにはいかないでしょうけれども、あと運用の仕方として、いろいろ方法はあるかというふうに思うわけですが、これらの授業はやっぱり何がいいかというと、先ほど申し上げたとおり分散という部分もあるし、習熟度別というのも、そういった単純に教科や学習の向上というの也有ありますが、地域の教育資源の活用といった部分なんか非常に大きな意味が、また、次の質問もありますけれども、コミュニティ・スクールと本来そういったところに意義があるのではないかなというふうに思うわけですが、そういったところを、やっぱり幕別町らしい授業として推進していただきたいなというふうに思うわけですが、その運用の仕方としてご提案というか、やはり各学校によって、例えば英語についてはそれなりに先生がいるので大丈夫です。例えばですね、例えば大丈夫ですよとか、あるいは体育もあります、体育ではなくて、家庭科とか、理科とか、そういったところに人がほしい、体育は得意な先生がいるので、理科の実験とか、音楽とか、そういったところに人がほしいというような学校も



あるでしょうし、学級もあるのかと思います。そういった、簡単ではないと思いますけれども、これらの、特別支援員もできることは限られてしまうという部分もありますので、逆に言えば特別支援員の方で特別な専門性を持っているような方も地域の中にはおられると。そういったこれら関わる授業全てにおいて柔軟にそれぞれの学校に応じて運用できるような、そんな制度設計というののもいがかかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 大変素晴らしいことだというふうに思います。実際の運用としてどういうふうにやればいいのかというところもありますし、地域の教育資源という意味合いでは、地域にそういった方がいらっしゃるかというところもありますので、まずは学校の中で新年度においては専科制、特に小学校の高学年で専科制などを導入することによって、先ほどのお話にあるように体育だとか家庭科だとか、そういった技能系といいましょうか、そういった方面の授業を専門的にやる先生を位置付けるだとか、そういったことを工夫したり、先ほどのお話にありますように、特別支援教育の支援員で、当然、先生でも教員の免許もっておられる方がいらっしゃいますので、そういった方々の、どういうふうにうまく活用していくかということもあろうかと思いますが、その辺はちょっと研究させていただきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 分かりました。各学校でそれぞれ思いや意見があるかと思いますが、そのあたり丁寧に調査をしていただきたいことを求めます。

それでは、次の小中一貫のほうに移らせていただきます。

まず、率直にこの答弁を聞いた教職員、地域住民の皆さん、それから子どもたちもそうですし、何よりもこれを推進していく教育委員会の職員の皆さんが、はっきりイメージして具体的にこういう方法で進めていこうというような方法を見いだされるような内容だったのでしょうか、今回の答弁が。ちょっと私、聞いている限りでは、もし私が教育委員会の職員だったとしたら、あるいは教員だったとしたら、これをどうやって進めていけばいいのかなというのが正直見いだせないのですが、そのあたりの見解はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 決してそんなことはないかなというふうに思っております。小中一貫の目指すものというのは、目指すもの、目指す姿というのは、答弁の中でも申し上げましたけれども、ふるさとに誇りや愛着を持って活躍する人材に子どもたちを育てる、これが目指す姿でございますから、どういったふうにやっていくのかということですが、まずは幕別ならではの教育、ふるさと教育ということになりましょうか。それを柱として、キャリア教育ですとか、幕別で言うと食の教育あるいはスポーツ活動、そういった教育活動を義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程の中で、実践していくということでございます。その学習活動、教育活動だけではなくて、学校の中での学校行事あるいは部活動、それから登下校の見守り、そういったことを地域の皆さんにご協力を頂ければ、より目指すものに近づいていけるのかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 大変失礼ながら、ちょっとイメージができないのですけれども。それこそ答弁の中で取組を進めていく中で、具体的なイメージが出てくるというような答弁もありましたが、こうした事業を取り組むに当たって、やはり目指すイメージというのがしっかり最初にあって、そのイメージに近づけるようにどういった方策をしていこうかというようなことが、一般的なのかなというふうに考えるわけですが、ふるさとを愛してというようなご答弁もありました。確かにそのお話については、当初からそういった言葉も聞こえてくるわけですが、そういった課題ということ、それは課題になるのでしょうか。何かこの幕別の子どもたちにとって、そういったものが今まで不足していた、あるいは何か理由があってそういった課題になるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 不足していたということではなくて、さらに伸ばしていこうということでありまして、子どもたちをふるさとに誇りや愛着を持った人材に育てるというのは、一番は、子どもたちが成長する中で、地域に貢献してくれるような子どもたちに育ってくれるのが一番だというふうに考えておりまして、子どもたちが、当然、成長過程の中で大学行ったり勤めたりするときに町を離れる場合もございますでしょうし、一回離れてまた帰ってくる場合もありますでしょうし、地元で就職する場合もあるかと思いますが、そういった形であっても、持続可能な地域の担い手として活躍してくれる人材に育てていくというのが目標であります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） この件に関しては、私、以前からたくさん質問をさせてもらっているわけですが、以前お話を伺ったときは、不登校の問題が課題となっていて、小中連携、一環、そしてコミュニティ・スクールというような話もありましたが、今日のお話を聞くと、やはり郷土教育というようなことになって、そのあたりもちょっとはつきり分らないわけですが、今までこの小中一貫教育ということで各学園で実施されてきたものとして、合同あいさつ運動、小中のリレー授業、小学校6年生の中学校登校云々、研修もそうですけれども、ありましたが、それら一定の成果というふうに評価をされておりますが、どのような評価基準を持って、ふるさと教育のことに対してこれらの取組があつて、それに対してどんな基準があつて、どのように評価されているのか、そのあたりもう少し具体的にお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 具体的な評価基準というのはなかなか難しいのですけれども、まずは今までの中でもお話ありましたように、この小中一貫を実践することによって期待できる成果としては、学力向上であったり、それから中1ギャップの緩和があつて、不登校の減少というようなことも期待できる成果として当然あることではあります。そうした中で、どういうふうに評価しているのかというのは、先ほども申し上げましたように、具体的な基準ですとか、そういったものはございませんけれども、答弁の中でも申し上げましたように、小中一貫教育・CS推進連絡会議の中でいろいろな情報交換ですとか、成果や課題やなんかの話合いをしている中で、こういった成果があつたよというようなことがいろいろと見えてきておりますので、具体的には、一番はやっぱ子どもの変容だというふうに思います。

子どもたち、乗り入れ授業ですとか、中学校登校を通して、より子どもたちの中1ギャップが緩和されたのではないかなというふうに思っております。各学園で実施しております子どもたちへのアンケート調査においても、中学校進学への不安は解消されましたかですとか、中学校を体験した気持ちはどうでしたかというような問いに対して、全て肯定的な回答ばかりでした。そういったことから子どもたちの中1ギャップが緩和されたのではないかな、そういったことが今のところ一番の成果かなと。

学力向上についても、直接的に小中一貫がどれだけ影響しているかというのは推し量れないので、難しいところではあるのですが、幕別の子どもたち、非常に学力もよくなってきておりますし、やはりこれも小中一貫の成果とは、はつきりとは申し上げられないかもしれませんが、成果として挙げられる部分かなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 私小中連携、それから小中一貫、地域で義務教育、子どもたちを先生たちが同じ思いで育てていくということに関しては、もちろんすばらしいことだと思いますし、ぜひ推進していただきたいというふうに思いますし、これは誰も反対するものではないというふうに思うのですけれども、やはり具体的な部分というのが、例えば小中一貫をこれからカリキュラムを編成していくというような答弁もありましたけれども、それも全教科なのでしょうか。それとも、やはりふるさと教育、郷土を愛するという目標に対してだったら、その姿に対してだったら、どのような部分を小中一貫カリキュラムとして編成をしていくのか、そのあたりについて、今、答えは出ていないと思うのです

けれども、そのあたり絞りながら狙いを持って取り組まれているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今、小中一貫のカリキュラム編成ということでございますけれども、既に各学園では取り組んでおりまして、一部出来上がっている教科もございます。これ学園によってもちよつと取組の差がございますので、全ての学園でということではないですけれども、まず今お話ありましたように、目指す姿が、ふるさとに誇りを持って、そして愛着を持って活躍できる人材に子どもたちを育てるということですから、ふるさと教育というか、総合学習の一環の中でそういった教育を行っていくということで、例えば総合学習の時間のカリキュラム編成について、9年間を見通したカリキュラム編成というのを既に着手して出来上がっているところもありますし、あとは算数、数学の系統性を、9年間を系統づけてカリキュラムをつくることによって、より効果的な指導ができるというようなことがあるので、全ての教科ができればいいのでしょうけれども、なかなか全て9年間一貫したカリキュラム編成をつくるというのはなかなか難しいかと思っておりますので、できるところからやっていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 今のお話を聞いていても教科もばらつきが、ばらつきはあっていいのですけれども、それがふるさと教育の部分にどう結びついているのかというのは、今、伺っていてもちよつと。例えば特に今お話あった算数、数学という部分が、それがどうつながっていくのかというのが正直見えないですけれども。これは小中一貫カリキュラム編成、全教科ではなくてもいいと思っているのですけれども、私としてはですね。明らかな例えばふるさと教育という、郷土を愛しということをより深く考えてもらうというような子どもたちを、育ていきたいというような大きなテーマであれば、それに絞った一貫教育ということをしていくということになるでしょうし、やはりこの辺でいきますと、同じようなテーマで浦幌町がやっていたわけですが、浦幌町がほかの主要教科について、特に統一した学習に取り組んでいるわけではなくて、やはり中学校卒業していったときに町のよさを知ったりとか、町の魅力を知って、またその町に戻ってきけるような子どもを育てたいというようなことで、そのためのカリキュラムを組みました、当時。おとしぐらいですか、幕別町で開かれたCSの研修会ということで、先生方や教育委員会の皆さんも参加された沼田町の事例なんかもそうですが、あそこもはっきりした課題を持って、あそこの話で私が覚えている部分については、小学校で生き生きしている子どもたちが、中学校へ行くとき少しおとなしくなってしまうので、そこら辺の統一性を図ってやっていこうというような話を覚えてはいるのですけれども、そういった部分の、何度も言うとおりの明確な課題ですね。明確な課題がやっぱりはっきり見えてこないで、地域の方々もコミュニティ・スクールや小中一貫について認知度が低いというような評価がありましたけれども、そうだろうなと。発信するほうも、学校側も一生懸命発信はされていますし、学校通信で発信はされているのですけれども、やっぱりぼやっとしか分からない。こういうことをやっているなというのは分かるのですけれども、何のためにという部分であったりとか、どういう姿を目指すのかという部分。小中連携については、小中一緒に何かやっているというのはすごく分かるのですけれども、どこを目指しているのかというのをやはり学校も発信しづらいのだろうなというふうに思うわけですが、これもそれこそ本当に幕別町の教育委員会の皆さんもなかなか取り組みづらいのではないかなと、苦労されているのではないかなというふうに考えるのですが、やっぱり一つに絞って、何かに絞ってはっきりと提示していただいたほうが、各学校、取り組みやすいのではないかなというふうに、みんなが取り組みやすいし、みんなが非効率的な努力をしなくてもいいのではないかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） みんなが取り組みやすいようにということで、それはもちろんそのとおりでございまして、やはり何回も申し上げますけれども、ふるさとに誇りや愛着を持って活躍する人材に子どもたちを育てというのが一番でございますから、そういった意味では、先ほど申し上げましたけれ

ども、ふるさと教育を柱として、それに付随して、先ほど小中一貫のカリキュラム編成では、例えば数学だとか、英語だとか、そういった学力向上も期待したいところがございますので、ちょっと欲張り過ぎといえば欲張り過ぎかもしれないですけども、メインはふるさと教育ということになるのかと思いますので、その辺は今後も各学園と十分協議をしながら、意識をしっかりと統一しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 教育長、イメージされるかなり多くの効果を期待するには、今の体制では、人とお金が足りなさ過ぎるのかなというふうにも見受けられます。そういった体制づくりということも必要ではないかなというふうに思いますし、それからやはり一定程度、これも何度も申し上げたことあるのですけれども、学校のほうから、現場のほうからつくっていくということももちろん大事なのですが、その意見を大事にするというのも大事なのですけれども、やはりこれらかなり大きな動きでありますし、教育委員会が発信してスタートした部分でもありますので、やっぱりある程度教育委員会がリーダーシップを取って、こういうふうにやっていくのだということを示していかないと、それこそ小中連携がだんだんだんだんお互いの思惑が、小学校の思惑、中学校の思惑、そういったものが出てきてしまって、逆にだんだんうまくいかなくなってくるというようなことも十分実態としてあるわけですし、やっぱりそこに柱がないので、それぞれが主張し合ってしまうと。そこも各学校のところでしっかり話し合うべきことでもあるのですけれども、だからこそ話し合うべきところでもあるのでしょけれども、でもそれはやはり一つの柱がないので、やはりそこは教育委員会のしっかりしたリーダーシップというのが絶対に必要だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 教育委員会としてのリーダーシップということでございます。

小中一貫を導入する段階から、教育委員会がリーダーシップを取ってやってきたつもりではあったのですけれども、そこが不足しているということであれば、当然もっともっと学園のほうに足を運んでアドバイスをしたり、いろいろな支援をして、一緒に知恵を出し合いながら進めていきたいというふうに考えておりますので、さらに汗をかいてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 分かりました。

コミュニティ・スクール自体は、やはり地域が学校を支えるというものですので、今回、小中一貫ですけれども、小中一貫からコミュニティ・スクールを含めて考えていくということでありますけれども、コミュニティ・スクールは地域が支えるという部分において、やはり今の現状としては、これも何度も申し上げておりますが、学校任せになっているというふうな形になっていて、地域の方々も何をしたいのか分からないというような現状ですので、先ほど教育長答弁いただいたとおり、しっかりとリーダーシップで推進していただくことを期待して、終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11:02 休憩

11:10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○12番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

有効に利用される防災行政無線システムとするために。

幕別町の防災行政無線システムは、これまで忠類地域だけを業務区域と定めて運用されてきたが、

今年4月からは幕別町全地域で運営開始されようとしています。旧幕別町と旧忠類村が合併するに当たって「幕別町防災行政無線施設条例」を平成18年2月に施行しました。途中、消防の組織改編により条例改正があり、さらに令和3年4月1日施行の条例改正により、幕別町全域を業務区域とすることとしました。

今年1月31日から幕別町防災行政無線システムの戸別受信機の配布が町内全地域で始まっています。住民基本台帳に登録されている町内全世帯や幕別町地域防災計画に定める要配慮者利用施設などに無償貸与されます。3月3日までに札内地区で71回、幕別本町地区で18回、忠類地区で4回、農村地域で4回の説明会が開催され、会場内で町が郵送したはがきと引換えで戸別受信機が渡されています。幕別町で導入する防災行政無線システムは「広報まくべつ」の紙面上で、「情報手段の多様化で確実に情報が伝わる環境をつくる」「断線による通信障害やバッテリー等を備え停電がなく、災害に強い」などがうたわれ、「町からの情報を得る手段として大変優れたシステム」と紹介されています。

近年、毎年のように全国各地で発生している自然災害や、昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出自粛などを鑑みれば、町民にとって大事な情報源となるシステムとして期待されるでしょう。

この防災行政無線システムができるだけ多くの幕別町民の家々に設置され、有効に利用されるようにしていくことが町の責務であると考えます。

ついては、以下の点について伺います。

- 1、戸別受信機の配布状況と、配布状況等に対する見解を伺います。
- 2、戸別受信機の配布を希望しないケースの件数やその理由について把握していることを伺います。
- 3、戸別受信機の配布を受けていない世帯に向けての施策について伺います。
- 4、戸別受信機を通して発信される情報は、「幕別町防災行政無線施設条例」の第3条で、行政防災無線の業務として定められていますが、今後の業務変更の予定があるのか確認します。また、これまでの忠類地区でどのような情報が発信されてきたか、内容ごとに件数等で示すことができれば伺います。
- 5、高齢者世帯などの一部には、個別受信機の配布時に説明だけでは設置ができないというケースがあるように聞きます。このようなケースの対処方法について伺います。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「有効に利用される防災行政無線システムとするために」についてであります。

防災行政無線は、災害に強い安全・安心なまちづくりのため、大規模な災害が発生した際に、電話網の断線やふくそうによる通信規制などの影響を受けない、幕別町独自の自営無線局として、本年度、送信局や中継基地局、屋外拡声局などの施設整備を行っているところであり、去る1月31日から3月7日までの日程で、町内の全世帯を対象として、戸別受信機の配布説明会を開催いたしました。説明会につきましてはコロナ禍に鑑み、1会場当たりの案内人数を少なくし、平日の日中に94回、夜間に22回、土曜、日曜の休日に9回の計125回開催したところであります。

今後は、老人福祉施設や障がい者福祉施設、児童福祉施設などへの説明、配布と、防災関係機関や防災協定締結機関、公共施設等への説明、配布を予定しており、4月1日からの本格運用に向けた最終的な準備を進めているところであります。

ご質問の1点目、「戸別受信機の配布状況と配布状況に対する見解は」と、3点目、「戸別受信機の配布を受けていない世帯に向けての施策は」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

これまでに開催した説明会や窓口等で配布した戸別受信機は、3月10日現在で、8,292台で、1月にはがきでご案内した1万2,383世帯に対する配布率は67.0%であります。二世帯住宅のため1台

でよい方やグループホームなどの施設に入所され、必要としない方を除いた実質的な配布率は 71.4% となります。

これを年代別で見ると、10 代から 30 代までの世帯が 46.4%、40 代から 50 代までの世帯が 65.8%、60 代以上の世帯が 81.6% となり、地域別では、幕別市街で 74.7%、幕別郊外で 70.6%、札内市街で 70.8%、札内郊外で 70.8%、忠類地域で 71.4% となっております。

戸別受信機の配布状況に対する見解としましては、高齢世代に比べ若い世代の関心度が低い傾向にあり、これにつきましては、若い世代の情報収集の手段が、スマートフォンによるメールや SNS を中心としたものに移ってきていることなどが、戸別受信機を必要としていない要因の一つと捉えております。

このため、広報紙 3 月号において、防災行政無線の重要性や必要性も含め、再度配布のお知らせをしたところでありますが、今後、未配布の世帯を対象に、休日や夜間の時間帯に臨時窓口を設け配布する予定であります。

さらに、公区長会議やホームページ、SNS 等を通じて、必要としないとしている方に向けて、災害時における防災行政無線の情報伝達効果など、戸別受信機の利点について周知に努めるとともに、受け取りに来ることができない避難行動要支援者の方については、希望により自宅まで戸別受信機をお届けするなど、配布に努めてまいります。

ご質問の 2 点目、「戸別受信機の配布を希望しないケースの件数とその理由の把握は」についてであります。

戸別受信機の配布については、住民基本台帳上の全ての世帯主を対象に配布案内のはがきを送付しておりますことから、受け取りに来ていない方がいかなる理由によるかは、現時点で把握できておりません。

しかしながら、配布窓口や電話でご相談いただく内容として、同一住宅にお住まいで世帯分離している場合は、案内が 2 通届いているが 2 台も必要ないとするケースや、単身世帯で長期間入院しており、現時点では必要としないケースなどがあります。

このほか、「必ず設置しなければならないのか」という問合せも多く、また、町外転出の可能性のある若い世代などは、後々の転出の際に戸別受信機を返還しなければならない手続きの煩わしさや、スマートフォンなどから必要な情報が得られるのならば、必要ないというケースもあったところであります。

このことから、他の媒体で情報を得られるという方に対しましては、携帯電話の基地局が電源喪失した場合においても、確実に町民に対して情報をお届けすることができることや、プッシュ型の情報伝達ツールであることなどをご説明し、理解を求めているところであります。

ご質問の 4 点目、「戸別受信機を通じて発信される情報は「幕別町防災行政無線施設条例」に防災行政無線の業務として規定されているが、今後の業務変更の予定はあるのか、また、これまで忠類地区でどのような情報が発信され、内容ごとの件数は」についてであります。

防災行政無線の業務は、幕別町防災行政無線施設条例第 3 条において規定しており、第 1 号で「非常災害その他緊急事項の通知及び連絡に関すること」、第 2 号で「地域住民の生命、財産の保護に関すること」、第 3 号で「町政について周知又は協力を必要とする事項に関すること」及び第 4 号で「その他町長が特に必要と認める事項に関すること」について放送を行うものとしております。

このたび、防災行政無線を町内全域に導入するに当たり、昨年 12 月の第 4 回定例会において、施行期日を本年 4 月 1 日とし、条例の一部について所要の改正を行い、戸別受信機を各戸に配布しているところでありますが、4 月からの本格運用に当たりましては、条例第 3 条の定めに従いまして業務を遂行してまいりたいと考えております。

また、これまでの忠類地域での放送につきましては、令和元年度の総件数は 241 件で、町や消防署など行政機関からの放送内容としては、「熊・野犬の出没」11 件、「J アラートによる全国一斉情報」1 件のほか、「消費生活相談窓口の開設」21 件、「演習・訓練等の実施に伴うサイレンの使用」15

件、「町議会や議会報告会の開催」11件、「各種検診の申込み、健康講座等の開設」10件など事業の周知が主なものであります。

行政機関以外からの放送内容としては、「JA 忠類の事業案内」33件、「お悔やみに係る葬儀等の案内」14件、「社会福祉協議会の事業案内」13件が主なものであります。

ご質問の5点目、「戸別受信機の配布時の説明だけでは設置ができないという高齢者世帯等への対処方法は」についてであります。

これまで開催した説明会において、戸別受信機の配布時に、電源の接続やアンテナの取付け、受信状況の確認方法などを説明し、会場内の説明映像で取扱説明を視聴いただき、自宅でも確認しながら設置ができるよう映像と同じ内容の資料を配布しているところであります。

このことから、高齢の方を含め配布時の説明だけでは設置できないという直接的なご意見はありませんが、高齢者世帯等に対しては、公区長、民生委員、ケアマネジャーなどのご協力を頂きながら、取扱方法等の周知に今後とも努めてまいります。

また、受け取りに来ることができない避難行動要支援者の方については、ご希望によりご自宅まで戸別受信機をお届けするなどの対応を取ってまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

10年前の3月11日、まるっきり10年前なわけではありますけれども、今日その日に、こういう防災の関係で質問させていただくということに対しては、複雑な思いでいるところであります。

この防災行政システムについては、発案があったときから、私の個人的な思いとして、何としてもこの事業を、システムを成功させたいな、住民に広く有効利用させてもらいたい、それに値するシステムだというふうに考えていたものですから、今日はその立場で質問をさせていただくのですが、そういう考えに至った経過について、私ごとなのだけれども、この3.11に関わって、最初にお話しさせていただいてから、進ませていただきたいと思います。そして、その後、質問については、多くが意味同じくするものだから、若干質問を変えさせていただきたい、そんなふうな今日の質問の組立てでいきたいな、そんなようなことを希望しています。

10年前の3月11日ですけれども、当時、私の息子は茨城県で大学生をやっている、日立市にいたのですけれども、大地震があったと、津波が来たということの中では、ニュースを知って、電話を私は入れるわけです。しかし、残念なことに電話がつながらない。もう電波が日本中を飛び交っていたということも一つあったでしょうし、あとから分かったことは、電話の基地局がやっぱり破壊されていて、もう電話がつながらない状況だったと。結局3日間、安否が分からなかったでした。その間、ずっとつながらないし、長男が言うには、アパートの電気、水道、ガス全部破壊されてしまって、使えない状況だったということの中で、そういうことになってしまったと。3日後になぜ分かったかという、近くを歩いていたら、人だかりがあったと。その人だかりが何であったかという、特設でつくった公衆電話の設備だったと。そこで並ぶことができて、そして私を含め親兄弟に連絡を取って、自分が安全であることを告げることができたと、そんなことがありました。

この答弁の中には、若い人のことなど中心にスマホのこと、携帯のことなんかがあるけれども、それがこういう災害の中では、いかにもろいものであるか、それから電気もコンセントでいろいろ便利なものはたくさんあるけれども、それも無力なものであるか、そういったことを私自身がそういう体験の中で感じたことがあったものだから、それは親戚縁者の方が亡くなっただとか、家族を失っただとか、そういった方の苦しみに比べたら、ほんのわずかなものでしかないかもしれないけれども、長い長い3日間であったというふうに思います。結局、その長男は、埼玉県内に住んでる弟に迎えに行ってもらって、途中からは信号も復旧していない状態だと言いました。そういう中、向かってもらって、羽田空港に送り届けてもらって、そして帰ってきたと、そんなことがあって、これは昨日のような記憶に残っていることで、私にとっては忘れられない最も長い3日間だったと、繰り返すけれ

ども、申し上げたいと思います。そんな経験が、この防災行政システム、うまく使えればすごくいいものになるぞという確信のもとで、質問続けさせていただきたいなというふうに思います。

いまだに行方不明者が2,025人に上り、死んだ方が1万9,500人、本当に大きな震災でありました。40万戸の住宅が全半壊して、復興庁によると、いまだに4万1,000人の方が避難中だと、そういうことがあったと。そのことの余震が先月もあって、いつまた起こるかどうか分からない、そして近年の気候状況の中では水害もあるかもしれない、雪害もあるかもしれない。本当に災害について様々な方向から被災をしても、軽度で済む減災の準備を進めていかなければならないなというふうに思います。残念ながら、この議論の中で、町民の方からは、6億もかけて値するような施策なのかという声も聞かされたことがあります。でも、私の立場からは、そのように答えさせていただいたのだけれども、それも分からなければ、そういう声になっていくのでしょうか。

それでは、質問のほうに移らせていただきますけれども、配布率が大体7割以上にはなってきていると、実質7割以上にはなってきていると。ちょっとは心配していたのです。というのは、以前の防災メールが1割台だったと。あれだけというか、防災のしおりに、広報にも、様々な機会に発信していても、町民の登録が1割台だったということは、なかなか人に伝えるということは難しいなと思える事象だったわけで、そういう中で、このシステムが7割以上の方にまずは行っていると。もちろんこの数字で満足するような数字ではないと思うのだけれども、順調に配布が進んでいるのではないかなというふうに感想を持っています。それで、年代ごとと、それから地域ごとにご回答を頂きました。若い方については、情報ツールが違うほうに行っているということの中で、受信機につながらないというのはあるのだと思うのです。

気になるのは、地域別のほうです。従来から使っている忠類地域が思ったよりも少ないが、幕別本町地域が多くて、札内地域が次に多くて、忠類地域が札内地区と同じくらい70%ぐらいか。私の思いとしては、従来から活用されている忠類地域が、まず先にこの数字的なところは率先して多く配布が進んでいってもいいのではないのかなと思うのだけれども、これは何か理由があつてのことなのかどうなのか、ちょっとお答えいただいていいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 忠類地域の配布率が今低いという部分のお話なのですが、今現状、古いといいますか、現行の防災無線がございますので、現状においてはまだ不自由のない状況なのだというふうに思っています。ただ、そういったことから、新しいものに対して、もちろん情報は周知しておりますけれども、まだ取りに来られていない方が今まだいるという状況です。実際に今1名声があったのが、新しい無線に切り替わっても、今の現行の機械が使えるのではないかなというふうな誤解をもっていた方が実際にいらっしやまして、複数台持ちたいというような話もあったものですから、そこで今後そういった意味で、新しいものしか使えなくなる、古いのは使えませんかということを、改めて防災無線等を使って周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） もう少し聞きたいと思います。

それでは、旧システムの状況というのは、どんな利用のされ方なのでしょう。そのときと同じぐらいちゃんと利用される人口があるのでしょうか。普通に考えれば、今動いているシステムがあるのだから、そういった個別受信機が今までのものとは違うのだということや、今こういったふうになるので、取りに来てくださということが伝わりやすいのだと思うのだけれども、それがそういうふうに聞こえてこなかったものですから、今70%ぐらいの受信率であると、70%の方が声を届く準備ができつつあるというのだけれども、今はそれよりも多いのですか少ないのですか、そのことです。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 現行の機械の配布率につきましては、ほぼ100%の配布に至っておりますので、そこから見ると、新しい機械については、まだ全戸に渡っていない状態という状況です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。



○12 番（谷口和弥） 分かりました。100%に近い状態に、今までのシステムのものはあるのに、70%だと。今は70%だということなのですね。分かりました。若い人の配布率が低いことも、スマホということが、いかに災害の際には無力なものになるかということ、私の経験も加えさせて、思いも伝えさせていただきましたが、そのことは言うか言わないかは別にして、答弁にもありますように、十分、幾つも持っていることが大事なのだとすることを率先して語って、配布率を高めていくこと、そのことをしてってください。1番目と3つ目については、回答を頂いて、今、これで終わりにします。

2つ目であります。個別受信機の配布を希望しない件数があるのかどうなのかということについては、よくまだつかめていないということでありました。やっぱり私の中で何件か聞いたことでいうと、このシステムが本当に便利かどうか分からないのだということがあります。こういう条例で1日3回、こういう4つの項目にわたって発信をするのだということは、条例を目に通す興味のある人は、こうやって入っていくけれども、今、札内地域の人たちは、幕別本町地域の人たちは、分からないでいるわけです。これ何なんだろう。そんなことがあるわけで、私はもっとこの防災行政システム、個別受信機を置くことの効果を、様々な機会に発信していくことが重要なのだというふうに思うのですよ。便利なのだとことを知っていただきたい。

今、1日2回試験運転してますよね。12時と5時ですか。この試験運転をもっと工夫していただくことはできないのかなというふうな思いでいます。それは、4月1日からが本運転だから、それまではずっと試運転です、ちゃんとなってますかという点検でいいのだけれども、ずっとこのままで3月31日までいくのでしょうか。2月13日に東日本大震災の後の余震があって、幕別町も震度2から3の揺れがあった。それからその3日後ぐらいに、糠内や五位の地域で停電があった。だけど、防災無線の中では、それは普通にその日もつながってますか、そういうことで終わってしまう。もう既に札内地域の半分が2月13日にはセットされていて、説明会が終わっていて、2月15日には糠内や五位の地域でも説明会が終わっていたものだから、たまたま終わった直後に、そういったことがある中で、その受信機が機能しないという、そういうことになってしまったのです。もし、そこで大事な発信があって、こういうことも発信があるのだなということになっていけば、またその受信機に対する期待も増えたのかなと思うのだけれども、今はただの箱で、時報のようなことで終わってしまった。このことが、4月1日から本稼働なのだけれども、少しでも早く本稼働に近い形で試運転が始まらないものかなというふうに思うのだけれども、その辺は工夫できませんか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 情報の発信の件でございますけれども、今おっしゃるとおり、3月31日まで試験運転、12時にお昼のメロディーと17時に試験放送ですね。これの目的は、受信感度がちゃんと家の中に電波が届いているかどうかの確認のために流させていただいております。4月から本運用でございますので、17時の放送はやめまして、12時の1日1回お昼のメロディーで受信状況、1日1回ちゃんと鳴るかどうかを確認、そのための目的で流しております。今ご指摘ありました、2月16日の停電、それと地震ですか。震度こちら2とか3、2ですかね、地震がありましたけれども、地震があったときに必ず流すものではないというふうに思っております、というのは、Jアラートから連動しているのが、今、震度5弱以上で自動的に飛ぶようにしております。停電につきましても、避難所を開くような停電、大規模停電、16日の停電は、お昼11時半ぐらいから1時間ぐらいだったのですけれども、これが長引いて夜にまたがるような停電になるようでしたら、避難所を開設しますというアナウンスを防災無線を通じて発信をしようと考えております。ですので、いかに緊急性、人命ですとか、そういった危険の度合いによって、防災無線を流させていただくという考えでございます。以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 今のご説明で言うと、Jアラートで震度1でも発信しますよね。それは、届かないことにして、一定の理由でないとJアラートを発信しないような仕組みにセットがしてあるという

ことと捉えていいのでしょうか。その加減については、町のほうで、そういう住民との合意があるのかどうか分からないけれども、そういうふうに判断をしてやっているということで理解していいですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） Jアラート連携のお話でございますが、Jアラートの情報というのは、消防庁から直接飛んでくるのですが、様々な情報がございます。火山ですとか、津波ですとか、地震に関しては震度5強以上、震度5弱以上、震度4、震度3、どの情報を幕別町として受けるかというのをチェックする欄がございます。イメージとしては、ブラックアウトのときにスマートフォンが鳴ったと思うのですよね。緊急速報メールが鳴ったと思うのですけれども、あれと同じイメージでございます。震度3でスマートフォンが鳴らないと思うのですけれども、緊急速報メールですね。あまり低くすると、十勝中部で受信するものですから、幕別町が震度3、本当にあるかどうか分からない。ですので、実際に揺れなくても鳴ってしまう可能性があるので、それで震度5弱以上と、今設定しているところでございます。以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） Jアラートとの連携、連動ということでは理解しましたけれども、そういう個別受信機が今度全世帯に置かれて、一定の揺れがあつて、2月13日は震度2だったけれども、震度3かなとも思うような、結構な揺れであつたような印象があつて、その上には4も5もある。5以上はその個別受信機は作動しないのだということであれば、Jアラートから連絡がないということであれば、随分とそれは町民にとっては、期待に沿うものではないような印象を持つのですけれども、それ以上のことというのはないのでしょうか。それは、3でも4でも不安だ、今のどうなのだ、どうしたらいいのだというふうになるケースは大いにあるのだと思うのだけれども、それらに対する対応、発信の仕方というのは検討できないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） Jアラート連携ですけれども、地震の場合は、まず大きな地震が来るときに、地震来る前に、地震の速報メール、大きな地震が来ますよというようなJアラートから飛んできます。実際に地震が起きた後に、地震が発生しましたというのもまた飛んできます。地震に関しては揺れるので、大体気づくと思うのですよね。それで、一番防災無線の期待するところが、水害のほうでございまして、特に夜間、夜中、28年の水害のときですね。夜間に避難勧告ですとか出しても伝わらない、こういった場合に大きな効果が発すると感じております。したがって、地震については、地震が起きた後、速やかに避難所を開設しましたですとか、あるいは、物資が届きましたですとか、そういう情報を防災行政無線で流すことによって、大きな効果が得られるというふうを考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 要は、震度2とか3ということで、地震が来るよというような対応ということには鳴らないということですね。それは、Jアラートの関係で鳴らないし、恐らくご説明はなかったけれども、基地局に誰かが深夜も常勤してて、そこで何か発信するとかということにもならないのだろうと、そういうことでよろしかったですね。分かりました。

そういうことであれば、4つ目の質問になってくるのですけれども、忠類地域でこれまでどんな発信をされてきたかということの中では、241件ということのご答弁がありました。3日に2回ぐらい、この通信システムが使われたようなことになってくるのでしょうか、回数で言うとね。その中で、防災の関係、Jアラート関係というのは、1件なわけなのですけれども、ほかにも揺れだとか、あるいは川の氾濫だとか、そういったのがあつたと思うのだけれども、それは忠類の今ある防災無線の中では、どのような措置をされたのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 先ほど町長の答弁でお話しさせていただきましたのは、令和元年度の情報としてお知らせをしております。令和元年度につきましては、大雨災害等がございましたの

で、そういった緊急情報の配信はなく、あくまでも Jアラートの全国一斉情報伝達が 1 件あっただけです。ただ、平成 30 年につきましては、胆振東部地震がございましたので、それに係ります停電などの情報、また平成の 29 年につきましては、台風 18 号がございましたので、これに係る避難勧告など、こういった情報を配信してきたところであります。以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 今回のシステムの改定の中では、特定な地域に特定な情報だけを流すという、そういう機能はないというふうに認識するのですけれども、それはよろしかったですか。特定の地域というのは、この情報は忠類だけ、この情報は札内だけというような選別ができるシステムではありましたか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 今、新しいシステムのお話ということでよろしかったと思いますが、今の新しいシステムでは、5 つのグループ分けをしております。忠類地域、札内市街、幕別市街、それと札内郊外、幕別郊外の 5 つのグループ設定をしておりますので、グループごとの発信はすることはできます。以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 忠類地域で今まで発信された、今後、発信される内容なのですけれども、今まで従来忠類地域で発信された内容、分類の中身でもって、町長が判断して発信するというふうに理解してよろしかったでしょうか。それとも、今回そういうふうに全町内になって、そして地域も 5 つの地域に分けて発信ができるというシステムでもって、何か違う発信の仕方や内容を検討されていることというのはございましたか。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） これまで忠類地域で配信してきた内容から変わる部分ですけれども、先ほど町長からの答弁とかでもありましたように、JA 忠類の内容であったり、社会福祉協議会からの情報、こういった情報につきましては、今後配信をしない考えであります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本的には、全町同じ、同一の取扱いをするということであります。ただ、忠類地域においては、もう昭和 60 年から生活に密着した情報が流れているわけで、その中で、地域と協議した中では、どうしてもお悔やみ情報だけは、従来どおり流してほしいということでしたので、お悔やみ情報だけは、忠類特例として流すという扱いになります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） はい、分かりました。発信の中身については、いろいろとやっぱり希望があります。5 つの地域分けができるのであれば、例えば、避難所ここだよという確認も、いざ避難勧告をする、避難指示を出す、そのときでも、ちゃんと覚えているということは、必ずしも全員ではないのだと思うのですよね。何々の地域の人はここだよというようなことなどもできる、そういう避難誘導に関する設問や、どこまであれか分からないのですけれども、いろんな行事が町内で行われたりする、スポーツ行事、文化行事であったりする。それも住民必要なものについては、今、忠類で発信されてきたものの中にはなかったと思うのですけれども、発信する中で、町民にとって興味のあるものを継続して送ることが大事なのだと思うのです。というのは、せっかく配置した、セットしてある、だけど、自分にとってあまり便利なものでないやというふうな受け取り方をされて、コンセンートを抜かれてしまったら、大体 2 日ぐらいで電池が切れると、調べた人から言われました。ただの箱になってしまう。コンセンートを抜かれてしまったら、そういうことになってしまう。これは便利だから、コンセンとずっと挿しておかなければ駄目なのだというふうな思いでいてくれなければ駄目なのだから、発する内容についてはいろいろと町民が、付いていて便利だなというふうに思うものを検討していただくことが大事だなという思いでいるのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町民にとって有益な情報というのは、かなりあるとは思いますが。ただ、防災行政無線でしか伝えられないものに厳選をしていかないと、常に流れていくと、また流れてるとかと、あまり重要でないものも流れてくると、重要か重要でないかというのが、なかなか判別つかなくなってくるので、これはよその町もそうですが、本当に、先ほども申し上げました災害情報であるとか、生命財産に危険が及ぶものであるとか、行政情報でも、特にこの行政無線でしかお知らせできない急を要するものに厳選をしていくという考え方で今いるわけでありまして、他に方法がある、広報でお知らせできるとか、回覧板でお知らせできるとか、ある程度期間的な余裕のあるものについては、それはそっちのほうでやっていただくということで、やはり町民の皆さんに危機感を持っていただく放送なのだよということが、そしてそれによって、適格な行動を取ってもらうことが必要だろうと、そういう役割をこの行政無線で果たしてもらおうという考えであります。

ただ、それがどの情報がどのレベルに当たるか、これ条例上で言っていません。町のお知らせにしても、どのレベルが重要で、どのレベルが重要でないか、要は放送するのকাশないのかということは、それはその時々ケース・バイ・ケースで判断をするということはあるかというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 重要な情報をしっかりちゃんと受け取ってもらうということは大事なことで、それは町長の今のご答弁のとおりなのだと、そのことは理解できるところであります。ただ、やっぱり、個別受信機の取扱説明書にはそんなこと書いてないし、説明の会場の中でもセットの仕方については、スクリーンで説明されても、やっぱりそのことのお話はないし、ホームページに入っていって、条例や防災無線のところに入っていけば、こんな情報が流れるということはあるのだけれども、でも行政のことやなんて書かれたって、じゃあ何だろうということであるわけなのです。繰り返します。町長のおっしゃることはもっともで、でも、かつ、今の忠類のことで言ったら、年に1回かそこらぐらいの重要な情報が流れるために置いておくのかといたら、それもそうだし、この辺の適切な度合いもちゃんとつかんでいただいて、町民が重要なこれはアイテムなのだということが常に認識されるようなものにしていただきたい、そのことが成功の秘訣なのだということなのだというふうに思っています。

5つ目になります。高齢者などちゃんとセットできない方もいるだろう、その声は実際に届いていて質問をしました。こういうご答弁があって、ちゃんとやってくれるだろうということは思いました。ケアマネジャーさんなんかが中心になるのかな。なかなか今よそのお宅に個人が入ること少なくなっていて、ご町内の中でも、上がってない、入れていただいたことがないのが多いなんていうのは、新興住宅地で大いにある、ですからケアマネジャーさんは、当然住宅環境を見ますから、いろんなものが普通に、そういう関係ができていて見れるということになっていくのだというふうに思います。そんなことでいえば、例えば帯広市の住民で、ケアマネジャーさん自身が、そして帯広市の事業所からその幕別町民の方を担当しますなんていったら、その機械のことなんかは分からないことになってしまいますよね。分かるような伝達もちゃんとしていただいた上で、セットの仕方が分からないからできていないのだという、そういう高齢者、要支援者の方がいないように、しっかりとさせていただきたいというふうに思います。まず、その辺いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 町内の高齢者で、帯広のケアマネジャーさんが訪問しているようなケース、確かに情報が現在のところ、個別受信機のセットに関しての情報は伝わっていないかなというふうに思いますので、その辺の状態をしっかり捉えまして、必要であれば帯広のケアマネジャーのほうにもセットに関してのご協力を頂けるように周知をしまいたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） その個別受信機のことからちょっと外れるのですが、最近、幕別町内で気になることは、町のホームページの中にもあるのですが、ずっと乾燥注意報が続いていて、火

災が十勝管内多くて、幕別町でも今年になってお年寄りの方がお一人亡くなる、そういうようなこともあった。火災報知器も義務付けられてもう何年もたっているのですけれども、台所、寝室、階段、それがちゃんとセットされていないケースが多い。ほかの自治体は80%ぐらいあるけれども、幕別町は54%だと思いました。幕別町のホームページの中での解説されていることです。これもどうやって調べたのかは分かりませんが、やっぱり機会あるごとに、発信していかなければ駄目な、セットをいただくことを発信していただかなければならない中身なのだと思うのですけれども、併せてこれらのことも含めて点検していくこと、または、防災のグッズ、備品、そういったものも、こういった機会に併せてチェックするような仕組みにしていくのは、必要なのではないかなと思ったりしています。それは私の感想です。この私の感想はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 確かにそれぞれの高齢者のご自宅に入って、ケアマネジャーさんが状況とか確認する、その際にその高齢者の方の有益なチェックをしていく、防災グッズの確認ですとか、火災報知器の確認をしていくということは、大変有効だというふうに思いますので、町としてどこまでお願いができるのかということも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） それでは、質問のほうは以上で終わらせていただきますけれども、有効に利用することによって、大変効果が表れる、防災減災に関わるシステムだということは思いますから、希望する方というか、対象になる方の全部にこの配置ができるように、町の皆さんのご奮闘をしっかりとお願いしたいと思います。以上です。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:59 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、石川康弘議員の発言を許します。

石川議員。

○1番（石川康弘） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

地域共生社会の実現についてであります。

かつて、私たちの地域はあらゆる生活領域の中で様々なことを自らの力で、また、家庭や地域で助け合いながら生活が成り立っていました。しかし、現在は、少子高齢化、人口減少など社会構造の変化に加え、個人の価値観の変化、人と人のつながりの希薄化などにより「8050問題」（同居する高齢の親とひきこもりの子が介護や生活困窮により社会的孤立を招いている状態）や介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」など、制度・分野を超えた複合的な課題を抱えた人々が増えています。こういった方々が窓口にご相談に行っても、複数の部署にまたがるため、相談しても「たらい回し」に遭ったり、適切な支援につながらないケースが全国的に多いようです。

これらを改善するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が今年4月から施行されます。改正法では、介護・障がい者福祉・子育て・生活困窮の相談支援に関する事業を関係機関や地域住民と連携し一体となり実施し「断らない相談支援体制」を構築するとあります。今回の法改正に伴い本町の地域共生社会の実現について、以下の点を伺います。

①地域包括支援センターの現状と課題は。

②多機関と協働による包括的支援体制の認識と対応は。

③断らない相談の実現は。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 石川議員のご質問にお答えいたします。

「地域共生社会の実現について」であります。

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、血縁、地縁、社縁といった共同体機能の脆弱化等の社会構造の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきています。

そうした中で、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティの構築や、地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

国では、平成 29 年 5 月に社会福祉法を改正し、包括的な支援体制を整備することを市町村の努力義務に位置付け、さらに昨年 6 月には、令和 3 年度からの新たな事業として「断らない相談支援」「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を創設し、この事業に取り組む市町村に対する財政支援を講ずることとしたところであります。

ご質問の 1 点目、「地域包括支援センターの現状と課題は」についてであります。

地域包括支援センターは、平成 17 年の介護保険法の改正により、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を目的に、介護予防ケアマネジメント業務や総合相談支援業務、権利擁護業務などの包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う、中核的機関として位置付けされました。

本町では、平成 18 年 4 月に同センターを設置し、保健師や主任介護支援専門員、社会福祉士などの専門職を配置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービスや住まい、生活支援、介護予防等を地域で包括的に支援すべく、サービスの提供体制の構築を図ってきたところであります。

これに加えて、医療や介護に限らず、高齢者やその家族の多様なニーズに対応するための総合相談窓口を設置するとともに、民生委員や近隣にお住まいの住民の協力を頂きながら、生活課題の把握に努めております。

令和 2 年度の相談件数につきましては、令和 3 年 2 月末現在になりますが、1,055 件となっており、主な内訳は、多い順に在宅サービスに係る相談が 548 件、認知症に係る相談が 187 件、施設サービスに係る相談が 91 件となっており、相談の内容に応じた情報提供や必要なサービスにつなぐなどの支援を行っております。

少子高齢化が進行する中、高齢者が高齢者を介護する老老介護や認知症を患っている方が認知症の方を介護する認知介護、8050（ハチマルゴーマル）問題など、一つの世帯で複数の課題を抱えている場合は、地域包括支援センターのみで解決することが困難なケースもあります。

そのような場合は、現状においても民生委員や社会福祉協議会などと連携し対応しておりますが、今後、さらに介護に留まらず、重層的な課題を抱えた相談件数の増加が予想されることから、専門的な機関との連携をより一層密にしながら対応していくことが必要となっていくものと考えられるところであります。

ご質問の 2 点目、「多機関と協働による包括的支援体制の認識と対応は」についてであります。

多機関と協働による包括的支援体制とは、住民の抱える多様化・複雑化した課題や、従来の縦割りの相談体制では十分に対応できない、いわゆる制度の狭間の課題の解決を図るため、各制度の相談支援機関と協働して、包括的・総合的な相談支援ができる体制を指すものと考えております。

本町におきましては、介護、子育て、障がいや生活困窮などの複合的な相談に対して、庁内の関係部署と連携を図りながら、本人の困りごとやニーズを整理し、社会福祉協議会やとかち生活安心センターなど適切な関係機関につなぎ、必要な支援やサービスが受けられるよう連携を図りながら対応しているところであります。

ご質問の 3 点目、「断らない相談の実現は」についてであります。

国は、新たな補助事業である「重層的支援体制整備事業」のメニューの一つとして、「断らない相

談支援」体制の構築に支援を行おうとしておりますが、本町では、現在、福祉課で実施している「よろず相談窓口」において、生活相談のほか、子どもや親の介護に関する困り事などの様々な問題について、関係する部署と連携を図りながら一緒に相談を受けるなどの対応を行っており、既に「断らない相談支援」に取り組んでいるところであります。

町といたしましては、引き続き、一つの窓口や個々の制度だけでは対応が難しい多様で複合的な相談であっても、一旦話を聞き、受け止め、必要に応じ、民生委員児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、なお一層「断らない相談支援」に努めてまいりたいと考えております。

以上で、石川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） それでは、再質問をさせていただきます。

今、町長から答弁がございました。私も同じく共有できるものと理解しております。

改めて、「地域共生社会とは」ということで、厚労省が文書として上げたものをちょっと読ませていただきますが、町長の答弁とほとんど変わりはないのですけれども、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」とあります。

今の中で、「我が事」とあります。これは、ある障がい者の方がボランティアの方に言ったことなのですけれども、「私はあなたのようになることはないかもしれないけれども、あなたは私のようになるかもしれない」という言葉を聞かれた方がいらっしゃったそうです。その話を私も聞いて、非常にぐさっと本音に突き刺さる思いがあったわけですが、この地域共生社会というのは、やはり町民一人ひとりが本当にそのことについてよく理解し、醸成されていかないと、なかなか実現は難しいのかなと思うのですね。

今、町長から答弁がありましたけれども、各組織において、特に町で行われている地域包括支援センターの働きも本当に素晴らしいものだなというふうによく理解をして、皆さんのご苦勞に敬意を表するところでございます。まして、今、コロナ禍にあつて、恐らくいろんなこれに関係する方々のご苦勞もいかにばかりかと察知するところでございます。

その中で、私は、1番目の地域包括支援センターの現状と課題はというところなのですけれども、これ、今、町でやっているわけですが、帯広市や音更町ではもう民間委託をされている。理由はいろいろあるでしょうけれども。私はそれを理解したときに、こういうことを考えていました。

先ほど申しましたが、今回、世界的なパンデミックが起き、大変な状況になっているわけですが、その中において、職員の対する疲弊度合いといいますか、そういうことも危惧するところでございます。それから、民間委託することによって町の活性化につながる、そういうことも考えました。それから、あと音更町でもあったようですけれども、職員の国家資格の問題ですね。そのこともこれからずっと維持していくためには、何か危惧することが出てくるのかなというふうにも考えました。そういった観点から、そういう地域包括支援センターの民間委託について今まで考えたことがあるのか、またこれから考える予知があるのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 地域包括支援センターの委託についてということですが、地域包括支援センターを設置する上では、まず圏域というのを決めるということになります。本町は、本町地区と札内地区と忠類地区と、大きく分けると3地区に分かれるかなというふうに思っておりますが、それぞれの抱える課題というのがそれぞれ異なっているということもありまして、そのあたりについては、今のところは、すぐ民間委託というよりも、町の中で課題を分析等をしながら対応していくというところで、この先につきましては、そのあたりの検討というのも必要になってくる時期も来るかなというふうには考えておりますが、今すぐにというところでは今のところ考えてはおりません。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1 番（石川康弘） はい、よく理解しました。

今、答弁の中にありましたけれども、幕別町は、札内地区、本町地区、忠類地区と、細長い遠い町のつながりがあって、対応していくのも非常に困難なところが多々あるのかなというふうに、私は理解しているわけなのですね。今すぐは無理でしょうけれども、そのことを考えていただきたいというふうに思います。

一番、私、言いたかったのは、やはり町の活性化ですね。これは一番はやっぱり町民一人ひとりをこういう事業に巻き込んでいくというか、そのことによって町は活性化されていくのだと思うのですね。どこかの機関をお願いをするという考え方というのは、これからはやはり変えていかなければいけないのかなというふうに思います。

私も今、糠内地区から議員として出ておりますけれども、一昨年出てすぐ後でしたか、ある人から、糠内地区から議員さん2人、それからもう退職されましたけれども、JAの中央会会長もいると。3人もいるのに何で糠内地区は発展しないのだということを言われて、私も真摯にそれを受け止めてはいるのですけれども、でも、その3人がいたからといって、なかなか町は活性するわけではなくて、やっぱりいろんな人がこういう事業に絡んでいく、共生社会というのはそういうことだと思うのですね。いろんな場面で、例えば町の花壇の花植えですとか、それから清掃ですとか、それから農地・水による草刈りですとか、ごみ拾いだとか、いろんな事業があるわけですね。そういったところに参加して、どんどんその事業に参加していく、一人でも多くの人が参加していく、そのことによって町は活性化されていくのかなと思うのですね。ですから、誰かがやってくれる、どこかの機関がやってくれるから心配ないということは、これから言えないのだと思うのですね。その辺が一番厚労省も危惧しているところではないかと思うのですね。

要するに、支え手と受け手ですね、そのバランスが今崩れてきているのですね。どうしても支え手が、だんだんだんだん減ってきて、受け手もやはり何らかの形で町民のそういった活動に参加できる場面って出てくると思うのですね。ですから、丸ごとみんなでやらないと、もう駄目な時期にだんだん差しかかってくるのかなと思うのですね。そういった意味からも、ぜひ支援センターについての民間委託を早急に考えていただきたいというふうに考えています。

何か町長のほうから言うことございませんか。

(13 : 20 中橋議員退場)

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これですね、民間委託については、この地域包括支援センターに限らず、行政全般でいろんな仕事をやっているわけなのでありますけれども、その中で、基本は直営、職員がやるということでありまして、業務をやっていく中で、ものすごく専門性を求められるだとか、単純な業務があるとか、そういった行政ではなくてもやってもらえる、そのことによってサービスが向上するというものについては、私は基本的には民間委託にかけていくべきだろうというふうに思っております。

ただ、そこには、やはり町民に対して寄り添う姿勢が必要でありますので、そこに十分注意しながら業務委託であったり、指定管理というものはやっていかなければならないというふうに思っておりますので、それはその時期が来ましたら、町では抱え切れないということになれば、部分的にこの業務は委託していくかという選択が出てくるのかなというふうに思っております。

(13 : 21 中橋議員入場)

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1 番（石川康弘） 前向きなご答弁、ぜひこのことについて先に進まれるように期待をしたいと思います。

次に、2 番目です。他機関と協働による包括的支援体制の認識と対応はですけれども、これは1 番にも関係するかもしれませんが、ほかの機関で、一番この事業を行う上に当たって、私、前に



も一般質問でしたかもしれませんが、民生児童委員ですね、このことについて私は非常に危惧をしております。私も1年ぐらい若干ちょっと経験があるのですけれども、そのときに町のほうで言われたのは、行政につなげるパイプ役ですよというふうに指導をされた記憶があるのですね。今回の厚労省の諮問機関の討論の中であったのですけれども、これからは行政につなげるパイプ役ではなくて、それ以上に住民に寄り添って、いつもその方と一緒にいるという、そういう認識のもとにしなければいけないという人もいたわけですね。

そういった意味からも、前にも質問しましたがけれども、民生委員さんにそれを負担を強いるというのは、なかなか難しいのかなというふうに私は思っているのですね。ですから、そのとき質問したのは、たしか補助員制度ですね。それを利用したらどうかということをご質問申し上げました。そのとき、町長は研究しますというたしか答弁を頂いたような気がするのですけれども、その後、その点についてはどうなのか、ちょっとお答えを願いたいのですけれども。

確かに、民生委員・児童委員の数もなかなか確保できない中で補助員を見出すというのは、これは至難の業かなというふうには思います、現実。でも、多分できる地区もあるのだと思うのですね。そこが先頭になって、やれるところからやっていったらどうかなと思うのですね。補助員という正式な形でなくても、どうでしょう、民生委員さんが隣の人にちょっと助けてほしいと、この人についてこういう問題があるので、ちょっと助けてほしいということを投稿かける、これは個人情報のこともありますから、言えることと言えないこともあるかもしれませんが。私もちょっと経験があるのですけれども、とても心配な高齢者の方がいて、非常に不安だったのですね。そのときに、その隣の人に、たまたま冬だったのですけれども、朝起きたときに煙突から煙が上がっていたら安心だから、ちょっと悪いけれども毎朝ちょっと確認をしていただいけませんかという、そういった投げかけだけでもいいからやっておくと、いろんな人とつながって、民生委員さんの負担も非常に楽になるのかなというふうに考えます。

もしその辺のことを、あれから大分日数たちましたけれども、どの程度進んでいたのか、進まないとか、ちょっとご回答を願いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 民生委員さんの協力体制でありますけれども、民生委員さんが地域の方々からご相談を受けたときには、民生委員さんが分かっている知識であれば、こういったサービスがあるよとか、そういった形の情報提供をしていただくのですけれども、全てが分かっているわけではありませんので、そういう場合については、役場のほうに、行政のほうにつないでくださいよということをお願いをしているところであります。

今、民生委員さんに活動していただいている中で、活動で今困っているよというようなお話を受けていることはないのと、あと、困ったそういった方がいらっしゃった場合は、公区の中で公区長さんにご相談したりとか、先ほど石川議員が言われたように、ご近所の方にちょっと声かけをしたりとかした形で見守り等をしていただいておりますことから、今のところそういった協力補助員的な制度のことは進める予定はないところであります。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） はい、よく理解できましたけれども、実は、私がこの質問を考えたときに、おととい、新聞報道で帯広の自殺者、女性でしたか、倍増したという報道がありました。共生社会というのは、一言でいうと、共生社会なのですから、非常に難しい。難しいというのは、要するに、多分厚労省でいっているのは、多分、今までこの町も多くのことをやられてきていると思うのですね。その中で、もう一歩踏み込んでやってくださいということなのですね。というのは、自殺者だとか、それからDVだとか、いろんなことが起きています。

日本人って、すばらしい人が多いので、大丈夫ですかと言ったら、大丈夫ですと言うんですね。実は困っていても、大丈夫ですと言うんです。だから、そこをどうクリアしていくか、そこが非常にこれからは大事になってくるのだと思うのですね。

先日、こういう報道もありました。1週間前にその方にお会いしたのだけれども、たまたま親戚だったのですけれども、1週間後に自殺されたという報道がありました。そのときにインタビューを受けていたその親戚の方は、聞いたときには大丈夫だと言っていた。でも、今思えば、もっと一歩踏み込んで、大丈夫でないことを共有できるぐらい、もっと踏み込んでその人と話をすればよかったと。インタビューの中で、そういうお答えをしていたのですね。

そういったことも見ていると、私たちは本当に、大丈夫ですかと言ったときに、大丈夫と言ったら、ああ、大丈夫なんだなと思うってしまう。でも、実際はそうではないということがたくさん起きているのだと思うのですね。これは、DVもそうだと思うのですね。幼児虐待もそうですね。そういうことが非常に多いです。一見見たときには何でもない。でも、服を脱いだらあざだらけだと分かる。でも、訪問したときにはそれが見えなかったの、判断できなかったとか、これは言い訳ではないのかもしれないけれども、そういうことが起きてくるわけですね。

ですから、その辺についてはもう一歩踏み込んで、民生委員さんも、また町に関わるいろんな多くの機関についても、その辺のことを共有して施策をしていく必要があるのかなというふうに思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 地域のもう一歩踏み込んでというような部分ですけれども、やはり先ほどの包括支援センターを3つに分けると言っていたのも、やはり地域の課題が何なのかというのを、その地域の人々がよく理解していく、そして地域でその課題に対して、どういうふうな支援をしているのかということを十分理解していくことが、本当に必要なことなのだろうというふうに思っています。その中で、民生委員さん、また社会福祉協議会、その中の連携をより強めていって、さらにその地域としての課題を解決できるような体制をつくっていくことが、必要だなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） よく理解しました。そのように進めていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の3番目でございますが、断らない相談の実現についてです。

ここで、よろず相談とありましたけれども、私もちょっと初めて聞いたところで、私も新人議員なものですから、ちょっと認識が足りなかったかなというふうに感じていますけれども。ホームページを見たときに、よろず相談という窓口というのがちょっと貼り付けがどこにあるかちょっと見えなかったのですけれども、これ、いいのですけれども、やられるということですからいいとは思いますが、先ほどの質問もまとめて総括して質問したいと思うのですけれども。

このように、分からないこと、私でも結構分からないことたくさんあって、もちろん新人議員ですから、分からないことたくさんあって当たり前のことなのですから。私も議員になる前、一事業者として仕事をしてきた経験があります。その中で、会社を経営していく上で、非常に重要な部門というのは、広報なのですね。いかに自分の会社を広報していくか、こういう事業をしていますよ、こういうサービスをしていますよという広報をしていかないと、仕事はなかなか入ってこないですね。よく町も紙媒体でいろんな広報もそうですし、ほかのこともいろんな紙媒体でやるのが結構多いのですけれども、それでやっている感が多分あると思うのです。僕らもそう思いますけれども、見る人は見るからいいのですけれども、でも私そういう事業の経験から、実はチラシとか紙媒体のものが、意外と効果がないということを私も学びましたし、実際にそういうコンサルを受けたことがありますけれども、そのように言っていますね。

ですから、一番はやはり顔と顔を突き合わせてお話をします。それからもう一つは、今、ユーチューブとかそういうものが、デジタル化で簡単に私たちは見ることができるようになりました。ほかの市町村では結構ユーチューブ等で、動画で結構自分の町の広報をしているところが見受けられます。そういったことを使って、この町ではこういうサービスをしていますよ、こういう活動をしていますよということを、やはり見える化していくことが非常に大切になってくるのかなというふうには思います。

ここ、幕別町もいろんなことをやられていると思います。特に福祉に関してはやられていると思うのですね。実は、私の友人は、北見から来た人は、鹿追ですか、釧路から来た人は、芽室町に行きましたね。そして残念ながらうちの後継者も音更町に行ってしまったのですね。非常にこれは残念なことなのですね。これはこの町は福祉が特化しているとか、いろんなところで調べて行っているようなのですね。では、幕別町はそれできていないかといったら、そんなことはないのだと僕は思うのです。結構今の答弁でも、いろいろやられていることがたくさん書かれていて、お話しされていて、本当によくできているなというふうに思います。

そういった意味で、やはり欠けているのは、どうも広報について、もっとやはり学ぶという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、やはり向上して、いかにその町の特徴だとか、こういう共生社会についてよく告知できる、そういうユーチューブだとか、それから DVD に焼いて、それを各公区に配って、ある機会にそれを流して見てもらうとか、そういった取組もやはり必要なのかなというふうに思います。

それから、私も幕別町、しらかば大学、これ教育のほうの関係になりますけれども、に所属しておりますけれども、先日、南幕別校はカラオケをやっているのですけれども、私も入ったときに、カラオケなら付き合うよということで入ったのですけれども、あるとき、午後から保健師さんが来て、たしか食品のことについて、いろんなバランスいい食事をするとか、いろんなことを研修させていただきました。カラオケの場面でも、こういうこともするのだなということで、改めて横断的な取組が町の中でもされているのだなということが分かりました。これ、福祉課、保健課だけではなくて、やはり教育関係ももちろんこれは絡んでくることだと思うのです。そういった機会を通じて、この共生社会について告知する、それから町で行われているいろんな活動がありますよね、それぞれの公区の活動ですとか、先ほど言いましたいろんな農地・水のごみ拾いだとか、草刈りだとか、そういったことも、それから、花壇の花植えだとか、いろんなことを、どうでしょう、ビデオに収録して、それを DVD にして見てもらうとか、こういう活動していますよとか、ユーチューブを通して見てもらうとか、そういうこともされたらどうかなというふうに思うのですね。

それから、私も社会福祉協議会でやられていた、一昨年ですか、地域ふれあい支え合い活動というのがありまして、私もそれに参加したのですけれども、その中では、今、地域にあるものを再認識をして、それをもっと広げていったらいいのではないかということで、今現在あるそういう資源をお互いに見つけ出して、こういう意識でこういうことをやっているのだということを再認識したのですけれども、そこに集まる人たちって限られるわけですね。それもやはり絡み合って、それが多くの人に、町民に広報するには、さっき言ったような紙媒体だけではなくて、そういった動画を通じて見せる。それを見ることによって、ここに私たち映っているわとか、そういうことで相乗効果も生まれてくるのかなというふうに思います。

そういった広報の改善も考えたらいかがかなというふうに考えたのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） もう一度、広報の関係になってきましたけれども、広報については、私ども非常に大切なものだというふうに思っていて、そういう思いの中で、あらゆる媒体を介してお知らせをしているところでもあります。これはお話にありまし紙媒体もそうですし、ホームページもそうですし、SNS もそうですし、そういった媒体を通じて、あるいは直に説明会をやるというようなこともやっています。

ただ、これは私も含めての認識、職員によく言っているのですが、そうやってお知らせした、説明会をやったから、町民の方は分かってもらえると思うなということを言っているわけです、私は。例えば、職員対象に説明会、研修会をやっても、理解度ってせいぜい半分いけばいいところで、職員で半分しか分からないものを、一般の町民の方に専門的な言葉も含めて言ったら、これ 10%ぐらいしか理解してもらえない、そう思って説明しないと、そういう受け取り方をしないと駄目だよ。ですか

ら、繰り返し繰り返しやっていくことが必要だし、あらゆる機会を通じて重要なことについては説明させてもらおうということ。

例えば、何かの、防災の研修会だったけれども、ごみのことも時間をもらってお話すると、そういう話がありましたけれども、そういったあらゆる機会を利用してお知らせをしていくことで、徐々にではありますけれども、町民の皆さんも分かっていただけということがありますので、先ほど出ました動画も、実際、地域おこし協力隊ではやっていますので、これからなるべく興味を持ってもらえるような手法に配慮をしながら、お知らせをしていくということに心がけていきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1 番（石川康弘） 町でもそのようなことはやられているということで、さらに改善されていくことを期待しますけれども。

これは広報、ちょっと問題がずれたように思うかもしれませんが、これは地域共生社会の中身について、町民がどういう活動をしているのか、それにされていない方がそれに参加できるような一つの媒体として、共生社会の実現のためにはなくてはならないものかなというふうに考えたものですから、その質問をさせていただきました。

町長は、いつも、「住んでみたい」「住んでよかった」「住み続けたい」という言葉を発せられます。私も、このことについては本当にいい言葉だなというふうに感じています。ぜひそのようなことが実現できるように、町民一人ひとりが、この地域共生社会のことを理解できるように、できることから一つ一つこつこつと小さなことから続けていけば、達成することは、そう長くかからなくてもできるのかなというふうに感じています。その可能性を探りながら、ぜひこのことについてよく行われていくことを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 以上で、石川康弘議員の質問を終わります。

この際、13 時 55 分まで休憩いたします。

13 : 42 休憩

13 : 55 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8 番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

「行政デジタル化は、住民福祉の向上となるのか」

政府は2月9日デジタル改革関連法案を閣議決定した。新制度では、自治体に2025年度までに業務システムの仕様を統一するよう義務付け、マイナンバーの活用を進める方向です。

明らかになっている内容は、国が整備するクラウド上で、事業者がシステムを提供し、自治体が共同利用する仕組みです。

国民年金や児童手当といった17業務が対象で、現在、幕別町では独自システムを構築しており、制度改正に伴う改修などの負担は大きいと考えます。

また、スマートシティ形成を推進する国のデジタル化と連動し、デジタル化を進める様々な施策が示されています。

技術の活用は進みますが、マイナンバーカードによるあらゆる情報の集約は、個人情報情報を分散管理してきた流れを変える危険な動きです。共謀罪対策弁護団など8団体で構成する「デジタル監視法案に反対する法律家ネットワーク」は、プライバシー保護の観点から、デジタル改革関連法案に対して慎重審議と問題箇所の撤回・修正を求める意見書を出しています。

自治体がこれまで積み重ねられてきた個人情報保護の仕組みが守られるのか、町独自のサービスが

後退しないか、本町はどう捉えているか、以下の点を伺います。

(13:58 中橋議員退場)

(1) 町の制度改正によるシステム改修費用の見込額は。また、想定している業務数は。

(2) 町の独自性が損なわれないか。

(3) 国が進めようとしている職員をデジタルに置き換えるスマート自治体は多様な住民ニーズに応えるものではなく逆行するのではないか。

(4) 災害への脆弱性、利活用できない住民への格差解消策は。

(5) あらゆる分野でデジタル化を機械的に導入されても、個人情報を守られるのか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「行政のデジタル化は住民福祉の向上となるのか」についてであります。

我が国において、人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化、社会全体のデジタル化等に的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供するためには、国はもとより地方公共団体においても行政のデジタル化は、避けて通れないものと考えており、これにより住民や企業等の様々な主体にとって利便性の向上が図られ、行政運営の効率化が期待されるところであります。

(14:00 中橋議員入場)

ご質問の 1 点目、「町の制度改正によるシステム改修費用の見込額は、また想定している業務数は」についてであります。

現在、国においては、地方公共体の業務システムの統一・標準化に向けた検討が進められているところであり、このうち、基幹系システムと呼ばれる各地方公共団体の事務処理内容の共通性や住民の利便性の向上、行政運営の効率化の観点から、児童手当、住民基本台帳等 17 業務が標準化の対象として選定されているところであります。

しかしながら、各業務システムの具体的な内容が示されていないことから、現段階では、町におけるシステム改修費用を見積もることができず、また、既存システムの改修が必要となる業務数についても想定することができないものであります。

なお、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に要する費用については、国が地方公共団体情報システム機構に基金を設け、地方公共団体を支援するとしており、基本的には令和 7 年度までの間において、全額基金をもって支援されることとなっております。

(14:02 千葉議員、藤原議員退場)

ご質問の 2 点目、「町の独自性は損なわれないか」についてであります。

業務システムの統一・標準化に向けては、国が標準化のための基準を告示し、地方公共団体に移行期間内としている令和 7 年度までに、システムを適合させることを義務付けるとしてありますが、個々の地方公共団体における既存システムと標準システムとの差異等に関するカスタマイズが可能となるかどうかについても、現在のところ不明であります。

国では、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めるとしてありますが、町としましては、このシステムの統一等に当たって、日々の地方行政運営に影響が生じないよう、システムの設計、導入を図っていただくことが重要であると考えております。

(14:03 千葉議員、藤原議員入場)

ご質問の 3 点目、「国が進めようとしているスマート自治体は多様な住民ニーズに応えるものではなく逆行するものではないか」についてであります。

システムの標準化や業務プロセスの標準等を通じて、AI（人工知能）・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等の技術を駆使して、家庭のインターネット環境で、24 時間 365 日オンライン申請等ができるようなサービスの提供や行政手続の電子化による効果的かつ効率的に行政サービス

等を提供する自治体を「スマート自治体」と呼んでいます。

今後、このような技術の活用により、省力化された時間を企画立案や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければならない業務に注力することが可能になるとともに、住民側にとっても時間や場所にとらわれず、サービスが受けられるようになるなど、むしろ住民サービスの向上につながるものと考えております。

ご質問の4点目、「災害への脆弱性、利活用できない住民への格差解消策は」についてであります。

国においては、統一・標準化する業務システムについて、共通的な基盤、機能を提供する複数のクラウドサービスから選択できる手法を取るとしており、これらをガバメントクラウドと呼び、外部のデータセンターで高いセキュリティーを確保しながら、管理運営することが検討されています。

このガバメントクラウドにより、現在各地方公共体が個別に行っているセキュリティー対策や運用監視の必要がなくなり、費用的にも安全性についても強化され、特に災害時には、複数のバックアップにより行政データの復旧等が円滑に行われることにつながるとされております。

また、行政のデジタル化により、各種行政手続の電子化等が見込まれる中で、利活用できない住民に対しましては、行政が提供するキオスク端末やコンビニエンスストア等でのサービス提供が考えられます。

さらには、近年急速に普及しておりますスマートフォンの活用による簡易なシステム構築により、行政サービスの提供がなされることも見込まれるところであります。

ご質問の5点目、「あらゆる分野でデジタル化が機械的に導入されても、個人情報を守られるのか」についてであります。

地方公共団体の個人情報保護制度は、これまでそれぞれの団体において条例により制定されておりましたが、社会全体がデジタル化に向かっていくため、個人情報の保護とデータの流通の両立が不可欠でありますことから、現在開会中の通常国会に法案を提出し、全国的な共通ルールを法律で規定するとしており、それらにより厳格な情報の保護体制と情報の流通が行われるものと考えているところであります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは、再質問をさせていただきます。

昨年ですが、令和元年の5月にデジタル手続法が国会で成立し、全国でデジタル化が急速に進んでいます。今現在、国会でも、デジタル社会基本法案やデジタル関連5法案が現在審議されているところであります。町は、町民の利便性向上や行政運営の効率化が期待されるというお話がありましたが、課題も多くあると感じています。町が認識している課題について、確認します。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） デジタル化に向けた課題の認識ですけれども、今、議員おっしゃるとおり、国会でのいろんな法案審議ですとか、これから具体的な内容について国のほうでも定めていく予定となっておりますことから、まだ極めて情報は限られている中ではございますけれども、やはりデジタル化によって、いろんな住民サービスの向上につながるということが期待されている一方で、やはり安全性、利便性が高まることに対する一方での安全性の危惧ということが、今考えている課題の一つと捉えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 現在進んでいるので、なかなかお話がまとまらない部分も多々あるのだということとは認識しています。やはりデジタル化は、この間、かなり幕別町でも進んできているのだと思います。行政のデジタル化が大きく進むというのは、今回ではありますけれども、既に行政でもデジタル化が少しずつですが進みます。

例えばですが、税金の交付、コンビニエンスストアで支払できますとか、行政手続が窓口でなくてもかなりできるような体制が整いつつあります。こうした中でも、やはりセキュリティー、今お話

にありました安全性の問題もそうですが、利用できない人たち、例えば、そうしたデジタル化に対応できない人たち、もしくはデジタル化によって事業処理、的確に本当にできるのか、人材や体制、こうしたところも課題になるのではないかなと思うのですが、そうした認識はあったのでしょうか、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 既に一部そういった電子化ですとか、そういったところも進んではおりますけれども、今回いろいろ国のほうで予定している大きな変化というのは、令和7年度に向けた今回の動きが非常に大きいと思っております。

今、そういった人材の問題、いろんな課題というのは、もちろん具体的なものはございませんけれども、当然、今後整備してく、進めていく中では考えられる課題としては認識しているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 幕別町でも、過去に納付通知がバーコードが読み取れないというような状況の中で、再交付したというようなことがありました。やはりシステムを改修するときに、何らかの不都合ですとか何らかの事情は必ず発生するのだと思います。そういったところを、どのように要は起こさないように改修していくのかというのは、今後しっかり求めていかなくはいけない一つだと思っていますので、ぜひそうしたところを認識していただきたいと思います。

特に、今現在、本当に急速にデジタル化が進んでいます。教育では、GIGA スクール構想が4年で進めるところが1年になりました。コロナの給付金の申請、持続化給付金や家賃支援金、文化支援金、こうしたものがオンラインで申請しかできないというような状況にもなっています。

今、課長が、令和7年度までにというお話がありましたが、きっと前倒しで進むような可能性もあるのだと思います。そうしたときに、もっと体制などを構築していく、もっと緊急的に対話をしていくということが必ず必要になってくると思います。そうしたことも取り組んでいただくことは、大変重要であろうと思います。

私はすごく町に確認してほしいのが、行政機関は本当に多くの個人情報を取っているのです。今、安全性のお話がありました。民間の顧客データや会員さんの個人情報とは比べものにならないほど、個人データがあります。幕別町だけでも2万6,000人分のデータがあるのです。あらゆる分野で、そして急速に進むデジタル化、住民生活に影響が出ないのか質問をさせていただきたいと思います。

1番の改修見込額や業務数については、まだ明確に提示されていないのでお答えすることができないというお話でありました。答弁の中で、17事業というお話がありました。具体的にどういった事業があるのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 今、国のほうで業務システムの標準化の選定対象としている業務ですけれども、全部で17業務申し上げます。

住民基本台帳、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、障がい者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学、児童扶養手当、子ども子育て支援、選挙人名簿管理、以上の17業務が対象業務として示されているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ただいま、17個の業務をお示ししていただきました。

実は、今回、業務システムの統一を標準化するに当たって、もう一つ法案が出てきておりました。それは、マイナンバーの問題です。実は、マイナンバーも同じように17業務がひもづけされるということになるということが想定されます。まだ法案が確定しているわけではないので、ここであるとすることはお話はできませんが、今回の業務支援システムとマイナンバーカードが一緒になっていく、こうしたことが懸念されます。やはりこうした業務システムが統一されることで、安全性の問題について町としての認識をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、議員のほうからお話ありましたマイナンバーの件ですけれども、議員のほうからは、今、課長からご説明しました17業務について、マイナンバーと一体的になるのではないかなというようなご発言があったと思いますけれども、そうではなく、それぞれの情報とマイナンバーがひもづけされると。マイナンバーの中に情報が入るのではなく、今の17の業務とひもづけされるということが想定されていると。どれとどれとどれが、ひもづけされるかというのは、まだそこまでははっきりはしていませんけれども、そういうことで、マイナンバーが活用されるということでございます。

そういう面においては、安全性というのは、これまでもいろんな面でお話しさせていただきましたけれども、ひもづけられるという面においては、マイナンバー自体の安全性というよりは、ひもづけされるときに、外部に情報が流出しないというようなことは当然これは考えて、国はしっかりとしたセキュリティはつくっていただかなければならないというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 大変重要なところですので、しっかりとそういったところも気にかけていただきたいと思います。

2番目に移ります。町の独自性についてお話ししたいと思います。答弁では、町側のカスタマイズに合うかどうかについては不明というようなお話でもありました。特にこれ、すごく大きなところなのです。やはり幕別町でも、独自制度基準制度をとってきました。各種保険料や保育料などもそうです。住民の状況、そのときに合わせて町が積み上げてきた、こうした制度なのです。十分か十分じゃないかという部分ではいろいろありますが、やはり幕別町として培ってきた独自の制度、基準です。これが、今度、統一化されることで運用できなくなる可能性について、私はお聞きしたかったのです。まだ決まっていないというお話でもありました。今後きっと担当課長説明会が開かれるのだと思います。そうした中でどう変わっていくのかを、ぜひ確認して計画を見ていただきたいというように思います。

少し違いますが、国保の都道府県化は今年3年目です。来年には標準化も進められようとしています。町民の健康増進に取り組んだ自治体も、なかなか厳しい自治体も、高額負担者が多い自治体も、少ない自治体も、同じような基準で算定が持ち込まれる、こうしたことがあります。やはり国が進めるシステムの統一標準化には、課題があるのだと思います。しっかりと見ていただきたいと感じるのですが、町としてこうした標準化について対応を求めることができるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 標準化において、本町の独自システムが損なわれないようにという意味だというふうに思います。当然、今、なぜ標準化が必要だということにつきましては、町長からの答弁の中にも、情報の流通を全国でしやすくするためには、共通な基盤がどうしても必要であると、その共通基盤を今回つくるということです。その共通基盤の中には、確かに本町独自の部分というのが、したら入るのかというと、それは多分難しいだろうなというふうに思います。ただ、うちの例えばカスタマイズしようとしていることが、他の自治体でも多くの自治体がそれを行っているとしたならば、それは標準化の中に入れることも可能だというのが、今、国の見解です。

ですから、どこまで統一基盤、標準化するかということがはっきりまだ示されていない。また、そういう意見を市町村には聞いていきたいということを、今、国は言っておりますので、それを見た中で、本町としてどういう今度カスタマイズが必要なのか。このカスタマイズというのは、やはり本町の行政が滞らないように行政を行うために必要なものであれば、これは当然、本町としてカスタマイズはやっぱりやっていかなければならないというふうに捉えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。そういったことで動いているということで認識したいと思います。



それでは、町として、幕別町行政改革大綱（第4次）後期推進計画というのを確認させていただきました。町では自治体クラウドの導入を計画しているようですが、そういった計画を持っているということで間違いありませんか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 自治体のクラウドについては、これまでも一昨年、管内共同で研究・検討のほうをさせていただきまして、結果的には、昨年度の更新に当たって、幕別町のほうは、費用対効果含めて、自庁システム、現行のシステムを更新したほうが望ましいということで更新を行ったところでございます。

次の更新が令和8年度中の更新を予定しておりまして、その段階までに、またそういった共通でのクラウド検討ということは、継続してということは、その余地は残しておりますけれども、当面の間は自庁システムを使って行っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 理解いたしました。

自治体クラウドの課題があるのです。先ほど、総務部長がおっしゃられたとおり、独自システムを入れることをできないという課題があるのです。富山県の上市町では、独自制度を取り入れるよう議会で求めたところ、町が「自治体クラウドを採用しているので取り入れることができない」というふうに答えているのです。標準化されることで、システムに自治体の業務を合わせるということが起きています。これは、4年前に総務文教常任委員会でも、自治体クラウドの施設に行ってきました。そのときも、道の担当課は、独自システムを入れることはできませんということをはっきりおっしゃっていたのです。これは、HARPのシステムの件ではありますけれども。

やはりそうしたところが幕別町では費用対効果を合わせて、今回はやることをやめたという、判断したということでありますが、やはりこうした国がつくる標準化、国の形にはまらないと、認めてこないというようなことも想定されますので、自治体クラウドについても、標準化についても危惧するところでありますので、ぜひそういったところは今後も見据えて取り組んでいただきたいというふうには思います。

特に幕別町では、標準化については現在思案中ということでありますので、この程度にしたいと思いますが、3番目に移りたいと思います。

様々な住民ニーズに応えることができるのかについてお聞きしたいと思います。

国が目指すスマート自治体なのですが、施設の統合や自治体間の共同利用、職員のスキルアップのための施行というようなことで、住民ニーズと合うのかどうかというようなことが、やはりそうした側面もあるのではないかと考えています。いわゆる小さくしていく、要は事業を集約していく、そういったものもあるのではないかと、こうしたところから、町としてこうしたスマート自治体を推進していかざるを得ないのか、それとも、住民ニーズをしっかり聞いて取り組むという方向を持つのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） スマート自治体におかれましては、これですね、時代がもうそういう時代に入ってきているのではないだろうか。逆に、きちっとそういうAIだとか、RPAだとか、そういうものを活用することをやっぱり私どもは考えていく。それによって、先ほど町長からもご答弁あったように、そういう機械的にやれるものをやり、そこから生まれた時間などは、やっぱり私どもの職員、貴重な人材でございますので、その職員を企画立案だとか、どうしても住民とフェース・ツー・フェースで向き合ってやらなければならない業務、そちらのほうに注力していくという面においては、このスマート自治体というの、やはり今後はやっていくことが、より住民サービスの強化につながっていくというふうに私どもは考えておりますので、今後ともそういうシステム、どういうシステムを構築され、どんなようなサービスがそのシステムによって受けられるようになるのか、よく見極めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 事務的な、要は、デジタル化についてスマート自治体が、そうした半面、要は事業の効率化というようなものはあるのだと思います。

しかし、私がもう一つ懸念しているのは、統合されてしまうのではないかという懸念なのです。東京都や群馬県では、当然、自治体規模が変わるので一概には言えないのですが、そうしたオンライン申請やコンビニ交付が進むことによって、支所や派出所が統合されたり廃止されたりというようなことが出ているのです。

これは、やはり全国でもそうした流れが起きているのです。当然、都市部が中心になってくるのだと思いますが、今、部長のお話ですと、時代に合わせて、要は人口統計やそういうのも考えたときに、本当に幕別町でそれが正しいのか、そこに住んでいる人たちのことを考えた運営が必要ではないかと思うのですが、そうした幕別町としての支所の位置付けについて、どう考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、今から将来の業務がどれだけ、いわゆる単純業務的なものが省略されて、先ほど部長が言いましたような、本来、職員がやる仕事がどれだけ注力できるかということは、今の段階ではなかなかこれ予測不可能だというふうに思います。

それと、これはもう一つ、合併協議の中で総合支所にしたというその重みというものもありますし、札内においては、どんどん人口が増えてきて、相談業務なんかも増えているということがありますので、これはもう行政、組織というのは生き物ですから、そのときになってこないとはっきりしたことは言えませんし、その時々ニーズに合わせた体制づくりをするというのが本来であろうというふうに思いますので、今の段階では申し上げることは難しいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。ぜひ住民のことを思った町政運営を取り組んでいただきたいと思います。

では、5番の個人情報についてお聞きしたいと思います。

幕別町では、個人情報保護条例をもって今回取り組んで、個人情報分散管理を行ってきています。

現在、審議中なので、なかなか答弁はしにくいところもありますが、答弁でもありましたとおり、システムを統一していく、個人情報の利用を可能とするというような条例を個人情報と両立ができるように法改正が行われているような話もあります。幕別町がこの間やってきた個人情報の保護、こうしたものがしっかりと担保されるのか、これについて、やはり町としても取り組んでいただきたいと思います。ということをお聞きしたいと思います。

特に、ひもづけされるマイナンバー、今後かなり詳細に計画が出てきているというふうにお話を聞いていますが、町としてどこまでの利用が詳細に出てきているのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 個人情報保護についての情報ですけれども、今まさに国のほうで個人情報関係、3法を統合すると、今ある法律三つを統合して、国の中で一つのいわゆる法律の中で統一した考え方の中で、個人情報の保護を扱っていくというところでの法案審議がなされる場所だったというか、今回の国会に提出されて9日の日に審議入りというところまでの情報しか現段階ではございません。以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 住民にとっても、個人情報もそうですが、マイナンバーに考えても、やはり重要な一つの理由があると思うのですね。要は、住民がマイナンバーを持つ、そういうときに、どこまでひもづけがされているのか、そうした詳細な日程等をお聞きしたところであります。どうですか。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） ひもづけについて、どこまで利用されているのかという話かと思えます。

そうなりますと、マイナンバーそのものの話になってきてまして、マイナンバーの中にはマイナポータルという仕組みがございます。そのマイナポータルという中で、その方の個人番号がどういうふうにご利用されたのかというのを、マイナポータルの中で確認できるというふうになっておりますので、例えば、全然身に覚えのないような情報の流通があったとすれば、必ずそこには情報の流通があったという事実は残りますので、それをもって関係するところに問い合わせするなりということは可能になると、そういう面においてきちっと情報というのは個人において管理できる仕組みになっているということでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今、部長からは、マイナポータルのお話をお聞きました。

私がお聞きしたかったのは、どこまでひもづけが進むのか、要は今年3月から国民健康保険とのひもづけが開始されました。今後も、免許証ですとか、国家資格というようなことが出てきております。詳細に令和何年度からというのが出てきたと思うのですが、そうした詳細についてお聞きしたところであります。どうですか。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 失礼しました。

どういうふうにもひもづけされるかというのは、これから、それこそ今考えられているところでありまして、私どもも報道ベースでしか情報がないというのが事実でございます。例えば、免許証とのひもづけをするだとか、保険証とのひもづけを行うだとか、それとか、出生届だとか、そういう面においてひもづけするだとか、そういう全国で活用できるような情報とひもづけするというのとは一つがあります。

それと、もう一方では、先ほど私申し上げましたように、マイナポータルを使って、個別の自治体がそれを活用した利用というのとも考えられると。そして、先進自治体においては、例えばコンビニで諸証明を発行できたりだとか、印鑑証明書を発行できたりだとかいうことも、もう実際やっております。

それも、要はひもづけして、情報がコンビニのほうに行って、そこから証明書が発行できるという、これは独自利用の話ですけれども、独自利用と国が進めようとしている利用と両方があるということで、私どもの独自利用もまだどういうふうにするかというのとも決まっていませんし、国においてもどのような情報をどういうふうに活用するかというの、まだはっきりしていないのかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） やはりマイナンバーも今回の標準化も、きっとすごく急速に進んでくるのだらうと思います。担当部署については、大変これから忙しい時期を迎えてくるのだらうというのは想定されますが、急速に進むデジタル化で、体制が追いつかない、そうしたときに、一足飛びに行ってしまったがために情報が流出したということが全国でもありました。これは導入した当初の話ではありますが、やはり今回も導入するときには、こうした懸念が払拭されないということがありますので、ぜひそうしたことを念頭に置いて取り組んでいただきたいということですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 詳細については、まだまだ分からない段階にあります。

ただ、そういう中において、我々が譲れないことがあるわけでありまして、これは個人情報をしっかり守るということに尽きるわけで、これはしっかりと国に対して求めていかなければならないことだというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 国もそうですが、今後、導入するときには、ぜひ町としてもそういったところを取り組んでいただきたいと思います。

特にマイナンバーの導入には、やはり最初3分野だったと思うのです、導入のときには。いわゆる、

社会保障や国税、災害対策、こうしたもので共通番号制度というのが始まったのですが、今、部長も答弁していただいたとおり、多くのところでひもづけがされてきているのです。当初の目的とはかなり違った方向に進んでいるのではないかと。利用を進める、利便性を高めることによって、セキュリティの問題が危うくなってくる。やはりこれはもう表裏一体の関係であります。こうしたところも、幕別町としては、今後導入するときには、しっかりと気にかけて取り組んでいただきたいというところでもあります。

最後になりますが、デジタル化、要は先端技術を有効にどう利用していくのか、重要な課題でもありますし、これからの行政運営にとっても大変重要なことでもありますし、それを否定するものではありません。問題なのは、やはり効率化を優先して、結果として誰か個人が取り残されてしまうのではないかと、そうした社会になってほしくはないのです。

特に、今回、デジタル化を進めることによって、いろいろと分野が広がりますという話がありましたが、やはり利用できない人たち、そうした人たちをどうしていくのか、そうした分野について考えていく必要があるのだと思いますが、そうしたところについては、町としては認識はありますか。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） その件につきましては、繰り返しになる部分ですけれども、町長から先ほどご答弁ありましたように、当然それは考えていかなければならないと、情報格差を生まないようにやっていかなければならないと。その中でも、先ほど町長からご答弁ありましたように、今やはり、なぜここまで急速に情報化社会が進んできたかという背景というのは、やはりスマートフォンの普及というのは相当影響がある、これはすごく情報の利用だとか、そういうことについてはすごい影響があるというふうに思っております。

これから情報格差を生まないためには、やはりスマートフォンというのが、大方の多分これからの社会ですよ、今ではなく将来に向けてなのですけれども、大方スマートフォンみたいなそういう機材を国民は持つようになってくるのかなと。それをやはり活用する。その中に、いかに分かりやすく、複雑でなく、お年寄りでも分かるようなボタンをつくってみたりだとか、多分一つひとつのそういうことが、情報格差を生まないような社会になっているのではないかなというふうに考えていますので、国も多分そういうことも考えて制度設計もされてくるでしょうし、かつ私どもも、もしそういう仕組みをつくっていくときには、分かりやすいシステムの利用、どうやったらお年寄りでもすぐにそこに入れるかということを考えたシステムの設計というのは、当然やっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今、部長がお話していた、やはりあくまでもそうした機会、そういったデジタル化を利用することが大前提なのです。でも、やはりいつの時代でも、いつのときにも、やはりそうしたものが利用できない人たちというのは、絶対一定数、多数は発生してきてしまうのであらうと思います。そうしたところに、効率化によってほかの事業に振り分けるときに、そうしたところに手厚く事業展開をしていくということも求められるのではないかとということで、町としての考えをお聞きしたところです。どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、部長のほうからスマホの普及率の話も出ました。今、67%ぐらいらしいですけれども、これもいわゆるガラケーですね、キャリアによって、3社によって違うようでもありますけれども、ガラケー、3G対応のガラケーも2026年ですかね、一番遅いのは。NTTドコモは2026年までしか使えないと言っていますから、もう必然的にスマホというのは進んでくるのだろうと。そうはいっても、どうしてもそんなもの不要ないわという方は、これは何%か残ってくるだろうと。

ただ、そういう人たちに、じゃあスマホを買い与えるのかということにもならないわけで、これ、少なくとも何らかの公共施設に行けば、情報が得られるということは準備しなければなりませんけれども、およそそこは限度があるわけでありまして、そこをいかに不便さを感じないで生活していただ

くかということで、何がいいかというのは今の段階ではなかなか言えませんが、そういう不便を感じないというか、サービスが落ちるわけではないのです。今のサービスは生きるのです。生きた上で、さらにスマホを使える人は、サービスの向上が図られるという、そういう仕組みですから。そういうながらも、スマホを持っていない人に、どれだけ不便を感じさせないようなことについては、考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 大変そこ大切なところだと思います。一人も取り残さないと言ったらあれですけど、誰もが住民サービスを受けられるような取組をこれからもつくっていかなくてはいけないと思います。町としても、そういった点でぜひ取り組んでほしい。特に、介護保険ですとか、そういった福祉制度が簡略化・規格化された中で、やはりなかなか私の思いが伝わらないというのがあります。やはり機械化された、デジタル化された中で、そうした思いを持ってしまった人たちが一定数出てしまっているのが、これ事実なのです。やはりこうしたところも、町としても対応していただきたいというふうに思いますし、そうしたところに寄り添った行政運営をとっていただきたいというふうに思います。

きっとこれからデジタル化は進みます。でもやはりそうしたところに一足飛びに行かないで、しっかりとした対応と住民のことを思った行政運営を求めて、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

（議長の声あり）

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原孟） 議事進行に対して、休憩を求めます。

本日、内閣府より、東日本大震災で犠牲となりました方々への追悼をお願いいたします。

本日、3月11日、東日本大震災発生から10年を迎えます。

「午後2時46分の前に、1分間の黙禱をお願いいたします」と新聞に書かれており、我が議会でも黙禱をすることを提案いたします。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ただいま、藤原議員から、東日本大震災10年の黙禱実施の動議が提出されました。

この動議は、会議規則第16条の規定により、2名以上の賛成者が必要であります。

賛成者の確認をさせていただきます。

賛成者はいらっしゃいますか。

（賛成の声あり）

[動議]

○議長（寺林俊幸） この動議につきまして、2名以上の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

動議がありました黙禱を実施することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、動議のありました黙禱を実施することに決定いたしました。

[黙禱]

○議長（寺林俊幸） ここで、2011年3月11日、東日本大震災で犠牲になられた多くの方のご冥福をお祈りしながら、黙禱を捧げたいと思います。

○議会事務局長（萬谷 司） ご起立願います。

黙禱。

(黙禱)

○議会事務局長（萬谷 司） 黙禱を終わります。

ご着席ください。

○議長（寺林俊幸） これで、動議による黙禱を終わります。

この際、15 時まで休憩いたします。

14 : 45 休憩

15 : 00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[議会運営委員会委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第 3、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員に欠員が生じたことから、後任の議会運営委員会委員の選任を、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議長が指名いたします。

15 番小川純文議員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、15 番小川純文議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、任期は、委員会条例第 4 条の 2 第 3 項の規定により、前任者の残任期間であります。

[南十勝複合事務組合議会議員の選挙]

○議長（寺林俊幸） 日程第 4、選挙第 1 号、南十勝複合事務組合議会議員の選挙を行います。

組合議会議員に欠員が生じたことから行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

南十勝複合事務組合議会議員に、私、寺林俊幸を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました、寺林俊幸を当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました寺林俊幸が南十勝複合事務組合議会議員に当選いたしました。

なお、任期は、組合格約第6条第4項の規定により、前任者の残任期間であります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第5、議案第22号から日程第12、議案第30号までの8議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第22号から日程第12、議案第30号までの8議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第5、議案第22号、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第22号、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページ、議案説明資料の4ページをお開きください。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、本町の条例において「新型コロナウイルス感染症」を定義する際に引用していた同法の規定が削られ、本年2月13日に施行されたことから、同感染症を新たに具体的に定義するため、一括して所要の改正を行うものであります。

議案書の5ページをご覧ください。

本条例においては、同法の規定を引用していた4つの条例を改正するものであります。

第1条は「幕別町職員の給与に関する条例」を、第2条は「幕別町国民健康保険税条例」を、第3条は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を、6ページになりますが、第4条は「幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例」をそれぞれ改めるものであります。

議案説明資料の4ページをご覧ください。

第1条、幕別町職員の給与に関する条例の改正であります。

同条例第10条第1項において、新型コロナウイルス感染症を括弧書きで定義しております。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2（第1項）に規定する新型コロナウイルス感染症」という定義規定を、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改めるものであります。

新たな定義は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」第1条において定義している文言を引用しております。

5ページから9ページにかけて新旧対照表を記載しておりますように、残りの3条例についても同様の改正を行うものであります。

議案書6ページにお戻りください。

附則についてであります。

この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第23号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

○副町長（伊藤博明） 議案第23号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明資料の10ページをお開きください。

国は、脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの削減目標達成のため、建築物の規模や用途ごとに省エネ基準を設け、税の特例や容積率の緩和などの措置に取り組んでおります。

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正により、建築物エネルギー消費性能基準に適合しなければならない建築物の範囲が拡大され、令和3年4月1日から施行されますことから、本町においても、当該建築物の建築確認審査を行う際の適合性判定事務に係る手数料を追加し、併せて、引用条項の改正を行うものであります。

また、同法と「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく建築物の認定手数料等については、国が示す審査業務等に係る所要時間を用いて算定しておりますが、一部の審査業務等について所要時間の見直しが行われましたことから、これらに係る手数料も併せて改正するものであります。

議案説明資料の10ページをご覧ください。

別表（第2条関係）は、手数料を徴収する事務ごとに手数料の額を定めております。

右側の改正条例に沿いまして、ご説明いたします。

今回の改正は、別表左端の「番号」51から57の項であります。

10ページから12ページにかけての51の項は、名称欄に記載のとおり「低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」を定めております。

10ページ中段に記載の「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の引用範囲を変更するものであります。

11ページをご覧ください。

上から6行目の「ハ」の項は住宅以外の用途に供する建築物に係る認定手数料を定めております。

「（ロ）床面積の合計が300平方メートルを超えるもの」の手数を改めるものであります。

12ページになります。

上から6行目、同様に、「床面積の合計が300平方メートルを超えるもの」の手数を改めるものであります。

12ページから13ページにかけての52の項は、「低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料」を定めております。

51の項と同様に、住宅以外の用途に供する建築物の「床面積の合計が300平方メートルを超えるもの」の手数を改めるものであります。

13ページをご覧ください。

13ページから16ページにかけて、「53」の項、「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」を新たに追加するものであります。

建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、建築物の用途、エネルギー消費性能の計算方法、



建築物の規模に応じた区分ごとの手数料と、同計画の変更を行う場合の手数料を定めるものであります。

16 ページから 17 ページにかけての「54」の項は「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」を、17 ページから 18 ページにかけての「55」の項は「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」を、18 ページから 19 ページにかけての「56」の項は「建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料」を、それぞれ定めております。

こちら 51 の項と同様に住宅以外の用途に供する建築物の「床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの」の手数料と引用条項を改めるものであります。

19 ページをご覧ください。

19 ページから 20 ページにかけての「57」の項は「建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料」を新たに追加するものであります。

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に係る証明書交付手数料を定めるものであります。

手数料の額は、53 の項に定める同計画の変更を行う場合の手数料と同額であります。

議案書 10 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 24 号、幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 24 号、幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 11 ページ、議案説明資料の 21 ページをご覧ください。

本町は、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的に、幕別町修学支援資金条例を定め、高等学校等に在学する者のいる世帯に対して修学する上で必要な経費を給付しております。

このたびの改正は、北海道が実施している「北海道公立高校生等奨学給付金制度」と私立高校生を対象とした「奨学のための給付金」制度との均衡を図り、本町の修学支援資金の給付額を北海道の給付額と同額に改めようとするものであります。

議案説明資料の 21 ページをご覧ください。

別表（第 3 条関係）は、世帯区分と在学する高等学校等の課程ごとに、公立高等学校と私立高等学校に区分し、給付額を定めております。

改めますのは、番号「1」、世帯区分の「第 2 条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯（次項に掲げるものを除く。）」であります。

新旧対照表では、第 2 条の記載を省略しておりますが、第 2 条に定める給付対象者は、第 1 号で、高校生又は保護者等が幕別町内に住所を有していること、第 2 号で、世帯の年間収入金額が生活保護

基準の 1.3 倍未満であって生活保護の生業扶助が措置されていない世帯か、同様に 1.3 倍未満であって世帯員のいずれかが、市町村民税所得割が課税されている世帯に該当する世帯の保護者等と定めております。

北海道の制度との重複給付とならないよう制度設計をしているものであります。

この要件に該当して、当該対象高校生のほかに 23 歳未満の兄と姉がいない世帯であります。

この世帯の場合において、通信制以外の高等学校等に通う高校生のいる世帯に属するときの給付額を改めようとするものであります。

通学先が公立高等学校の場合、年額 7 万 5,800 円を 8 万 4,000 円に、通学先が私立高等学校の年額 8 万 4,000 円を 10 万 3,500 円に、改めるものであります。

議案書の 11 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 変更の目的が、ただいま教育に関わる経済的負担の軽減ということで、北海道の制度と併せていくというご説明でありました。それで、現実に変更になるところは、通信制以外の高等学校に通う世帯ということですが、通信制のほうについては全く変更がありません。これはもともと道の規定と合致していたということで、変更がなかったのでしょうか。ご説明願います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 今回の改正につきましては、あくまでの北海道の給付額の差が生じた部分が改正と提案させていただいておりますので、通信制学校につきましては、北海道との差がありませんので、今回改正の提案はさせていただいておりません。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 26 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例から日程第 11、議案第 29 号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例までの 4 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 26 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例から議案第 29 号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例までにつきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 14 ページ、議案説明資料の 27 ページをお開きください。

国は、地方分権を推進する考えの下、平成 24 年以降、介護保険に係る地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援等事業及び居宅介護支援等事業の指定等の事務を都道府県から市町村へ委譲し、その指定に際しての人員、設備及び運営基準等について、介護保険法や政省令において、その基準等を定めてまいりましたが、本町におきましても、権限委譲の時期に応じて、これらの基準等に基づき、基準を定める条例を整備してまいりました。

このたび、国は、3年に1度の介護報酬の改定に併せて、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の基準省令の改正を行い、本年1月25日に公布いたしました。

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、感染症や災害への対応力強化を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、国は、①地域包括ケアシステムの推進、②自立支援・重度化防止の取組の推進、③介護人材の確保・介護現場の革新、④制度の安定性・持続可能性の確保を図ること、この4点を主な柱に改正を行ったところであります。

本町の4つの基準条例の改正に当たりましては、介護保険法において、①厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、それと②厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものに位置付けられている規定は、厚生労働省令の基準のとおり改めるものとし、同法において、③厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされている基準は、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものでありますが、現行条例同様、基準省令どおりに改めようとするものであります。

はじめに、議案第26号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の27ページをご覧ください。

この条例は、地域密着型の訪問通所サービス、小規模のデイサービスなどの指定に際しての人員、設備及び運営基準等を定めております。

目次は、第10章に一条を加えることに伴い「雑則」と改めるものであります。

第3条は、指定地域密着型サービスの事業の一般原則を定めております。

第3項として、事業者には虐待防止等の措置を講ずることを求め、第4項として、厚生労働省がデータベース化する介護保険の利用者に係る利用状況の情報等を適切に活用するよう努めると加えるものであります。

第5条から第45条までは、地域密着型サービスの一つである、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業に係る基準を定めております。

28ページから29ページの1行目にかけては、引用規定の整理であります。

第32条第8号は、運営規程に虐待防止措置を追加するものであります。

第33条第5項は、事業者にはハラスメント防止措置を講ずることを求めるものであります。

第33条の2は、感染症や非常災害の発生時において、継続的に事業を実施するための、業務継続計画の策定等を事業者を求めるものであります。

30ページになります。

第34条は、第3項として、事業所において感染症が発生し、及び蔓延しないように講ずる措置を定める規定を追加するものであります。

第35条は、第2項として、運営規程等の重要事項について、閲覧可能な形で、ファイル等で備え置くことを可能とする規定を追加するものであります。

31ページをご覧ください

第40条第1項は、介護・医療連携推進会議について、テレビ電話等による開催を可能とすると改めるものであります。

第41条の2は、虐待の防止対策検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施とともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを加えるものであります。

32ページになります。

第46条から第60条までは、夜間対応型訪問介護の事業に係る基準を定めております。

第48条は、夜間対応型訪問介護に置くこととしている、利用者からの通報を受け付けるオペレーターは、併施設等職員の職員や訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務することができるものとしてあります。

34ページをご覧ください。

第 56 条第 8 号は、運営規程に虐待防止措置を加えるものであります。

第 57 条第 2 項は、他の訪問介護事業所等に事業の一部を委託することを、第 3 項は、複数の事業所間で夜間の通報の受付を集約化することを可能とし、35 ページをご覧ください。

第 5 項は、ハラスメント防止措置を講ずるよう求めるものであります。

第 58 条第 2 項は、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとするものであります。

第 60 条は、引用規定を整理し、業務継続計画の策定等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の基準と同様とするものであります。

36 ページになります。

次に、第 60 条の 2 から第 60 条の 38 までは、地域密着型通所介護の事業に係る基準を定めております。

第 60 条の 12 は、運営規程に虐待防止措置を加えるものであります。

第 60 条の 13 第 3 項は、介護職員のうち、医療、福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させる措置を、第 4 項は、ハラスメント防止措置を講ずることを求めるものであります。

37 ページをご覧ください。

第 60 条の 15 第 2 項は、避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないとするものであります。

第 60 条の 16 第 2 項は、感染症予防対策委員会の開催と、同会議のテレビ電話等による開催を可能とすることなどを定めるものであります。

第 60 条の 17 第 1 項は、運営推進会議について、テレビ電話等による開催を可能とすると定めるものであります。

38 ページになります。

第 60 条の 20 は、引用規定を改め、地域密着型通所介護事業の業務継続計画の策定等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の基準と同様とするものであります。

38 ページから 39 ページにかけて、になりますが、第 60 条の 20 の 3 は、引用規定を改め、共生型地域密着型通所介護事業の業務継続計画の策定等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の基準と、運営規程に定める重要事項等は、地域密着型通所介護基準と同様とするものであります。

39 ページをご覧ください。

第 60 条の 34 は、運営規程に虐待防止措置を加えるものであります。

第 60 条の 36 第 1 項は、安全・サービス提供管理委員会のテレビ電話開催を可能とするものであります。

40 ページになります。

第 60 条の 38 は、引用規定を改め、業務継続計画の策定等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の基準と、運営規程に定める重要事項等は、地域密着型通所介護事業の基準と同様とするものであります。

次に、第 61 条から第 81 条までは、認知症対応型通所介護の事業に係る基準を定めております。

第 65 条第 1 項は、略称規定の追加を。

41 ページをご覧ください。

第 66 条第 2 項は、引用規定の追加であります。

第 67 条第 1 項は、共用型認知症対応型通所介護事業所の管理者は、管理上支障がないときは、本体施設・事業所の職務と併せて、他の職務に従事することを可能とするものであります。

42 ページになります。

第 74 条第 10 号は、運営規程に虐待防止措置を追加するものであります。

第 81 条は、引用規定を改め、業務継続計画の策定等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の

基準と、無資格者の認知症介護基礎研修の受講等は、地域密着型通所介護事業の基準と同様とするものであります。

次に、第 82 条から第 109 条までは、小規模多機能型居宅介護の事業に係る基準を定めております。

43 ページをご覧ください。

第 83 条は、従業員の員数を定めております。

44 ページになります。

第 6 項は、介護老人福祉施設または介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇等に支障がないときは、管理者・介護職員の兼務を可能とするものであります。

45 ページをご覧ください。

第 84 条は、引用規定の修正であります。

第 88 条は、サービス担当者会議について、テレビ電話開催を可能とするものであります。

46 ページになります。

第 101 条第 10 号は、運営規程に虐待防止措置を加えるものであります。

第 102 条第 2 項は、小規模多機能型居宅介護について、過疎地域など地域の実情に応じて町が認めた場合は、最大 3 年間に限り登録定員及び利用定員を超えてサービス提供を認めることができるものであるとあります。

47 ページをご覧ください。

第 109 条は、引用規定を改め、業務継続計画の策定等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の基準と、無資格者の認知症介護基礎研修の受講等は、地域密着型通所介護事業における基準と同様とするものであります。

次に、第 110 条から第 129 条までは、認知症対応型共同生活介護の事業に係る基準を定めております。

第 111 条は、従業員の員数を定めております。

48 ページになります。

第 1 項は、3 ユニットを有する事業所の場合に一定の要件のもと、夜勤職員体制を、現行 1 ユニットに 1 人以上であるところを、例外的に 3 ユニットで 2 人以上の配置に緩和できると追加するもの、第 5 項は、文言整理、49 ページになりますが、第 9 項は、サテライト型事業所の基準を創設し、介護支援専門員でなくとも認知症介護実践研修を修了した者を計画作成担当者として配置できるようにするものであります。

第 112 条第 2 項は、サテライト型事業所の管理者を、本体事業所の管理者をもって充てることを可能とするものであります。

第 114 条第 1 項は、ユニット数を弾力化し、その数を 1 以上 3 以下とするものであります。

50 ページになります。

第 118 条は、認知症対応型共同生活介護の取扱方針を定めております。

第 7 項は、身体的拘束等の適正化対策検討委員会について、テレビ電話開催を可能とするもの、第 8 項は、第三者による外部評価について、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、これまでの外部評価とのいずれかの方法により評価を行うことを可能とするものであります。

第 122 条は、サテライト型事業所の管理者について、他の介護サービスの事業所の管理者との兼務を可能とするものであります。

51 ページをご覧ください。

第 123 条第 7 号は、運営規程に虐待防止措置を追加するものであります。

第 124 条第 3 項は、無資格者の認知症介護基礎研修を、第 4 項は、ハラスメント防止措置を講ずることを求めるものであります。

第 129 条は、引用規定を改め、業務継続計画の策定等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の基準と、感染症予防対策委員会等の開催等は、地域密着型通所介護事業の基準と同様とするものであります。

52 ページになります。

次に、第 130 条から第 150 条までは、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に係る基準を定めております。

第 139 条第 6 項第 1 号は、身体的拘束等の適正化対策検討委員会について、テレビ電話開催を可能とするものであります。

第 146 条第 9 号は、運営規程に虐待防止措置を加えるものであります。

53 ページをご覧ください。

第 147 条第 4 項は、無資格者の認知症介護基礎研修を、第 5 項は、ハラスメント防止措置を講ずることを求めるものであります。

第 150 条は、引用規定を改め、新たに、業務継続計画の策定等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の基準と、感染症予防対策委員会等の開催等は、地域密着型通所介護の事業における基準と同様とするものであります。

54 ページになります。

次に、第 151 条から第 190 条までは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業に係る基準を定めております。

第 152 条第 1 項第 4 号は、施設に置くべき従業員について、現行の栄養士に加え、管理栄養士を位置付けるもの、第 3 項は、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合は、介護・看護職員の兼務を可能とするもの、55 ページにかけてになりますが、第 8 項及び第 13 項は、管理栄養士の配置に伴う文言整理であります。

第 158 条第 6 項第 1 号は、身体的拘束等の適正化対策検討委員会について、56 ページになりますが、第 159 条第 6 項は、サービス担当者会議について、テレビ電話開催を可能とするものであります。

第 164 条の 2 は、施設の基本サービスとして、入所者の状態に応じた栄養管理の計画的な実施を、第 164 条の 3 は、口腔衛生の管理の実施を求めるものであります。

57 ページをご覧ください。

第 169 条第 8 号は、運営規程に虐待防止措置を追加するものであります。

第 170 条第 3 項は、無資格者の認知症介護基礎研修を、第 4 項は、ハラスメント防止措置を講ずることを求めるものであります。

第 172 条第 2 項第 1 号は、感染症及び食中毒の予防等対策検討委員会について、テレビ電話開催を可能とするもの、第 3 号は、感染症の予防等に対する訓練を実施することを求めるものであります。

58 ページになります。

第 176 条第 3 号は、事故発生の防止委員会について、テレビ電話開催を可能とするもの、第 4 号は、事故発生に対する措置を適切に実施する担当者を置くこととするものであります。

第 178 条は、引用規定を改め、業務継続計画の策定等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の基準と、避難訓練における地域との連携等は、地域密着型通所介護事業の基準と同様とするものであります。

59 ページをご覧ください。

第 181 条は、ユニット型施設において、1 ユニットの定員を、現行の「おおむね 10 人以下」から、「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする」とし、個室化を進める観点から新たにユニット型個室的多床室を設置することを禁止するものであります。

60 ページになります。

第 183 条第 8 項第 1 号は、身体的拘束等の適正化対策検討委員会について、テレビ電話開催を可能とするものであります。

第 187 条第 9 号は、運営規程に、虐待防止措置を加えるものであります。

第 188 条第 4 項は、無資格者の認知症介護基礎研修を、第 5 項は、ハラスメント防止措置を講ずることを求めるものであります。

61 ページをご覧ください。

第 190 条は、引用規定を改め、業務継続計画の策定等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の基準と、避難訓練における地域との連携等は、地域密着型通所介護事業の基準と、入所者の状態に応じた栄養管理の計画的な実施等は、地域密着型老人福祉施設事業の基準と同様とするものであります。

次に、第 191 条から第 203 条までは、看護小規模多機能型居宅介護の事業に係る基準を定めております。

第 203 条は、引用規定を改め、業務継続計画の策定等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の基準と、無資格者の認知症介護基礎研修の受講等は、地域密着型通所介護事業の基準と、運営規程に定めるべき虐待防止措置に関する事項等は、小規模多機能型居宅介護事業の基準と同様とするものであります。

第 10 章は、条項の追加による章名の変更であります。

第 204 条第 1 項は、地域密着型サービスの提供に際して、諸記録の保存等について、63 ページになりますが、第 2 項は、利用者への説明、同意に際して、電磁的な対応を可能とするものであります。

63 ページから 64 ページにかけてになりますが、附則第 11 項から附則 15 項までは、改元に伴う文言整理であります。

議案書にお戻りいただき、28 ページをご覧ください。

附則についてであります。

第 1 項は、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

第 2 項からは経過措置を定めております。

第 2 項は、虐待の防止に係る経過措置、29 ページになりますが、第 3 項は、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第 4 項は、感染症の予防・蔓延の防止措置に係る経過措置、第 5 項は、認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置、第 6 項は、栄養管理に係る経過措置、30 ページになります。

第 7 項の口腔衛生の管理に係る経過措置、第 8 項は、地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防・蔓延の防止訓練に係る経過措置については、令和 6 年 3 月 31 日まで 3 年間は、当該規定を努力義務とするものであります。

第 9 項は、地域密着型老人福祉施設及びユニット型地域密着型老人福祉施設における事故発生の防止及び発生時の対応に係る担当者の配置については、施行日から 6 月の間は、努力義務とするものであります。

第 10 項は、ユニット型地域密着型老人福祉施設における定員について、当分の間、10 人を超えるユニットを整備する施設は、新条例の基準に基づくほか、介護職員等の配置実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとするものであります。

第 11 項は、この条例の施行の際、現に存するユニット型地域密着型老人福祉施設における居室等で、旧基準を満たすものについては、なお従前の例によるものとするものであります。

次に、議案第 27 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例、についてであります。

議案書は 31 ページ、議案説明資料は 66 ページであります。

議案説明資料の 66 ページをご覧ください。

この条例は、認知症対応型のデイサービスなどの指定に際しての人員、設備及び運営基準等を定めております。

目次は、第 5 章に一条を加えることに伴い「雑則」と改めるものであります。

第 3 条は、地域密着型介護予防サービス事業全般にわたる一般原則を定めております。

第3項は、事業者に虐待防止措置を講ずることを求めるもの、第4項は、厚生労働省がデータベース化する介護保険の利用者に係る利用状況の情報を適切に活用するよう努めるとするものであります。

第5条から第43条までは、介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る基準を定めております。

67 ページをご覧ください。

上から6行目は、略称規定の追加であります。

68 ページになります。

上から6行目は、略称規定の文言整理であります。

第11条第1項は、共用型介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、管理上支障がないときは、本体施設・事業所の職務と併せて、他の職務に従事することを可能とするものであります。

69 ページをご覧ください。

第28条は、運営規程に虐待防止措置を加えるものであります。

第29条第3項は、無資格者の認知症介護基礎研修を、第4項は、ハラスメント防止措置を講ずることを求めるものであります。

70 ページになります。

第29条の2は、業務継続計画の策定等を事業者を求めるものであります。

第31条第3項は、避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないとするものであります。

32条第2項は、事業所における感染症の発生・蔓延防止措置を講ずる旨を具体的に定めるものであります。

71 ページをご覧ください。

第33条第2項は、事業所に掲示される運営規程等の重要事項について、ファイル等で備え置くことを可能とする規定を追加するものであります。

第38条の2は、虐待防止措置を規定するものであります。

72 ページになります。

第40条は、運営推進会議について、テレビ電話開催を可能とするものであります。

73 ページをご覧ください。

次に、第44条から第70条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業に係る基準を定めております。

第45条は、従業員の員数を定めております。

第6項は、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇等に支障がないときは、管理者・介護職員の兼務を可能とするもの、74 ページになります。

第7項は、文言整理であります。

第46条は、引用規定の修正であります。

75 ページをご覧ください。

第50条は、サービス担当者会議について、テレビ電話開催を可能とするものであります。

第58条は、運営規程に虐待防止措置を加えるものであります。

第59条第2項は、過疎地域など地域の実情に応じて町が認めた場合は、最大3年間に限り登録定員及び利用定員を超えてサービス提供を認めることとするものであります。

76 ページになります。

第66条は、引用規定を改め、業務継続計画の策定等は、介護予防認知症対応型通所介護事業の基準と同様とするものであります。

次に、第71条から第91条までは、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業に係る基準を定めております。



77 ページをご覧ください。

第 72 条は、従業員の員数を定めております。

第 1 項は、3 ユニットを有する事業所の場合に一定の要件のもと、夜勤職員体制を、現行 1 ユニットに 1 人以上であるところを、例外的に 3 ユニットで 2 人以上の配置に緩和できることとするもの、第 5 項は、文言の整理、78 ページになります。

第 9 項は、サテライト型事業所の基準を創設し、介護支援専門員でなくとも認知症介護実践研修を修了した者を計画作成担当者として配置できるようにするものであります。

第 73 条第 2 項は、サテライト型事業所の管理者を、本体事業所の管理者をもって充てることを可能とするものであります。

79 ページをご覧ください。

第 75 条は、ユニット数を弾力化し、その数を 1 以上 3 以下とするものであります。

第 79 条第 3 項第 1 号は、身体的拘束等の適正化対策検討委員会について、テレビ電話開催を可能とするものであります。

80 ページになります。

第 80 条は、サテライト型事業所の管理者について、他の介護サービスの事業所の管理者との兼務を可能とするものであります。

第 81 条第 7 号は、運営規程に虐待防止措置を加えるものであります。

第 82 条第 3 項は、無資格者の認知症介護基礎研修を、第 4 項は、ハラスメントの防止措置を講ずることを求めるものであります。

81 ページをご覧ください。

第 87 条は、引用規定を改め、業務継続計画の策定等は、介護予防認知症対応型通所介護事業の基準と同様とするものであります。

第 88 条は、第三者による外部評価について、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、これまでの外部評価とのいずれかの方法により評価を行うことを可能とするものであります。

第 5 章は、条の追加による章名の変更であります。

82 ページになります。

第 92 条第 1 項は、地域密着型介護予防サービスの提供に際して、諸記録の保存等について、第 2 項は、利用者への説明、同意に際して、電磁的な対応を可能とするものであります。

議案書にお戻りいただき、37 ページをご覧ください。

附則についてであります。

第 1 項は、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行することとするものであります。

第 2 項から第 5 項までは経過措置を定めております。

第 2 項の虐待防止に係る措置に関する経過措置、38 ページになりますが、第 3 項の業務継続計画の策定等に関する経過措置、第 4 項の感染症の予防及び蔓延の防止措置に関する経過措置、第 5 項の認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置については、令和 6 年 3 月 31 日まで 3 年間は、当該規定を努力義務とするものであります。

次に、議案第 28 号、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は 39 ページ、議案説明資料は 83 ページであります。

議案説明資料の 83 ページをご覧ください。

この条例は、要支援者に係るケアプラン作成事業所の指定に際しての人員、設備及び運営基準等を定めております。

目次は、第 6 章に一条を追加するものであります。

第 2 条は、介護予防支援事業における基本方針を規定しております。

第5項は、事業者に、虐待防止等の措置を講ずることを求めるもの、第6項は、厚生労働省がデータベース化する介護保険の利用者に係る利用状況の情報を適切に活用するよう努めるとするものであります。

84 ページになります。

第19条第6号は、運営規程に虐待防止措置を加えるものであります。

第20条は、見出しを修正し、第4項として、ハラスメントの防止措置を講ずることを求めるものであります。

第20条の2は、業務継続計画の策定等を、第22条の2は、感染症予防措置等を講ずるよう求めるものであります。

85 ページをご覧ください。

第23条は、事業所に掲示される運営規程等の重要事項について、ファイル等で備え置くことを可能とする規定を追加するものであります。

第28条の2は、虐待防止措置を加えるものであります。

86 ページになります。

第32条第9号は、サービス担当者会議のテレビ電話開催を可能とするものであります。

第35条第1項は、介護予防支援の提供に際して諸記録の保存等について、第2項は、利用者への説明、同意に際して、電磁的な対応を可能とするものであります。

議案書にお戻りいただき、42 ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は令和3年4月1日から施行するとするものであります。

第2項の虐待防止措置に係る経過措置、第3項の業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4項の感染症予防等の措置に係る経過措置については、令和6年3月31日まで3年間は、当該規定を努力義務とするものであります。

次に、議案第29号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は43 ページ、議案説明資料は88 ページであります。

議案説明資料の88 ページをご覧ください。

この条例は、要介護者に係るケアプラン作成事業所の指定に際しての人員、設備及び運営基準等を定めております。

目次は、第7章に1条を追加するものであります。

第4条は、居宅介護支援事業における基本方針を規定しております。

第5項は、事業者に、虐待防止等の措置を講ずることを求めるもの、第6項は、厚生労働省がデータベース化する介護保険の利用者に係る利用状況の情報を適切に活用するよう努めるとするものであります。

第7条第2項は、公正中立なケアマネジメントの確保のため、事業所に対し、前6か月間に作成したケアプランでのホームヘルプ等の各サービスの利用割合等の利用者への説明を義務付けるものであります。

89 ページをご覧ください。

第16条第9号は、サービス担当者会議について、テレビ電話での開催を可能とするもの、第21号の2は、区分支給限度額の利用割合が高く、かつ訪問介護が大部分を占めるなどのケアプラン作成事業者を、事業所単位で抽出する点検、検証の仕組みを導入するものであります。

90 ページになります。

第21条第6号は、運営規程に虐待防止措置を加えるものであります。

第22条第4項は、ハラスメント防止措置を、第22条の2は、業務継続計画の策定等を事業者を求めるものであります。

91 ページをご覧ください。

第 24 条の 2 は、感染症予防措置を講ずるよう求めるものであります。

第 25 条第 2 項は、事業所に掲示される運営規程等の重要事項について、ファイル等で備え置くことを可能とする規定を追加するものであります。

92 ページになります。

第 30 条の 2 は、虐待防止措置を加えるものであります。

第 34 条第 1 項は、居宅介護支援の提供に際して、諸記録の保存等について、第 2 項は、利用者への説明、同意に際して、電磁的な対応を可能とするものであります。

議案書 46 ページにお戻りください。

附則についてであります。

第 1 項は、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとし、ただし、第 16 条第 20 号の次に 1 号を加える改正規定、具体的には、ケアプランの各サービスの利用割合等の利用者への説明を義務付ける規定は、令和 3 年 10 月 1 日から施行とするものであります。

第 2 項の虐待防止措置に係る経過措置、47 ページになります。

第 3 項の業務継続計画の策定等に係る経過措置、第 4 項の感染症予防等の措置に係る経過措置については、令和 6 年 3 月 31 日まで 3 年間は、当該規定を努力義務とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） この条例改正の目的というものを問いたいのですけれども、議案 26 号、27 号、28 号、29 号、4 件とも運営に関する条例改正でありますけれども、ただいまの説明の中で、総合的に言えることは、公正中立な運営をしていくという視点と、虐待を防止すること、あるいはハラスメントを防止することなどなど、これまで規定されていなかったことが規定されて、改善されるというふうに受け止められるのです。

しかし一方で、例えば管理者と介護職員の今まで兼務が認められなかったところが認められる。あるいは無資格者にあっても、基礎的な研修、その後受ければ仕事に就くことができる。さらには、今まで 1 ユニット 1 人の体制だったものが、例外的に 3 ユニット 2 人でもいいですよと。また、他の職務と兼務ができる。最大 3 年、定員を超えてサービスを提供することができるなどなどの項目につきましては、これは今まで以上に、介護施設というのは人手不足を含めまして、大変な現状があるにも関わらず、さらに人の少ない中でサービスを、今までどおりの提供をさせていくというか、することができるというように、つまりサービスを提供する側の、何ていうんですか、いえば緩和なのですけれども、少ない人員で今まで以上のサービスを提供することはできるというふうに取れるのですけれども、まずその解釈です。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 今回の改正の目的ということですが、副町長の最初の説明にありましたように、国のほうでは地域包括ケアシステムの推進ですとか、介護人材の確保、制度の安定性などということで、今回の改正の柱となっております。

この中で一番大きいものとしましては、介護人材のまず確保というところで、団塊の世代の方々が 2022 年頃から 75 歳を迎え始めるということで、介護の利用の割合がだんだん高くなってきます。併せまして、現役世代という方々が減少してくる中で、現実的にその中で人を確保するというふうになると、なかなか難しい、厳しくなってくるということがありますので、そういうところもありまして、そこがかなわなければ、人の確保ができなければ、介護保険サービスがかなわない、やり切れなくなってくるという現実も来るわけでございます。今回の基準緩和というところにつきましては、一律に緩和というところだけではなく、質を確保しながら、負担の状況を見ながらということで、改正になっております。

例えば認知症対応型のところの夜勤の状況につきましても、すぐできるわけではなく、3ユニットの場合に、同じフロアに3ユニットが隣接されていて、利用者さんの状況を確認できるという、そういう体制が整えば、3ユニットで2人の夜勤ということも可能ですよという内容ですとか、あと関わる人に、人材の質の確保というところでは、資格のない方に対しては、研修を義務付けるですとか、そのような一律ではなくて、その要件を緩和する際の要件というのが決められておりますので、そのような形で質と負担などを鑑みながら、要件を緩和していくということになっております。また、ユニットが増えていったりということにつきましても、制度の安定性というところで広げることで、よりサービスの拡充を図るというような目的があるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 例えば今のユニットの問題で絞って再質問させていただくのですが、夜勤1ユニットたしか9人ではないでしょうか。それで、今では1ユニット1人夜勤、つまり1人の介護士さんの方が夜中9人の入所者さんたちの対応をされると。現在までの基準はそうだったと。これそういった今の基準であっても、介護労働者の過重負担というのは、ずっと社会的な問題になってきていたわけですね。しかし、今回の今のご説明だと、それが条件がかなえば、つまり見渡しができるということなのだろうと思うのですが、3ユニットを2人ということになれば、三九、二十七人、27人をたった2人で夜中見ることに持っていく。改正というより、これ改悪ではないかというふうに思うのですが。

団塊の世代が入所、入居をされることが予測される、増えていくということはこれ重々分かっていることなのではと思いますが、したがって介護職員、介護施設含めて今まで以上に充実をさせていかなければならない。なぜ介護職員が集まらないかという背景の一つに、仕事がきつい、その上、報酬がそれに伴ったものになっていないということがあって、その部分を改善して、多くの人に仕事に就いていただくというふうに持っていくのが、改善だと思うのですが、今回のような提案になっていくと、それに逆行していくことになるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 確かに担当する人数が増えるということになりますと、介護職員の負担というのは増えていくということにもなるかと思いますが、必ずそうしなさいというわけではありませんことと、あとユニットが同一階に隣接していて、職員が円滑に利用者の把握ができ、速やかな対応ができる安全策を取っているという、その前提の元に増えるということにはなるかなと思っております。現在、町内の中では、3ユニットというところはございませんが、この先増えていったときに、そのあたりのところも考える事業者出てくるかなと思っております。

報酬というあたりにつきましても、確かに今まで処遇改善などをされて、そのあたりの対応もされてきているところではあります、十分といえるところかどうかもあるとは思いますが、現実的に今、人の確保というところが難しかったりしますと、実際にその事業を運営している事業所についても、事業自体ができなくなってしまうという。基準の緩和がなければ、事業自体を実際にできなくなってしまうというところもありますので、そういう団体からの、人を何とか確保、難しいというところで、そのあたりの対応ができないかというところは、意見も出されているというふうには聞いております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 待遇の改善、報酬の問題も触れられましたが、これまで何度か介護職員の報酬単価の引き上げというのが、多くはないですが、様々な形取られてやってこられたと。しかし、現実にはそれが直接職員の報酬に全額回るということは少なく、経営自体が大変困難な状況にあるところもあるわけですから、そういったところにも活用されていくということもあり、抜本的な改善はされないで今日迎えているのですよね。そして、昨年の2月からのコロナにおいては、クラスターの発生というのは、病院と介護施設が50%を超えているという報道もあります。どれだけ職員の方た

ちが、自己犠牲というふうに言っているのでしょうか、本当に困難な中で、介護のサービスを支えてきている、提供してきているというのが今の現実で、来られる方が少ないと、施設側としては、維持できないとなると、何とかそこの基準だけ緩くして認めてくれというのが、出てくるかもしれませんが、現実にはそこに働いていて、本当の意味のサービスを提供しようとする、全くそれを私は逆行と思いますけれども、逆行する中身で提案されていると思うのですよね。そもそも介護保険、介護サービスというのは、社会で介護を支えるということを大前提にスタートした制度であるわけですから、こういった、なお過酷な労働につながるようなことではなくて、抜本的に国の予算につけるのですけれども、そういったところを保障することによって、魅力ある仕事だというふうになって、介護サービスに関わる仕事に就く人を増やしていくということが、大事なのだと思うのですよね。それに私は、今回の改定つながらないのではないかと。もう一度申し上げますが、その認識が変わらないのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 中橋委員のおっしゃる部分でございますけれども、今回のこの条例の提案に至りますといえますか、介護報酬の改定と併せて、この介護サービスに係る基準につきましては、国の社会保障審議会、介護給付分科会での審議を経て、こういう形で定まってきたものというふうに思います。

先ほどのユニットの関係とかもありますけれども、これに関しては、国の基準に従うべき基準という位置付けでありますので、基準の見直しの中で、当然施設側の代表者も入ってきた中で、いろんな議論を経て定まってきたもの。やはり現実、確かに介護人材に対する報酬とか手当とか待遇よくしていかなければならない、それはそのとおりだと思うのですけれども、施設側としては、今いる人材をどう有効的に活用して、どうサービスを維持していくか、そのあたりが求められてきて、こういう改正になってきているのかなというふうに思うところであります。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

野原議員。

○10番（野原恵子） 今の説明は、国の制度に基づいて、町側から提案されていると思います。ですから、町の担当者だけでの判断ということでは、非常に難しいことはあるのかなというふうに、私思っている、聞いてはいるのですけれども、実際に介護施設の現場に行ったときに、本当に施設の責任者も介護者も、どんな思いで介護しているのか、その現実をしっかりと見極める必要があるのではないかと思います。

この提案の中には、施設側の方もいらっしゃるということだったので、そういう方々の施設を運営している方の規模とか、そういうところと、この地方で介護されている方のところでは、すごく違いもあるのではないかなというのもちっと心配しているところであるのですけれども、実際に今提案されたことは、中橋議員も言っていましたけれども、私も本当に同感であって、悪循環に陥るのではないかと心配されます。ですから、この点については、しっかりと国にこれでいいのかという意見を上げていっていただきたいというのと、現場をぜひ見ていただきたい。特に夜の介護者がどのような介護をしているのか、見ていただきたいというのと、それから資格があるということは、そういう知識を身につけるということでありまして、実際に現場に行ったときに、どういうふうに介護するというのは、無資格者と資格ある方とでは、その差が出てくると思うのですよね。そういうところもぜひ見ていただきたい。そのように私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 施設の方々との意見という部分に関しては、地域ケア会議等を通じて、この現状、そういったまた改正する内容について説明して、ご意見等も伺ってまいりたいというふうに思いますし、またその中で、国に要請していかなければならないことがあるのであれば、それはどのような方法で国に上げていくかということも踏まえて、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 若干補足して説明させていただきますけれども、やはりこれ地方分権の中で、こういうふうに町の条例で定めるというふうになっていて、このような膨大な定めをしなければならない。24 年以前、23 年までは、これ全て国の法律、省令で定まっていたわけですね。地方分権の流れの中でこういうふうに定めるようになっていきますけれども、先ほど来、部長も説明しましたがけれども、今回、先ほど中橋委員がおっしゃられたように、3 ユニットで 2 人云々というのは、私は前段の中で、今回の改正については、国の基準どおりに定めなければならないものという、我々には一番裁量権のない規定なのです。ですから、これに関して、これから国に意見を申すとか、そういうのはもう既に国の中で議論された中で決まってきたことですので、私たちとしては、これはこうせざるを得ないという認識でおりますので、そこはそういうものなのでございます。

そうは言いながらも、やはりこういうふうになると、本当に現場が大変な思いになってはいけませんから、今後ともやっぱりそういう施設の担当者の方々との意見交換というのは、継続的に進めて行かなければならないと考えております。そういった中で、もし不都合が生じた場合には、意見を国に対して申し上げるということは、やぶさかではありません。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 今、副町長説明されたのですがけれども、現在でも地域の方から、本当に介護されるほうも、介護している方からも、両方聞いているのです。そうすると、今でも本当に労働条件が、賃金の面ですとか、それから時間ですとか、本当に小刻みの介護をしている方ですとか、いろんな条件で働いている方がおまして、そしてほとんど介護 4 とか 5 の方は寝たきりの状態で、いろんな介護をしていく中での困難さって聞いているのですよね。その上での、国の制度だからということなのですがけれども、それでは、町としてそういう困難な状況があったときに、手だてを講じていく、そういうことも考えながら対応していくということをしていかなければ、本当に安心して介護を受けられるという、そういう状況にならないのではないかとという不安が非常に今感じまして、私も高齢になったときに、そうなるのかなと思って、非常にもう不安を覚えるのですよね。ですから、そういうことも含めてしっかりと対応を、町として手だて取れるところは手だてを取っていただきたい。このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） この条例につきましては、サービスを提供をする際の人員、設備、運営基準という部分の中ですので、町で困難な場合の手だてという部分が、どこまで取れるのかという部分もございまして、やはり先ほども申しましたが、地域ケア会議等でその施設の実態をよく掌握してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 26 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（寺林俊幸） 議長の簡易表決の宣言に対して、2 名以上からの異議がある場合、電子表決システムで採決いたしますが、ほかに異議がありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第 82 条の第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成の

ボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票を確定いたします。

投票総数 17、賛成 13、反対 4。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 27 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第 82 条の第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはございませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票確定。

投票総数 17、賛成 13、反対 4。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 28 号、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第 82 条の第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認めます。確定いたします。

投票確定。

投票総数 17、賛成 13、反対 4。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 29 号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押して

ください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第 82 条の第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票を確定いたします。

投票総数 17 名、賛成 13 名、反対 4 名。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 30 号、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 30 号、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 48 ページ、議案説明資料の 94 ページをご覧ください。

幕別町は、現在、駒畠、大豊、新和、幕別、忠類の 5 つの簡易水道を設置し、運営しております。

令和 3 年度から駒畠簡易水道の老朽化した農業水利施設の機能確保を図ることを目的として、北海道が事業主体となって、水利施設等保全高度化事業が計画されております。

本事業は、発電機を含む浄水場の改築のほか、送水管や配水池などの施設の更新等を行う道営事業であります。本事業の実施に併せて、給水区域を見直すとともに、これに関連して給水人口と 1 日最大給水量を改めようとするものであります。

議案説明資料の 94 ページをご覧ください。

改正の概要について申し上げます。

給水区域の変更区域図であります。

区域図の左側から中央部にかけて駒畠簡易水道の給水区域を、その右側に隣接する幕別簡易水道の給水区域をそれぞれ示しております。

網掛けしております字美川の一部の区域は、これまで幕別簡易水道の給水区域でありましたが、これを廃止し、駒畠簡易水道の給水区域に加えるものであります。

また、令和 3 年度からの道営事業の実施に当って、人口や給水量について将来推計を行い、簡易水道の事業計画を見直す必要が生じたことから、駒畠簡易水道は、給水人口と給水量を、幕別簡易水道は、給水人口を、変更するため、本条例を改正し、併せて文言整理を行うものであります。

本条例の改正後に水道法の規定に基づき、駒畠簡易水道事業の変更届と幕別簡易水道事業の一部廃止届を北海道へ提出し、道営事業が進められるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

95 ページをご覧ください。

第 2 条は、簡易水道ごとに給水区域、給水人口、1 日最大給水量を規定しております。

第 1 号の駒畠簡易水道は、給水区域に「字美川の一部」を加え、給水人口を「430 人」から「305 人」に、1 日最大給水量を「505 立方メートル」から「307 立方メートル」に改めるものであります。

区域は拡大いたしますが、区域内の人口減少と、畑かん用水普及による簡易水道給水量の減少を反映させるものであります。

第 4 号の幕別簡易水道は、給水区域を「字美川の全域」から「字美川の一部」に、給水人口を「940 人」から「653 人」に改めるものであります。

区域内の人口減少を反映させるものであります。

第 3 号の新和簡易水道と第 5 号の忠類簡易水道は、文言整理であります。



議案書の 48 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 3 月 12 日から 18 日までの 7 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、3 月 12 日から 18 日までの 7 日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 3 月 19 日午後 2 時からであります。

16 : 33 散会

# 第 1 回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和 3 年第 1 回幕別町議会定例会  
(令和 3 年 3 月 19 日 14 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）  
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
7 岡本眞利子      8 荒 貴賀      9 酒井はやみ  
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 33 号 令和 2 年度幕別町一般会計補正予算（第 13 号）  
日程第 3 議案第 3 号 令和 3 年度幕別町一般会計予算  
日程第 4 議案第 4 号 令和 3 年度幕別町国民健康保険特別会計予算  
日程第 5 議案第 5 号 令和 3 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 6 議案第 6 号 令和 3 年度幕別町介護保険特別会計予算  
日程第 7 議案第 7 号 令和 3 年度幕別町簡易水道特別会計予算  
日程第 8 議案第 8 号 令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計予算  
日程第 9 議案第 9 号 令和 3 年度幕別町個別排水処理特別会計予算  
日程第 10 議案第 10 号 令和 3 年度幕別町農業集落排水特別会計予算  
日程第 11 議案第 11 号 令和 3 年度幕別町水道事業会計予算  
(日程第 3 ～ 日程第 11 令和 3 年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告)
- 日程第 12 議案第 34 号 令和 3 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）  
日程第 13 議案第 35 号 令和 3 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 14 議案第 36 号 令和 3 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 15 議案第 37 号 令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 16 議案第 38 号 令和 3 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 17 議案第 21 号 幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例  
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第 18 議案第 25 号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例  
(民生常任委員会報告)
- 日程第 19 議案第 32 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に  
係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 21 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 22 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
常任委員会所管事務調査報告  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)  
常任委員会重要活動テーマ調査報告  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)  
閉会中の継続調査の申し出  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

# 会議録

令和3年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年3月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月19日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘  | 2 小田新紀  | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至  | 5 小島智恵  |
| 6 若山和幸  | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀  | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 |         |         |         |         |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

農業委員会会長 谷内雅貴

代表監査委員 八重柏新治

選挙管理委員会委員長 難波勝美

企画総務部長 山岸伸雄

住民福祉部長 細澤正典

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 笹原敏文

会 計 管 理 者 合田利信

忠類総合支所長 川瀬吉治

札内支所長 原田雅則

教 育 部 長 山端広和

政策推進課長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地域振興課長 亀田貴仁

糠内出張所長 天羽 徹

住民生活課長 谷口英将

防 災 環 境 課 長 寺田 治

保 健 課 長 金田一宏美

農 林 課 長 香田裕一

商工観光課長 西嶋 慎

水 道 課 長 松井公博

保健福祉課長 林 隆則

学校教育課長 宮田 哲

生涯学習課長 石田晋一

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- |         |        |         |
|---------|--------|---------|
| 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ |
|---------|--------|---------|

# 議事の経過

(令和3年3月19日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番岡本議員、8番荒議員、9番酒井議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

令和3年度幕別町各会計予算審査特別委員会、総務文教常任委員会及び民生常任委員会に付託いたしました議案について、会議規則第77条の規定による審査結果報告書が、第4回定例会で派遣の決定いたしました議会報告会 ～オンライン対応～ に係る議員派遣結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。後ほどご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、議案第33号、令和2年度幕別町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第33号、令和2年度幕別町一般会計補正予算（第13号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,637万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ215億7,688万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをご覧ください。

「第2表 繰越明許費補正」「1追加」であります。

2 款総務費、1 項総務管理費「防災行政無線システム整備事業」2,032 万 6,000 円であります。

本年 1 月 31 日から町内各所において 125 回の配布説明会を開催し、戸別受信機の配布を進め、並行して、電波受信が良好でない世帯に対しては建物等に屋外アンテナを設置するため、その設置必要数を全世帯の 5 %相当と見込み、650 基の設置工事を予算化しておりました。

これまでは、冬期間のために電波の受信状況が良好であることなどから、現時点においてアンテナ設置の申請が少数にとどまっておりますが、春以降、樹木の繁茂に伴い、受信感度が低減することが予想され、それにつれて工事要望が見込まれますことから、事業費の一部を令和 3 年度に繰り越すものであります。

次に、「小・中学校教育活動継続支援事業」1,268 万円であります。

国の第 3 次補正予算で、小・中学校における感染症対策に必要な物品や、教職員の感染防止等のための研修に必要な研修図書などの購入が、新たに国の補助事業として追加されましたことから、事業費の全額を令和 3 年度に繰り越すものであります。

6 款農林業費、1 項農業費「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」3 億 2,880 万 3,000 円であります。

幕別町幕別札内畜産クラスター計画に基づき、札内地区の 1 農業経営体が、計画している家畜飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の建設に対し、令和 2 年度予算として国から間接補助金が交付されることとなりましたが、令和 3 年度中の工期となりますことから、事業費の全額を令和 3 年度に繰り越すものであります。

次に、「2 変更」であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費「新型コロナウイルスワクチン接種事業」であります。

去る 3 月 5 日に、一般会計補正予算第 12 号として、当該事業に係る繰越明許費 6,109 万 7,000 円を追加いたしました。本日、追加補正を提案いたしております事業費の 100 万円を加え、6,209 万 7,000 円に変更しようとするものであります。

このうち令和 2 年度内に経費の支出が終わらない額について、繰り越すものであります。

5 ページになります。

「第 3 表 地方債補正」「1 変更」であります。

防災行政無線システム整備事業について、本年度に実施する事業費が確定いたしましたことから借入額を変更するものであります。

補正前と比較して 5,620 万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

8 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、13 目防災諸費 5,610 万 7,000 円の減額であります。

本年度に実施する事業費の確定に伴い減額するものであります。

22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 1,268 万円の追加であります。

別冊の議案説明資料で事業概要をご説明いたしますので、議案説明資料の 2 ページをお開きください。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業」であります。

「1 小・中学校教育活動継続支援事業」1,268 万円であります。

国から学校規模に応じて定額交付される補助金を活用して、小・中学校における児童生徒・教職員等の感染防止対策に必要な物品の購入や、教職員の感染防止のための研修等で必要となる研修図書などの経費を支援するものであります。

また、児童生徒の学びの保障のため、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施するために必要となる物品を購入するもので、本年度 2 回目の実施であります。

「積算」の欄に記載しておりますのは、学校規模に応じて国から交付される補助金額で、小規模校は、札内中学校と札内南小学校以外の 12 校で各 40 万円が、中規模校は、札内中学校で 60 万円が、大

規模校は、札内南小学校で 80 万円が国から交付されます。

この国からの補助金に加え、それと同額が臨時交付金の別枠分として算定されますことから、各学校へは、括弧書きで「補助対象経費」と記載しております、倍額の 80 万円、120 万円、160 万円をそれぞれ交付するものであります。

参考として、隅つき括弧で昨年 9 月の補正予算（第 7 号）の事業費を記載しております。

表の最下段に記載のとおり、今回の臨時交付金事業費の総額は 1,268 万円であります。

臨時交付金以外の国・道補助金が 620 万円、別枠で算定される臨時交付金が 620 万円、残額の 28 万円に臨時交付金地方単独事業分を充当するものであります。

3 ページになります。

これまで 6 度にわたり計上してまいりました令和 2 年度分の臨時交付金地方単独事業の合計額は 9 億 975 万 4,000 円で、予算上は 3,769 万 5,000 円超過しているものであります。

以上で、予算説明資料の説明を終わります。

議案書の 8 ページにお戻りください。

22 目は、ただいまご説明いたしました「小・中学校教育活動継続支援事業」であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、8 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費 100 万円の追加であります。

一人ひとりのワクチン接種記録を管理するため、町の健康管理システムと住民基本台帳システムの 2 つの電算システムと国のワクチン接種記録システムとを連携できるよう、町のシステム改修に要する費用を追加するものであります。

9 ページになります。

6 款農林業費、1 項農業費、5 目畜産業費 3 億 2,880 万 3,000 円の追加であります。

繰越明許費でご説明いたしましたが、細節 3 は、札内地区で計画されております家畜飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の建設に対しての国からの間接補助金、細節 4 は、町から幕別札内地区畜産クラスター協議会を経由して農業経営体に交付する必要がありますことから、その振込手数料相当額を補助するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6 ページにお戻りください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 9 万 4,000 円の追加であります。

現年課税分であります。

16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 1,268 万円の追加であります。

小・中学校教育活動継続支援事業に係る国からの臨時交付金と補助金であります。

3 目衛生費補助金 100 万円の追加であります。

ワクチン接種記録の管理に係る電算システム改修に係る国からの補助金であります。

17 款道支出金、2 項道補助金、4 目農林業費補助金 3 億 2,880 万 2,000 円の追加であります。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業道補助金であります。

7 ページになります。

23 款 1 項町債、1 目総務債 5,620 万円の減額であります。

防災行政無線システム整備事業の事業費確定に伴う減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、令和3年度幕別町一般会計予算から日程第11、議案第11号、令和3年度幕別町水道事業会計予算の9議件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長荒貴賀議員。

○8番(荒 貴賀) 令和3年度幕別町各会計予算の審査について、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和3年3月19日

幕別町議会議長寺林俊幸様

令和3年度幕別町各会計予算審査特別委員会委員長荒貴賀

予算審査特別委員会報告書

令和3年3月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

記

1、委員会開催日

令和3年3月2日、16日、17日(3日間)

2、審査事件

議案第3号、令和3年度幕別町一般会計予算

議案第4号、令和3年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第5号、令和3年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号、令和3年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第7号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計予算

議案第8号、令和3年度幕別町公共下水道特別会計予算

議案第9号、令和3年度幕別町個別排水処理特別会計予算

議案第10号、令和3年度幕別町農業集落排水特別会計予算

議案第11号、令和3年度幕別町水道事業会計予算

3、審査の結果

議案第3号、令和3年度幕別町一般会計予算から議案第11号、令和3年度幕別町水道事業会計予算までの9議件の原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長(寺林俊幸) 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、議案第3号、令和3年度幕別町一般会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号、令和3年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第4号、令和3年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、令和3年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、令和3年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 17、賛成 13、反対 4。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、令和3年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。



したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 9 号、令和 3 年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 10 号、令和 3 年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 11 号、令和 3 年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 12、議案第 34 号から日程第 16、議案第 38 号までの 5 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 12、議案第 34 号から日程第 16、議案第 38 号までの 5 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 12、議案第 34 号、令和 3 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 34 号、令和 3 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 6,291 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 166 億 2,791 万 5,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

今回の補正予算は、本年3月から適用される公共工事設計労務単価の引上げに伴う追加経費と、新型コロナウイルスワクチンの接種経費、加えて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、令和3年度事業として感染防止対策と停滞する地域経済支援策などに速やかに対応するため、緊急的に取り組まなければならない事業について予算化し、提案するものであります。

議案説明資料の4ページをお開きください。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業」であります。

「1 新型コロナウイルス対策事業」事業費 320 万 9,000 円であります。

「事業内容」の欄に記載しておりますように、公共施設における感染防止対策として、アルコール消毒液やハンドソープ等を購入するものであります。

「2 公共施設感染防止対策事業」128 万 7,000 円であります。

庁舎や支所等の住民窓口に設置している飛沫感染防止用パーティションの透明シートをアクリル板に更新するものであります。

また、白銀台スキー場トイレの手洗い場に係る自動水栓化改修工事を実施するものであります。

「3 公共的空間安全・安心確保事業」485 万 9,000 円であります。

本庁舎を利用される方に、マスクの着用や手洗いの徹底などの感染防止の取組や町内の感染状況等をリアルタイムに発信することなどを目的に、平面ディスプレイに映像や文字を表示する情報・広告媒体である「デジタルサイネージシステム」を設置するものであります。

また、近隣センターや公民館において、3密の回避と身体的距離を確保するため、机1台につき1人の配置が可能となるよう、机・椅子を購入するものであります。

5ページをご覧ください。

「4 公共施設換気対策事業」1,871 万 4,000 円であります。

換気対策を適切に行うため、庁舎内に設置している換気装置集中制御盤にタイマーを取り付けることで、庁舎1階から3階までのエコボイドを定時かつ自動的に開閉させ、きめ細やかな換気を可能とするものであります。

また、厳冬期における換気対策を行うため、札内コミュニティプラザの大集会室のFF式温風暖房機2台の更新とアルコ236の全客室17室と新たに1階南側に整備する客室4室、脱衣室の男女各1室、合わせて23室に換気機能のついたエアコンを設置するものであります。

「5 公共施設衛生環境改善事業」276 万 6,000 円であります。

幕別パークプラザ1階トイレの衛生環境を改善するため、和式トイレの洋式化改修工事に併せて、全てのトイレの洗浄機能付便座取付工事と手洗い場の自動水栓化改修工事を実施するための費用を幕別町商工会に補助するものであります。

「6 子育て支援施設感染防止対策事業」1,654 万 3,000 円であります。

町立保育所、へき地保育所、学童保育所における感染防止対策として、冬期間の手洗いを励行するため、温水化に対応していない保育所等の手洗い場に係る温水化改修工事を実施するものであります。

また、町立保育所における感染防止対策のための消耗品を購入するとともに、私立保育所に対して消耗品の購入に要する費用を補助するものであります。

6ページになります。

「7 医療・福祉施設等感染予防対策支援事業」462 万 3,000 円であります。

町内の医療・福祉施設等を運営する事業者に対し、施設等の消毒や洗浄等に要する費用の一部を事業所の区分と人数に応じて支援するものであります。

「事業内容」欄の中段の「交付金額」に記載のとおり、区分割として、病院10万円、診療所5万円、薬局3万円を、福祉関係の入所施設5万円、通所サービス提供事業所3万円、訪問サービス提供事業所2万円を交付するものであります。

加えて、人数割として、訪問サービス提供事業所、診療所、薬局を除く事業所等の定員または病床数に応じて1人当たり1,000円の支援金を交付するものであります。

「積算」欄には、上段に「具体例」を、下段に参考として昨年５月の補正予算第３号の支援事業費を記載しております。

７ページをご覧ください。

「８ 医療・福祉施設等従事者用宿泊施設確保事業」320万8,000円であります。

今後、町内の医療・福祉施設等において、感染者等が発生した際に、直後の感染拡大防止の観点から、基本的に、感染者等と接する業務に従事する施設職員で、同居家族がいる職員の一時的な滞在場所として、町内の宿泊施設を借り上げ、その宿泊に要する費用を負担しようとするものであります。

本定例会の初日に提案いたしました令和２年度補正予算第１１号と同様、あらかじめご協力を承諾いただいておりますのは、札内西町の「ホテルアルムもみの木帯広東」であります。

１棟26室の31日分の宿泊費320万8,000円を計上するものであります。

「９ 頑張る事業者事業継続支援給付事業」1,000万円であります。

本年２月の補正予算第１０号で提案いたしました当該事業の予算に不足が見込まれますことから、対象事業者を20者分、1,000万円を令和３年度予算に追加するものであります。

交付対象事業者と交付金額は、同様であります。

８ページになります。

「１０ スーパープレミアム商品券発行事業」4,489万2,000円であります。

新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えた段階において、速やかに消費の喚起と経済の循環を図るため、昨年７月の販売時と同様に、プレミアム率50%、そのうちの30%分を飲食店及び宿泊業に限定するスーパープレミアム商品券を発行する幕別町商工会に対し、プレミアム率50%相当額と事務経費を補助するものであります。

「発行内容」に記載のとおり、7,500円分の商品券１セットを、5,000円で1万5,000セット販売するもので、事業規模は、下段に記載のとおり1億1,250万円であります。

「積算」欄に記載のとおり、50%相当のプレミアム分3,750万円に、商品券等印刷費などの事務費739万2,000円を加えて、幕別町商工会に補助するものであります。

「１１ 観光施設誘客促進事業」3,721万3,000円であります。

新型コロナウイルスの感染拡大により大きく影響を受けているアルコ236において、さらなる誘客を促進し、経済活動の回復を図ることを目的に、第２宴会場の「陽光の間」を客室４部屋に改修し、あわせて、気軽にキャンプ気分を堪能することができる「グランピング」を展開するため、ホテル南側の緑地帯に２基のデッキと通路を設置するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、４部屋への改修工事費と備品、グランピング設備整備工事費を計上するものであります。

「１２ 防災拠点施設感染防止対策事業」465万8,000円であります。

防災拠点であります消防施設において、消防職員の感染防止対策として、防寒感染防護衣などの消耗品とリモート会議用モニター等を購入するものであります。

９ページをご覧ください。

「１３ 小・中学校感染防止対策事業」338万8,000円であります。

小・中学校における感染防止対策として、町立保育所などと同様に、冬期間の手洗いを励行するため、温水化に対応していない糠内小、忠類小、忠類中の手洗い場に係る温水化改修工事を実施するものであります。

「１４ しらかば大学安全確保事業」69万3,000円であります。

しらかば大学の開催に当たって、３密回避と身体的距離を確保するため、クマゲラ校の受講者の送迎について、町の福祉バスで不足する分を借り上げバスにより対応するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、33人乗り７回分と50人乗り３回分を見込んでおります。

「１５ 社会体育施設感染防止対策事業」16万8,000円であります。

町民プールの感染防止対策として、小学校の水泳授業で利用する際に更衣室に入る人数を制限し、

混雑を緩和するため、混雑が特に見込まれる札内南プールと札内北プールに臨時的にユニットハウスを設置するものであります。

表の下段に記載のとおり、今回の臨時交付金事業費の総額は1億5,622万1,000円であります。

臨時交付金以外の国庫補助金が100万円、残額の1億5,522万1,000円に臨時交付金地方単独事業分を充当するものであります。

下の表に記載のとおり、令和2年度の臨時交付金地方単独事業分の合計9億975万4,000円に今回の令和3年度事業分1億5,522万1,000円を加えた10億6,497万5,000円が臨時交付金地方単独事業分の合計であります。

表の欄外に記載をしておりますように、国の交付限度額、「第1次分」から「第3次分」までと、国庫補助事業に係って特例的に算定されます「補助裏分（法定率事業分）」140万9,000円を含めた臨時交付金地方単独事業分の交付限度額の計は、8億7,346万8,000円であります。

このうち、既に令和2年度事業に充当している7億5,478万円を除いた額、下線表示をしておりますが、1億1,868万8,000円を令和3年度事業の1億5,522万1,000円に充当いたしますので、令和3年度事業費においては、現時点で、【限度額超過分】に記載しております3,653万3,000円が超過しております。

令和2年度事業同様、事業完了後において、臨時交付金の国への返還とならないよう、今後も適正な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

以上で、予算説明資料の説明を終わります。

議案書にお戻りいただき、5ページをご覧ください。

はじめに、歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費1億5,622万1,000円の追加であります。

ただいま予算説明資料で説明いたしました「◎新型コロナウイルス対策事業」から、8ページまでにわたりますが、3つ目の「◎社会体育施設感染防止対策事業」まで、15の事業を事業ごとに節立てして計上しております。

ここでの説明は省略いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費1万円の追加であります。

葬斎場の管理委託の設計時に採用している公共工事設計労務単価の引上げに伴い、令和3年度委託料を増額するものであります。

農林水産省と国土交通省は、本年2月19日、令和2年度に実施した公共工事労務費単価調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、本年3月から適用すると公表いたしました。

全国全職種単純平均では、対前年度比1.2%の引上げとなりましたが、北海道平均で0.6%の引上げとなったことに伴い、複数年契約を締結している当該業務委託に係る当初の設計金額に対して、5%を超える変動となり、令和3年度の契約において不足が見込まれますことから、所要の費用を追加しようとするものであります。

8目新型コロナウイルスワクチン接種事業費1億484万2,000円の追加であります。

全額、国の負担金を充当しております。

令和2年度補正予算で、2月5日と3月5日の2度にわたり、①ワクチン接種体制を確保するための経費と、②対象者に発送するワクチン接種クーポン券の作成経費などを計上してまいりましたが、今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種と集団接種に係る医療機関への接種業務の委託経費が主なものであります。

9ページにかけてであります。10節は、接種会場でのグローブや手指消毒剤などの消耗品を、12節は、ワクチン接種委託料であります。

国から示されました単価に基づき、個別接種分は単価2,277円で2万8,546回分を、集団接種分は単価2,079円で1万7,500回分を見込み、合わせて4万6,046回分、16歳以上の町民の100%に当た

る分を計上しております。

17 節は、集団接種会場で使用するパーティションなどの備品を整備するための費用を追加するものであります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費 2 万 6,000 円の追加、6 款農林業費、1 項農業費、7 目農地費 3 万 3,000 円の追加。

10 ページになります。

8 款土木費、3 項都市計画費、2 目都市環境管理費 171 万 9,000 円の追加、10 款教育費、6 項保健体育費、2 目体育施設費 6 万 8,000 円の追加であります。

いずれも、労務単価の上昇に伴い、所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページまでお戻りください。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税 185 万 6,000 円の追加であります。

現年課税分であります。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費負担金 1 億 484 万 2,000 円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 1 億 1,968 万 8,000 円の追加であります。

細節 5 は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、細節 6 は、保育対策総合支援事業費国庫補助金であります。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 3,653 万 3,000 円の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 1 点お伺いしたいと思います。

説明資料の 4 ページ。事業の 3 つ目の公共的空間安全・安心確保事業の、庁舎にデジタルサイネージを置くというお話がありました。ご説明では、感染防止の取組は、町内の感染状況をリアルタイムに発信するということで、庁舎に置いたというお話がありました。

私が単純に思ったのが、なぜ本庁舎だったのか。たくさんの人たちにお知らせするのであれば、コミュニティプラザのほうがよかったのではないかという思いがあります。要は、庁舎に来る方は、きっと町の役場の方に相談に来るとか、何か理由があって来ているのだと思うのです。でも、札内コミュニティプラザの場合は、たくさんの人たちがグループで利用したりですとか、特に 9 時、10 時まで、遅くまで動いているという観点もあって、より多くの人たちに啓発やお知らせすることができるというふうに考えたものですから、なぜ役場庁舎になったのか理由をお示してください。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 今回、役場本庁舎にというところで、利用者のことを申し上げますと、確かに札内のコミュニティプラザという選択肢もございますけれども、まず理由として、札内のコミプラについては、入って中央部分に、既に表示ができる、ちょっと名称がデジタルサイネージと申し上げてよろしいでしょうか、そういったものの設置が既にもう行われておりますので、それで今回は本庁舎に設置するというものでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） コミュニティプラザにあるのは、いわゆる部屋の案内掲示板だったというふうに理解しております。コロナの状況がこうですとか、感染対策に気をつけてくださいというものが表示されているようなものではなかったというふうに認識していますが、要は利用勝手が違うものと認識していますが、私の認識の間違いでしょうか、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 今、コミプラにあるのも、いわゆるデジタルサイネージといいまして、今は確かにその日あるようなイベントあるいは会議室の利用についての表示が主でございますけれども、あれについても、いろんな啓発等をできるような仕組みになっておりますので、本庁舎同様に、そういった機能をこれから十分活用してまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

内山議員。

○3番（内山美穂子） 1点伺いたいのですけれども、医療・福祉施設等従事者用宿泊施設確保事業なのですが、前回の令和2年度の補正予算で、医療に従事している方のところでクラスターが発生した場合、ホテルを1か月借り上げるという予算が出たのですけれども、今年度も一月分ということを出ているのですけれども、ちょっと私もよく分からないのですけれども、前回3月31日までに出なかった分は、そのままということなのですよ。それと、新たに1か月分ということで、出るか出ないか分からない。出たとしても、何回も出るかもしれないということもありますが、その辺についてはどうお考えか、まずお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 3月2日の定例会で一般会計補正第11号で計上した部分に関しましては、令和2年度の事業ということですので、3月31日までに執行がない場合は不用額という形で処理されます。

今回提案させていただいておりますのは、令和3年度の事業ということで、基本的な考え方に関しては、ほぼ同じ考え方ではありますが、同じ金額、ただ、これもクラスターの発生状況によって、この金額で足りるのか足りないのかというのは不明なところでありますけれども、まず、クラスターが発生したときに、最低限1か月程度必要だろうということの中での予算計上ということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） コロナの感染の状態というのは、幕別だけとか、帯広だけということではなくて、医療とか福祉の施設でクラスターが出るというのは、もう十勝管内どこで起きてもおかしくないと思うのです。それで、今後、広域で考えて、町の予算だからちょっとよく分からないのですけれども、広域で負担金を出し合って、それでそれぞれ出たところが使うというような形というのはできないものかどうか、ちょっと基本的なことが分かっているものであれなのだと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 今回のこの事業というのが、まず町内の事業者でクラスターが発生したときに、事業の継続と、従業員の方が家に帰ると家庭内感染をしてしまうという恐れ、そういう不安を解消してあげたいという部分の中の制度という形ですので、十勝全体でという部分の中では、なかなかどういう形で、連合的にやればいいのかという部分はあるのでしょうかけれども、まず、うちの町の事業を継続的に行っていただきたい、でないとサービスを利用される方が大変困難になってしまうということ、それを避けたいという事業であります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 今の意味は大変分かるのですけれども、それぞれの町村とかで、同じような、自分の町で出た場合とかでストックしていて、結局出なかったときに、たくさん出たときに融通し合うようなことができればいいのかなというふうに私はちょっと考えたので、制度的に難しいのであれば、それはそうなのでしょうけれども、そういうちょっと疑問があつて質問させていただきました。

○議長（寺林俊幸） よろしいですか。

ほかにありませんか。

谷口議員。

○12番（谷口和弥） 同じく、医療・福祉施設等従事者用宿泊施設確保事業について質問させていただきます。

平成2年度の補正予算の中で、先日提案されてきて、この説明資料によると、同様のものがまた令

和3年度の事業として新たに予算が組まれたと、そういうことですね。そこで、改めて私自身がちゃんとこの事業を押さえないものだから、確認させていただきます。

対象施設、ここでは一番最初に医療施設、病院とあるわけなのですが、例えば、病院の入院患者さんでクラスターが発生したと。幕別町内には病院が1つあるわけですが、ということは、当然、病院の入院施設に関わる従業員さん、医療従事者については、この対象になるだろうと。だけれども、その1つの建物の中に、当然外来があり、デイサービスがありということになってくる。その中では、職員の行き来があって、これも濃厚接触者となり得る可能性がある。だけれども、入院の施設の従事者でないから、この事業の対象にならないということはあるのでしょうか。

例えば、老人福祉施設、大規模特養の施設で言えば、あそこには当然入所施設もあるわけですが、そこに居宅介護支援事業所があり、デイサービスがあり、通所、入浴サービスがあったりする。同様に、全ての入所施設以外の職員が、同じくクラスターの中の影響を受ける可能性がある。小規模特養の、幕別町内の事業所においても、老人福祉施設のほかに小規模多機能の従業員がいたりする。

そういったケースがあるものだから、私はここで対象を、私の前回の理解は、入院や入所に関わるところの職員が対象になって、他は対象でないのだというような説明があって、そのように理解したのだけれども、今の私の理解は、まずは合っていますか。そして、もし合っているとしたならば、そういうケースが想定される。同じ屋根の下にあって、幾つもの事業所になるわけですが、一つ一つ独立しているわけだから、登録上は、対象になるものと対象にならないものがあるということであれば、それはいいことなのかどうなのか、そのことについてお考えをお聞きしたい。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 前回、令和2年度の事業の説明の際に、基本的に高齢者が入所、入院、居住する施設の従業員ということをご説明させていただいたところであります。先般の議会のご指摘を受けて、内部でも十分検討させていただきました。確かに、訪問施設、デイサービスなど、入院施設と同様に感染が疑われる方と継続的に接触するケースも考えられるということがあるだろうという判断に至りました。

そこで、令和3年度の事業の中では、この事業においても、クラスターの発生状況ですとか、施設の状況によって、入院、入所系の従業員に限定することなく、柔軟に、また、弾力的に、従業員の立場に立った考えで対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） それでしたら、大変、前回の説明から前進があったわけで、歓迎すべき内容だなというふうに思いました。そういうことでしたら、前回とは全然意味が違うというふうに理解したいと思います。

それで、今まだ令和2年度なわけですが、3月、まだ10日ちょっとあるわけなのですが、どうなる状況かわかりませんが、3月中にそういうケースが発生したときに、今のような柔軟な対応が、前回通った補正予算の中で対象とするという考えがあるのかどうかを確認しておきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 3月2日の説明の中で、入院施設にということで限定するというような説明をさせていただいたところですが、3月31日までにクラスターが発生して、それ以外の施設で、もし対応しなければならないような状況になったときには、柔軟に対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 35 号、令和 3 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)から日程第 16、議案第 38 号、令和 3 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)までの 4 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第 35 号、令和 3 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)から、議案第 38 号、令和 3 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)までについて、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第 35 号、令和 3 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 30 億 1,720 万 5,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

2 款保険給付費、2 項 1 目傷病手当金 50 万円の追加であります。

本日、本補正予算とともに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」を議案提出いたしております。

国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」の失効日を本年 6 月 30 日まで延長する条例改正議案であります。この改正に伴う予算の追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

2 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金 50 万円の追加であります。

特別調整交付金の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 36 号、令和 3 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 40 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4 億 8,439 万 9,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7 ページ、8 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

10 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 40 万 6,000 円の追加であります。



先ほどの一般会計と同様に、公共工事設計労務単価の引上げに伴い、所要の費用を追加するものがあります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9 ページになります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 40 万 6,000 円の追加であります。

現年賦課分であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 37 号、令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

11 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 62 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 9 億 9,931 万 7,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、12 ページ、13 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

15 ページをお開きください。

2 款事業費、2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費 54 万 7,000 円の追加、2 目札内中継ポンプ場管理費 4 万 2,000 円の追加、3 目管渠維持管理費 3 万 1,000 円の追加であります。

いずれも、公共工事設計労務単価の引上げに伴い、所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14 ページになります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料 62 万円の追加であります。

現年賦課分であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 38 号、令和 3 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

16 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 44 万 8,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 8,635 万 3,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、17 ページ、18 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

20 ページをお開きください。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 44 万 8,000 円の追加であります。

公共工事設計労務単価の引上げに伴い、所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

19 ページになります。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 44 万 8,000 円の追加であります。

現年賦課分であります。

以上で、特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 35 号、令和 3 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 36 号、令和 3 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 37 号、令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 38 号、令和 3 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

#### [委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第 17、議案第 21 号、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

総務文教常任委員会副委員長の報告を求めます。

副委員長田口廣之議員。

○11 番（田口廣之） 議案第 21 号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和 3 年 3 月 19 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会副委員長田口廣之

総務文教常任委員会報告書

令和 3 年 3 月 2 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

1、委員会開催日

令和 3 年 3 月 2 日、5 日（2 日間）

2、審査事件

議案第 21 号、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

3、審査の経過

慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

#### 4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第 17、議案第 21 号、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 21 号、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての副委員長報告は、原案を可とするものであります。

本件は、副委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 25 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長野原恵子議員。

○10 番（野原恵子） 議案第 25 号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和 3 年 3 月 19 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長野原恵子

民生常任委員会報告書

令和 3 年 3 月 2 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

#### 1、委員会開催日

令和 3 年 3 月 2 日、11 日（2 日間）

#### 2、審査事件

議案第 25 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

#### 3、審査の経過

審査に当たっては、第 8 期介護保険事業計画に基づく保険料の改定等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で結論を見た。

#### 4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第 18、議案第 25 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 25 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認めます。確定いたします。

投票総数 17 人、賛成 13 人、反対 4 人。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

#### [議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 19、議案第 32 号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 32 号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

追加で議案提出いたしました議案書の 1 ページと議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

昨年 5 月 15 日に開催されました令和 2 年第 1 回町議会臨時会において、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を、「令和 2 年 9 月 30 日」を失効日とする時限条例として議決をいただき、公布したところであります。

その後、厚生労働省からの通知に基づき、条例の失効日を、令和 2 年第 3 回定例会において「令和 2 年 12 月 31 日」に、令和 2 年第 4 回定例会において「令和 3 年 3 月 31 日」にと、2 度にわたり延長してまいりました。

本年 2 月 19 日付で、同省から「令和 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても財政支援の対象とする」と通知が出されましたことから、本町においても失効日を「令和 3 年 6 月 30 日」に改めようとするものであります。

議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

国の財政支援の適用期間に合わせて、附則第 2 項で、失効日を「令和 3 年 6 月 30 日」に改めようとするものであります。

議案書の1ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第22、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの3議件を一括議題といたします。  
説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 諮問第1号、第2号及び第3号の、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の49ページ、議案説明資料96ページをお開きください。

人権擁護委員法では、「人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。」と掲げ、市町村の区域に置くものと定めております。

同法第6条第1項において、「人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。」とし、同条第2項では、「法務大臣の委嘱は、市町村長が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。」と定めております。

また、同条第3項では、「市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。」と定めております。

本町においては現在6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、そのうちの3名が本年6月30日をもって任期満了となりますことから、3名の委員を推薦するため、議会の意見を求めようとするものであります。

はじめに、諮問第1号であります。

現人権擁護委員であります森廣幸氏を再度推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

50ページをご覧ください。

諮問第2号であります。

現人権擁護委員であります佐藤恵子氏が、本年6月30日をもってご勇退されますことから、その後任といたしまして佐々木美紀氏を推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

51ページをお開きください。

諮問第3号であります。

現人権擁護委員であります三島まゆみ氏が、本年6月30日をもってご勇退されますことから、その後任といたしまして遠藤恵子氏を推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

佐藤委員と三島委員には、平成 24 年 7 月から 9 年間の長きにわたり、多くの機会を通じて、地域住民からの様々な人権相談に親身に携わっていただきましたことに対しまして、ここに深く感謝とお礼を申し上げます。

推薦いたします 3 氏の任期は、いずれも令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 3 年間であります。

なお、3 氏の経歴につきましては、議案説明資料の 96 ページから 98 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

#### [委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第 23、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会副委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長より、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

日程第 24、常任委員会重要活動テーマ調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会副委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長より、重要活動テーマ調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

#### [閉会中の継続調査の申出]

○議長（寺林俊幸） 日程第 25、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員会副委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

「閉議・閉会宣告」

○議長（寺林俊幸） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和3年第1回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15：25 閉会